

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 638 979" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="134 979 616 1002" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-2                 </div>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足2-1)&gt;</p> <div data-bbox="91 212 640 986" style="border: 2px solid black; height: 485px; margin: 10px 10px;"></div> <p data-bbox="161 986 526 1005">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="584 986 622 1002">57-2-3</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違（57-2-33～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 162 640 951" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="143 951 609 970">特開みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-4</p>			<p data-bbox="1845 146 2136 194">【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

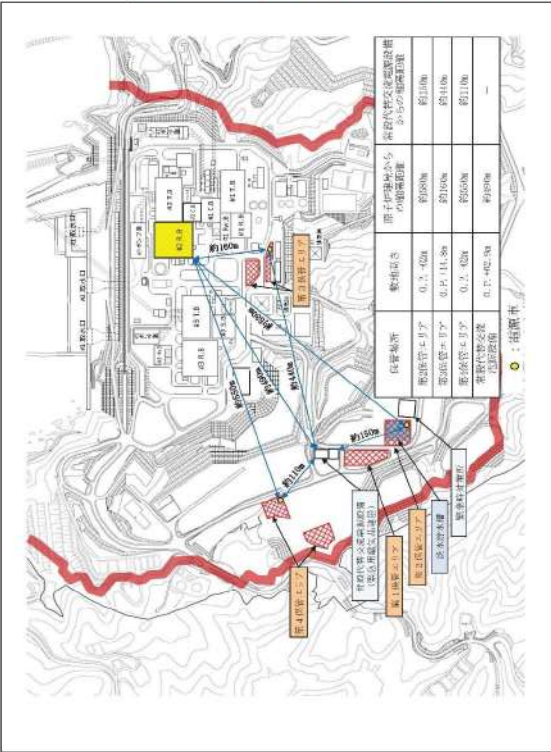
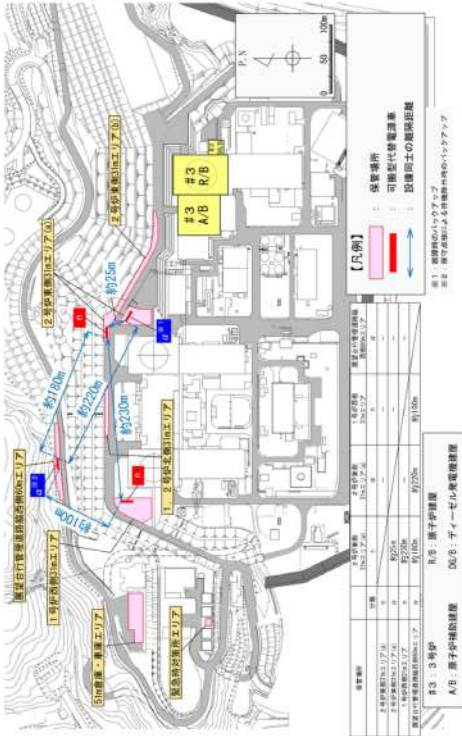
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足2-2)&gt;</p> <div data-bbox="85 210 636 997" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 246px;"></div> <p data-bbox="156 1002 627 1021">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>			<p data-bbox="1848 146 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-2-20～）</p>



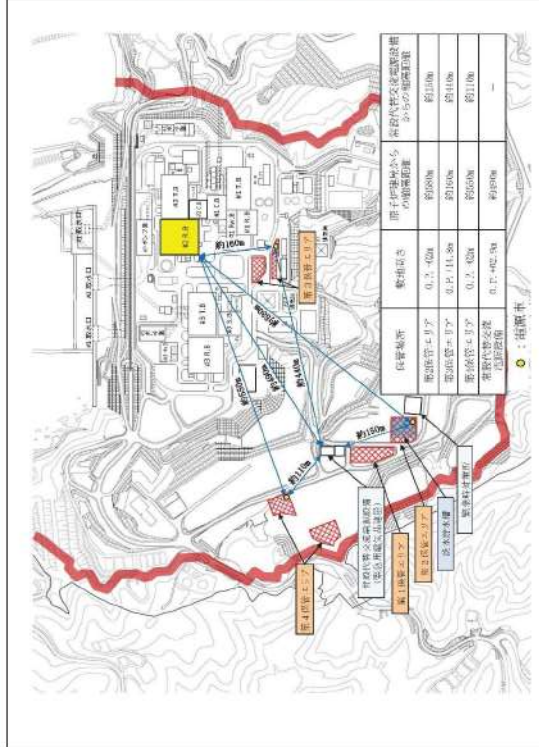
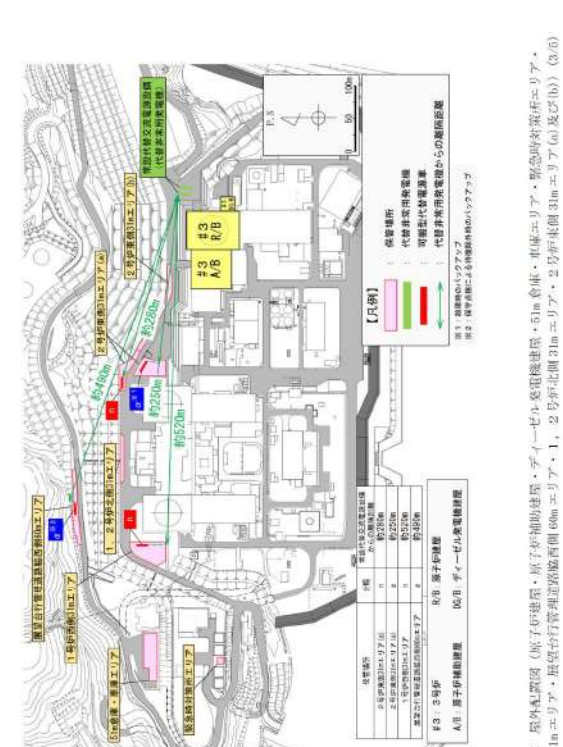
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

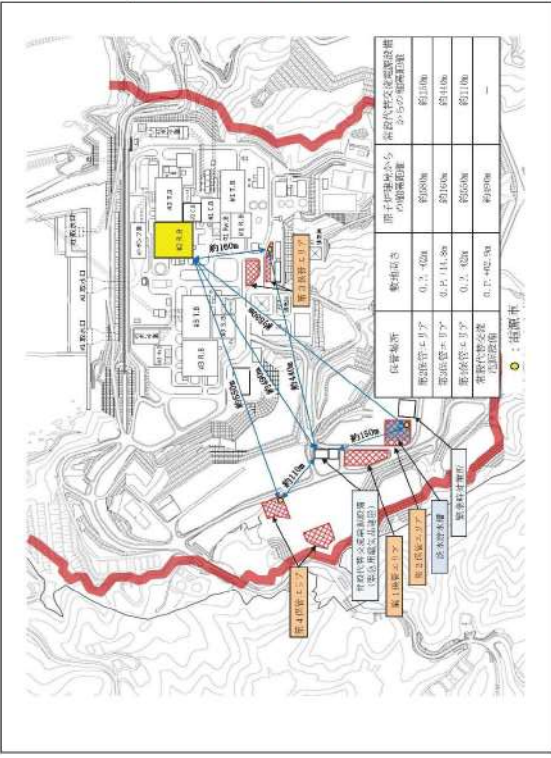
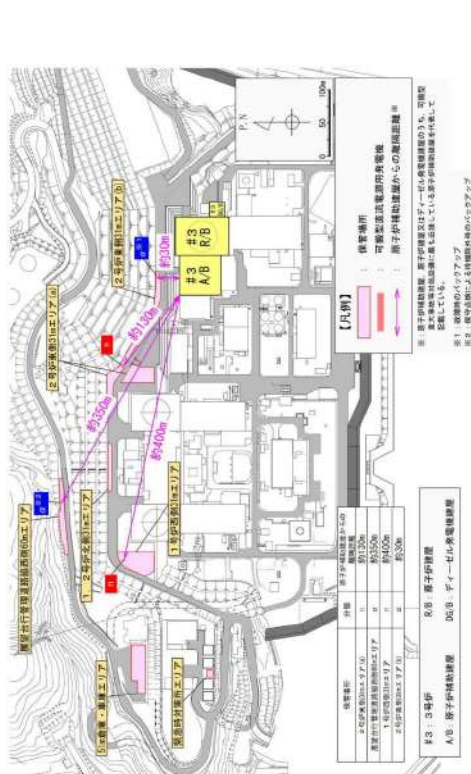
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-2 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・倉庫・車庫・車庫エリア・緊急時対策用エリア・1号炉西側31mエリア・展望台行管理道路脇西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (2/5)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-3 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時外来燃料エリア・1号炉西側31mエリア・2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (3/3)</p>	<p>【大飯】              記載の充実              ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

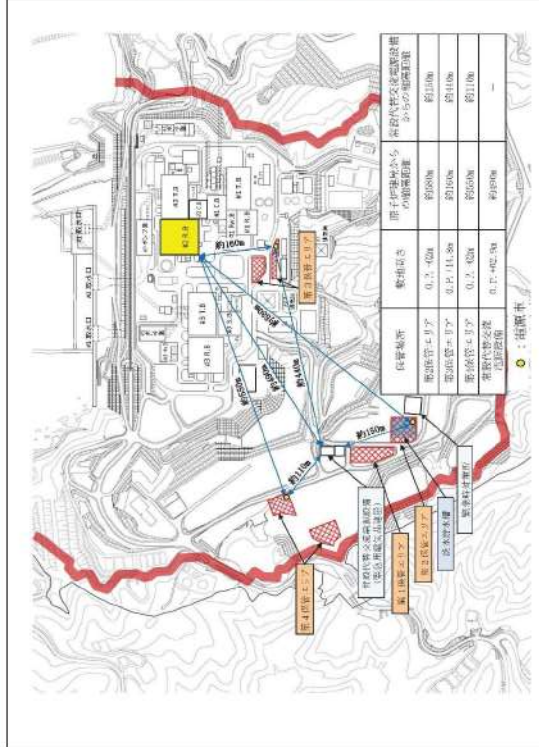
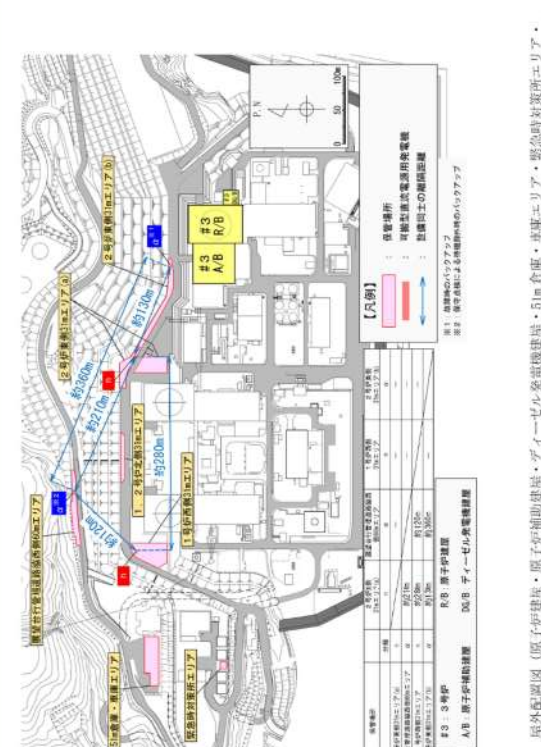
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <table border="1" data-bbox="1041 239 1198 606"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>敷地高さ</th> <th>原子炉建屋から 保管場所までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~11.5m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>蓄積用容器 貯蔵設備</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2~4保管エリア)</p>	保管場所	敷地高さ	原子炉建屋から 保管場所までの距離	貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m	貯蔵用エリア	0.7~11.5m	約100m	貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m	蓄積用容器 貯蔵設備	0.7~4.0m	約100m	 <table border="1" data-bbox="1601 710 1724 965"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>敷地高さ</th> <th>原子炉建屋から 保管場所までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~11.5m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>貯蔵用エリア</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>蓄積用容器 貯蔵設備</td> <td>0.7~4.0m</td> <td>約100m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図57-2-4 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・50m倉庫・車庫エリア・緊急時対応所エリア・1号炉南側31mエリア・既設台行政管理直轄部制60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (4/6)</p>	保管場所	敷地高さ	原子炉建屋から 保管場所までの距離	貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m	貯蔵用エリア	0.7~11.5m	約100m	貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m	蓄積用容器 貯蔵設備	0.7~4.0m	約100m	<p>【大飯】              記載の充実              ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>
保管場所	敷地高さ	原子炉建屋から 保管場所までの距離																															
貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m																															
貯蔵用エリア	0.7~11.5m	約100m																															
貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m																															
蓄積用容器 貯蔵設備	0.7~4.0m	約100m																															
保管場所	敷地高さ	原子炉建屋から 保管場所までの距離																															
貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m																															
貯蔵用エリア	0.7~11.5m	約100m																															
貯蔵用エリア	0.7~4.0m	約100m																															
蓄積用容器 貯蔵設備	0.7~4.0m	約100m																															



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図(原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2・4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57.2.5 屋外配置図(原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・倉庫エリア・緊急時対策所エリア・1号炉南側31mエリア・原望台管理道路新線側側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (56/6)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

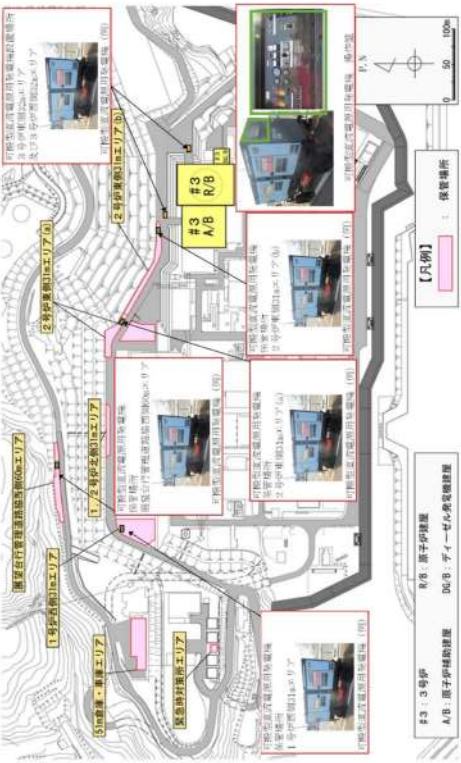
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;女川、泊の記載箇所を比較(補足2-4)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">図 57-2-2 屋外配置図 (電源車保管場所・設置場所)</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">図 57.2.6 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型高圧電源用発電機保管場所・設置場所) (1/2)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>  <b>設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。</li> <li>泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.2.7 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型高圧電源用発電機保管場所・設置場所) (2/2)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-5)&gt;</p> <div data-bbox="89 239 645 1021" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 248px;"></div> <p data-bbox="152 1029 519 1045">枠組みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="589 1029 629 1045">57-2-7</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-6)&gt;</p> <div data-bbox="85 239 638 1029" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="145 1034 616 1050">掲載の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p data-bbox="1848 146 2072 194">【大飯】 記載箇所の相違（57-2-27～）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 560 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     &lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-7)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 228 642 1021" style="border: 2px solid black; height: 497px; margin-bottom: 5px;"></div> <div data-bbox="161 1021 528 1037" style="font-size: small;">                     特開みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="577 1021 622 1037" style="font-size: small;">                     57-2-9                 </div>			<p>【大飯】                      記載箇所の相違（57-2-18～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 2-8)&gt;</p> <div data-bbox="89 247 638 1013" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="156 1013 616 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-10</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 151 582 805" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 205px;"></div> <div data-bbox="179 813 526 829" style="font-size: 8px;">                     特開みの範囲は権限に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-11                 </div> <div data-bbox="212 837 526 861" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足2-7)&gt;                 </div> <div data-bbox="190 885 560 1420" style="border: 1px solid black; height: 335px; width: 165px;"></div>	<div data-bbox="672 191 1220 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="795 973 1086 997" style="text-align: center;">                     図 57-2-3 屋外配置図 (電源車接続箇所)                 </div>	<div data-bbox="1265 207 1736 925" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1780 319 1803 829" style="text-align: center; font-size: 8px;">                     図 57.2.8 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用充電機接続箇所)                 </div>	<p><b>【女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。</li> <li>泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

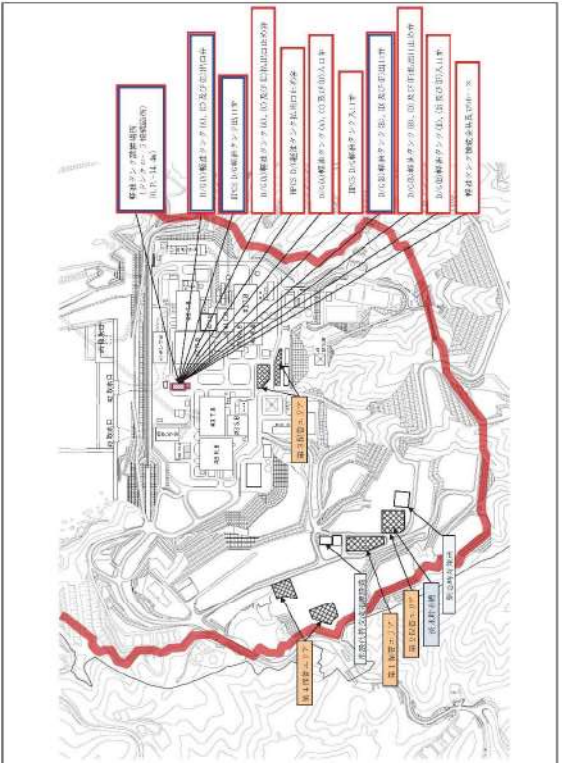
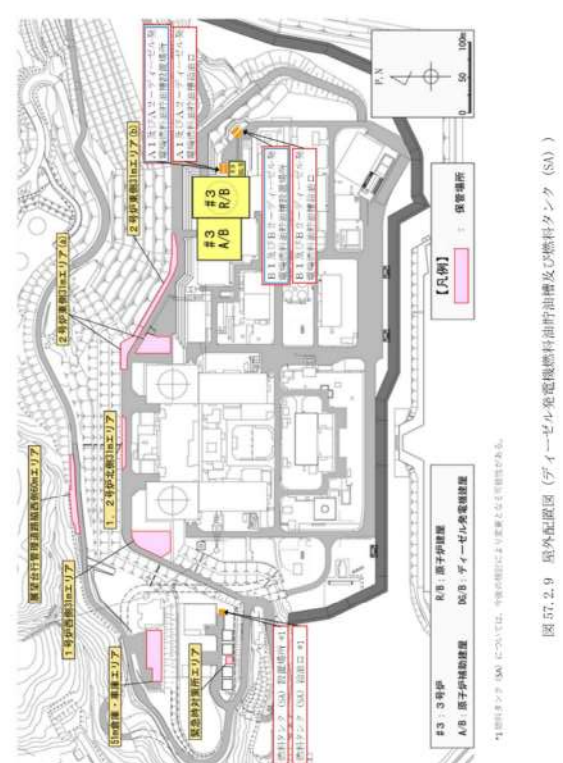
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

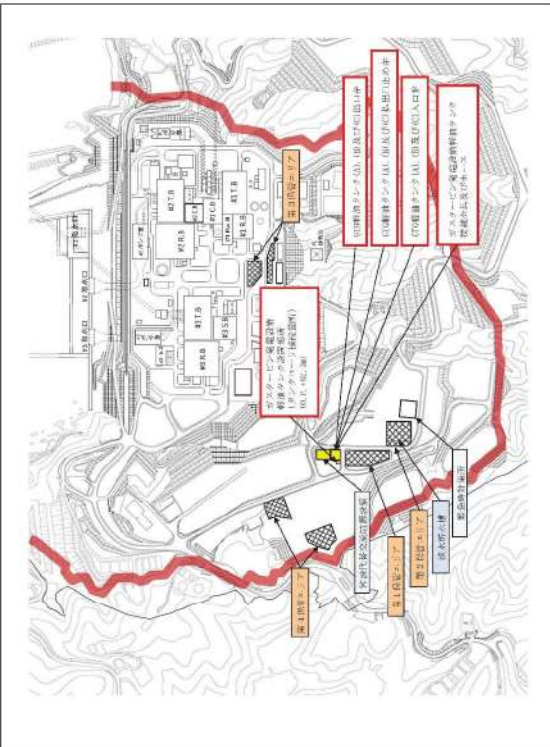
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足 2-2)＞</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-5</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-4 屋外配設図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.9 屋外配設図 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA))</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

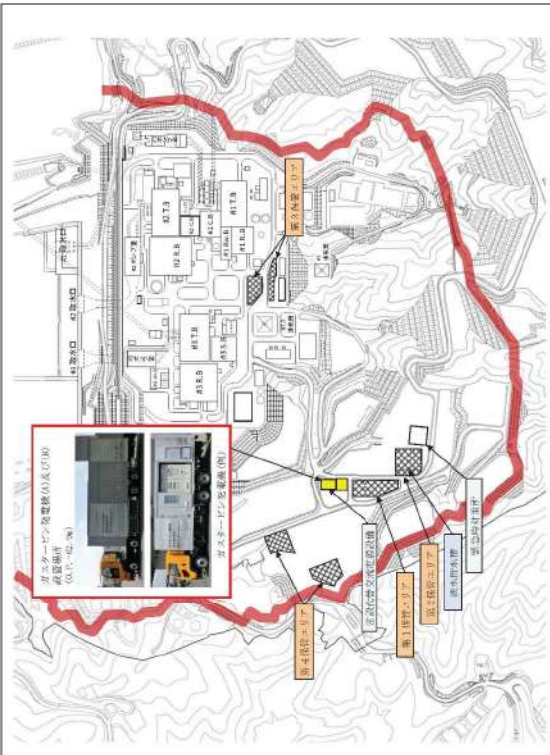
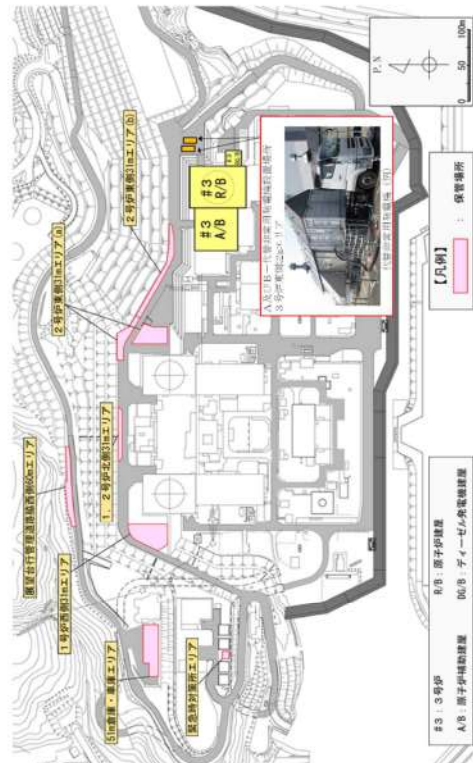
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 949 1131 973">図 57-2-6 屋外配置図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 279" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



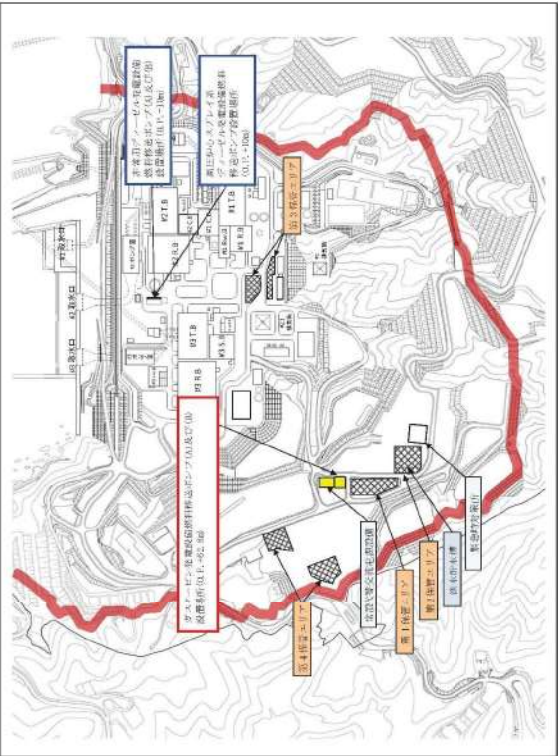
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-7 屋外配置図 (ガスタービン発電機)</p>	 <p>図57.2.11 屋外配置図 (代替非常用発電機)</p>	<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

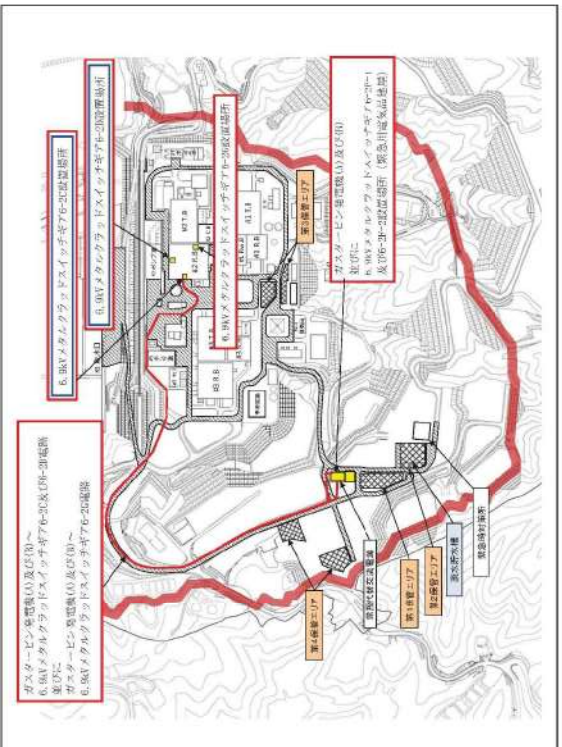
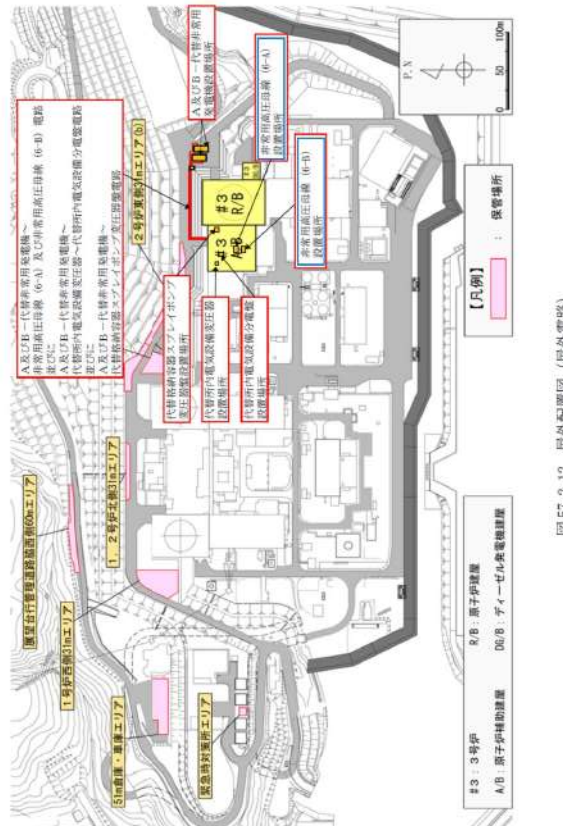
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="728 965 1144 986">図57-2-8 屋外配置図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p>		<p data-bbox="1843 140 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 201 2157 280" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-9 屋外配置図 (屋外電路)</p>	 <p>図 57.2.12 屋外配置図 (屋外電路)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>







泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 194 640 986" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="147 981 521 1002" style="font-size: small;">枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="568 986 620 1002" style="font-size: small;">57-2-13</div>			<p><b>【大飯】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

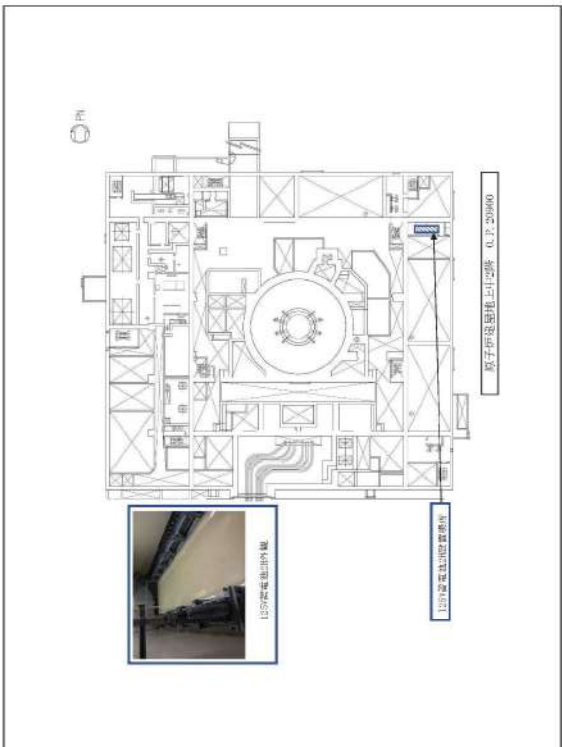
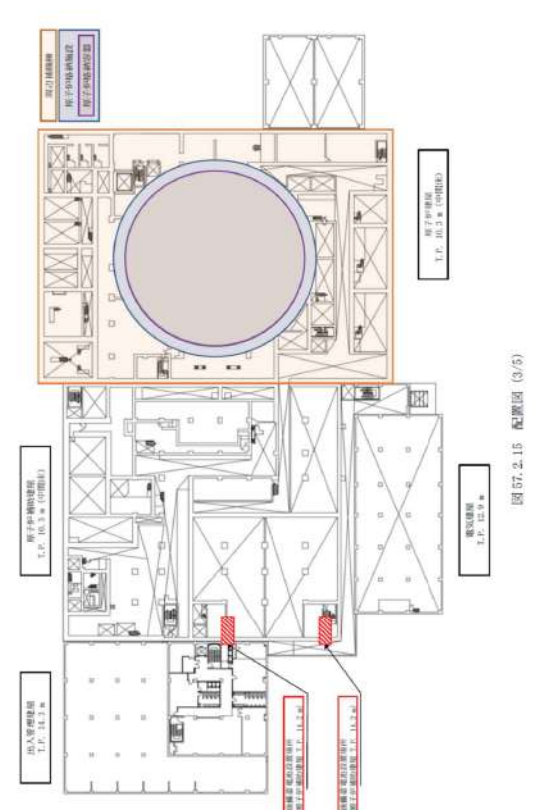
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 633 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 991 508 1010" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="568 991 620 1010" style="font-size: small;">67-2-14</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-12 配置図 (原子炉建屋 地上中2階)</p>	 <p>図57.2.15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 645 986" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 986 510 1002" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="573 986 622 1002" style="font-size: small;">57-2-15</div>			<p><b>【大飯】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

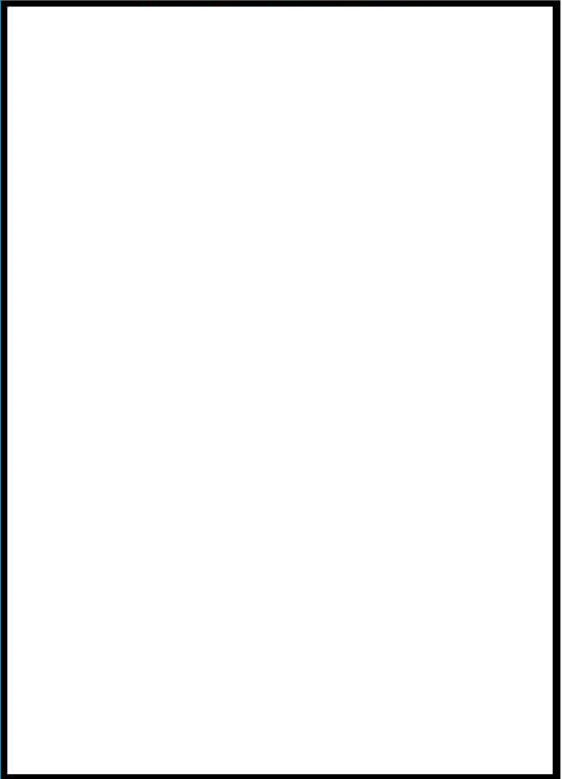
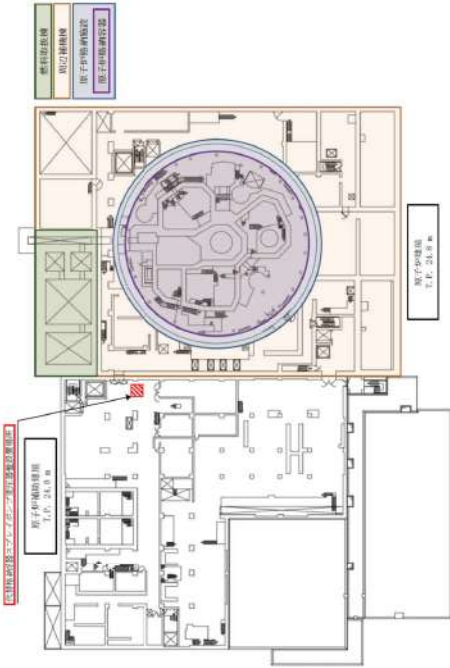
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-2-13 配置図 (原子炉建屋 地上2階)</p>	<p>図 57.2.16 配置図 (4/5)</p>	<p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

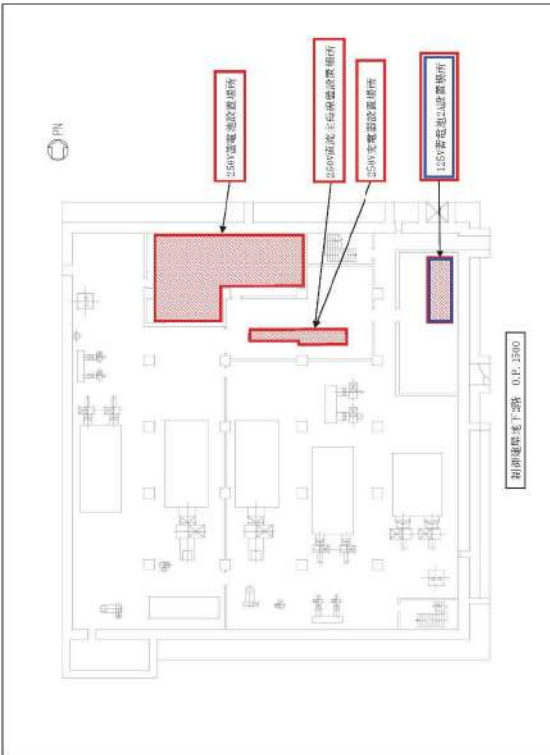
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="208 167 521 193">&lt;内容比較のため再掲(補足 2-1)&gt;</p>  <p data-bbox="152 981 616 997">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>		 <p data-bbox="1780 526 1803 686">図 57-2-17 配置図 (5/5)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

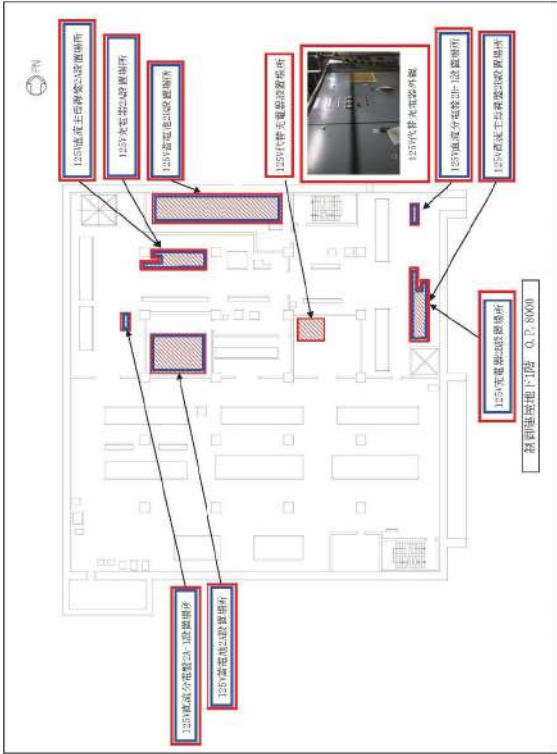
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-14 配置図 (制御建屋 地下2階)</p>		<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-2-15 配線図 (制御建屋 地下1階)</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

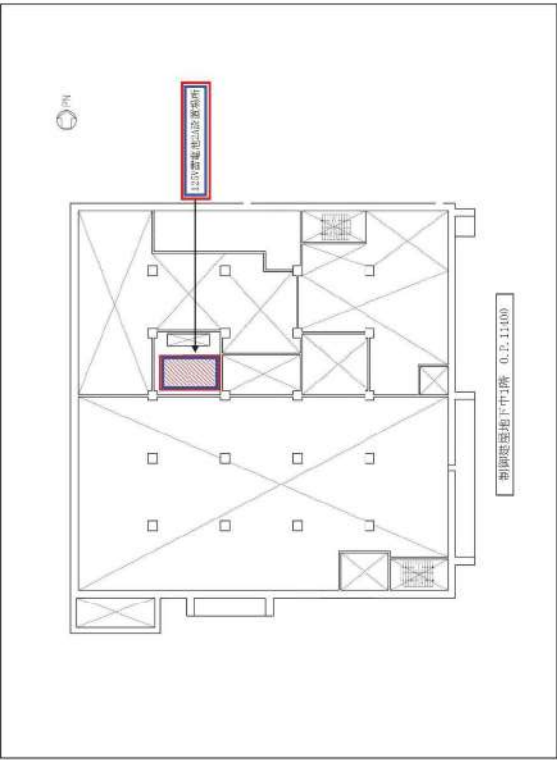
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 633 970" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="145 970 510 991">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="573 970 624 991">57-2-16</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1845 199 2159 280">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li data-bbox="1845 287 2159 400">・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

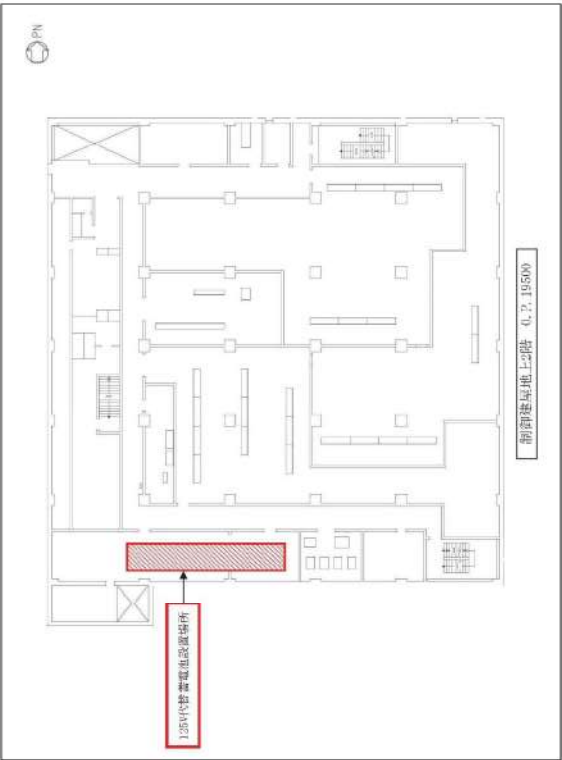
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="795 970 1090 991">図 57-2-16 配線図 (制御建屋 地下中1階)</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 395" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

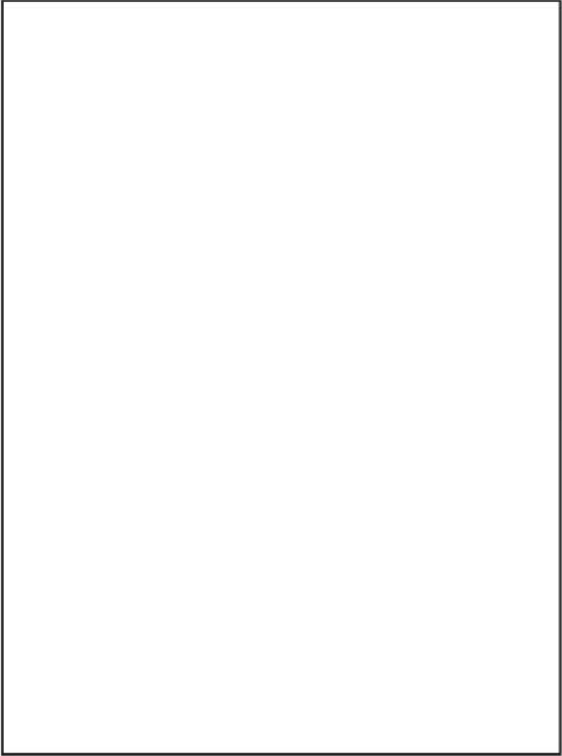
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>配置図 (制鋼建屋 地上2階)</p>		<p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

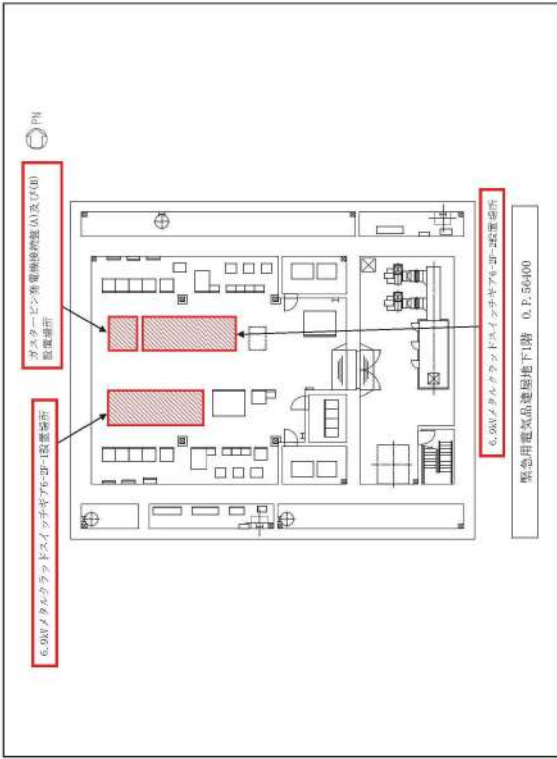
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 981 1124 999">図57-2-18 配置図 (中央制御室 (制御建屋 地上3階))</p> <p data-bbox="891 1010 1227 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 395" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 962 1115 981">図 57-2-19 配置図 (緊急用電気品建屋 地下1階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 395" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 640 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 991 524 1002">内容が範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 191">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1845 199 2152 279">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li data-bbox="1845 287 2152 399">・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 199 645 989" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 253px;"></div> <p data-bbox="159 992 633 1011">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-18</p>			<p data-bbox="1839 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1839 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1839 202 2159 399" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 193 645 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 991 620 1011" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-19                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 197 640 986" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 248px;"></div> <p data-bbox="143 986 510 999">枠内が範囲は機器に係る事項ですので空欄することはできません。</p> <p data-bbox="577 986 627 999">57-2-20</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1845 202 2159 280">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li data-bbox="1845 290 2159 400">・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない（次頁以降、同様とする）。                      ・大飯の申請書では、3／4号炉に記載しているが、3／4号炉での差は共通設備（タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備）であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-1)&gt;</p> <div data-bbox="80 213 638 1008" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 249px;"></div> <p data-bbox="134 1018 526 1037">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 1018 627 1034">57-4-2</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 196">記載箇所の相違（57-3-21～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-2)&gt;</p> <div data-bbox="85 210 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 1005 638 1029">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>			<p data-bbox="1848 143 2150 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-22～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-3)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="156 1005 638 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-23～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 169 562 197" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">                     &lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-4)&gt;                 </div> <div data-bbox="87 204 645 906" style="border: 2px solid black; height: 440px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="150 912 577 936" style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="577 979 631 1000" style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">                     57-4-5                 </div>			【大飯】 記載箇所の相違（57-3-24～）



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-5)&gt;                 </div> <div data-bbox="78 231 645 1029" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 1029 629 1050" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-39                 </div>	<div data-bbox="667 207 719 391" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">                     電源車の各部品は分解検査が可能な構造とする。                 </div> <div data-bbox="667 175 1220 925"> </div> <div data-bbox="833 973 1037 995" style="text-align: center;">                     図57-4-1 構造図(電車車)                 </div>	<div data-bbox="1303 922 1346 1114" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">                     可搬型代替電源車の各部品は分解点検が可能な構造とする。                 </div> <div data-bbox="1265 183 1713 1093"> </div>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

図57.3.1 可搬型代替電源車構造図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 519 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-6)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 233 645 1038" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="143 1046 636 1070">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-7)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 236 645 1034" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="156 1034 627 1053" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-11                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-8)&gt;                 </div> <div data-bbox="80 240 647 959" style="border: 2px solid black; height: 450px; margin-top: 10px;">                     (Content comparison area, mostly blank in this view)                 </div> <div data-bbox="159 954 548 973" style="font-size: small;">                     作図の範囲は機能に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="571 965 627 986" style="text-align: right;">                     57-4-42                 </div>	<div data-bbox="667 140 1227 965" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="840 973 1052 997" style="text-align: center;">                     図 57-4-2 電源車試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1254 167 1803 957" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1792 454 1825 710" style="text-align: right; font-size: small;">                     図 57.3.2 可搬型代替電源車試験系統図                 </div>	<p>【女川、大飯】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57-3-3 可搬型代替電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  記載表現の相違                  ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <th>機器又は設備名</th> <th>機器名(略称名)</th> <th>品様及び仕様</th> <th>品名又は設備名</th> <th>品名又は設備名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラの燃料供給装置</td> <td>1.式</td> <td>1.1.燃料供給装置</td> <td>1.1.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.2.燃料供給装置</td> <td>2.2.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.3.燃料供給装置</td> <td>3.3.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.4.燃料供給装置</td> <td>4.4.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.5.燃料供給装置</td> <td>5.5.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.6.燃料供給装置</td> <td>6.6.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7.7.燃料供給装置</td> <td>7.7.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8.8.燃料供給装置</td> <td>8.8.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.9.燃料供給装置</td> <td>9.9.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10.10.燃料供給装置</td> <td>10.10.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11.11.燃料供給装置</td> <td>11.11.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12.12.燃料供給装置</td> <td>12.12.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13.13.燃料供給装置</td> <td>13.13.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14.14.燃料供給装置</td> <td>14.14.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15.15.燃料供給装置</td> <td>15.15.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16.16.燃料供給装置</td> <td>16.16.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17.17.燃料供給装置</td> <td>17.17.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18.18.燃料供給装置</td> <td>18.18.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19.19.燃料供給装置</td> <td>19.19.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.20.燃料供給装置</td> <td>20.20.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21.21.燃料供給装置</td> <td>21.21.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22.22.燃料供給装置</td> <td>22.22.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23.23.燃料供給装置</td> <td>23.23.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24.24.燃料供給装置</td> <td>24.24.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25.25.燃料供給装置</td> <td>25.25.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26.26.燃料供給装置</td> <td>26.26.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.27.燃料供給装置</td> <td>27.27.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28.28.燃料供給装置</td> <td>28.28.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29.29.燃料供給装置</td> <td>29.29.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30.30.燃料供給装置</td> <td>30.30.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31.31.燃料供給装置</td> <td>31.31.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32.32.燃料供給装置</td> <td>32.32.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33.33.燃料供給装置</td> <td>33.33.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>34.34.燃料供給装置</td> <td>34.34.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35.35.燃料供給装置</td> <td>35.35.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36.36.燃料供給装置</td> <td>36.36.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37.37.燃料供給装置</td> <td>37.37.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>38.38.燃料供給装置</td> <td>38.38.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>39.39.燃料供給装置</td> <td>39.39.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40.40.燃料供給装置</td> <td>40.40.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41.41.燃料供給装置</td> <td>41.41.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42.42.燃料供給装置</td> <td>42.42.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>43.43.燃料供給装置</td> <td>43.43.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44.44.燃料供給装置</td> <td>44.44.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45.45.燃料供給装置</td> <td>45.45.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>46.46.燃料供給装置</td> <td>46.46.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47.47.燃料供給装置</td> <td>47.47.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48.48.燃料供給装置</td> <td>48.48.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49.49.燃料供給装置</td> <td>49.49.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50.50.燃料供給装置</td> <td>50.50.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>51.51.燃料供給装置</td> <td>51.51.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>52.52.燃料供給装置</td> <td>52.52.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>53.53.燃料供給装置</td> <td>53.53.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54.54.燃料供給装置</td> <td>54.54.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55.55.燃料供給装置</td> <td>55.55.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>56.56.燃料供給装置</td> <td>56.56.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>57.57.燃料供給装置</td> <td>57.57.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58.58.燃料供給装置</td> <td>58.58.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>59.59.燃料供給装置</td> <td>59.59.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60.60.燃料供給装置</td> <td>60.60.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61.61.燃料供給装置</td> <td>61.61.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>62.62.燃料供給装置</td> <td>62.62.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>63.63.燃料供給装置</td> <td>63.63.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64.64.燃料供給装置</td> <td>64.64.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>65.65.燃料供給装置</td> <td>65.65.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>66.66.燃料供給装置</td> <td>66.66.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>67.67.燃料供給装置</td> <td>67.67.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>68.68.燃料供給装置</td> <td>68.68.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>69.69.燃料供給装置</td> <td>69.69.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70.70.燃料供給装置</td> <td>70.70.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>71.71.燃料供給装置</td> <td>71.71.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>72.72.燃料供給装置</td> <td>72.72.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>73.73.燃料供給装置</td> <td>73.73.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>74.74.燃料供給装置</td> <td>74.74.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75.75.燃料供給装置</td> <td>75.75.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>76.76.燃料供給装置</td> <td>76.76.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>77.77.燃料供給装置</td> <td>77.77.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>78.78.燃料供給装置</td> <td>78.78.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>79.79.燃料供給装置</td> <td>79.79.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80.80.燃料供給装置</td> <td>80.80.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>81.81.燃料供給装置</td> <td>81.81.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>82.82.燃料供給装置</td> <td>82.82.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>83.83.燃料供給装置</td> <td>83.83.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>84.84.燃料供給装置</td> <td>84.84.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>85.85.燃料供給装置</td> <td>85.85.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>86.86.燃料供給装置</td> <td>86.86.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>87.87.燃料供給装置</td> <td>87.87.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>88.88.燃料供給装置</td> <td>88.88.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89.89.燃料供給装置</td> <td>89.89.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>90.90.燃料供給装置</td> <td>90.90.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>91.91.燃料供給装置</td> <td>91.91.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>92.92.燃料供給装置</td> <td>92.92.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>93.93.燃料供給装置</td> <td>93.93.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>94.94.燃料供給装置</td> <td>94.94.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>95.95.燃料供給装置</td> <td>95.95.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>96.96.燃料供給装置</td> <td>96.96.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>97.97.燃料供給装置</td> <td>97.97.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>98.98.燃料供給装置</td> <td>98.98.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>99.99.燃料供給装置</td> <td>99.99.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100.100.燃料供給装置</td> <td>100.100.燃料供給装置</td> <td></td> </tr> </table>	機器又は設備名	機器名(略称名)	品様及び仕様	品名又は設備名	品名又は設備名	備考		ボイラの燃料供給装置	1.式	1.1.燃料供給装置	1.1.燃料供給装置					2.2.燃料供給装置	2.2.燃料供給装置					3.3.燃料供給装置	3.3.燃料供給装置					4.4.燃料供給装置	4.4.燃料供給装置					5.5.燃料供給装置	5.5.燃料供給装置					6.6.燃料供給装置	6.6.燃料供給装置					7.7.燃料供給装置	7.7.燃料供給装置					8.8.燃料供給装置	8.8.燃料供給装置					9.9.燃料供給装置	9.9.燃料供給装置					10.10.燃料供給装置	10.10.燃料供給装置					11.11.燃料供給装置	11.11.燃料供給装置					12.12.燃料供給装置	12.12.燃料供給装置					13.13.燃料供給装置	13.13.燃料供給装置					14.14.燃料供給装置	14.14.燃料供給装置					15.15.燃料供給装置	15.15.燃料供給装置					16.16.燃料供給装置	16.16.燃料供給装置					17.17.燃料供給装置	17.17.燃料供給装置					18.18.燃料供給装置	18.18.燃料供給装置					19.19.燃料供給装置	19.19.燃料供給装置					20.20.燃料供給装置	20.20.燃料供給装置					21.21.燃料供給装置	21.21.燃料供給装置					22.22.燃料供給装置	22.22.燃料供給装置					23.23.燃料供給装置	23.23.燃料供給装置					24.24.燃料供給装置	24.24.燃料供給装置					25.25.燃料供給装置	25.25.燃料供給装置					26.26.燃料供給装置	26.26.燃料供給装置					27.27.燃料供給装置	27.27.燃料供給装置					28.28.燃料供給装置	28.28.燃料供給装置					29.29.燃料供給装置	29.29.燃料供給装置					30.30.燃料供給装置	30.30.燃料供給装置					31.31.燃料供給装置	31.31.燃料供給装置					32.32.燃料供給装置	32.32.燃料供給装置					33.33.燃料供給装置	33.33.燃料供給装置					34.34.燃料供給装置	34.34.燃料供給装置					35.35.燃料供給装置	35.35.燃料供給装置					36.36.燃料供給装置	36.36.燃料供給装置					37.37.燃料供給装置	37.37.燃料供給装置					38.38.燃料供給装置	38.38.燃料供給装置					39.39.燃料供給装置	39.39.燃料供給装置					40.40.燃料供給装置	40.40.燃料供給装置					41.41.燃料供給装置	41.41.燃料供給装置					42.42.燃料供給装置	42.42.燃料供給装置					43.43.燃料供給装置	43.43.燃料供給装置					44.44.燃料供給装置	44.44.燃料供給装置					45.45.燃料供給装置	45.45.燃料供給装置					46.46.燃料供給装置	46.46.燃料供給装置					47.47.燃料供給装置	47.47.燃料供給装置					48.48.燃料供給装置	48.48.燃料供給装置					49.49.燃料供給装置	49.49.燃料供給装置					50.50.燃料供給装置	50.50.燃料供給装置					51.51.燃料供給装置	51.51.燃料供給装置					52.52.燃料供給装置	52.52.燃料供給装置					53.53.燃料供給装置	53.53.燃料供給装置					54.54.燃料供給装置	54.54.燃料供給装置					55.55.燃料供給装置	55.55.燃料供給装置					56.56.燃料供給装置	56.56.燃料供給装置					57.57.燃料供給装置	57.57.燃料供給装置					58.58.燃料供給装置	58.58.燃料供給装置					59.59.燃料供給装置	59.59.燃料供給装置					60.60.燃料供給装置	60.60.燃料供給装置					61.61.燃料供給装置	61.61.燃料供給装置					62.62.燃料供給装置	62.62.燃料供給装置					63.63.燃料供給装置	63.63.燃料供給装置					64.64.燃料供給装置	64.64.燃料供給装置					65.65.燃料供給装置	65.65.燃料供給装置					66.66.燃料供給装置	66.66.燃料供給装置					67.67.燃料供給装置	67.67.燃料供給装置					68.68.燃料供給装置	68.68.燃料供給装置					69.69.燃料供給装置	69.69.燃料供給装置					70.70.燃料供給装置	70.70.燃料供給装置					71.71.燃料供給装置	71.71.燃料供給装置					72.72.燃料供給装置	72.72.燃料供給装置					73.73.燃料供給装置	73.73.燃料供給装置					74.74.燃料供給装置	74.74.燃料供給装置					75.75.燃料供給装置	75.75.燃料供給装置					76.76.燃料供給装置	76.76.燃料供給装置					77.77.燃料供給装置	77.77.燃料供給装置					78.78.燃料供給装置	78.78.燃料供給装置					79.79.燃料供給装置	79.79.燃料供給装置					80.80.燃料供給装置	80.80.燃料供給装置					81.81.燃料供給装置	81.81.燃料供給装置					82.82.燃料供給装置	82.82.燃料供給装置					83.83.燃料供給装置	83.83.燃料供給装置					84.84.燃料供給装置	84.84.燃料供給装置					85.85.燃料供給装置	85.85.燃料供給装置					86.86.燃料供給装置	86.86.燃料供給装置					87.87.燃料供給装置	87.87.燃料供給装置					88.88.燃料供給装置	88.88.燃料供給装置					89.89.燃料供給装置	89.89.燃料供給装置					90.90.燃料供給装置	90.90.燃料供給装置					91.91.燃料供給装置	91.91.燃料供給装置					92.92.燃料供給装置	92.92.燃料供給装置					93.93.燃料供給装置	93.93.燃料供給装置					94.94.燃料供給装置	94.94.燃料供給装置					95.95.燃料供給装置	95.95.燃料供給装置					96.96.燃料供給装置	96.96.燃料供給装置					97.97.燃料供給装置	97.97.燃料供給装置					98.98.燃料供給装置	98.98.燃料供給装置					99.99.燃料供給装置	99.99.燃料供給装置					100.100.燃料供給装置	100.100.燃料供給装置				<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
機器又は設備名	機器名(略称名)	品様及び仕様	品名又は設備名	品名又は設備名	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ボイラの燃料供給装置	1.式	1.1.燃料供給装置	1.1.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			2.2.燃料供給装置	2.2.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			3.3.燃料供給装置	3.3.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			4.4.燃料供給装置	4.4.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			5.5.燃料供給装置	5.5.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			6.6.燃料供給装置	6.6.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			7.7.燃料供給装置	7.7.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			8.8.燃料供給装置	8.8.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			9.9.燃料供給装置	9.9.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			10.10.燃料供給装置	10.10.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			11.11.燃料供給装置	11.11.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			12.12.燃料供給装置	12.12.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			13.13.燃料供給装置	13.13.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			14.14.燃料供給装置	14.14.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			15.15.燃料供給装置	15.15.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			16.16.燃料供給装置	16.16.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			17.17.燃料供給装置	17.17.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			18.18.燃料供給装置	18.18.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			19.19.燃料供給装置	19.19.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			20.20.燃料供給装置	20.20.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			21.21.燃料供給装置	21.21.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			22.22.燃料供給装置	22.22.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			23.23.燃料供給装置	23.23.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			24.24.燃料供給装置	24.24.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			25.25.燃料供給装置	25.25.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			26.26.燃料供給装置	26.26.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			27.27.燃料供給装置	27.27.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			28.28.燃料供給装置	28.28.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			29.29.燃料供給装置	29.29.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			30.30.燃料供給装置	30.30.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			31.31.燃料供給装置	31.31.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			32.32.燃料供給装置	32.32.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			33.33.燃料供給装置	33.33.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			34.34.燃料供給装置	34.34.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			35.35.燃料供給装置	35.35.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			36.36.燃料供給装置	36.36.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			37.37.燃料供給装置	37.37.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			38.38.燃料供給装置	38.38.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			39.39.燃料供給装置	39.39.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			40.40.燃料供給装置	40.40.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			41.41.燃料供給装置	41.41.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			42.42.燃料供給装置	42.42.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			43.43.燃料供給装置	43.43.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			44.44.燃料供給装置	44.44.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			45.45.燃料供給装置	45.45.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			46.46.燃料供給装置	46.46.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			47.47.燃料供給装置	47.47.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			48.48.燃料供給装置	48.48.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			49.49.燃料供給装置	49.49.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			50.50.燃料供給装置	50.50.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			51.51.燃料供給装置	51.51.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			52.52.燃料供給装置	52.52.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			53.53.燃料供給装置	53.53.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			54.54.燃料供給装置	54.54.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			55.55.燃料供給装置	55.55.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			56.56.燃料供給装置	56.56.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			57.57.燃料供給装置	57.57.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			58.58.燃料供給装置	58.58.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			59.59.燃料供給装置	59.59.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			60.60.燃料供給装置	60.60.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			61.61.燃料供給装置	61.61.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			62.62.燃料供給装置	62.62.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			63.63.燃料供給装置	63.63.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			64.64.燃料供給装置	64.64.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			65.65.燃料供給装置	65.65.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			66.66.燃料供給装置	66.66.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			67.67.燃料供給装置	67.67.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			68.68.燃料供給装置	68.68.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			69.69.燃料供給装置	69.69.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			70.70.燃料供給装置	70.70.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			71.71.燃料供給装置	71.71.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			72.72.燃料供給装置	72.72.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			73.73.燃料供給装置	73.73.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			74.74.燃料供給装置	74.74.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			75.75.燃料供給装置	75.75.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			76.76.燃料供給装置	76.76.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			77.77.燃料供給装置	77.77.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			78.78.燃料供給装置	78.78.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			79.79.燃料供給装置	79.79.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			80.80.燃料供給装置	80.80.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			81.81.燃料供給装置	81.81.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			82.82.燃料供給装置	82.82.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			83.83.燃料供給装置	83.83.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			84.84.燃料供給装置	84.84.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			85.85.燃料供給装置	85.85.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			86.86.燃料供給装置	86.86.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			87.87.燃料供給装置	87.87.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			88.88.燃料供給装置	88.88.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			89.89.燃料供給装置	89.89.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			90.90.燃料供給装置	90.90.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			91.91.燃料供給装置	91.91.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			92.92.燃料供給装置	92.92.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			93.93.燃料供給装置	93.93.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			94.94.燃料供給装置	94.94.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			95.95.燃料供給装置	95.95.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			96.96.燃料供給装置	96.96.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			97.97.燃料供給装置	97.97.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			98.98.燃料供給装置	98.98.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			99.99.燃料供給装置	99.99.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			100.100.燃料供給装置	100.100.燃料供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 165 649 970" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="156 970 636 992" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-7</p> </div>	<div data-bbox="663 165 1220 992" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="833 1021 1055 1043" data-label="Caption"> <p>図 57-4-4 軽油タンク構造図</p> </div>	<div data-bbox="1272 165 1736 992" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1787 376 1818 826" data-label="Caption"> <p>図 57.3.4 A.1, A.2 ディーゼル発電機燃料油貯槽構造図 (1/2)</p> </div>	<p><b>【女川, 大飯】</b>          設備の相違          ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

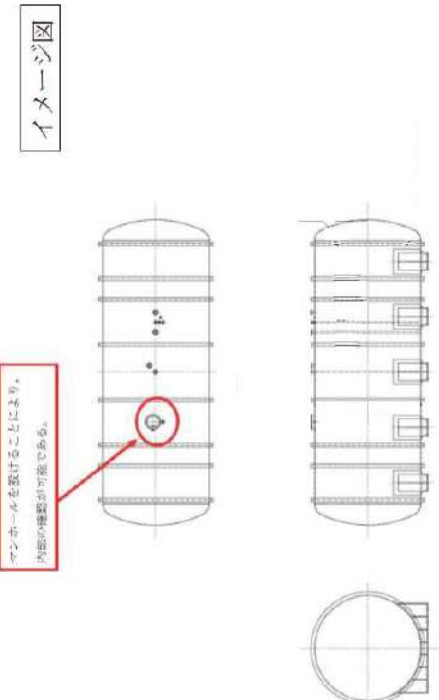
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川, 大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">イメージ図</p> 	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

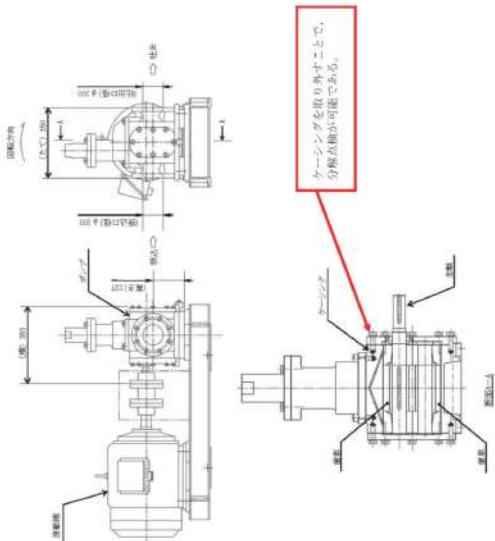
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 167 649 973" style="border: 2px solid black; height: 505px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="156 976 638 1002" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-48                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

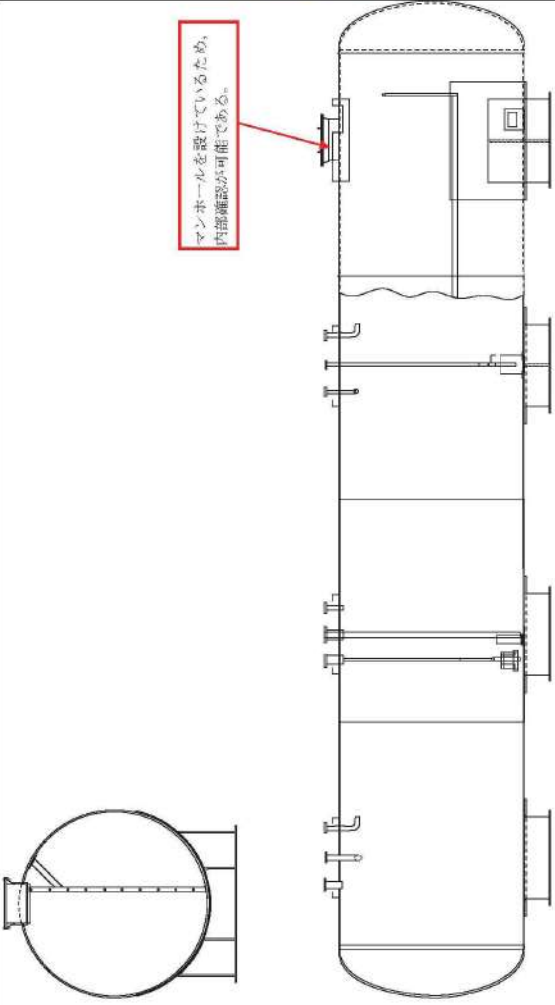
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.3.7 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ構造図</p>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="716 1189 1164 1212">図 57-4-5 ガスタービン発電設備軽油タンク構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 177 647 975" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 981 627 997">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-9</p>	<div data-bbox="663 156 1232 997"> </div> <p data-bbox="817 1029 1064 1045">図 57-4-6 タンクローリ構造図</p>	<div data-bbox="1265 223 1780 933"> </div> <p data-bbox="1792 478 1814 726">図 57.3.6 可搬型タンクローリ一構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1960 167">【女川, 大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

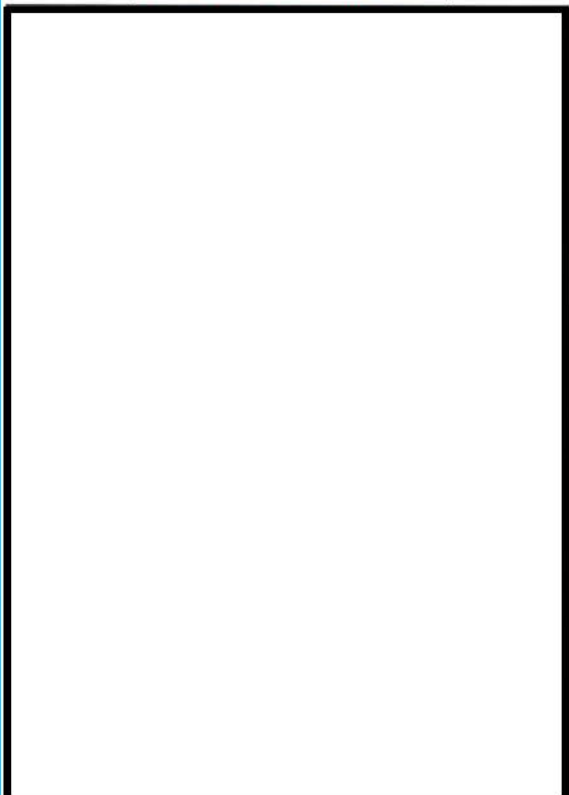
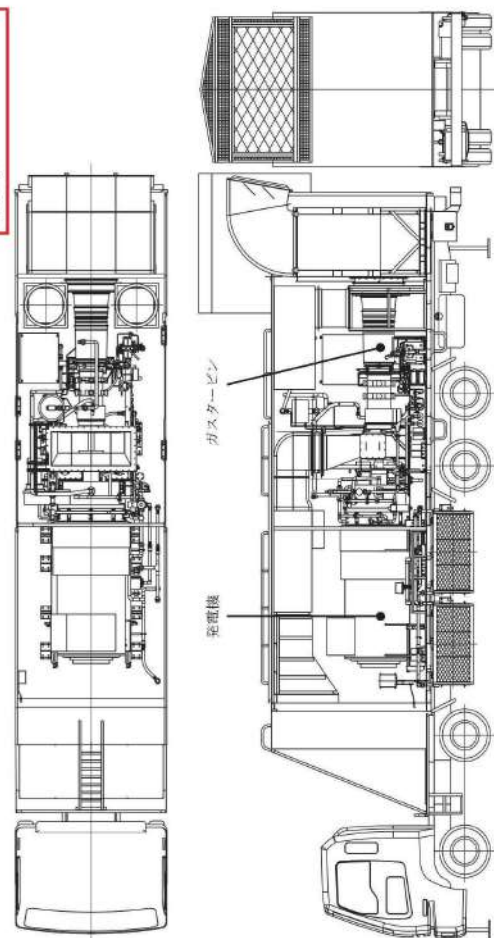
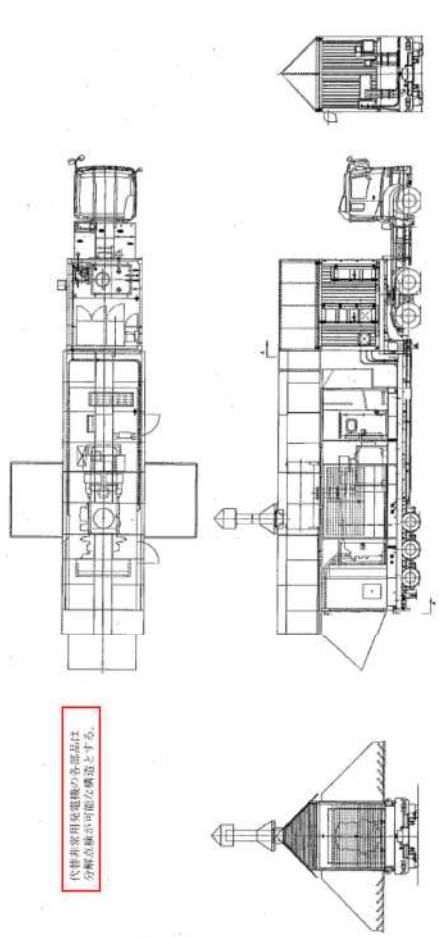
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 600 997" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="134 997 645 1021"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-10</p> </div>			<p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-1)＞</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;">  </div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">ガスタービン発電機 (発電機車)の各部品は分解検査が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-7 ガスタービン発電機 (発電機車) 構造図</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">代替非常用発電機の各部品は分解点検が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57.3.9 代替非常用発電機構造図</p>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="208 167 521 193">&lt;内容比較のため再掲(補足3-2)&gt;</p> <div data-bbox="80 204 645 1002" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="141 997 533 1015">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="586 997 629 1015">57-4-3</p>	<div data-bbox="674 161 730 352" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     ガスタービン発電機(制御車)の各組立は分解検査が可能な構造とする。                 </div> <div data-bbox="728 159 1209 973"> </div> <p data-bbox="786 997 1137 1018">図57-4-8 ガスタービン発電機(制御車)構造図</p>		<p data-bbox="1843 140 1955 161">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-3)&gt;                 </div> <div data-bbox="80 252 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="152 1050 633 1075" style="font-size: small;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-4)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 244 645 954" style="border: 1px solid black; height: 445px; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="152 954 577 976" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="577 1023 631 1043" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     57-4-5                 </div>	<div data-bbox="667 164 1227 976" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="772 986 1079 1008" style="text-align: center; margin-top: 5px;">                     図 57-4-9 ガスタービン発電機試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1261 180 1798 954" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1798 467 1821 722" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     図 57.3.10 代替非常用発電機試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1843 140 2134 225" style="margin-top: 5px;"> <p>【女川、大飯】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p> </div>

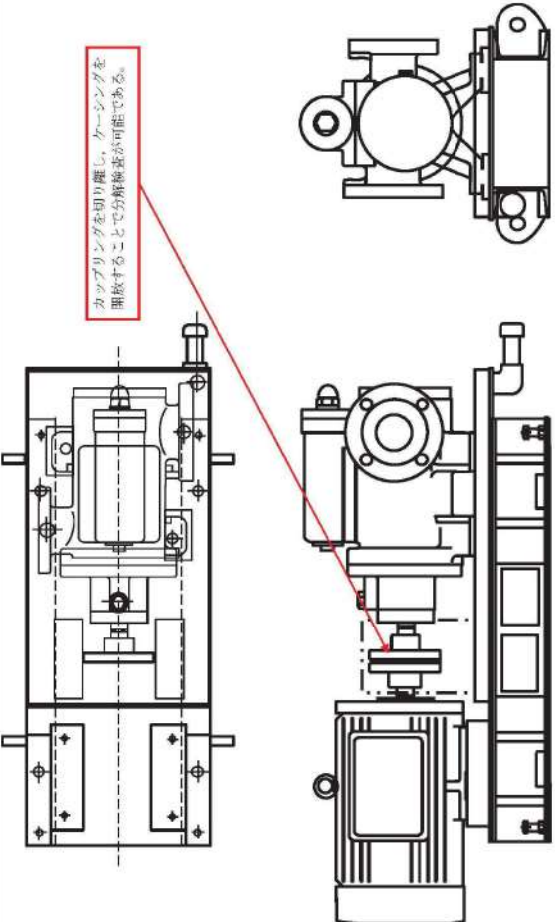
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-4-10 ガスタービン発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57.3.11 代替非常用発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】                  記載表現の相違                  ・試験・検査方法に相違はない。</p>

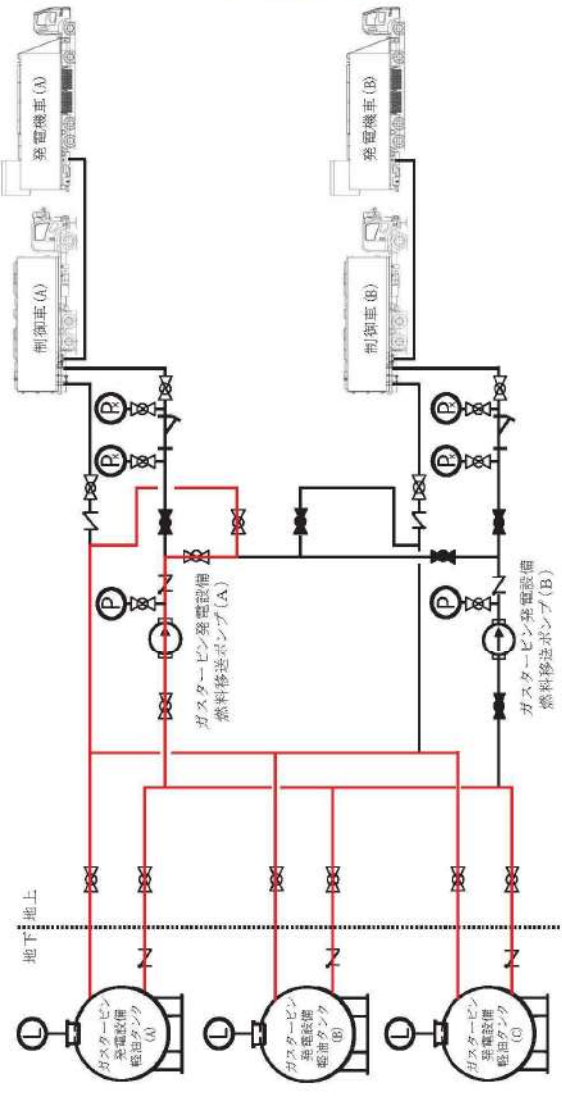
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 1114 1169 1133">図 57-4-11 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 162">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-12 ガスタービン発電設備燃料移送系系統図</p>		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

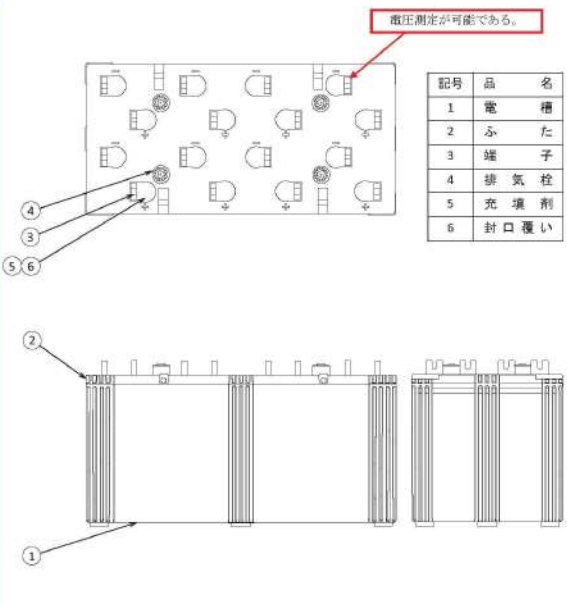
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-9)＞</p>			<p><b>【女川, 大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>                  記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所3号炉</th> <th>大飯発電所4号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> <th>泊発電所3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備名</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> <td>125V蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>2000Ah</td> <td>2000Ah</td> <td>2000Ah</td> <td>2000Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> <td>125V</td> <td>125V</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>2A</td> <td>2A</td> <td>2A</td> <td>2A</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>0.1V</td> <td>0.1V</td> <td>0.1V</td> <td>0.1V</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>±0.05V</td> <td>±0.05V</td> <td>±0.05V</td> <td>±0.05V</td> </tr> <tr> <td>電圧変動率</td> <td>±0.04%</td> <td>±0.04%</td> <td>±0.04%</td> <td>±0.04%</td> </tr> <tr> <td>電圧変動原因</td> <td>電圧変動原因</td> <td>電圧変動原因</td> <td>電圧変動原因</td> <td>電圧変動原因</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策</td> <td>電圧変動対策</td> <td>電圧変動対策</td> <td>電圧変動対策</td> <td>電圧変動対策</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の有効性</td> <td>電圧変動対策の有効性</td> <td>電圧変動対策の有効性</td> <td>電圧変動対策の有効性</td> <td>電圧変動対策の有効性</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の実績</td> <td>電圧変動対策の実績</td> <td>電圧変動対策の実績</td> <td>電圧変動対策の実績</td> <td>電圧変動対策の実績</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の検証結果</td> <td>電圧変動対策の検証結果</td> <td>電圧変動対策の検証結果</td> <td>電圧変動対策の検証結果</td> <td>電圧変動対策の検証結果</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の検証方法</td> <td>電圧変動対策の検証方法</td> <td>電圧変動対策の検証方法</td> <td>電圧変動対策の検証方法</td> <td>電圧変動対策の検証方法</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の検証結果の概要</td> <td>電圧変動対策の検証結果の概要</td> <td>電圧変動対策の検証結果の概要</td> <td>電圧変動対策の検証結果の概要</td> <td>電圧変動対策の検証結果の概要</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の検証結果の詳細</td> <td>電圧変動対策の検証結果の詳細</td> <td>電圧変動対策の検証結果の詳細</td> <td>電圧変動対策の検証結果の詳細</td> <td>電圧変動対策の検証結果の詳細</td> </tr> <tr> <td>電圧変動対策の検証結果のまとめ</td> <td>電圧変動対策の検証結果のまとめ</td> <td>電圧変動対策の検証結果のまとめ</td> <td>電圧変動対策の検証結果のまとめ</td> <td>電圧変動対策の検証結果のまとめ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	設備名	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	型式	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	容量	2000Ah	2000Ah	2000Ah	2000Ah	電圧	125V	125V	125V	125V	電流	2A	2A	2A	2A	電圧降下	0.1V	0.1V	0.1V	0.1V	電圧変動	±0.05V	±0.05V	±0.05V	±0.05V	電圧変動率	±0.04%	±0.04%	±0.04%	±0.04%	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	<p>図 57-4-13 125V蓄電池 2A (2,000Ah) 構造図</p>	<p>図 57.3.12 蓄電池 (非常用) 構造図</p>	
項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																																																																																									
設備名	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池																																																																																									
型式	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池	125V蓄電池																																																																																									
容量	2000Ah	2000Ah	2000Ah	2000Ah																																																																																									
電圧	125V	125V	125V	125V																																																																																									
電流	2A	2A	2A	2A																																																																																									
電圧降下	0.1V	0.1V	0.1V	0.1V																																																																																									
電圧変動	±0.05V	±0.05V	±0.05V	±0.05V																																																																																									
電圧変動率	±0.04%	±0.04%	±0.04%	±0.04%																																																																																									
電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因	電圧変動原因																																																																																									
電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策	電圧変動対策																																																																																									
電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性	電圧変動対策の有効性																																																																																									
電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績	電圧変動対策の実績																																																																																									
電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果	電圧変動対策の検証結果																																																																																									
電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法	電圧変動対策の検証方法																																																																																									
電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要	電圧変動対策の検証結果の概要																																																																																									
電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細	電圧変動対策の検証結果の詳細																																																																																									
電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ	電圧変動対策の検証結果のまとめ																																																																																									
<p>57-4-43</p>																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">&lt;内容比較のため再掲(補足 3-10)&gt;</p> <p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置作動検査                      要領書番号：O3-16-173</p> <p style="text-align: right;">57-4-44</p>	<p style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">電圧測定が可能である。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-14 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B (3,000Ah) 構造図</p>		<p><b>【女川, 大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 169 524 196" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足 3-11)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 204 645 1010" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="145 1034 647 1061" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足 3-12)&gt;</p> <p style="text-align: right;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用発電設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （直流電源系状態確認検査）                      要領書番号：03-16-172</p> <p style="text-align: right;">57-4-46</p> </div>			<p><b>【女川、大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 169 524 193" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足 3-13)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 212 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="134 1038 636 1059" style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

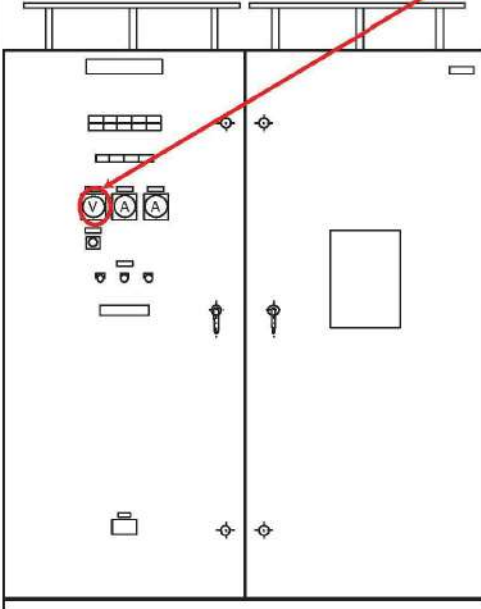
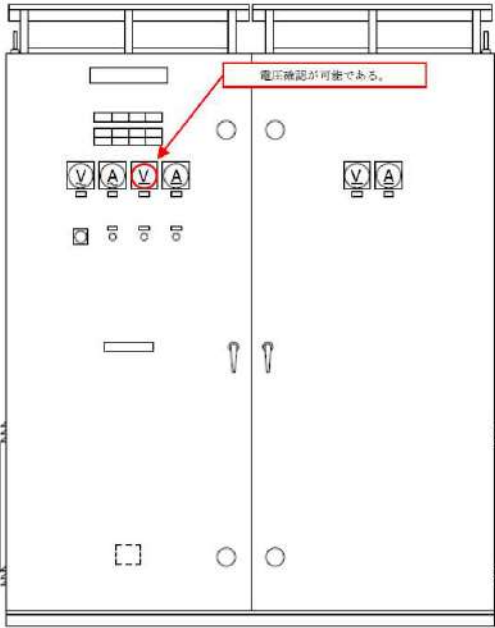
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">図 57.3.13 後備蓄電池構造図</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

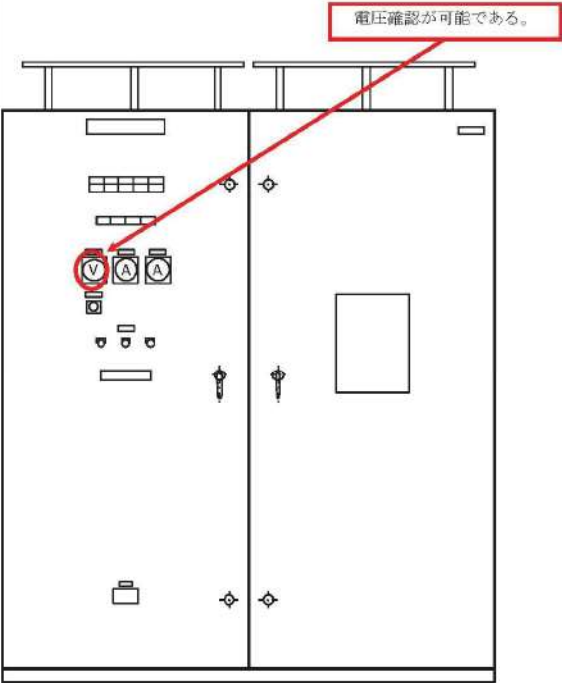
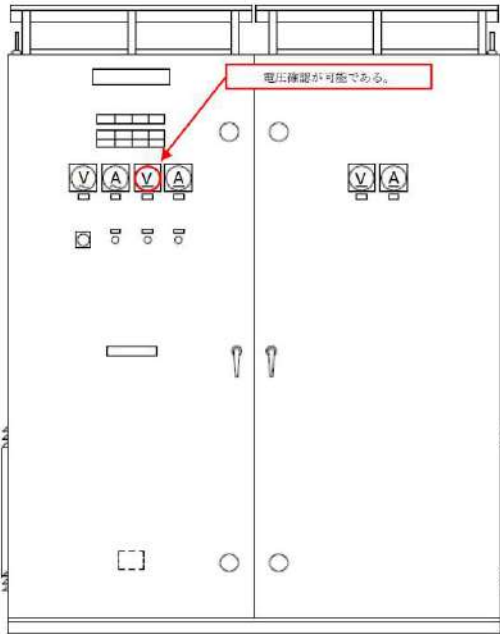
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 845 1075 869">図 57-4-15 125V 充電器 2A 構造図</p>	 <p data-bbox="1444 885 1624 901">図 57.3.14 1A 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2139 196">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

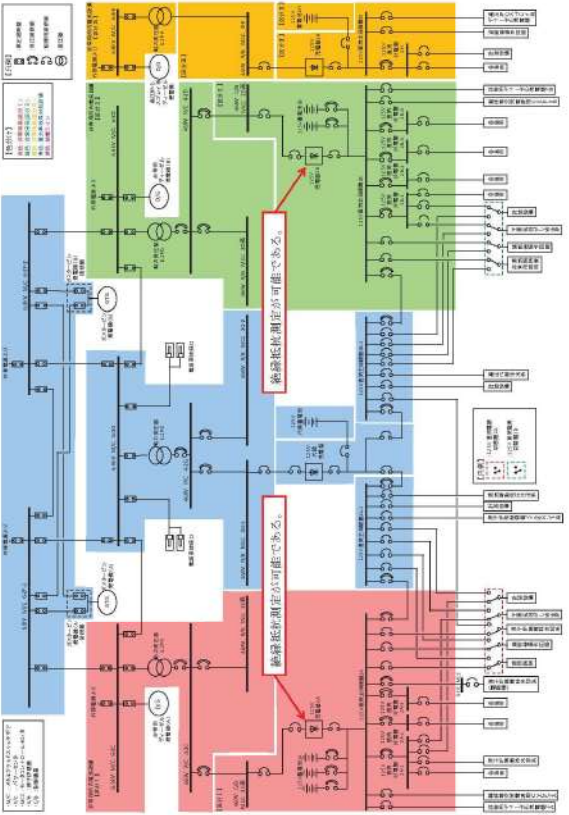
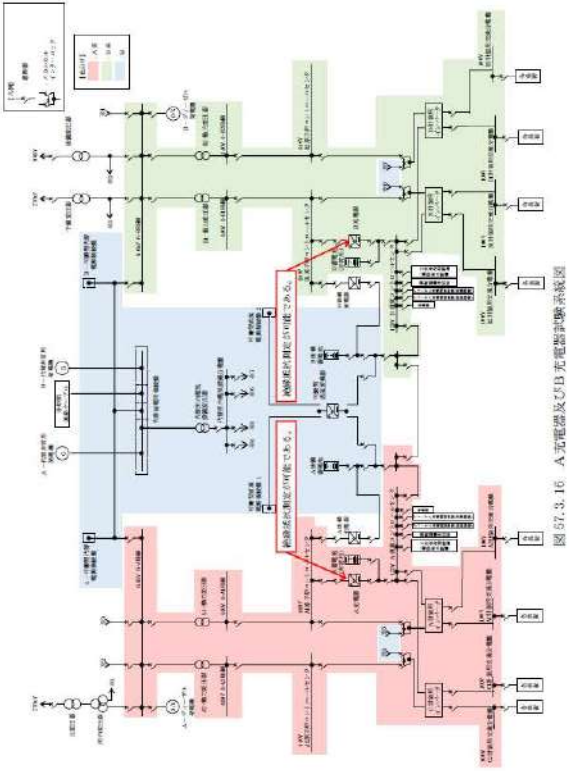
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 890 1077 914">図 57-4-16 125V 充電器 2B 構造図</p>	 <p data-bbox="1435 922 1603 938">図 57.3.16 B 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1845 145 1899 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2136 193">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 204 1899 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 231 1921 247">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 258 2157 306" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="734 997 1144 1018">図 57-4-17 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B 試験系統図</p>	 <p data-bbox="1800 480 1823 762">図 57-3-16 A 充電器及び B 充電器試験系統図</p>	<p data-bbox="1845 145 1901 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2136 193">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 199 1901 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 226 1957 247">記載表現の相違</p> <ul data-bbox="1845 253 2085 274" style="list-style-type: none"> <li>・試験・検査方法に相違はない。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


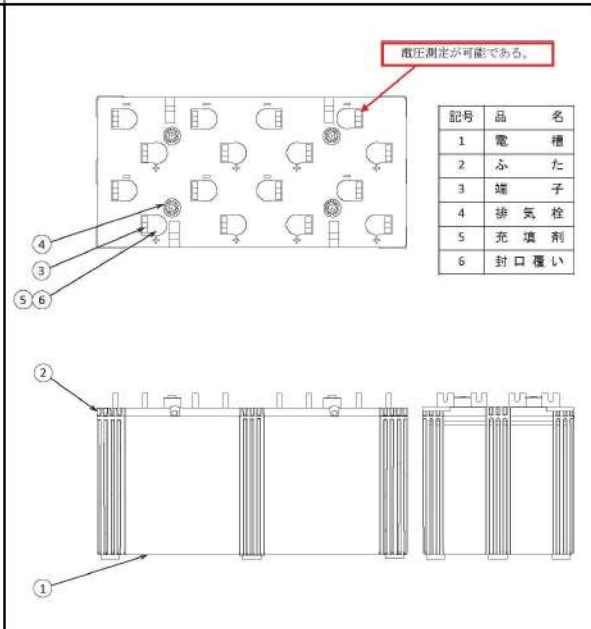
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふた</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>端子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排気栓</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充填剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封口覆い</td> </tr> </tbody>	記号	品名	1	電槽	2	ふた	3	端子	4	排気栓	5	充填剤	6	封口覆い
記号	品名														
1	電槽														
2	ふた														
3	端子														
4	排気栓														
5	充填剤														
6	封口覆い														

図 57-4-18 125V 代替蓄電池 (2,000Ah) 構造図

  | 【女川】  設備の相違   - ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。 |

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

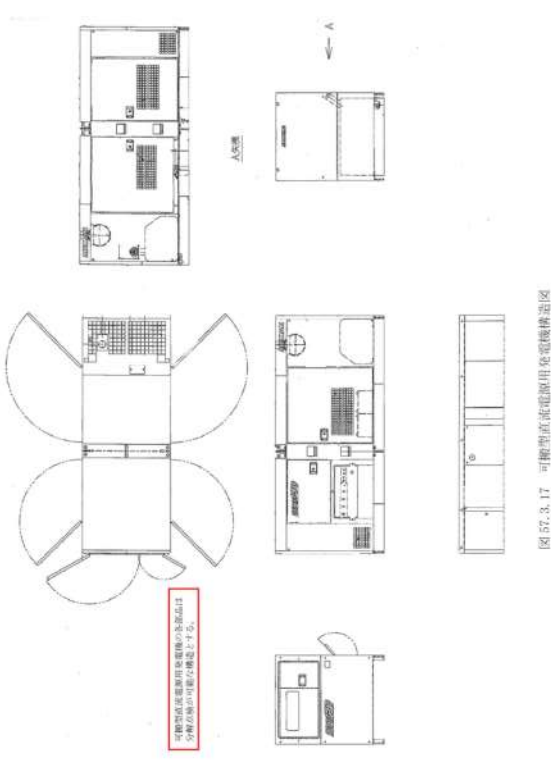
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	 <table border="1" data-bbox="1086 231 1220 406"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふた</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>罐子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排気栓</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充填剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封口覆い</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="784 782 1097 805">図 57-4-19 250V 蓄電池 (3,000Ah) 構造図</p>	記号	品名	1	電槽	2	ふた	3	罐子	4	排気栓	5	充填剤	6	封口覆い		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>
記号	品名																
1	電槽																
2	ふた																
3	罐子																
4	排気栓																
5	充填剤																
6	封口覆い																



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: right;">図 57.3.17 可搬型直流電源用発電機構造図</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

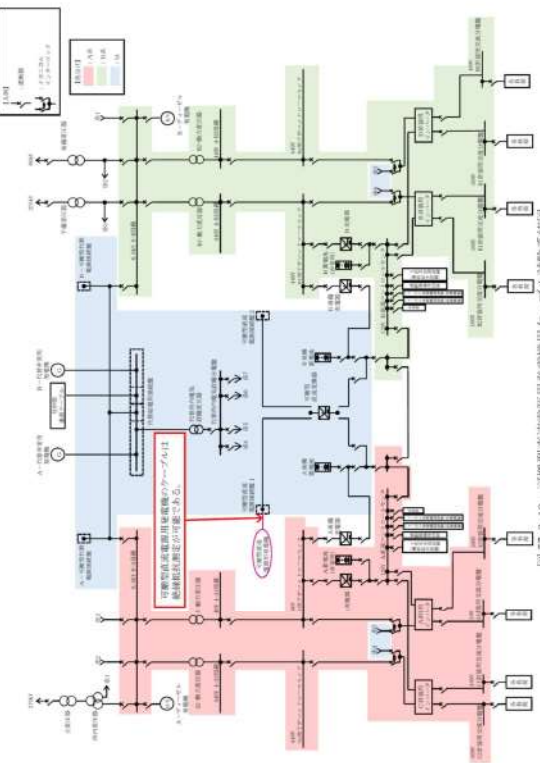
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川, 大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

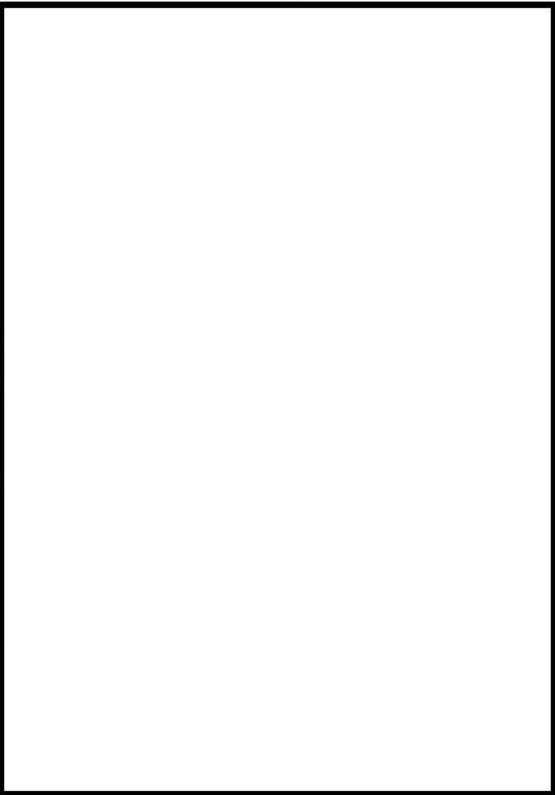
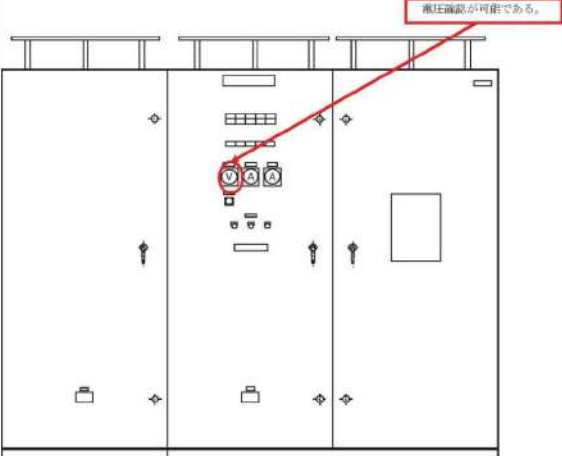
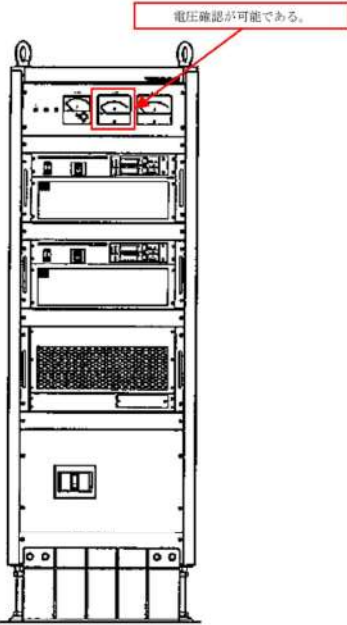
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="203 167 526 193">&lt;内容比較のため再掲(補足3-14)&gt;</p>  <p data-bbox="141 1007 526 1026">枠図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 1007 638 1026">57-4-48</p>	 <p data-bbox="792 639 1032 659">図 57-4-20 125V 代替光電器構造図</p>	 <p data-bbox="1420 906 1641 925">図 57.3.20 可搬型直流変換器構造図</p>	<p data-bbox="1845 140 1951 159">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

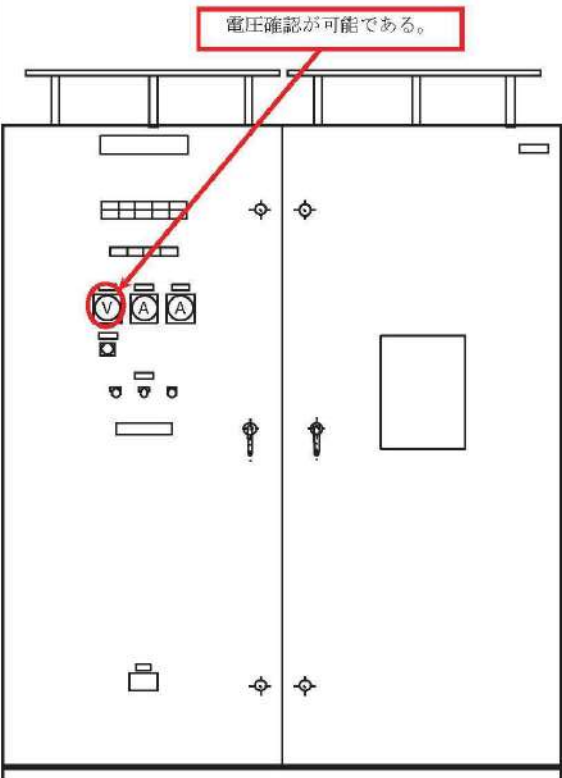
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 165 528 193" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足 3-15)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 212 645 932" style="border: 1px solid black; height: 450px; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="168 932 553 951" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="575 943 627 959" style="text-align: right; font-size: small;">                     57-4-49                 </div>	<div data-bbox="663 172 1227 986" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="797 995 1081 1016" style="text-align: center; font-size: small;">                     図 57-4-21 125V 代替充電器試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1267 204 1800 951" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1794 448 1816 699" style="text-align: right; font-size: small;">                     図 57-3-21 可搬等直流電源試験系統図                 </div>	<p>【女川、大飯】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1037 1120 1061">図 57-4-22 250V 充電器構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 67-4-23 250V 充電器試験系統図</p>		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

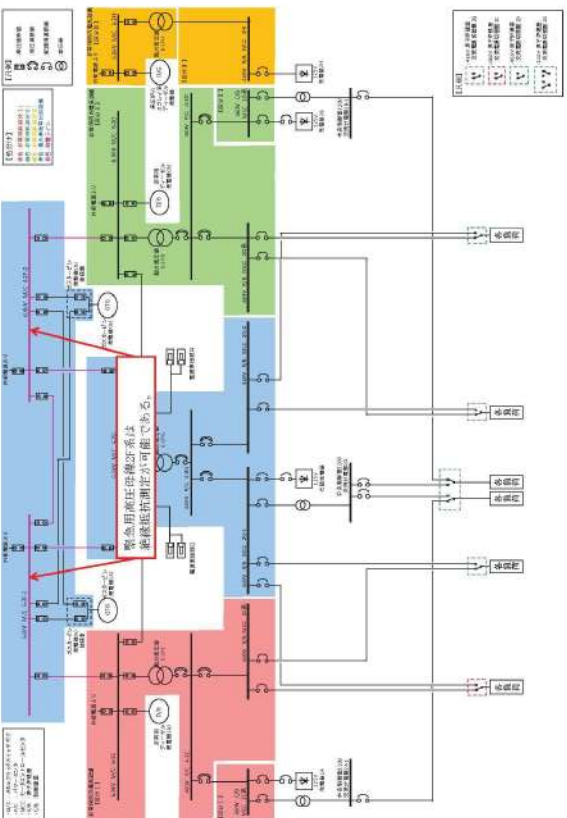
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-24 ガスタービン発電機接続線試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 989 1097 1013">図 57-4-35 緊急用高圧母線等系統験系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

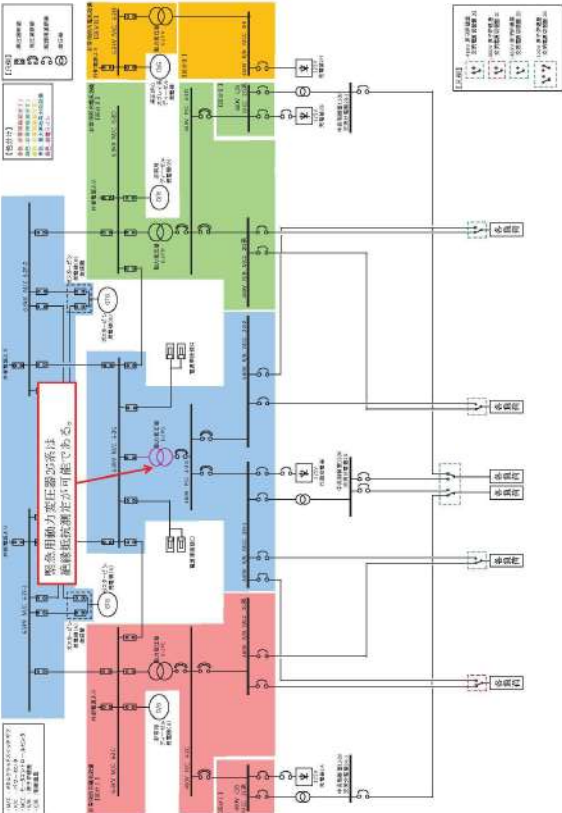
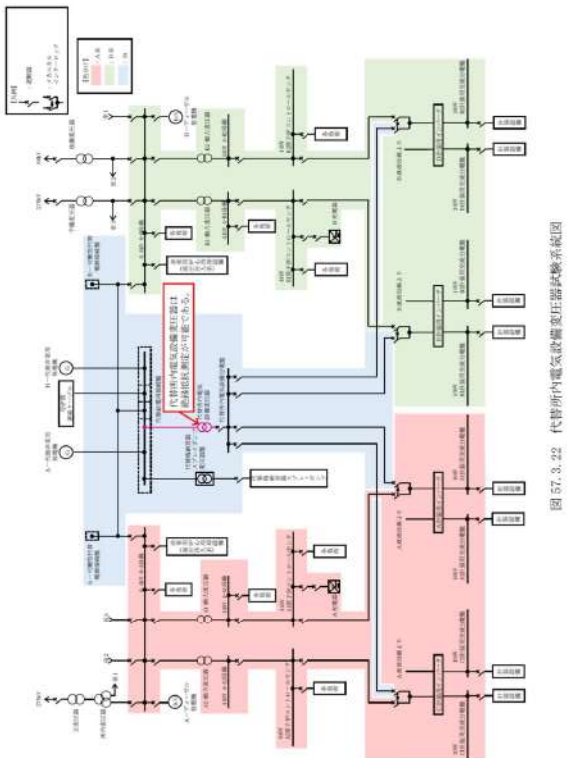
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-26 緊急用高圧母線2C系統験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

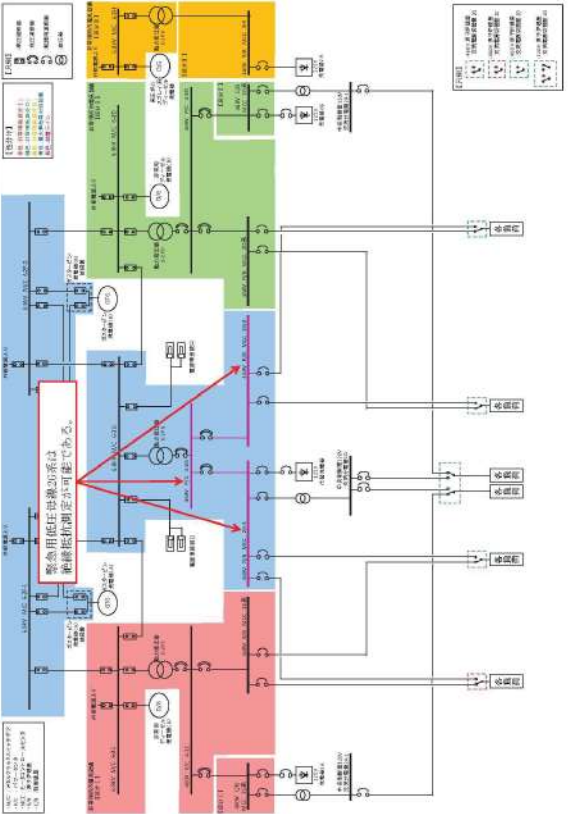
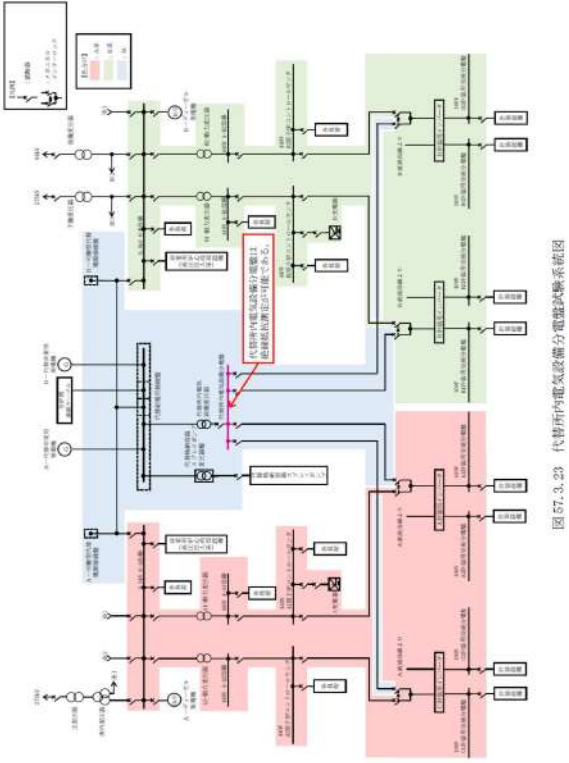
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 1002 1108 1021">図 57-4-27 緊急用動力変圧器 2G 系試験系統図</p>	 <p data-bbox="1798 395 1823 686">図 57.3.22 代替用内電気設備変圧器試験系統図</p>	<p data-bbox="1848 146 2136 279">【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

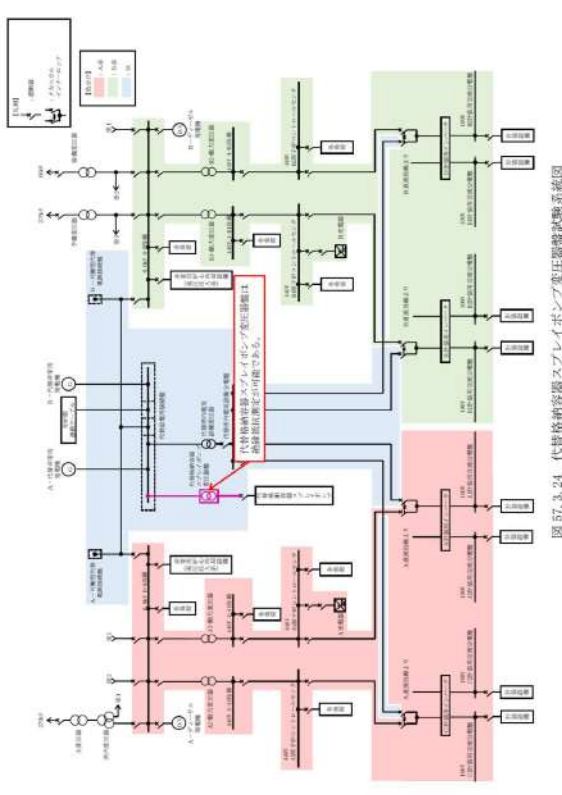
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用低圧母線2C系試験系統図</p>	 <p>代替所内電気設備系試験系統図</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.3.24 代替格納容器スプレッドレイアウトポンプ変圧器試験系統図</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-4-29 緊急用交流電源切替盤2G系統試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-4-30 緊急用交流電源切替盤2C系試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

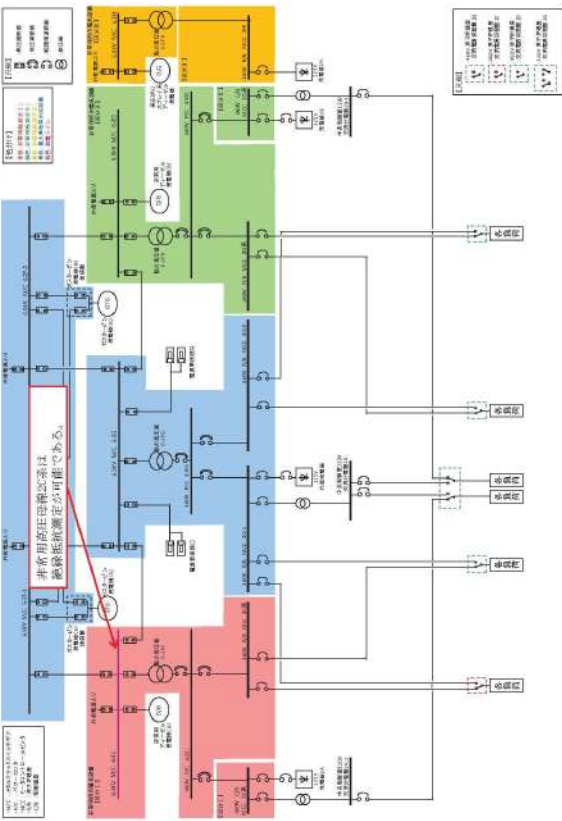
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-4-31 緊急用交流電源切替装置20系試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 1002 1099 1023">図 57-4-32 非常用高压母線 2C 系試験系統図</p>		<p data-bbox="1845 140 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 169 1928 189">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2157 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-33 非常用高圧母線 2D 系試験系統図</p>		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 164 633 916" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 242px;"></div> <p data-bbox="145 922 501 938">枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="573 922 622 938">57-4-11</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 151 638 917" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="134 917 504 938" style="font-size: small;">特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="566 917 622 938" style="font-size: small;">57-4-12</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機の作動検査）                      要領書番号：O4-15-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-15</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 622 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 240px;"></div> <p data-bbox="120 970 537 989">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="322 1021 344 1037">20</p> <p data-bbox="582 1034 640 1050">57-4-16</p>			<p data-bbox="1845 146 1904 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1926 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機定格容量検査）                      要領書番号：04-15-108</p> <p style="text-align: right;">57-4-17</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 636 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="165 981 586 1002">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="331 1037 358 1056">14</p> <p data-bbox="586 1034 645 1053">57-4-18</p>			<p data-bbox="1845 143 1908 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1930 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査                      要領書番号：O4-15-107</p> <p style="text-align: right;">57-4-19</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 526px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="136 1029 636 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-20</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">表 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="font-size: small;">施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付属設備検査(1/3)〔電気編〕                      要領書番号：〇4-15-259</p> <p style="text-align: right;">37-4-21</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 188 640 1046" style="border: 2px solid black; height: 538px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="129 1050 555 1072">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="577 1075 636 1098">57-4-22</p>			<p data-bbox="1845 143 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 165 645 970" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="138 970 539 992">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="557 986 613 1005">57-4-23</p>			<p data-bbox="1845 143 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付異設備検査(2) [計装編]                      要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-24</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 645 1053" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="116 1058 546 1080">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="555 1080 613 1098">57-4-26</p>			<p data-bbox="1841 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1841 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1841 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 645 1013" style="border: 2px solid black; height: 520px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="134 1018 548 1037">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="571 1024 627 1045">57-4-26</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 645 1023" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="136 1023 622 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-27</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 156 658 957" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="129 960 620 992" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-28                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査文：非常用電源設備の構造等(3/2)「補綴編」                      要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-29</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 145 649 959" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 962 613 1002" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-30                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="156 989 627 1013" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-31                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 207 649 1034" style="border: 2px solid black; height: 518px; width: 254px;"></div> <div data-bbox="125 1037 613 1066" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-32                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 997" style="border: 2px solid black; height: 517px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 1002 633 1023">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-33</p>			<p data-bbox="1845 140 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2152 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 649 1018" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="116 1024 629 1045">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-34</p>			<p data-bbox="1845 140 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2152 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 1027" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="129 1027 618 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-35</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 169">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1930 197">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 645 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="159 967 629 991" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-37                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 183 649 986" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="134 997 638 1021">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-38</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-5)&gt;</p> <div data-bbox="85 207 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="163 1005 627 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-3-85</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2060 199">記載箇所の相違（57-3-7 へ）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-6)&gt;</p> <div data-bbox="85 215 645 1021" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1053">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p>			<p data-bbox="1848 143 2150 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-8へ）</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-7)&gt;</p> <div data-bbox="85 210 645 1008" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 1008 627 1024">計画の範囲は機能に該当するもので公開することはできません。 57-4-11</p>			<p data-bbox="1848 146 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-9）～</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-8)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="168 917 627 949">作図中の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-42</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2150 199">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-10）へ</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="183 167 566 194">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-10)&gt;</p> <p data-bbox="510 256 566 280">改 1</p> <p data-bbox="152 459 477 587">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="197 922 454 978">施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置作動検査                      要領書番号：O3-16-173</p> <p data-bbox="533 1042 589 1066">57-4-44</p> </div>			<p data-bbox="1843 145 1906 169">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 2078 196">記載箇所の相違（57-3-29）へ</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="183 172 564 194">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-11)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 1034 645 1056">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45</p> </div>			<p data-bbox="1845 146 2074 194">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-30）へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="183 199 566 223">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-12)&gt;</p> <p data-bbox="526 255 577 276">改 0</p> <p data-bbox="183 446 488 566">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="224 885 465 957">施設名：非常用発電設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 (高圧電源系状態確認検査) 要領書番号：03-16-172</p> <p data-bbox="555 1005 609 1021">57-4-46</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 2072 193">記載箇所の相違 (57-3-31) へ</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="183 172 566 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-13)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 1034 636 1054">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2074 193">記載箇所の相違（57-3-32）へ</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="183 172 566 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-14)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="143 1008 631 1027">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-48</p> </div>			<p data-bbox="1845 146 2074 196">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-42）へ</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="183 172 566 194" style="text-align: center;">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 3-15)&gt;</p> <div data-bbox="85 204 645 922" style="border: 2px solid black; height: 450px; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="170 925 551 941" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="573 938 627 954" style="font-size: small;">57-4-49</p> </div>			<p data-bbox="1845 146 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1839 175 2074 194">記載箇所の相違（57-3-43）へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 932" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="116 938 618 960">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-50</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1935 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2159 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>相違又は名称</p> <p>① 設備の名称 ② 設備の仕様 ③ 設備の構成 ④ 設備の設置位置 ⑤ 設備の取付位置 ⑥ 設備の取付姿勢 ⑦ 設備の取付高さ ⑧ 設備の取付角度 ⑨ 設備の取付方向 ⑩ 設備の取付位置関係 ⑪ 設備の取付位置関係 ⑫ 設備の取付位置関係 ⑬ 設備の取付位置関係 ⑭ 設備の取付位置関係 ⑮ 設備の取付位置関係 ⑯ 設備の取付位置関係 ⑰ 設備の取付位置関係 ⑱ 設備の取付位置関係 ⑲ 設備の取付位置関係 ⑳ 設備の取付位置関係 ㉑ 設備の取付位置関係 ㉒ 設備の取付位置関係 ㉓ 設備の取付位置関係 ㉔ 設備の取付位置関係 ㉕ 設備の取付位置関係 ㉖ 設備の取付位置関係 ㉗ 設備の取付位置関係 ㉘ 設備の取付位置関係 ㉙ 設備の取付位置関係 ㉚ 設備の取付位置関係 ㉛ 設備の取付位置関係 ㉜ 設備の取付位置関係 ㉝ 設備の取付位置関係 ㉞ 設備の取付位置関係 ㉟ 設備の取付位置関係 ㊱ 設備の取付位置関係 ㊲ 設備の取付位置関係 ㊳ 設備の取付位置関係 ㊴ 設備の取付位置関係 ㊵ 設備の取付位置関係 ㊶ 設備の取付位置関係 ㊷ 設備の取付位置関係 ㊸ 設備の取付位置関係 ㊹ 設備の取付位置関係 ㊺ 設備の取付位置関係 ㊻ 設備の取付位置関係 ㊼ 設備の取付位置関係 ㊽ 設備の取付位置関係 ㊾ 設備の取付位置関係 ㊿ 設備の取付位置関係</p>			<p>【大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

57-4-51

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	東海地区(機器名) 東海地区の燃料調整弁	点検及び点検の項目	原動機の種類	基本方式	機器名	(1)内記欄に示す 野原(注)参照
	Na.1-4.3-12	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3-4.3-18	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
		1.分解点検	高	13M-15AM	東海原子力発電所3号炉	
		1.分解点検	高	13M-155M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3.3	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.4.10	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.4.12	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3.13	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3.14	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3.15	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3.16	1.分解点検	高	130M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.1-4.3-12	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3-4.3-18	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.1-4.3-12	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3-4.3-18	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.1-4.3-12	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3-4.3-18	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.1-4.3-12	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	
	Na.3-4.3-18	1.分解点検	高	20M	東海原子力発電所3号炉	

57-4-52

【大飯】  
 設備の相違  
 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別又は系統名</th> <th>東電名(種別名)</th> <th>点検及び点検の項目</th> <th>適合性 試験済</th> <th>適合年次 試験済</th> <th>種別名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載</td> <td rowspan="10">電力中央研究所電力研究所 電力研究所</td> <td>1.1号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> <td rowspan="10">*1 1000kV送電線への送電 *2 送電用半導体整流器の運転 *3 送電用半導体整流器の運転 *4 送電用半導体整流器の運転 *5 送電用半導体整流器の運転 *6 送電用半導体整流器の運転 *7 送電用半導体整流器の運転 *8 送電用半導体整流器の運転 *9 送電用半導体整流器の運転 *10 送電用半導体整流器の運転</td> </tr> <tr> <td>2.2号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>3.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>4.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>5.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>6.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>7.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>8.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>9.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>10.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載</td> <td rowspan="10">電力中央研究所電力研究所 電力研究所</td> <td>1.1号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>2.2号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>3.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>4.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>5.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>6.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>7.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>8.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>9.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> <tr> <td>10.3号機点検</td> <td>○</td> <td>2004~2006</td> <td>泊3号機発電機出力調整設備</td> </tr> </tbody> </table>	種別又は系統名	東電名(種別名)	点検及び点検の項目	適合性 試験済	適合年次 試験済	種別名	備考	この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載	電力中央研究所電力研究所 電力研究所	1.1号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	*1 1000kV送電線への送電 *2 送電用半導体整流器の運転 *3 送電用半導体整流器の運転 *4 送電用半導体整流器の運転 *5 送電用半導体整流器の運転 *6 送電用半導体整流器の運転 *7 送電用半導体整流器の運転 *8 送電用半導体整流器の運転 *9 送電用半導体整流器の運転 *10 送電用半導体整流器の運転	2.2号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	3.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	4.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	5.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	6.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	7.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	8.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	9.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	10.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載	電力中央研究所電力研究所 電力研究所	1.1号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	2.2号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	3.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	4.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	5.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	6.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	7.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	8.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	9.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	10.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備			<p>【大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
種別又は系統名	東電名(種別名)	点検及び点検の項目	適合性 試験済	適合年次 試験済	種別名	備考																																																																																									
この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載	電力中央研究所電力研究所 電力研究所	1.1号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備	*1 1000kV送電線への送電 *2 送電用半導体整流器の運転 *3 送電用半導体整流器の運転 *4 送電用半導体整流器の運転 *5 送電用半導体整流器の運転 *6 送電用半導体整流器の運転 *7 送電用半導体整流器の運転 *8 送電用半導体整流器の運転 *9 送電用半導体整流器の運転 *10 送電用半導体整流器の運転																																																																																									
		2.2号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		3.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		4.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		5.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		6.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		7.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		8.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		9.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		10.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
この設備が女川2号炉と同等の電気設備であること(その別)を 示すための記載	電力中央研究所電力研究所 電力研究所	1.1号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		2.2号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		3.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		4.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		5.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		6.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		7.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		8.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		9.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
		10.3号機点検	○	2004~2006	泊3号機発電機出力調整設備																																																																																										
57-4-53																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機機能検査                      （ディーゼル発電機の作動検査）                      要領書番号：O3-16-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-54</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 506px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="134 1021 645 1045">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-55</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機定格容量検査）                      要領書番号：O3-16-168</p> <p style="text-align: right;">57-4-56</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 645 970" style="border: 2px solid black; height: 476px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="129 992 640 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-57</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査                      要領書番号：O3-16-167</p> <p style="text-align: right;">57-4-58</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 986" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="143 995 622 1018">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-59</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用電源設備付属設備検査(1/3)〔電気編〕                      要領書番号：O3-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-60</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 976" style="border: 2px solid black; height: 484px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="138 1002 645 1024">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-61</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1930 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2159 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 197 649 954" style="border: 2px solid black; height: 474px; width: 254px;"></div> <p data-bbox="152 970 613 992">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-62</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 169">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1930 197">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2154 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付属設備検査(23) [計装種]                      実施番号：03-10-202</p> <p style="text-align: right;">57-4-63</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="143 1034 629 1050">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-64</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 177 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 209 2159 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1011" style="border: 2px solid black; height: 506px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="136 1023 622 1043">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-65</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 204 649 963" style="border: 2px solid black; height: 476px; width: 254px;"></div> <p data-bbox="138 1002 636 1024">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-66</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 169">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1930 197">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="136 970 533 991">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付属設備検査(3/3) [機械編]                      要領書番号：03-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-08</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 1007" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="123 1018 638 1038">枠囲みの範囲は検索に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-69</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 645 976" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="112 981 616 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-70</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 199 645 997" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="123 1002 622 1024">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-71</p>			<p data-bbox="1848 146 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2161 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 645 976" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="138 979 629 999">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-72</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="116 992 631 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-73</p>			<p data-bbox="1841 140 1908 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1841 172 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1841 204 2152 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 178 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 526px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="107 1027 613 1046">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-74</p>			<p data-bbox="1845 143 1904 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

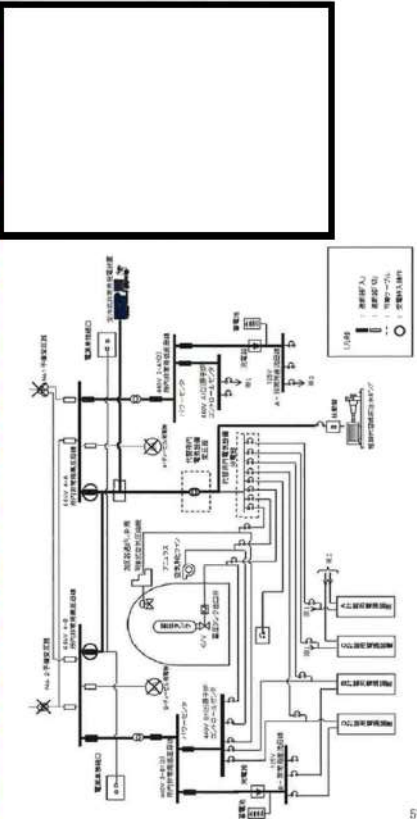
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉 57-5 系統図	女川原子力発電所2号炉 57-3 系統図	泊発電所3号炉 57-4 系統図	相違理由
			【女川、大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

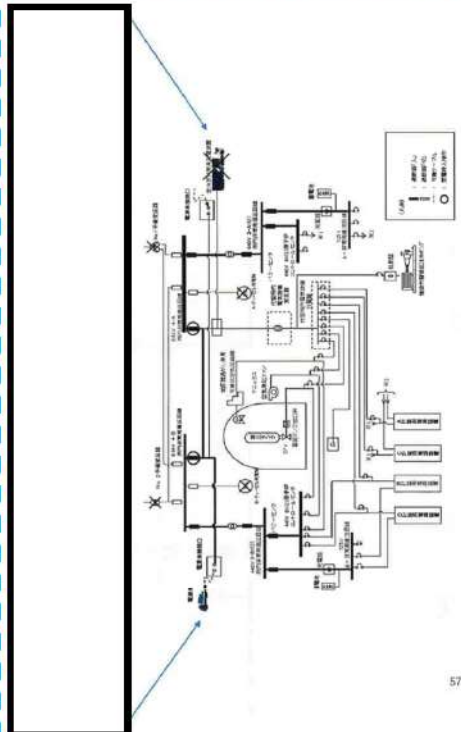
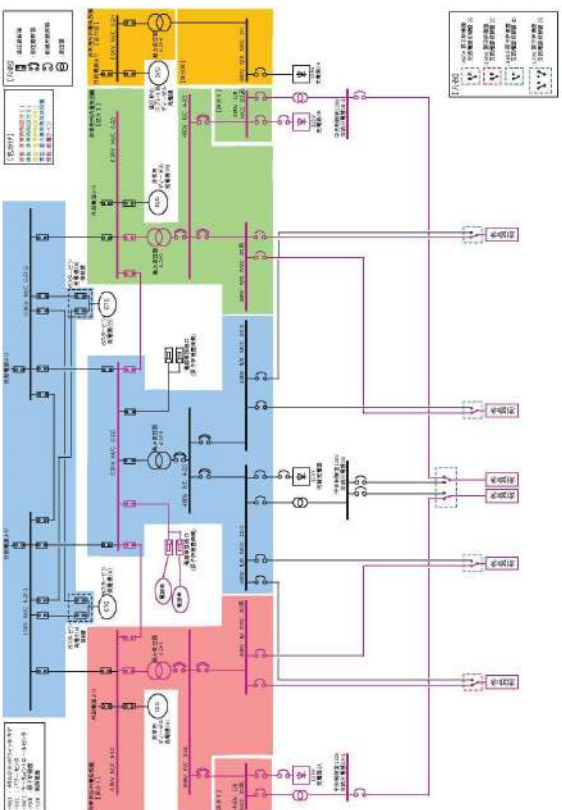
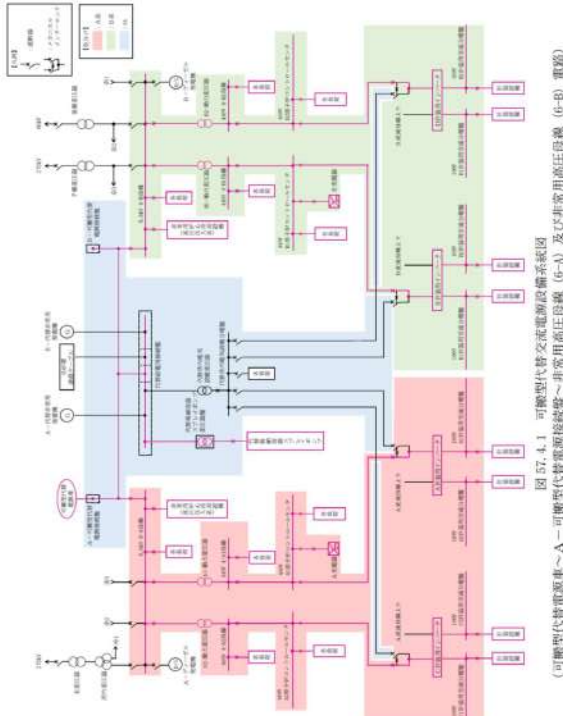
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足4-1)&gt;</p> 			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違 (57-4-15～)</p>

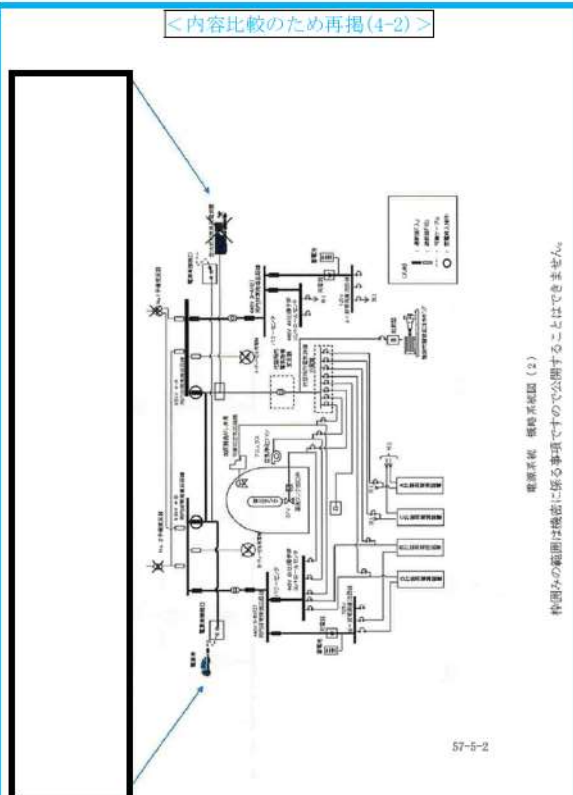
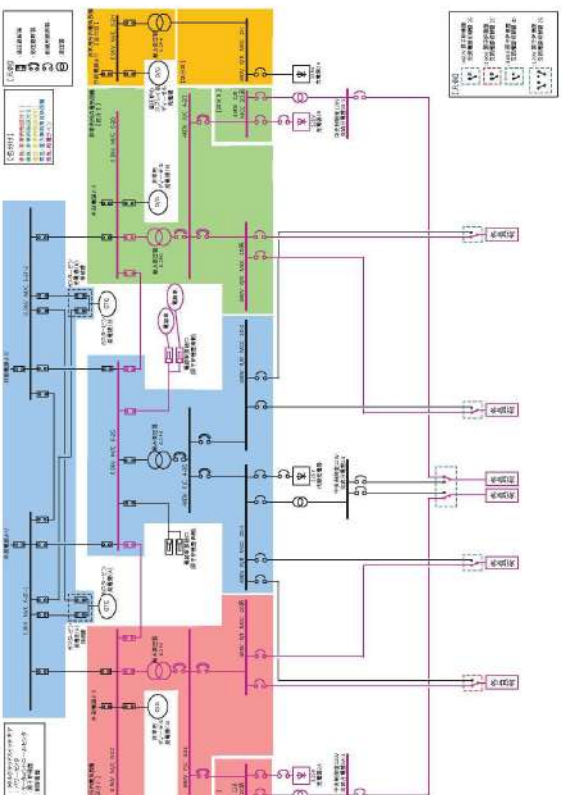
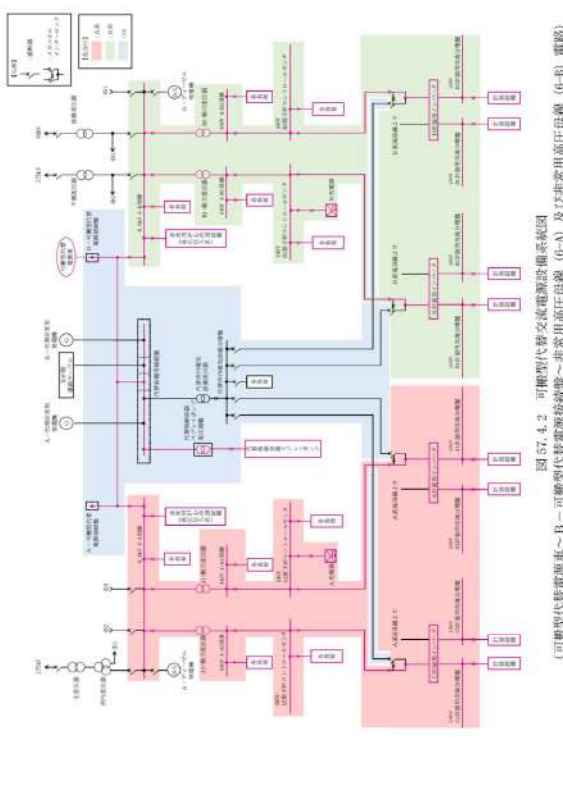
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>&lt;一部、女川、泊の記載箇所と比較(補足4-2)&gt;</p>  <p>57-5-2</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図57-3-1 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車と電源車接続口(原子炉建屋西側)              へ非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系回路)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図57-4-1 可搬型代替交流電源設備系統図              (可搬型代替電源車へA-可搬型代替電源車系統(6-6)及び非常用高圧母線(6-6)電源)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等              対処設備として必要な設備を設けると              いう点において同等である。</p> <p>【大飯】              記載箇所の相違 (57-4-4へ)</p>

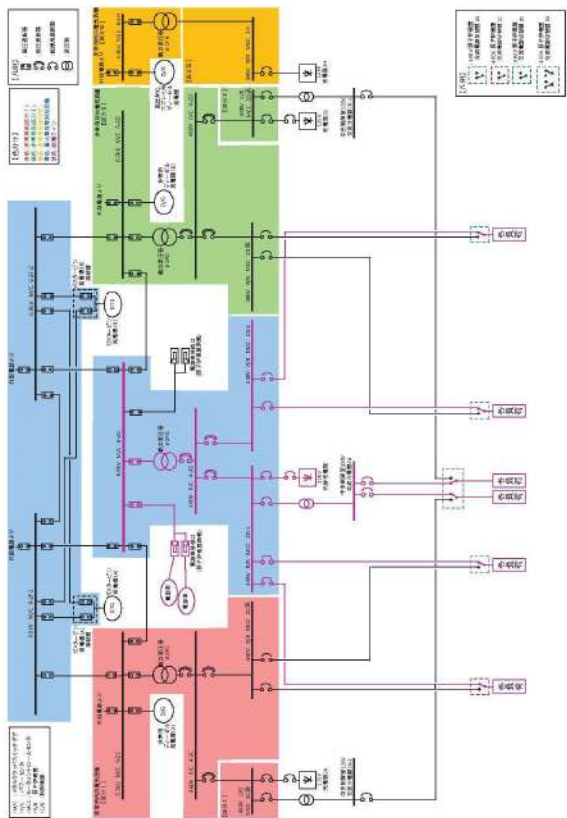
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">＜内容比較のため再掲(4-2)＞</p>  <p>57-5-2</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-2 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)              ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57-4-2 可搬型代替交流電源設備系統図              (可搬型代替電源車～D-可搬型代替電源車～非常用高圧母線 (D-A) 及び非常用高圧母線 (D-B) 電路)</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【大飯、女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は電源車の接続先について、片方のみを代表として記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に複数の接続先について記載している。</li> </ul>

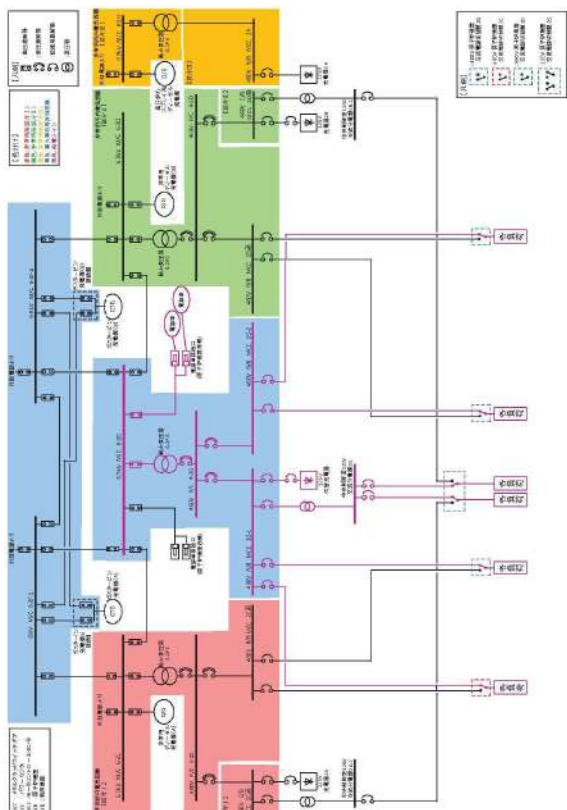
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 997 1120 1069">図 57-3-3 可換型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～緊急用低圧母線 2G系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 997 1120 1061">図 57-3-4 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)              ～緊急用低圧母線 2G系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">電源系統 概略接続図 (3)</p> <p style="text-align: right;">57-5-3</p>			<p>【大飯】                  設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

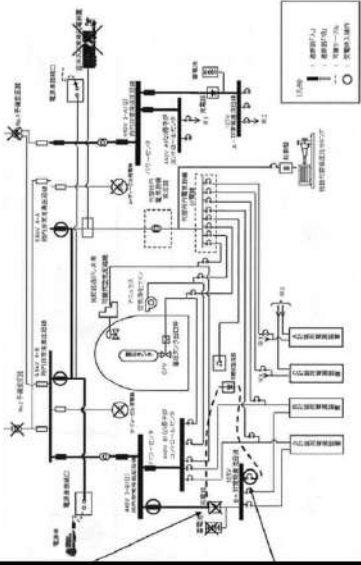
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">電源系統 概略系統図 (4)</p>			<p>【大飯】                      設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

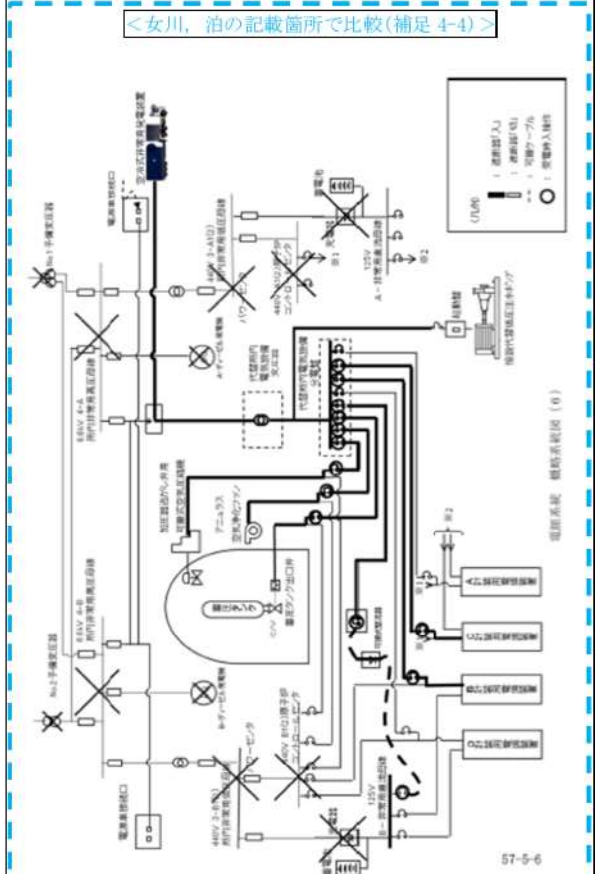
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 140 560 167">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足4-3)&gt;</p>  <p data-bbox="593 510 616 654">電源系統 饋電系統図(0)</p> <p data-bbox="616 391 638 766">特部分の範囲は機器に依る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 965 627 981">57-4-5</p>			<p data-bbox="1848 140 1904 167">【大阪】</p> <p data-bbox="1836 167 2072 199">記載箇所の相違 (57-4-22 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所と比較(補足4-4)＞</p> 			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-4-43 ~)</p>

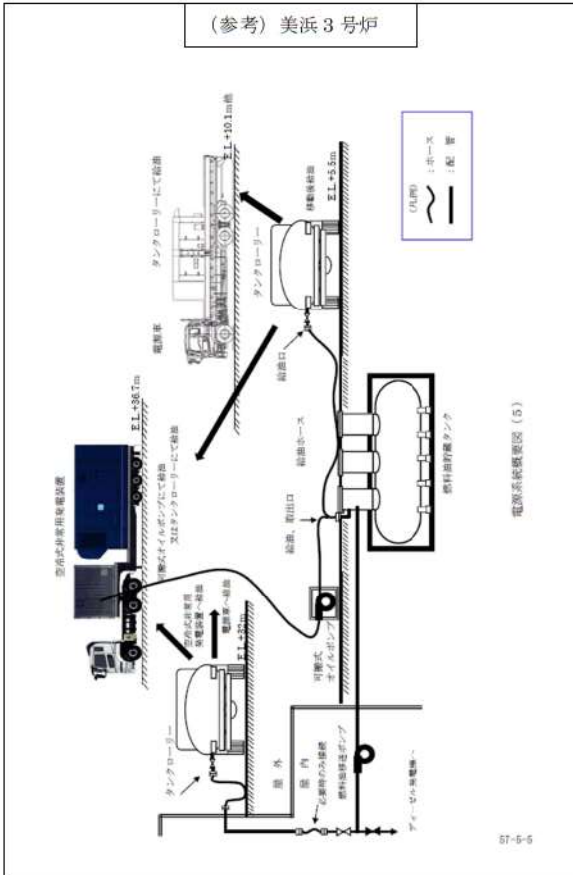
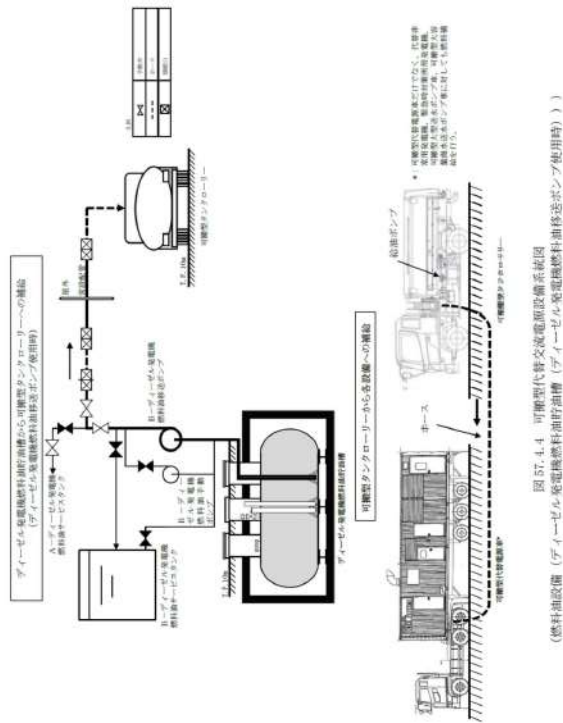
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p style="text-align: center;">&lt; 女川, 泊の記載箇所と比較 (補足 4-5) &gt;</p> <p>57-5-7</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">&lt; 泊の記載箇所と比較 (補足 4-6) &gt;</p> <p>図 57-3-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>図 57-4.3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (ホース使用時)))</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>          設備の相違          ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>          (補足 4-5) 記載箇所の相違 (57-4-19, 41, 48, 53 ~)</p> <p><b>【女川】</b>          (補足 4-6) 記載箇所の相違 (57-4-41 ~)</p>

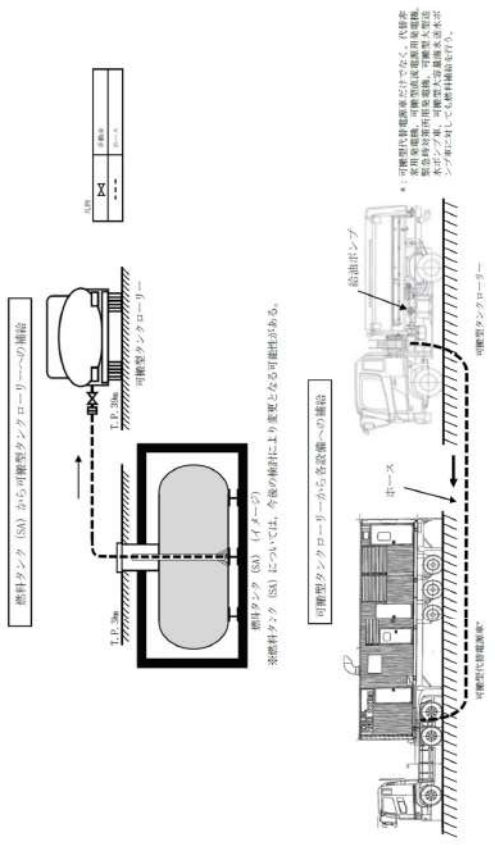
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>電圧系統概要図 (5)</p> <p>57-6-9</p>		 <p>図 57-4-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備) (ディーゼル発電機燃料油貯蔵ポンプ使用時)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p><b>【大飯・女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

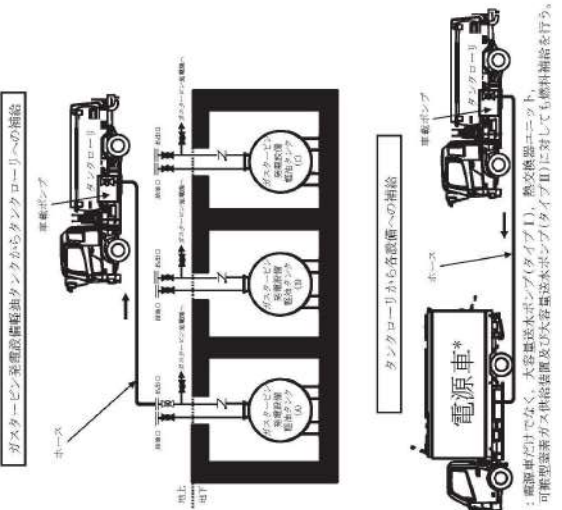
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの供給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) (イマーゴ)</p> <p>可搬型タンクローリーから各設備への供給</p> <p>高油ポンプ</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>図 57.4.5 可搬型代替発電電源設備系図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

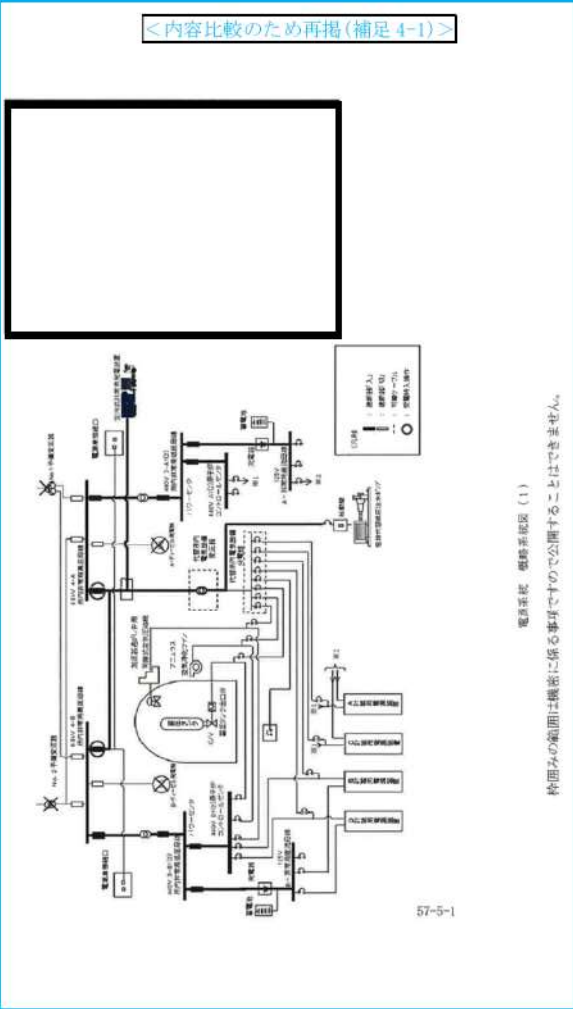
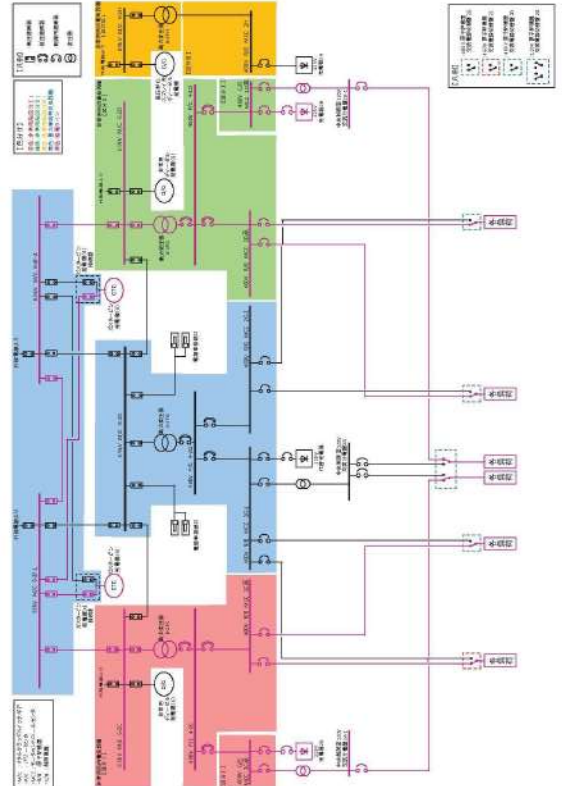
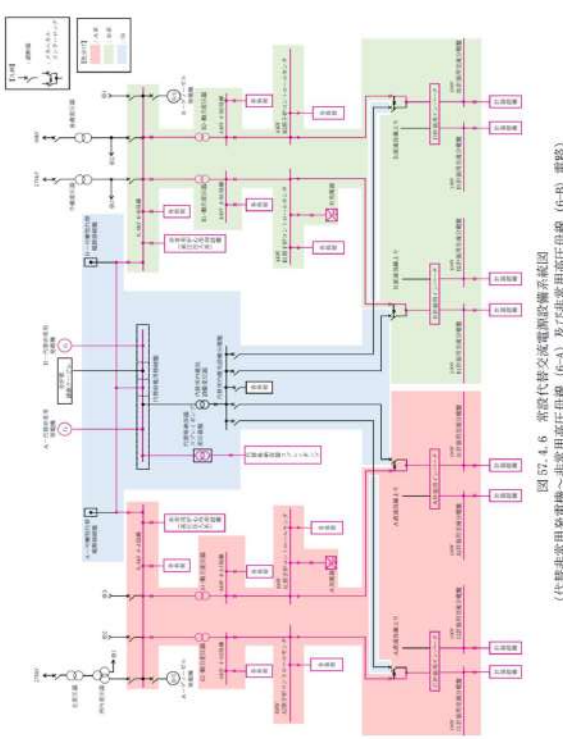
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-6 可搬型代替交流電源設備系統図          (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽油タンク))</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</li> </ul> <p>【女川】          設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



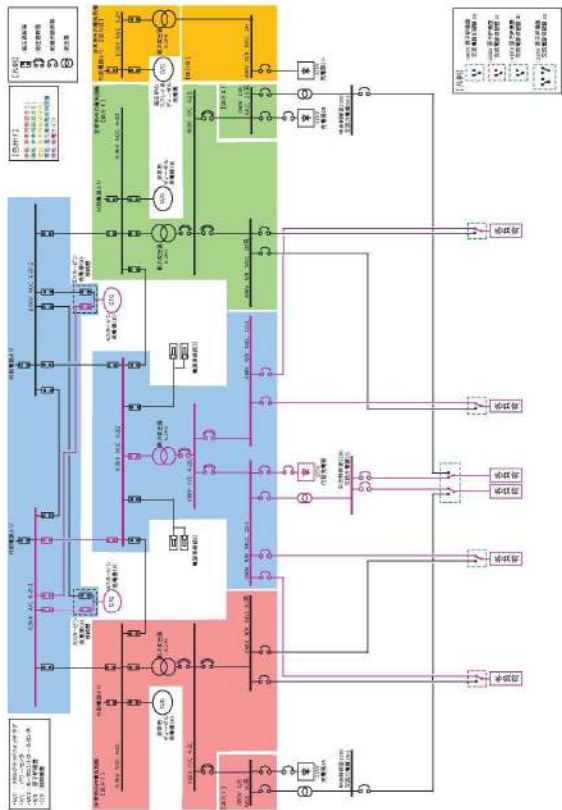
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-1)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-1</p>	<p style="text-align: center;">電源系統 機軸系統図(1)</p> <p style="text-align: center;">枠面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-3-7 常設代替交流電源設備系統図              (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">図 57.4.6 常設代替交流電源設備系統図              (代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="text-align: center;">【大飯、女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-8 常設代替交流電源設備系統図              (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2C 系電路)</p>		<p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

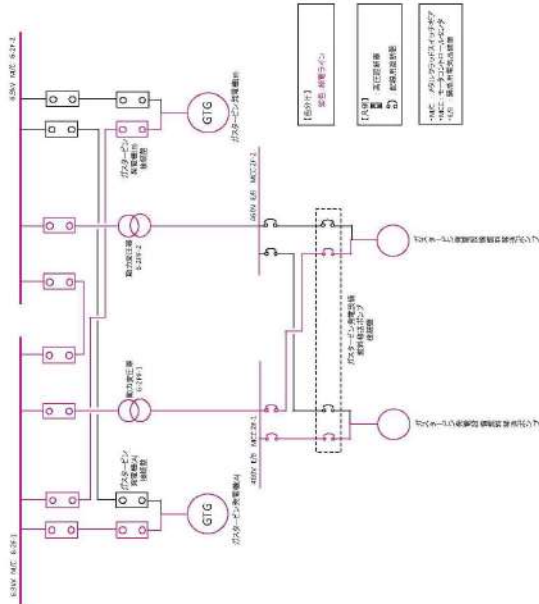
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-9 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送系)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 845 1120 893">図 57-3-10 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 2161 223">設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p data-bbox="1848 231 1904 255">【女川】</p> <p data-bbox="1848 255 1926 279">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 287 2161 367" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p> <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;">図 57-3-11 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p style="text-align: center;">図 57-4-7 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵油槽 (ホース使用時)))</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>          設備の相違          ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p style="text-align: right;">電源系統概略図 (S)</p>		<p style="text-align: center;">図 57.4.8 常設代替外連電送電源設備系統図              (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油ポンプ使用時))</p>	<p>【大飯、女川】              設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯・女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

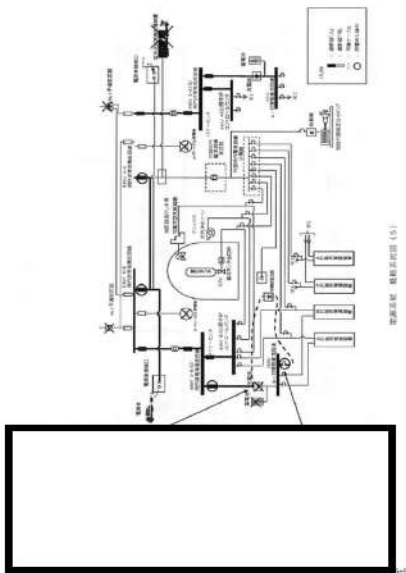
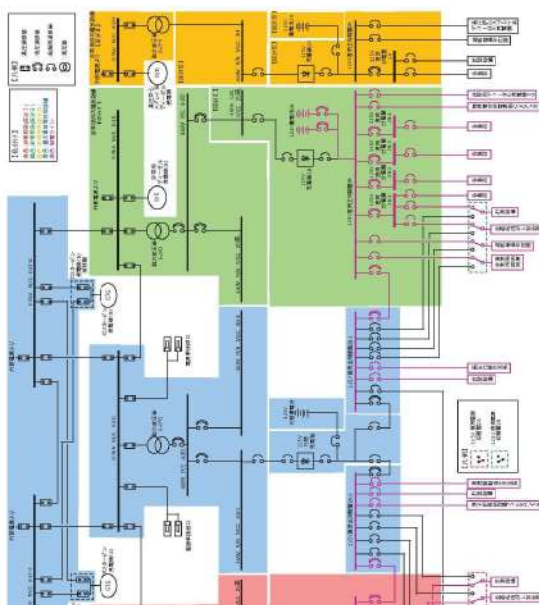
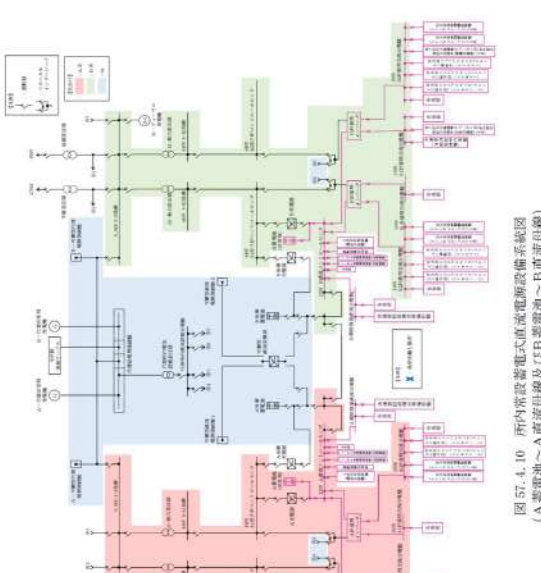
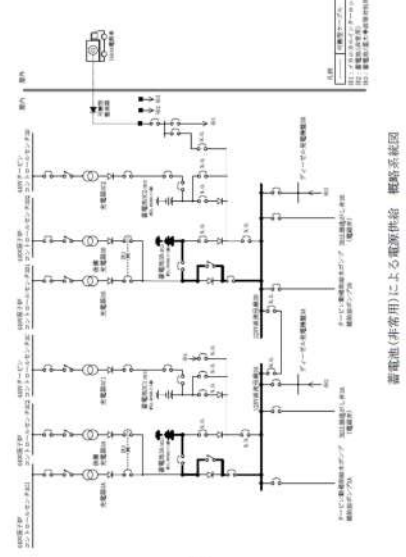
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>圧油ポンプ</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型タンクローリーからの各設備への補給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) については、今後の検討により重要となる可能性がある。</p> <p>代替非常用発電機</p> <p>代替非常用発電機だけでなく、可搬型代替電源車、可搬型圧油発電機、可搬型圧油ポンプ、可搬型圧油ポンプ車、可搬型圧油ポンプ車及び圧油ポンプ車に対しては燃料補給を行う。</p> <p>図 57.4.9 常設代替電源設備 (燃料タンク (SA) )              (燃料油設備 (燃料タンク (SA) ) )</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

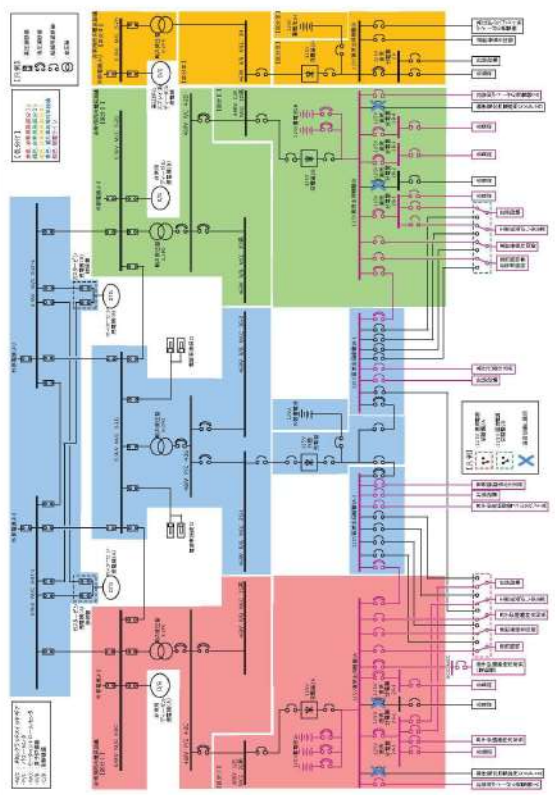
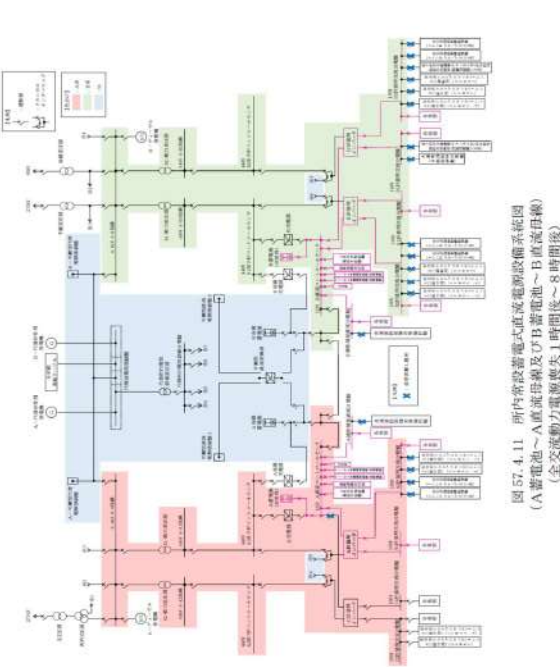
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜内容比較のため再掲(補足4-3)＞</p>  <p>※一部の電図は縮小記載のため省略するものではありません。</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> </ul>
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池(非常用)による電源供給 概略系統図</p>	<p>図57-3-12 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>図57.4.10 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	



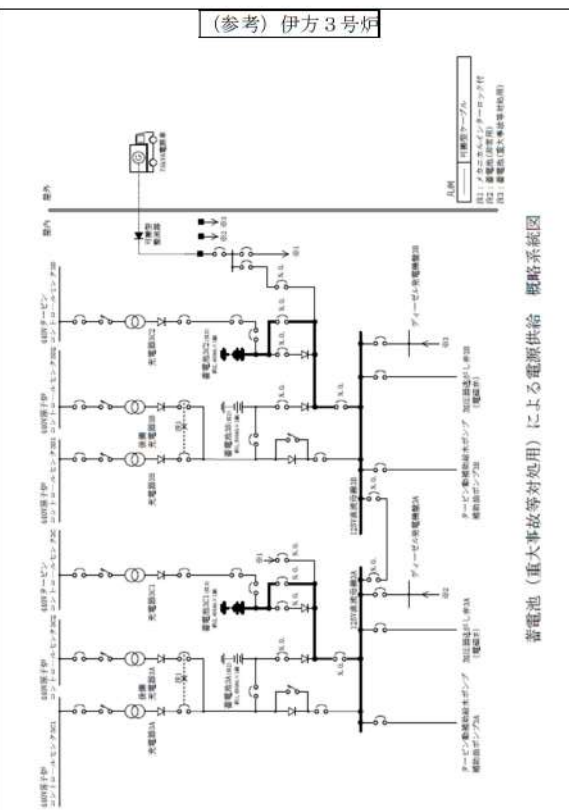
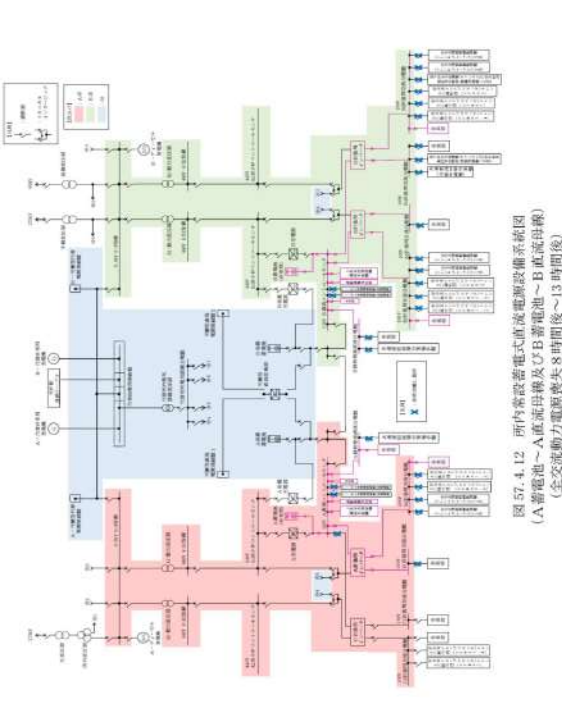
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-13 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図              (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	 <p>図 57.4.11 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図              (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)              (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)              ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】              設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

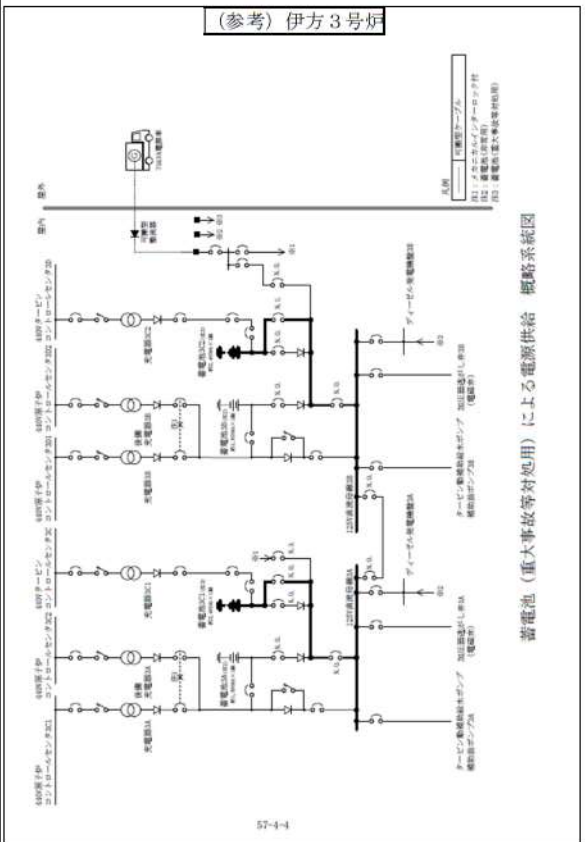
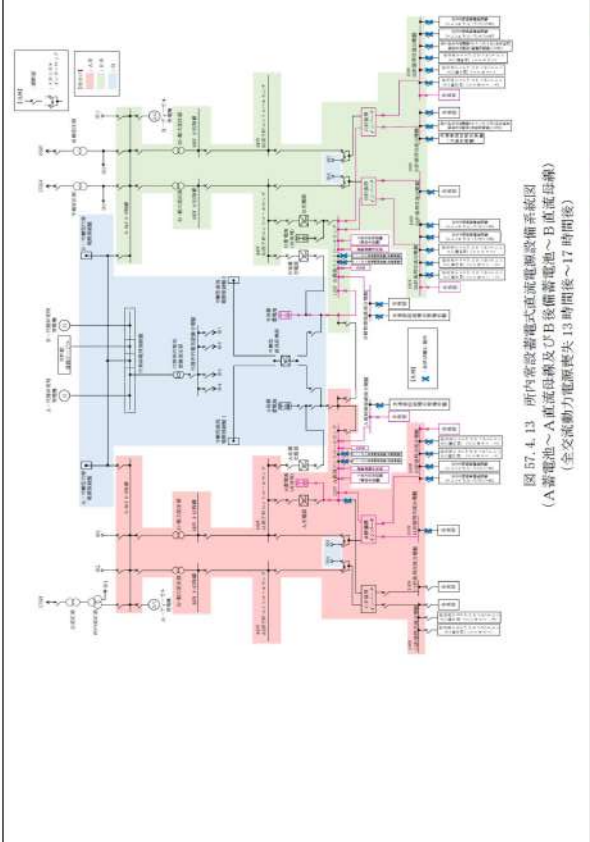
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-4</p>		 <p>図 57.4.12 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A:蓄電池～A直流母線及びB:蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失8時間後～3時間後)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)                  ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

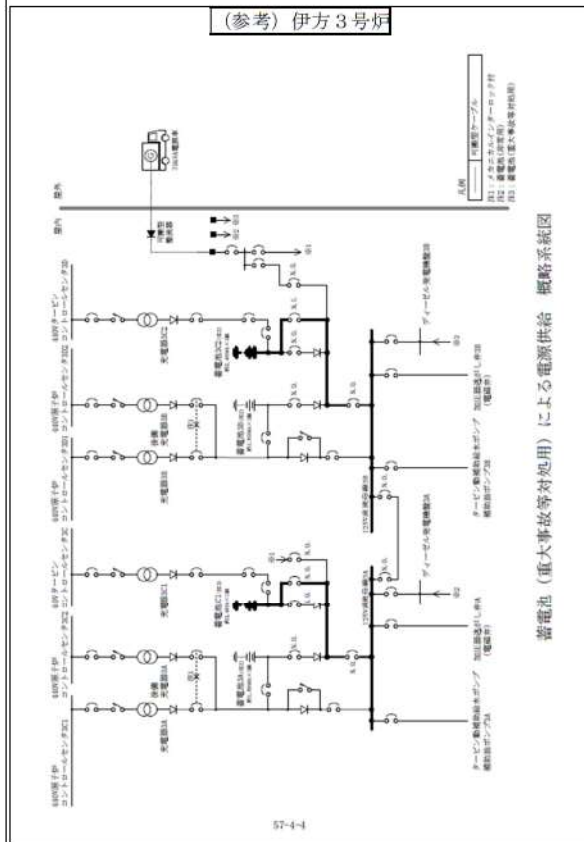
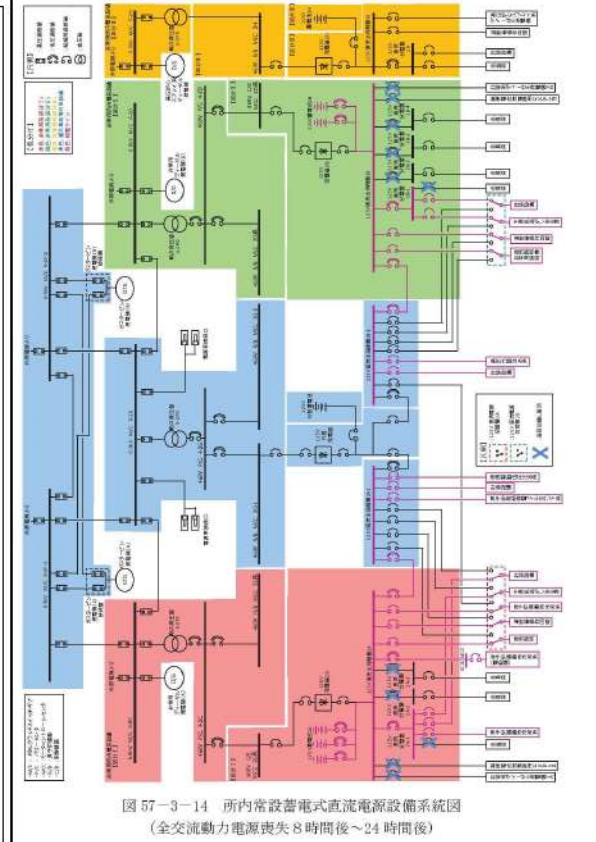
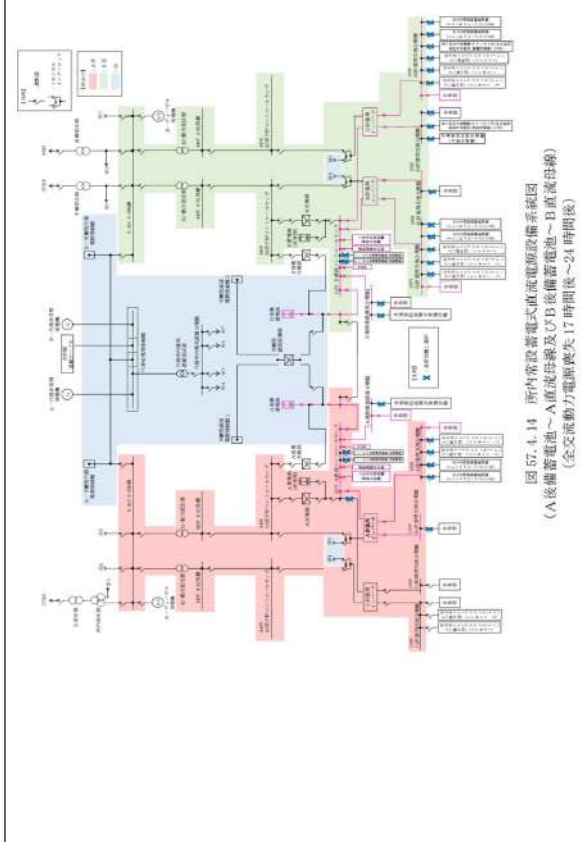
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対応用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-4</p>		 <p>図 57.4.13 所内事故蓄電池式直流電源設備系統図 (A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)                  ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

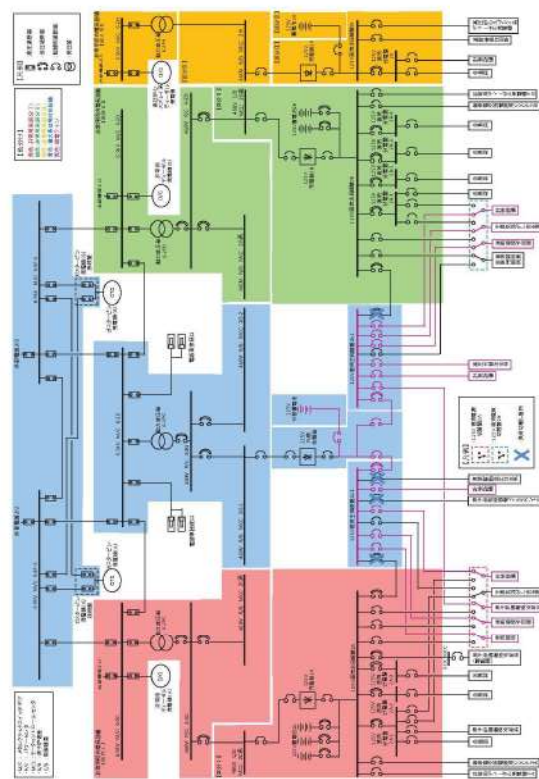
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-1</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失 8 時間後 ~ 24 時間後)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57.4.14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A 後備蓄電池 ~ B 直流母線及び B 後備蓄電池 ~ B 直流母線) (全交流動力電源喪失 17 時間後 ~ 24 時間後)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)              ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】              設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

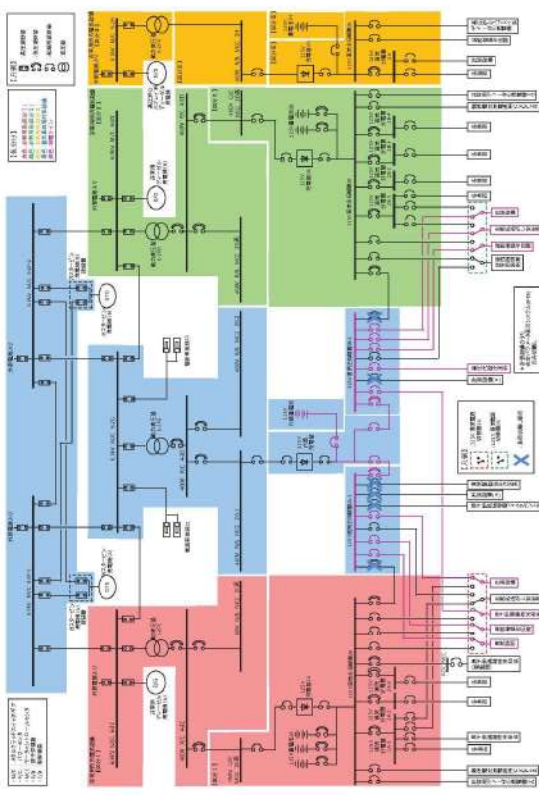
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3-15 常設代替直流電源設備系統図 (125V系統)              (全交流動力電源喪失直後～8時間後)</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

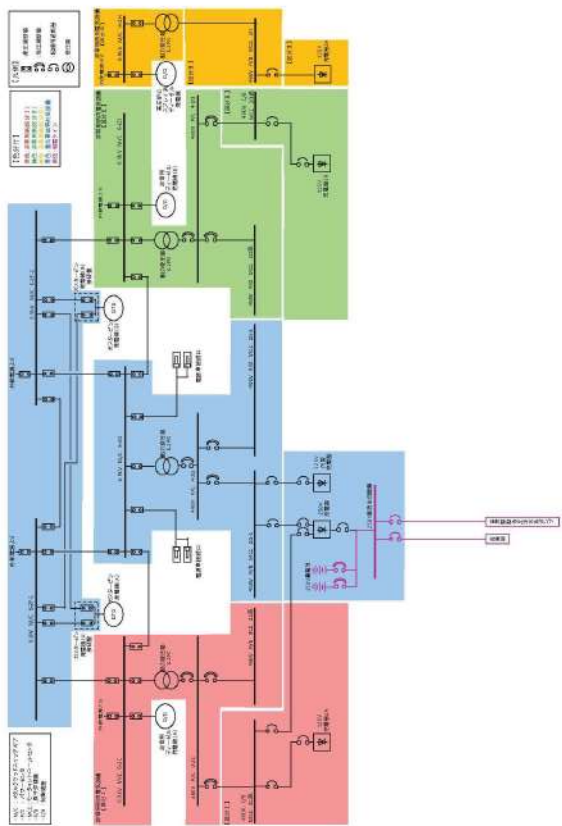
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 957 1142 1005">図57-3-16 常設代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失8時間後~24時間後)</p>		<p data-bbox="1836 143 2150 191">【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

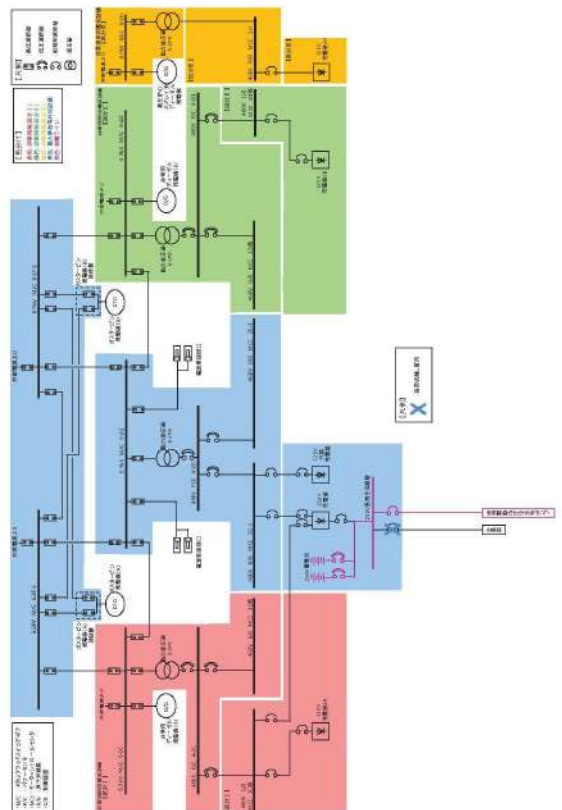
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 1005 1142 1045">図 57-3-17 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 191">【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

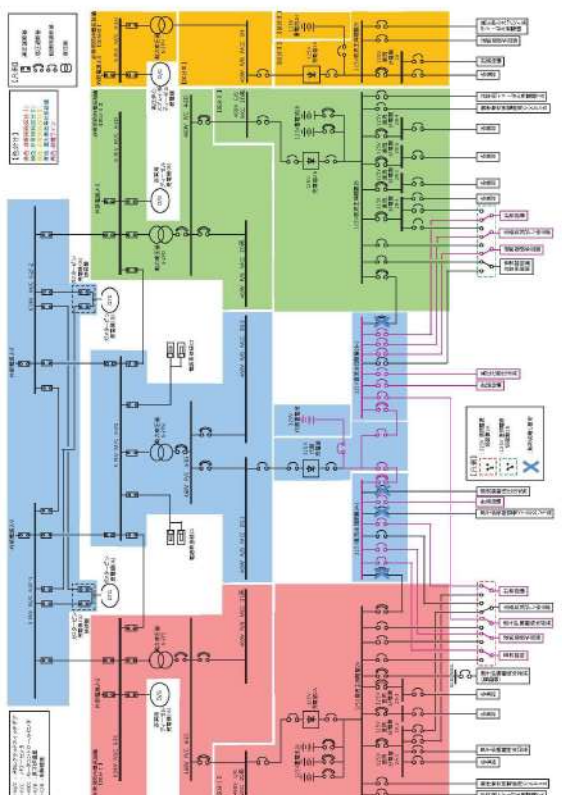
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 989 1142 1037">図57-3-18 常設代替直流電源設備系統図 (250V系統) (全交流動力電源喪失1時間後～24時間後)</p>		<p data-bbox="1836 135 2150 191">【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>



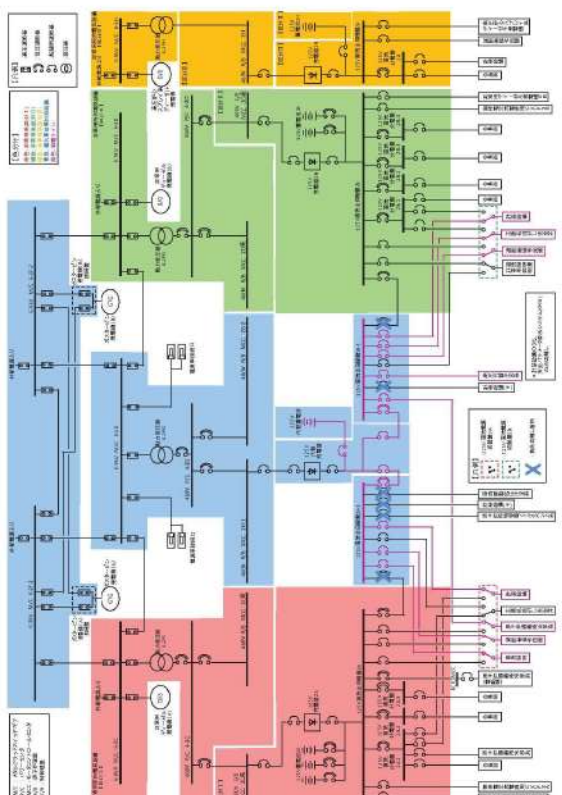
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 973 1209 1021">図 57-3-19 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失直後 ~ 8 時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 2150 223">設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

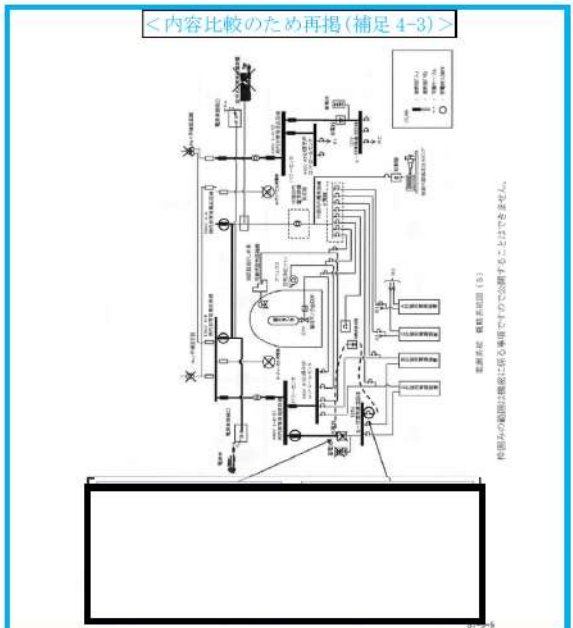
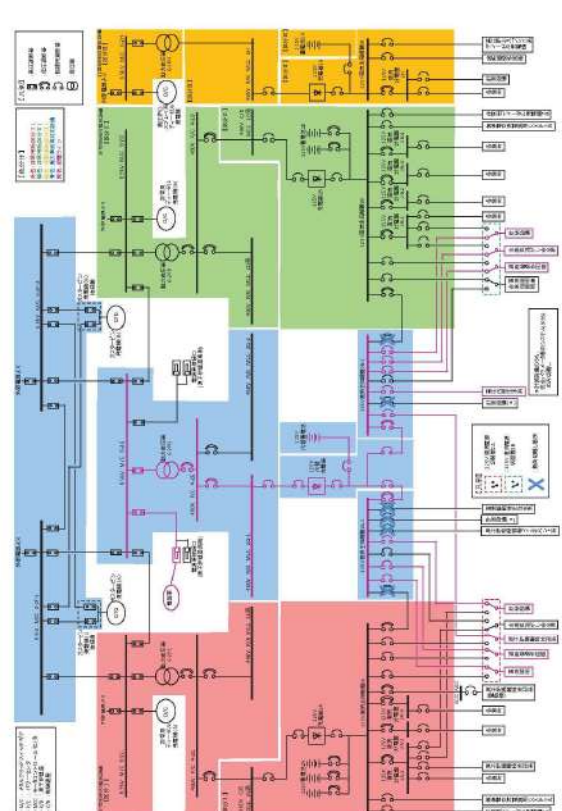
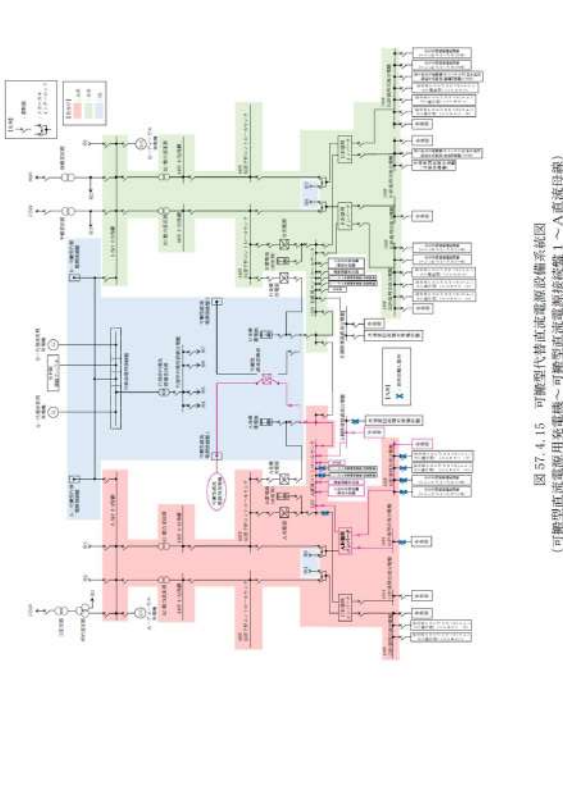
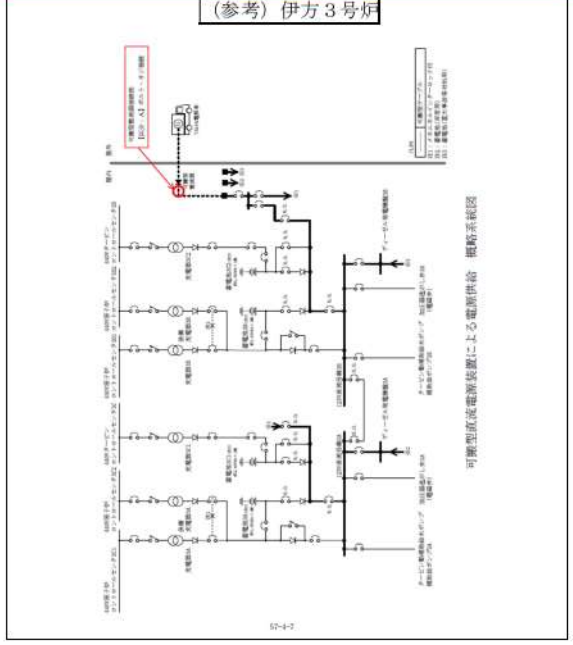
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 973 1232 1021">図 57-3-20 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 8 時間後～24 時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 223">【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

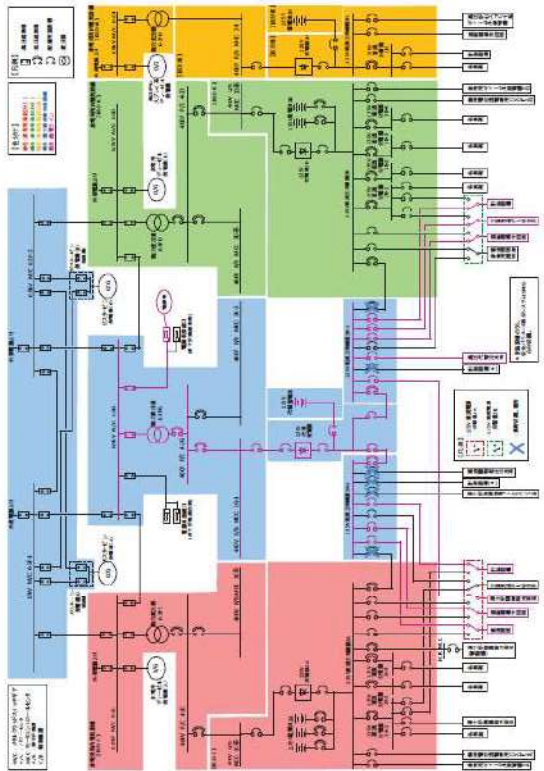
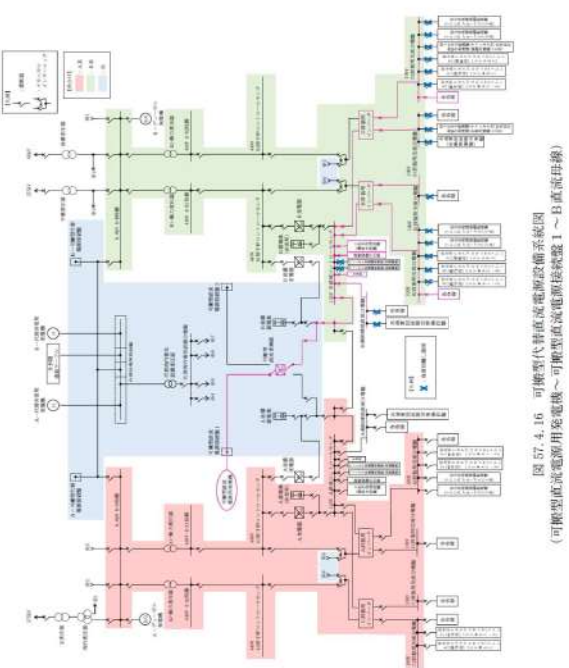
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(補足4-3)&gt;</p>  <p>電機系統 電機系統図 (S)</p> <p>右部分の電機系統図は簡略化を図り、その下の図と一致していません。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-21 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)          (全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降)          (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57.4.15 可搬型代替直流電源設備系統図          (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源系統機1～A 直流母線)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【大飯, 女川】              設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>可搬型直流電源装置による電源供給 電機系統図</p> <p>57-4-2</p>			

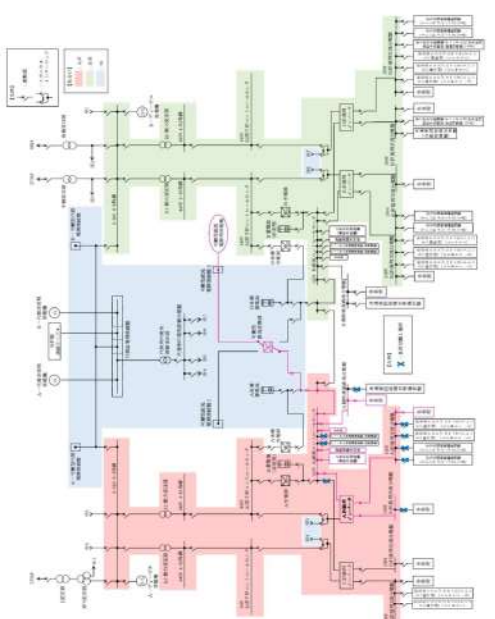
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図5T-3-22 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降)              (電源車接続口(原子炉建屋東側)接続)</p>	 <p>図 5T-4-16 可搬型代替直流電源設備系統図              (可搬型直流電源用発電機へA直流母線)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</li> <li>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</li> <li>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>【大飯】 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

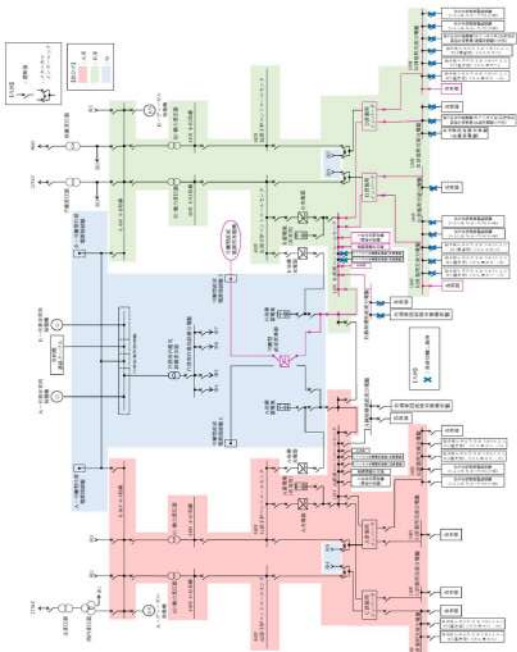
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.17 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続線2～A直流母線)</p>	<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

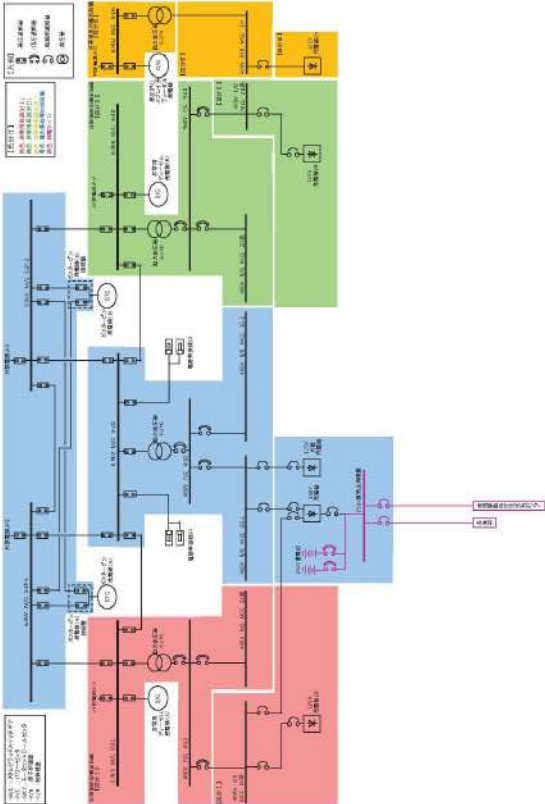
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.18 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置2～B直流母線)</p>	<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

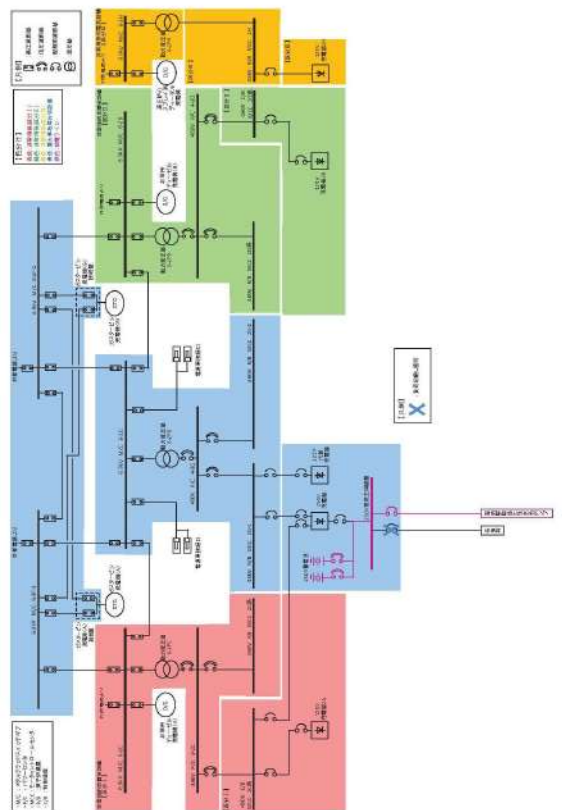
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 991 1211 1031">図 57-3-23 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 2148 220">【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1845 233 2148 368">【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

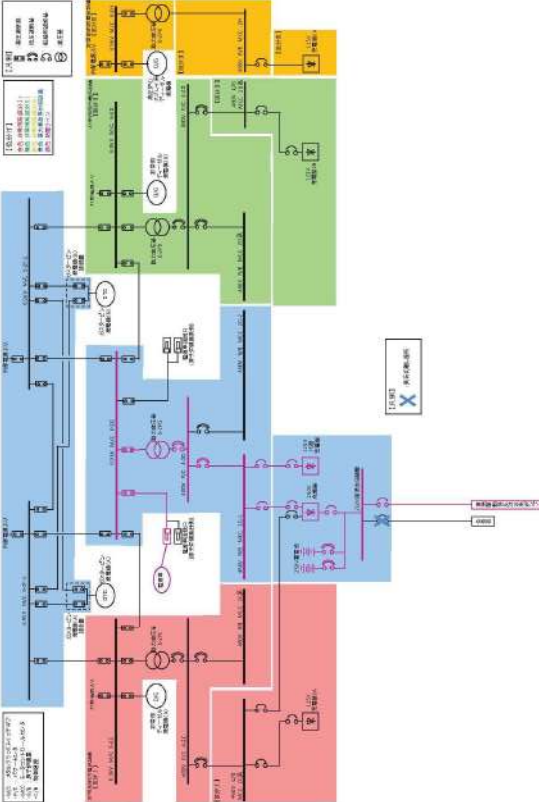
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-24 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)          (全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電式直流電源設備喪失 1 時間後～24 時間後)</p>		<p>【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



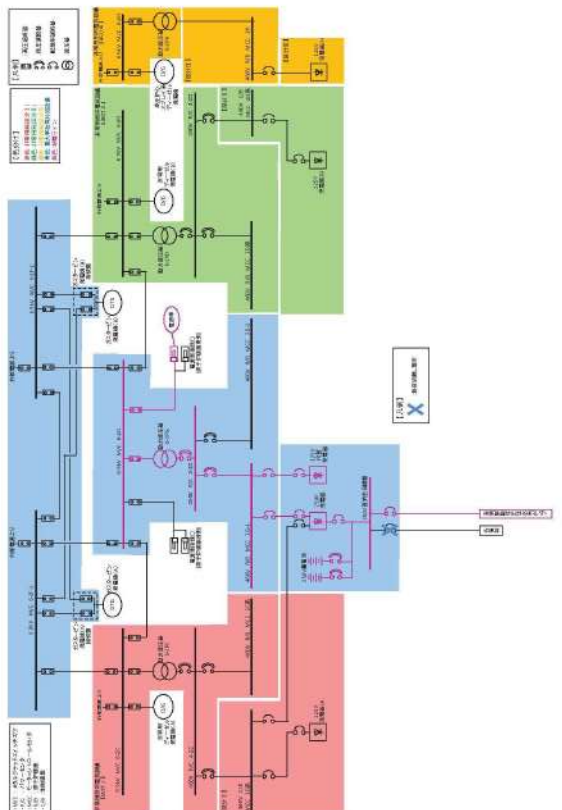
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 981 1220 1053">             図 57-3-25 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)              (全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電池式直流電源設備喪失 24 時間後以降)              (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)         </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 215">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 2139 279">【女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 287 2139 367" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

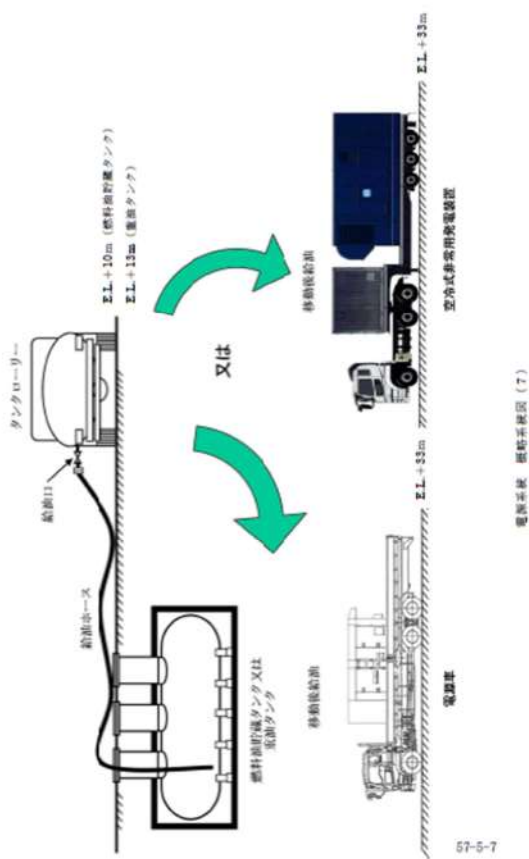
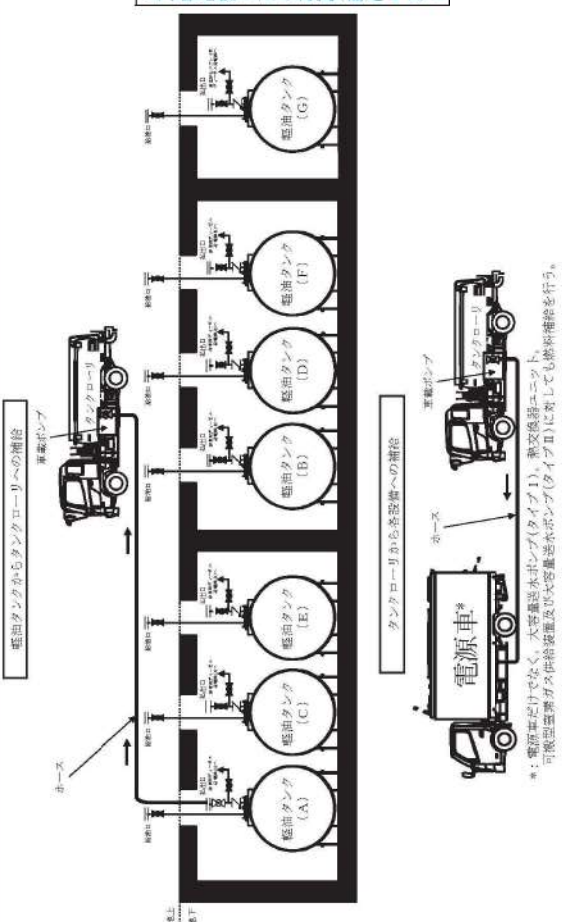
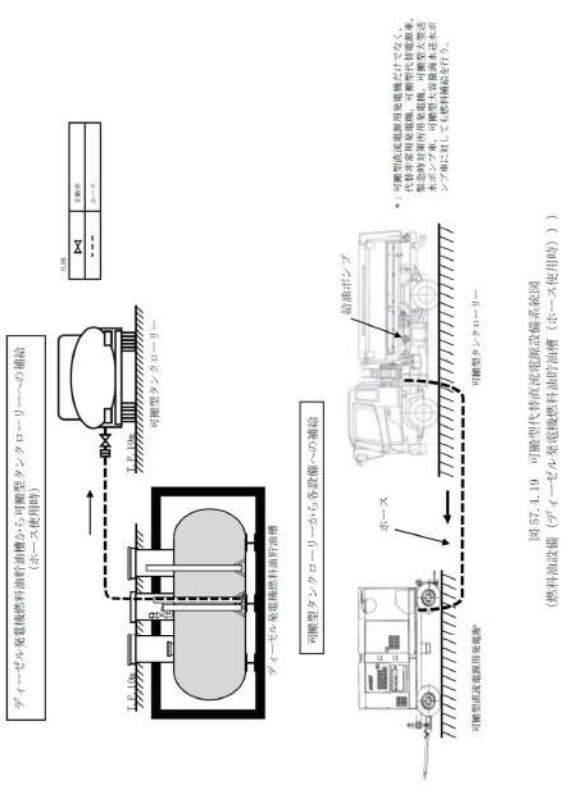
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3-26 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系統)              (全交流動力電源喪失及びB所内常設蓄電池式直流電源設備喪失24時間後以降)              (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)</p>		<p>【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

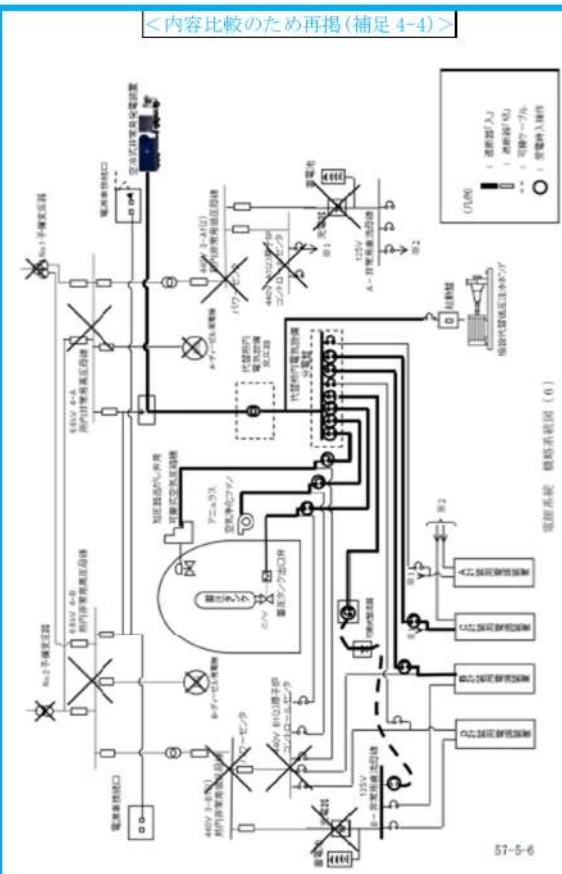
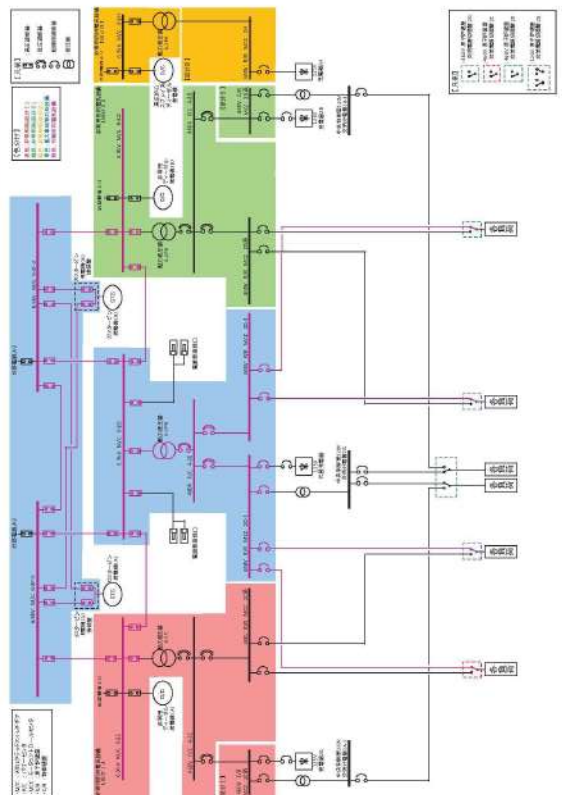
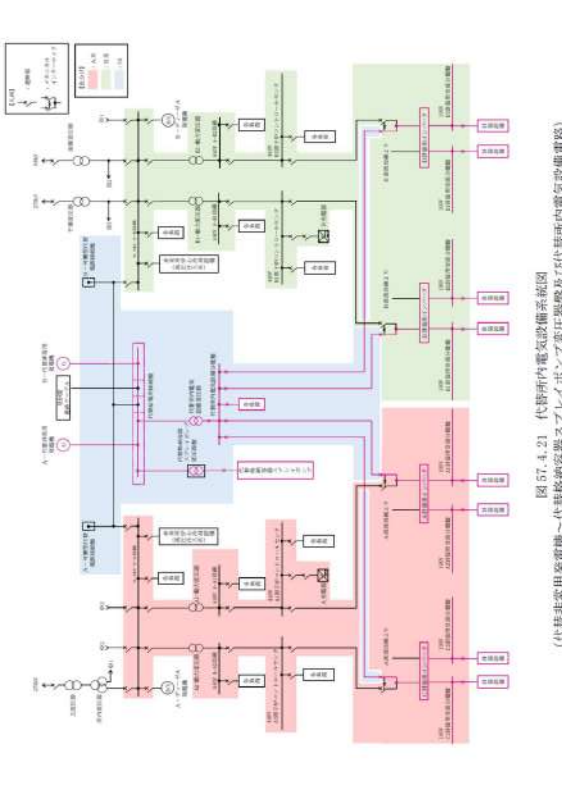
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足 4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足 4-6)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">図 57-3-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-19 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (ホース使用時)))</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p><b>【大飯、女川】</b>          設備の相違 (可搬型代替直流電源設備)          ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)          設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>          ・大飯及び女川は可搬型代替直流電源設備として電源車を使用することから、電源車の燃料補給図面を再掲する。</p>



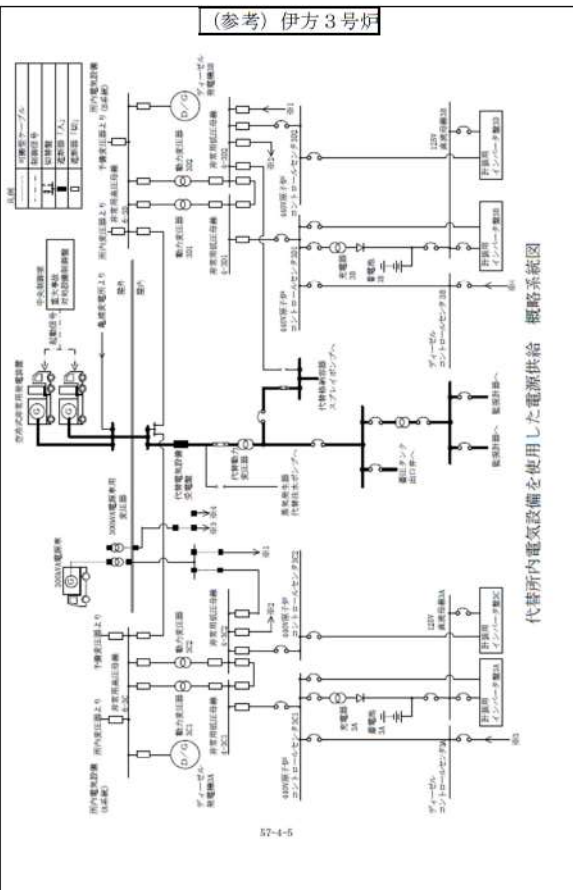
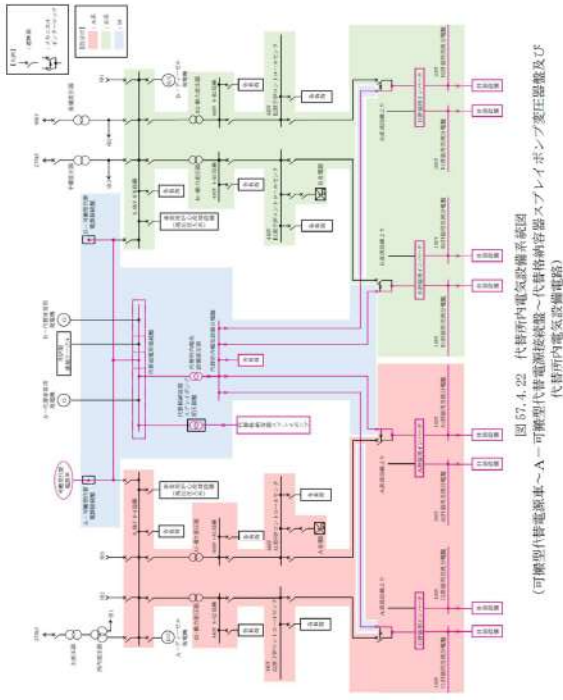
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(補足4-4)&gt;</p>  <p>57-5-6</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図57-3-27 代替所内電気設備系統図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図57.4.21 代替所内電気設備系統図              (代替非常用発電機-代替格納容器-スプレイングラス変圧器及び代替所内電気設備電路)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</li> <li>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電) 設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</li> <li>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

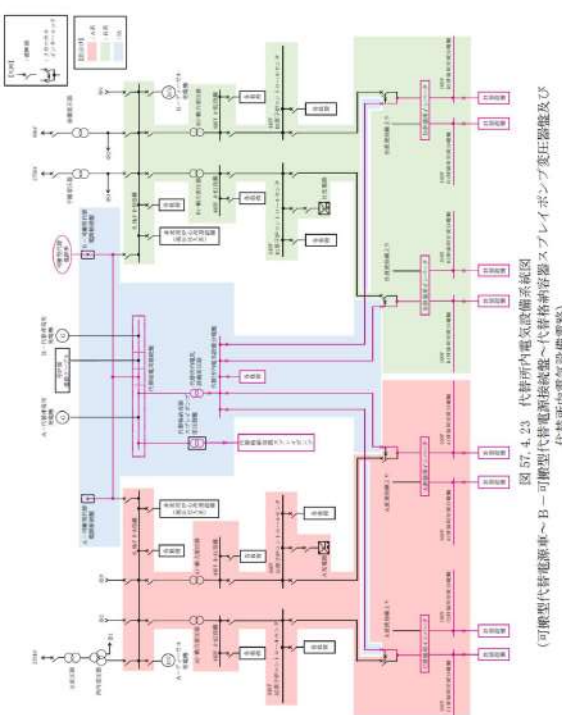
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>代替所内電気設備を使用した電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-5</p>		 <p>図 57.4.22 代替所内電気設備系統図          (可搬型代替電源車-A-可搬型代替電源接続線-代替格納容器スプレイングポンプ要圧器及び代替所内電気設備電路)</p>	<p>【女川】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)                  設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.23 代替所内電気設備系統図          (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源装置～代替格納容器スレイポンプ変圧器継及び代替所内電気設備電路)</p>	<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p><b>【大飯】</b>                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)                  設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2G系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内補機制御室等</p> <p>中央制御室の代替注水制御室等</p> <p>中央制御室の電源切替装置</p> <p>460V R/B交流電源切替機2G系、460V R/B交流電源切替機2C系及び460V R/B交流電源切替機2D系</p> <p>電動弁</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>【凡例】              - - - 制御ケーブル              - - - 動力ケーブル              ○ 配線用遮断器</p> <p>R/B : 原子炉建屋              MCC : モーターコントロールセンター</p> <p>図 57-3-28 代替所内電気設備制御回路系統図              (460V 原子炉建屋モーターコントロールセンタ 2C 系又は 460V 原子炉建屋モーターコントロールセンタ 2D 系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

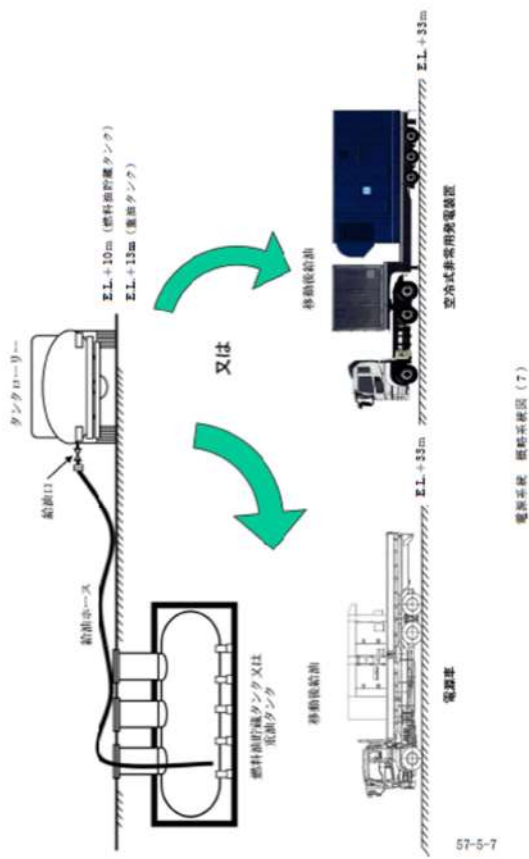
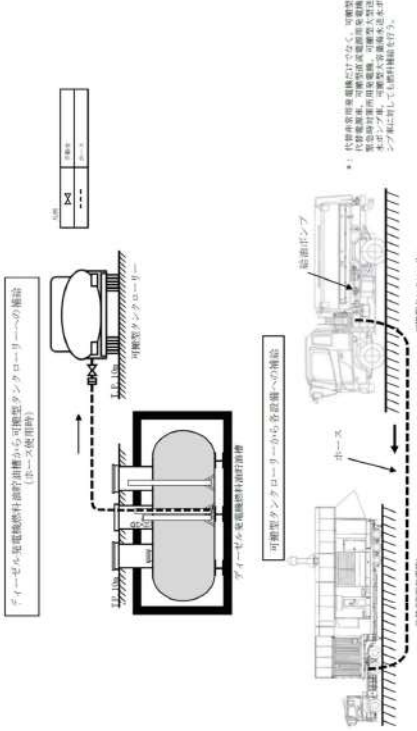
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2G系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内補機制御盤等</p> <p>中央制御室の代替注水制御盤等</p> <p>中央制御室の電源切替操作盤</p> <p>460V R/B交流電源切替装置2G系、460V R/B交流電源切替装置2C系及び460V R/B交流電源切替装置2D系</p> <p>電動弁</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>【凡例】              〇：制御ケーブル              〇：動力ケーブル              ○：配線用遮断器</p> <p>R/B : 原子炉建屋              MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>図 57-3-29 代替所内電気設備制御回路系統図              (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C 系から電源供給時 (低压代替注水系の例))</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

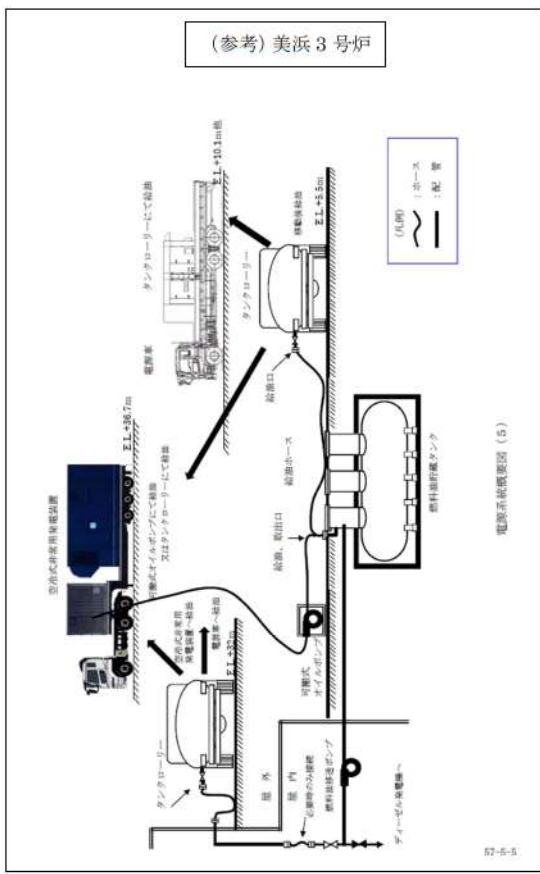
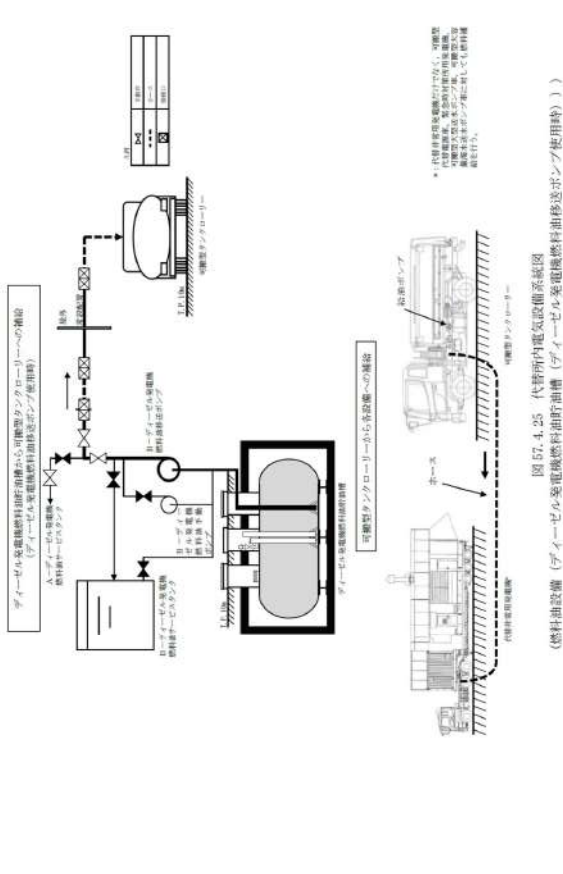
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: blue;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p> </div>	<p style="text-align: center;">電機本館 燃料系概図 (7)</p>	 <p style="text-align: center;">図57.4.24 代替所内電気設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油供給機構 (ホース使用時)))</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</li> <li>・【大飯】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>電源系統概要図 (5)</p> <p>57-5-5</p>		 <p>図 57.4.25 代替所内電気設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯留槽 (ディーゼル発電機燃料油貯留槽) 使用時))</p> <p>57-4-25</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【女川】</b>              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p><b>【大飯】</b>              設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)              設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>400V R/B MCC 2C系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の A系非常用換気空調系盤</p> <p>中央制御室の 電源切換操作盤</p> <p>400V R/B交流電源切換盤2C系</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>計測計出線盤(△) 換気機(△)</p> <p>【凡例】              ○：制御ケーブル              ○：動力ケーブル              ○：配線用遮断器</p> <p>R/B：原子炉建屋              MCC：モータコントロールセンタ</p> <p>図 57-3-30 蓄電池室空調機系統図              (400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

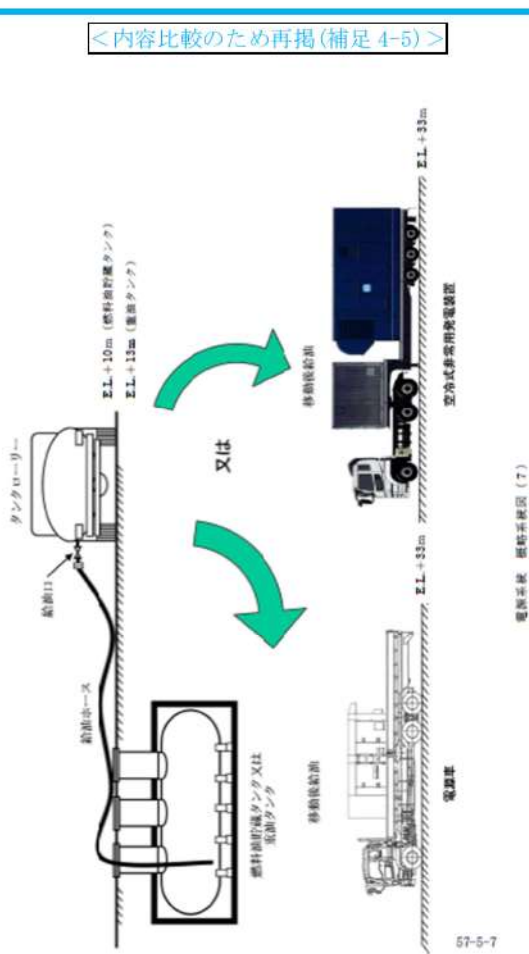
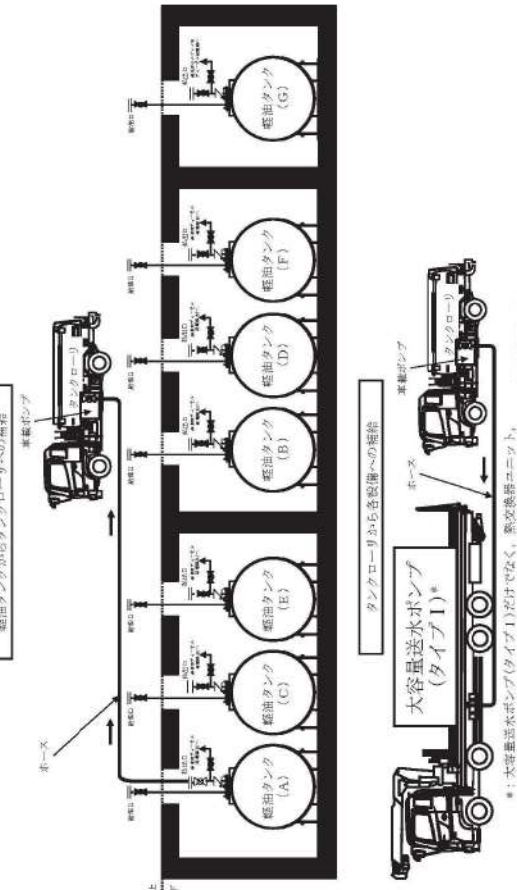
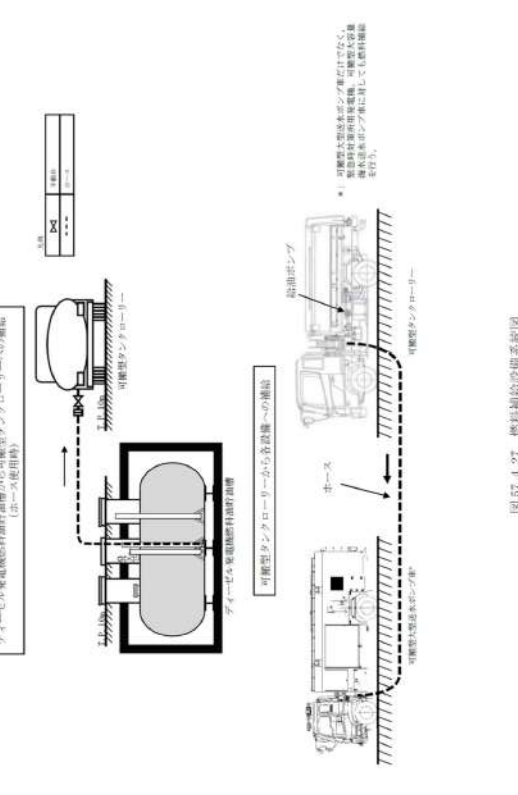
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-31 蓄電池室空調機系統図          (400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 20系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)              【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-32 燃料補給設備系統図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-27 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 (ホース使用時))</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>              設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>57-5-5</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>図 57.4.28 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</li> <li>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

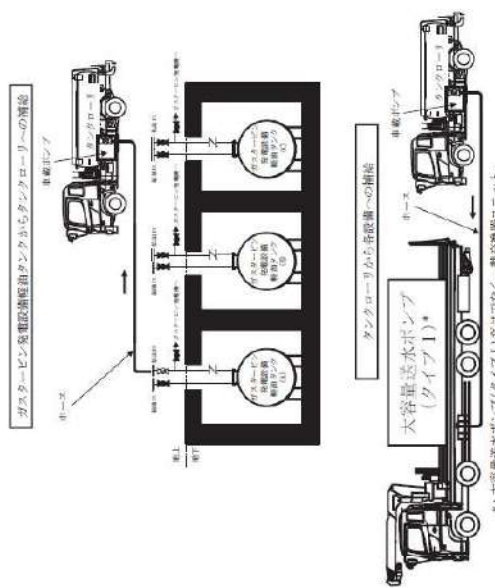
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>※燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>給油ポンプ</p> <p>ホース</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>※可搬型大型送水ポンプ車は、緊急時対策用送水設備、可搬型送水ポンプ車送水ポンプ車に対しては燃料補給を行う。</p> <p>図 57.4.29 燃料補給設備系統図 (燃料タンク (SA))</p>	<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-33 燃料補給設備系統図              (ガスタービン発電設備給油タンク)</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉 57-6 容量設定根拠	女川原子力発電所2号炉 57-5 容量設定根拠	泊発電所3号炉 57-5 容量設定根拠	相違理由
		<div data-bbox="1272 478 1809 550" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     本資料は、一部、詳細設計中のもも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。                 </div>	<p>【大飯】                      項目番号の相違                      （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-1)＞</p> <table border="1" data-bbox="89 207 640 271"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">空冷式非常用発電装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA値</td> <td colspan="2">1,825</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                      空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。                      外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。                      空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。                      また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p>1. 容量                      最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,750kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。                      最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q：発電機の容量 (kVA)                      P：最大所要負荷 (kW) = 2,920                      pf：力率 = 0.80</p>	名 称		空冷式非常用発電装置		個 数	—	2		容 量	kVA値	1,825				<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-5-36～)</p>
名 称		空冷式非常用発電装置													
個 数	—	2													
容 量	kVA値	1,825													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-2)＞</p> <p>第1表                      全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="112 279 622 590"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器 (A、B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)その他事象の所要負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</li> <li>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW</li> <li>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</li> </ul>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77	77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-5-37 ~)</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室循環ファン	11																							
中央制御室非常用循環ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足-5-3)&gt;                 </div>																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2 (予備1) <sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注1) 3・4号炉共用の予備1台を含む</p> <p><b>【設定根拠】</b>                  電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手動で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対処設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。                  また、可搬性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賄うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除時時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p><b>2. 容量</b>                  1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作可能なように発電機の出力は488kWとする。                  電源車の容量に比べ、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)                  P : 最大所要負荷 (kW) = 488                  pf : 力率 = 0.80</p>	名称		電源車	個数	—	2 (予備1) <sup>(注1)</sup>	容量	kVA/個	610	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>4 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>400</td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                  設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために電源車を配備する。</p> <p>電源車の容量は、以下の①及び②について必要な負荷を基に設定する。</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電                  ② 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷へ給電</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ) にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷670.05kW及び連続負荷669.30kWである。したがって、電源車2台分を必要容量(680kW=400kVA×方率0.85×2台)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>56.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>107.30 kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>669.30 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(670.05 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p>② 125V 充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧代替注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V 充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V 充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×方率0.85×1台)とする。</p> <p>なお、予備については緊急時対策用代替交流電源設備の電源車(緊急時対策用)としても使用する。</p>	名称		電源車	個数	個	4 (予備1)	容量	kVA/個	400	負荷名称	負荷容量	125V 充電器	118.00 kW	125V 充電器	118.00 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	非常用照明	56.00 kW	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	その他負荷	107.30 kW	合計(連続負荷)	669.30 kW	(最大負荷)	(670.05 kW)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型代替電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>2,200<sup>(注1)</sup></td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                  設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型代替電源車を配備する。                  可搬型代替電源車の容量は、代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電を基に設定する。代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷788kW及び連続負荷553kWである。<sup>(注2)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器 (A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>30kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である788kWに対し、余裕を有する1,760kWとする。                  なお、可搬型代替電源車の容量は以下のとおり、2,200kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{1,760}{0.8} = 2,200$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の定格出力 (kW) = 1,760, pf : 力率=0.8</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型代替電源車	個数	—	2 (予備2)	容量	kVA/個	2,200 <sup>(注1)</sup>	負荷名称	負荷容量	充電器 (A, B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	30kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計(連続負荷)	553kW	(最大負荷)	788kW	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備名称の相違 (可搬型代替電源車)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。</li> </ul> <p><b>【大飯、女川】</b>                  記載方針の相違 (負荷値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す (以降、「記載方針の相違 (負荷値) と記載する」)。</li> </ul>
名称		電源車																																																																																								
個数	—	2 (予備1) <sup>(注1)</sup>																																																																																								
容量	kVA/個	610																																																																																								
名称		電源車																																																																																								
個数	個	4 (予備1)																																																																																								
容量	kVA/個	400																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
125V 充電器	118.00 kW																																																																																									
125V 充電器	118.00 kW																																																																																									
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
非常用照明	56.00 kW																																																																																									
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																									
その他負荷	107.30 kW																																																																																									
合計(連続負荷)	669.30 kW																																																																																									
(最大負荷)	(670.05 kW)																																																																																									
名称		可搬型代替電源車																																																																																								
個数	—	2 (予備2)																																																																																								
容量	kVA/個	2,200 <sup>(注1)</sup>																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
充電器 (A, B)	113kW																																																																																									
	113kW																																																																																									
計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	30kW																																																																																									
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																									
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																									
中央制御室照明等	23kW																																																																																									
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																																									
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																																									
合計(連続負荷)	553kW																																																																																									
(最大負荷)	788kW																																																																																									

第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷

負荷名称	負荷容量 (kW)
充電器 (A, B)	77
	77
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器(A,B)を含む
アニュラス空気浄化ファン	19
中央制御室空調ファン	19
中央制御室循環ファン	11
中央制御室非常用循環ファン	11
合計 (kW)	214

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="89 255 638 550"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>88</td> </tr> <tr> <td>計器用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器(A,B)を含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td>3*1</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td>1*1</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 E.L+5.5m燃料油取出口が使用できない場合に使用するものであるが、電源車の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	88	88	計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1	合計 (kW)	287			<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。</li> </ul> <p>【大飯、女川】                      記載方針の相違（負荷値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す（以降、「記載方針の相違（負荷値）」と記載する）。</li> </ul>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	88																							
	88																							
計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む																							
アニュラス循環ファン	15																							
制御建屋送気ファン	55																							
制御建屋循環ファン	22																							
中央制御室非常用循環ファン	15																							
燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1																							
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1																							
合計 (kW)	287																							
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>1. 容量</p> <p>全交流動力電源喪失時における蒸気発生器による1次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するために必要な負荷の集計を基に設定する。最大所要負荷は、153kWである。<sup>(注1)</sup></p> <p>したがって、発電機の出力は最大所要負荷である153kWに対し十分な余裕を有する240kWとする。</p> <p>発電機の容量は以下のとおり300kVAとなる。</p> <p>300kVA電源車用変圧器は発電機と同様の300kVAとなる。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{240}{0.8} = 300$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) = 300          P : 発電機の定格出力 (kW) = 240          pf : 力率 = 0.8</p> <p>(注1) 公称値          (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>																								



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<table border="1" data-bbox="67 175 660 295"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>150 (165)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="67 295 660 311">その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="67 327 660 343">【設定根拠】</p> <p data-bbox="67 343 660 359">・設計基準対象施設</p> <p data-bbox="67 359 660 478">非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子伊格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p data-bbox="67 478 660 598">燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設の電源喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを経由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機（以下「ディーゼル発電機」と略称）へ、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 598 660 662">また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 678 660 742">以上より、燃料油貯蔵タンクは、重油タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。</p> <p data-bbox="67 758 660 774">燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。</p> <p data-bbox="67 790 660 805">・重大事故等対処設備</p> <p data-bbox="67 805 660 869">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="67 885 660 949">燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷を防止するために必</p>	名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容量	m <sup>3</sup> /個	150 (165)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="660 175 1243 319"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>110（1基当たり） 170</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa[gage]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>66</td> </tr> </table> <p data-bbox="660 327 1243 343">【設定根拠】</p> <p data-bbox="660 343 1243 375">軽油タンクは、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を保有する。</p> <p data-bbox="660 391 1243 406">1. 容量</p> <p data-bbox="660 406 1243 454">設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において配備を要求される設備のうち、軽油タンクより燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="660 470 1243 758"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>46条</td><td>可搬型代替直流電源設備<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>47条</td><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td></tr> <tr><td>48条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>49条</td><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td></tr> <tr><td>50条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>51条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td></tr> <tr><td>52条</td><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>54条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td></tr> <tr><td>55条</td><td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td></tr> <tr><td>56条</td><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td></tr> <tr><td>57条</td><td>可搬型代替交流電源設備<sup>*1</sup>、常設代替交流電源設備<sup>*2</sup>、可搬型代替直流電源設備<sup>*3</sup></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="660 758 1243 774">*1：電源車</p> <p data-bbox="660 774 1243 790">*2：ガスタービン発電機</p> <p data-bbox="660 805 1243 869">軽油タンクの容量は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定した設備が、7日間（168時間）の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p>	名称		軽油タンク	基数	基	6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）	容量	kL/個	110（1基当たり） 170	最高使用圧力	kPa[gage]	静水頭	最高使用温度	℃	66	条文	重大事故等対処設備	46条	可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>	47条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置	49条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置	51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	52条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置	54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	55条	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	56条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	57条	可搬型代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、常設代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>	<table border="1" data-bbox="1243 175 1825 295"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>135以上（146）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </table> <p data-bbox="1243 295 1825 311">( )内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1243 327 1825 343">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1243 343 1825 422">ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処施設が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、燃料タンク（SA）の燃料保有量を考慮して保有する。</p> <p data-bbox="1243 438 1825 454">1. 容量</p> <p data-bbox="1243 454 1825 518">設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において配備を要求される設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1243 534 1825 821"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>47条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>48条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>49条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>50条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>52条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>54条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>55条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>56条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>57条</td><td>常設代替交流電源設備<sup>*1</sup>、可搬型代替交流電源設備<sup>*2</sup>、可搬型代替直流電源設備<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>61条</td><td>緊急時対策用発電機</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1243 821 1825 837">*1：代替非常用発電機</p> <p data-bbox="1243 853 1825 869">*2：可搬型代替電源車</p> <p data-bbox="1243 885 1825 901">*3：可搬型直流電源用発電機</p>	名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	容量	kL/個	135以上（146）	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	個数	—	4	条文	重大事故等対処設備	47条	可搬型大型送水ポンプ車	48条	可搬型大型送水ポンプ車	49条	可搬型大型送水ポンプ車	50条	可搬型大型送水ポンプ車	52条	可搬型大型送水ポンプ車	54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	56条	可搬型大型送水ポンプ車	57条	常設代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、可搬型代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>	61条	緊急時対策用発電機	<p data-bbox="1825 143 2172 191">【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p data-bbox="1825 207 2172 255">【大飯、女川】 設備の相違</p> <p data-bbox="1825 263 2172 343">・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)																																																																																									
容量	m <sup>3</sup> /個	150 (165)																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
名称		軽油タンク																																																																																									
基数	基	6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）																																																																																									
容量	kL/個	110（1基当たり） 170																																																																																									
最高使用圧力	kPa[gage]	静水頭																																																																																									
最高使用温度	℃	66																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
46条	可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>																																																																																										
47条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）																																																																																										
48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
49条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）																																																																																										
50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）																																																																																										
52条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）																																																																																										
55条	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）																																																																																										
56条	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）																																																																																										
57条	可搬型代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、常設代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>																																																																																										
名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽																																																																																									
容量	kL/個	135以上（146）																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
個数	—	4																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
47条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
48条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
49条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
50条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
52条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
56条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
57条	常設代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、可搬型代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>																																																																																										
61条	緊急時対策用発電機																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（可搬型代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保</p>	<table border="1" data-bbox="689 183 1214 343"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数(台)</th> <th>②燃料消費率(kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量(kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機</td> <td>2</td> <td>1.230</td> <td>約160<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>2</td> <td>0.188</td> <td>約64</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1</td> <td>0.056</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約234</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガスタービン発電機の燃料消費量は約414kLであるが、軽油タンクからタンクローリーによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量である約160kLを記載。（タンクローリーの容量設定根拠参照。）</p> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約234kLに対し、軽油は合計で830kL（110kL/個×6個及び170kL/個×1個）保有し、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>【参考】                  可搬型窒素ガス供給装置1台（48条、50条及び52条）、大容量送水ポンプ（タイプII）2台（55条及び56条）及び電源車2台（46条及び57条）は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約234kL以下となることから、軽油タンクの必要容量は約234kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="701 630 1202 782"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数(台)</th> <th>②燃料消費率(kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量(kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>1</td> <td>0.044</td> <td>約8</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプII)</td> <td>2</td> <td>0.230</td> <td>約78</td> </tr> <tr> <td>電源車</td> <td>2</td> <td>0.100</td> <td>約34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約120</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠                  軽油タンクの最高使用圧力は、軽油タンクが開放型であることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠                  軽油タンクの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ66℃とする。</p>	使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)	ガスタービン発電機	2	1.230	約160 <sup>※</sup>	大容量送水ポンプ(タイプI)	2	0.188	約64	熱交換器ユニット	1	0.056	約10	計			約234	使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)	可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8	大容量送水ポンプ(タイプII)	2	0.230	約78	電源車	2	0.100	約34	計			約120	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナリオ等から選定した設備が、7日間（168時間）の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1276 255 1792 446"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数(台)</th> <th>②燃料消費率(kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量(kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>2</td> <td>1.5687</td> <td>約527.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.074</td> <td>約12.5</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約558.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約558.8kLから燃料タンク（SA）の容量50kLを差し引いた508.8kLに対し、軽油は合計で540kL（135kL/個×4個）保有し、必要容量を有している。</p> <p>【参考】                  可搬型代替電源車1台（57条）、代替非常用発電機2台（57条）、可搬型直流電源用発電機1台（57条）、可搬型大容量海水送水ポンプ車1台（54条及び55条）は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約508.8kL以下となることから、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の必要容量は約508.8kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1276 718 1792 933"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数(台)</th> <th>②燃料消費率(kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量(kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>1</td> <td>0.443</td> <td>約74.5</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機</td> <td>2</td> <td>0.411</td> <td>約138.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>1</td> <td>0.0282</td> <td>約4.74</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.310</td> <td>約52.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約269.44</td> </tr> </tbody> </table>	使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)	ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1	可搬型大型送水ポンプ車	1	0.074	約12.5	緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約558.8	使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)	可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5	代替非常用発電機	2	0.411	約138.1	可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1	計			約269.44	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)																																																																																				
ガスタービン発電機	2	1.230	約160 <sup>※</sup>																																																																																				
大容量送水ポンプ(タイプI)	2	0.188	約64																																																																																				
熱交換器ユニット	1	0.056	約10																																																																																				
計			約234																																																																																				
使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)																																																																																				
可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8																																																																																				
大容量送水ポンプ(タイプII)	2	0.230	約78																																																																																				
電源車	2	0.100	約34																																																																																				
計			約120																																																																																				
使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)																																																																																				
ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1																																																																																				
可搬型大型送水ポンプ車	1	0.074	約12.5																																																																																				
緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																																				
計			約558.8																																																																																				
使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(kL/h)	①×②燃料消費量(kL/168時間)																																																																																				
可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5																																																																																				
代替非常用発電機	2	0.411	約138.1																																																																																				
可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74																																																																																				
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1																																																																																				
計			約269.44																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p>		<p>2. 最高使用圧力                  ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用圧力は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                  ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用温度は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であり屋外設置の地下埋設タンクであることから外気の温度<sup>(注1)</sup>を上回る40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）とする。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯蔵槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容すること</p>			<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡に必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（150m<sup>3</sup>/個）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの容量は、事故シーケンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シーケンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失であり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>である。                  以上より、燃料油貯蔵タンクの容量は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から重油タンク2基の容量（320 m<sup>3</sup>）を差し引いた<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を上回るものとして、1個当たり150m<sup>3</sup>（2個で300m<sup>3</sup>）とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、150m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、燃料油貯蔵タンクは地下埋設であることか</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ら周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p>			<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="85 196 642 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>160 (200)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 300 642 319">その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="85 339 206 359">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="98 359 642 989" style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設                      非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する重油タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。                      重油タンクは、設計基準対象施設の電源喪失（全交流動力電源喪失）した場合には、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを経由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機（以下「ディーゼル発電機」と略称）へ、重油タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。                      また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。                      以上より、重油タンクは、燃料油貯蔵タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。                      重油タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。</li> <li>・重大事故等対処設備                      重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、以下の機能を有する。                      重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</li> </ul>	名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容 量	m <sup>3</sup> /個	160 (200)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40			<p data-bbox="1845 143 1904 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2101 191">設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)													
容 量	m <sup>3</sup> /個	160 (200)													
最高使用圧力	—	大気圧													
最高使用温度	℃	40													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、重油タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために</p>			<p>【大飯】                      設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる常設の直流電源設備の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p>			<p>【大飯】                      設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡に必要なとなる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策用）へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（160m<sup>3</sup>/個）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの容量は、事故シークエンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シークエンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失であり、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>である。                  以上より、重油タンクの容量は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>から燃料油貯蔵タンク2基の容量（300 m<sup>3</sup>）を差し引いた<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>に回るものとして、1個当たり160m<sup>3</sup>（2個で320m<sup>3</sup>）とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、160m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。                  重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、重油タンクは地下埋設であることから周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<table border="1" data-bbox="674 172 1229 272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ガスタービン発電設備軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gauge]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、軽油タンクからの燃料補給量を考慮して保有する。</p> <p>1. 容量                      ガスタービン発電設備軽油タンクの容量は、ガスタービン発電機2台の常用連続運用仕様の燃料消費量及び軽油タンクからタンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量を基に設定する。</p> <p>①ガスタービン発電機の燃料消費量（7日間（168時間））  <math>V = e \times H \times n = 1.230\text{kL/h} \times 168\text{h} \times 2\text{台} \approx 414\text{kL}</math>                      V:燃料消費量 (kL)                      H:運転時間 (h)                      e:燃料消費率 (kL/h)                      n:個数 (個)</p> <p>②軽油タンクからの燃料補給量                      約160kL（タンクローリの容量設定根拠参照。）</p> <p>③ガスタービン発電設備軽油タンクの必要容量                      ①-②より、                      約414kL - 約160kL = 約254kL</p> <p>必要容量約254kLに対し、軽油は合計で330kL（110kL/個×3個）保有しており、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>また、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電源供給している場合において、同時にその機能を要求される可搬型重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナジェンシ等から選定した設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料の必要容量約74kLに対しても、余裕を有している。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用圧力は、開放型タンクであることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠                      ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度は、ガスタービン発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ50℃とする。</p>	名称		ガスタービン発電設備軽油タンク	個数	—	3	容量	kL/個	110	最高使用圧力	kPa [gauge]	静水頭	最高使用温度	℃	50		<p>【女川】                      設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
名称		ガスタービン発電設備軽油タンク																
個数	—	3																
容量	kL/個	110																
最高使用圧力	kPa [gauge]	静水頭																
最高使用温度	℃	50																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="89 199 638 319"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/基</td> <td>60<sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                      軽油タンクは、重大事故等対処設備として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、大型ポンプ車、300kVA電源車、75kVA電源車および緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する。</p> <p>1. 容 量                      軽油タンクの容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等発生後7日間の連続運転が可能な容量としている。                      各事故シーケンスにおいて、燃料消費が最大となるのは、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" data-bbox="112 566 616 670"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>燃料消費率</th> <th>運転期間</th> <th>台 数</th> <th>燃料補給量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型ポンプ車</td> <td>約43.1L/h<sup>※1</sup></td> <td>7日間(168h)</td> <td>3台<sup>※2</sup></td> <td>43.1L/h×168h×3台=21.73kL</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>約14L/h<sup>※2</sup></td> <td>7日間(168h)</td> <td>2台</td> <td>14L/h×168h×2台=4.71kL</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 定常負荷時の燃料消費率                      ※2 運用に際した燃料消費率                      ※3 伊方3号炉内装2台、補助給水タンク補給&amp;貯槽給1台</small></p> <p>以上より、軽油タンクの容量は26.5kLを上回るものとして60kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      軽油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      軽油タンクの最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクであることから、同様に屋外に地下埋設で設置の燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせ40℃とする。</p> <p>(注1) 公称値</p>	名 称		軽油タンク	個 数	—	1	容 量	kl/基	60 <sup>(注1)</sup>	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量	中型ポンプ車	約43.1L/h <sup>※1</sup>	7日間(168h)	3台 <sup>※2</sup>	43.1L/h×168h×3台=21.73kL	緊急時対策所用発電機	約14L/h <sup>※2</sup>	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL	合 計				26.5kL		<table border="1" data-bbox="1265 167 1803 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料タンク (SA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/個</td> <td>50以上 (55)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は公称値を示す。  <b>【設定根拠】</b>                      燃料タンク (SA) は、重大事故等時において、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する設計とする。</p> <p>1. 容 量                      燃料タンク (SA) の容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等時に7日間の連続運転が可能な容量としている。各事故シーケンスにおいて、燃料が最大となるのが、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" data-bbox="1276 542 1792 710"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kl/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kl/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>2</td> <td>0.074</td> <td>約25.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約44.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、燃料タンク (SA) の容量は約44.2kLを上回るものとして50kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      燃料タンク (SA) の最高使用圧力は、燃料タンク (SA) が大気開放であることから大気圧とする設計とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      燃料タンク (SA) の最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクとする設計とし、同様に屋外に地下埋設で設置のディーゼル発電機燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせて40℃とする設計とする。</p>	名 称		燃料タンク (SA)	容 量	kl/個	50以上 (55)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	個 数	—	1	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)	可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0	緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約44.2	<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                      記載方針の相違                      ・泊は伊方と同様に、重大事故等時に使用するタンクを設置している事から、伊方の記載を参考としている。</p>
名 称		軽油タンク																																																																			
個 数	—	1																																																																			
容 量	kl/基	60 <sup>(注1)</sup>																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量																																																																	
中型ポンプ車	約43.1L/h <sup>※1</sup>	7日間(168h)	3台 <sup>※2</sup>	43.1L/h×168h×3台=21.73kL																																																																	
緊急時対策所用発電機	約14L/h <sup>※2</sup>	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL																																																																	
合 計				26.5kL																																																																	
名 称		燃料タンク (SA)																																																																			
容 量	kl/個	50以上 (55)																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
個 数	—	1																																																																			
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)																																																																		
可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0																																																																		
緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																		
計			約44.2																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足-5-4)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="672 199 1232 295"> <tr> <th>名称</th> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> </tr> <tr> <th>台</th> <td>2</td> </tr> <tr> <th>m<sup>3</sup>/h/個</th> <td>3.0</td> </tr> <tr> <th>MPa</th> <td>0.5</td> </tr> <tr> <th>kW</th> <td>1.5</td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。                      なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量1,400L/h (約24L/min) をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい50L/min (3.0m<sup>3</sup>/h) とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa (約27.6m) である。</p> <p>軽油タンク感温管下端及び燃料小出槽レベルHとの差 : 約4.6m                      配管圧損 : 約23.0m                      合計 : 約27.6m</p> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPaを上回る0.5MPaとする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠                      上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり0.40kWとなる。</p> $P = \frac{g \times \rho \times Q \times H}{\eta \times 60}$ $= \frac{9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6}{1 \times 60}$ $= 0.40 \text{ kW}$ <p>P: 必要軸動力 (kW)    g: 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>)    Q: 吐出力 (m<sup>3</sup>/min)                      ρ: 比重 (t/m<sup>3</sup>)    H: 全揚程 (m)    η: ポンプ効率 (-)                      *1: 比重は JIS K 2204:2007 より 15℃における軽油密度 0.86 (t/m<sup>3</sup>) を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は1.5kWとなる。よって、電動機として出力1.5kWの電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業秘密の観点から公開できません。</p>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m <sup>3</sup> /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	<table border="1" data-bbox="1265 215 1814 335"> <tr> <th>名称</th> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> </tr> <tr> <th>個数</th> <td>2</td> </tr> <tr> <th>容量</th> <td>26以上(26)</td> </tr> <tr> <th>吐出圧力</th> <td>0.3</td> </tr> <tr> <th>原動機出力</th> <td>11</td> </tr> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p><b>【設定根拠】</b>                      ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクまで燃料を移送するために設置する。                      なお、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量                      ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの容量は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基 (13kL) を30分程度で充てん可能な容量26kL/h (433.4L/min) とする。</p> <p>2. 吐出圧力                      ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの必要となる吐出圧力は、以下のとおり、<input type="text"/> Paとなる。</p> <p style="text-align: center;">                     静水頭 : <input type="text"/>                      配管及び弁類圧損 : <input type="text"/>                      合計 : <input type="text"/> (Pa)                 </p> <p>以上より、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力は、<input type="text"/> Paを上回る0.3MPa以上とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	個数	2	容量	26以上(26)	吐出圧力	0.3	原動機出力	11	<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。</li> </ul>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																						
台	2																						
m <sup>3</sup> /h/個	3.0																						
MPa	0.5																						
kW	1.5																						
名称	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ																						
個数	2																						
容量	26以上(26)																						
吐出圧力	0.3																						
原動機出力	11																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 原動機出力</p> <p>上記に示す容量及び圧力を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> kWとなる。</p> $L = \frac{Q}{\eta} \times P$ $L = \frac{433.4}{60} \times \text{  } = \text{  }$ <p>L : 必要軸動力 (kW)                  Q : ポンプ流量 (L/min) = 433.4                  P : 全圧力 (MPa) = <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span>                  η : ポンプ効率 = <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span></p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は11kWとなる。                  よって、電動機として出力11kWの電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p><b>【大飯、女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<table border="1" data-bbox="67 175 660 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>タンクローリー（3号及び4号炉共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>L/個 3,440</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa 24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃ 40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="67 279 660 295">その他発電用原子炉の付属施設のうち補機駆動用燃料設備と兼用</p> <p data-bbox="67 311 660 335"><b>【設定根拠】</b></p> <ul data-bbox="67 335 660 414" style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備                      重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）及び補機駆動用燃料設備（燃料貯蔵設備）として使用するタンクローリーは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p data-bbox="67 430 660 518">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 518 660 582">系統構成は、補助給水ポンプ機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 598 660 686">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 686 660 750">系統構成は、補助給水ポンプ及び加圧器逃がし弁の機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 766 660 853">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 869 660 957">系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p>	名称	タンクローリー（3号及び4号炉共用）	容量	L/個 3,440	最高使用圧力	kPa 24	最高使用温度	℃ 40	<table border="1" data-bbox="660 175 1243 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>タンクローリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個 4.0</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa[gage] 24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃ 40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="660 279 1243 295"><b>【設定根拠】</b></p> <p data-bbox="660 295 1243 399">タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナジェンス等から選定し、注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット及びガスタービン発電機（ガスタービン発電設備軽油タンク）とする。</p> <p data-bbox="660 414 1243 510">1. 容量                      重大事故等対処設備への燃料補給は、タンクローリー2台で行い、それぞれ注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニットに対してタンクローリー1台並びにガスタービン発電機に対してタンクローリー1台にて補給を行う。</p> <p data-bbox="660 526 1243 550">(1) タンクローリーA</p> <p data-bbox="660 550 1243 566">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 566 1243 582">○注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 582 1243 598">運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 990L \div 188L/h = 5.2h</math> (312min)</p> <p data-bbox="660 598 1243 614">V<sub>t</sub>:注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の</p> <p data-bbox="660 614 1243 630">燃料タンク容量(L) = 990L</p> <p data-bbox="660 630 1243 646">C<sub>t</sub>:燃料消費率(L/h) = 188L/h</p> <p data-bbox="660 646 1243 662">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 694 1243 710">○熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 710 1243 726">運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 990L \div 188L/h = 5.2h</math> (312min)</p> <p data-bbox="660 726 1243 742">V<sub>t</sub>:熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の</p> <p data-bbox="660 742 1243 758">燃料タンク容量(L) = 990L</p> <p data-bbox="660 758 1243 774">C<sub>t</sub>:燃料消費率(L/h) = 188L/h</p> <p data-bbox="660 774 1243 790">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 821 1243 837">○熱交換器ユニットの運転可能時間</p> <p data-bbox="660 837 1243 853">運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 900L \div 55.5L/h = 16.2h</math> (972min)</p> <p data-bbox="660 853 1243 869">V<sub>t</sub>:熱交換器ユニットの燃料タンク容量(L) = 900L</p> <p data-bbox="660 869 1243 885">C<sub>t</sub>:燃料消費率(L/h) = 55.5L/h</p> <p data-bbox="660 885 1243 901">保守的に900分とする。</p> <p data-bbox="660 933 1243 949">b. 燃料補給手形</p> <p data-bbox="660 949 1243 965">注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水</p>	名称	タンクローリー	個数	2（予備1）	容量	kL/個 4.0	最高使用圧力	kPa[gage] 24	最高使用温度	℃ 40	<table border="1" data-bbox="1243 175 1825 311"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>可搬型タンクローリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>L 3,468.5以上 (3,860)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa[gage] 24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃ 40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2（予備2）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1243 311 1825 327">( )内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1243 335 1825 351"><b>【設定根拠】</b></p> <p data-bbox="1243 351 1825 454">可搬型タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナジェンス等から選定し、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、緊急時対策用発電機（指揮所側）、緊急時対策用（待機所側）及び代替非常用発電機とする。</p> <p data-bbox="1243 470 1825 486">1. 容量</p> <p data-bbox="1243 486 1825 502">重大事故等対処設備への燃料補給は、可搬型タンクローリー1台で行う。</p> <p data-bbox="1243 542 1825 558">(1) 可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ手段を用いる場合</p> <p data-bbox="1243 566 1825 582">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="1243 590 1825 606">○ 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p data-bbox="1243 614 1825 630">運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 400L \div 74L/h = 5.4h</math> (324min)</p> <p data-bbox="1243 630 1825 646">V<sub>t</sub>:燃料タンク容量(L) = 400L</p> <p data-bbox="1243 646 1825 662">C<sub>t</sub>:燃料消費率(L/h) = 74L/h</p> <p data-bbox="1243 662 1825 678">保守的に320分とする。</p> <p data-bbox="1243 726 1825 742">○ 緊急時対策用発電機（指揮所側）</p> <p data-bbox="1243 750 1825 766">運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 470L \div 24.4L/h = 19.2h</math> (1,152min)</p> <p data-bbox="1243 766 1825 782">V<sub>t</sub>:燃料タンク容量(L) = 470L</p> <p data-bbox="1243 782 1825 798">C<sub>t</sub>:燃料消費率(L/h) = 24.4L/h</p> <p data-bbox="1243 798 1825 813">保守的に1,150分とする。</p>	名称	可搬型タンクローリー	容量	L 3,468.5以上 (3,860)	最高使用圧力	kPa[gage] 24	最高使用温度	℃ 40	個数	2（予備2）	<p data-bbox="1825 135 2172 159"><b>【大飯、女川】</b></p> <p data-bbox="1825 159 2172 183">設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p data-bbox="1825 191 2172 215"><b>【大飯、女川】</b></p> <p data-bbox="1825 215 2172 239">設備の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p data-bbox="1825 239 2172 263">設備の相違</p> <ul data-bbox="1825 271 2172 367" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>
名称	タンクローリー（3号及び4号炉共用）																														
容量	L/個 3,440																														
最高使用圧力	kPa 24																														
最高使用温度	℃ 40																														
名称	タンクローリー																														
個数	2（予備1）																														
容量	kL/個 4.0																														
最高使用圧力	kPa[gage] 24																														
最高使用温度	℃ 40																														
名称	可搬型タンクローリー																														
容量	L 3,468.5以上 (3,860)																														
最高使用圧力	kPa[gage] 24																														
最高使用温度	℃ 40																														
個数	2（予備2）																														



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>	<p>ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し20分とする。</li> <li>タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとする。</li> <li>軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し105分とする。</li> <li>各機器への補給時間は、補給時間が最大となる注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)への補給(準備作業を含む)を想定し30分とする。</li> </ul> <p>【タンクローリーAによる補給手順(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移動(重大事故等対応要員(緊急時対策所→保管エリア)): 20分</li> <li>移動(タンクローリー(保管エリア→軽油タンク)): 10分</li> <li>補給(軽油タンク→タンクローリー(4.0kL)): 105分</li> <li>移動(タンクローリー(軽油タンク→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)): 10分</li> <li>補給(タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)): 30分</li> <li>補給(タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)): 30分</li> <li>補給(タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)): 30分</li> <li>移動(タンクローリー(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所→軽油タンク)): 10分</li> <li>補給(軽油タンク→タンクローリー(4.0kL)): 105分</li> <li>移動(タンクローリー(軽油タンク→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)): 10分</li> <li>補給(タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)): 30分</li> <li>移動(タンクローリー(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所→熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)): 10分</li> <li>補給(タンクローリー→熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)): 30分</li> <li>移動(タンクローリー(熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所→熱交換器ユニット設置場所)): 10分</li> <li>補給(タンクローリー→熱交換器ユニット): 30分</li> <li>移動(タンクローリー(熱交換器ユニット設置場所→軽油タンク)): 5分</li> </ol> <p>タイムチャートは、「図 57-5-1 タンクローリーAから注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは「57-</p>	<p>○ 緊急時対策所用発電機(持機所側)</p> <p>運転可能時間 = <math>V_1 + C_1 = 470L \div 19.3L/h = 24.3h(1,458min)</math>  <math>V_1</math>: 燃料タンク容量(L) = 470L  <math>C_1</math>: 燃料消費量(L/h) = 19.3L/h          保守的に1,450分とする。</p> <p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間</p> <p>運転可能時間 = <math>V_2 + C_2 = 1,620L \div 253L/h = 6.4h(384min)</math>  <math>V_2</math>: 燃料タンク容量(L) = 1,620L  <math>C_2</math>: 燃料消費量(L/h) = 253L/h          保守的に380分とする。</p> <p>b. 燃料補給手順</p> <p>緊急時対策所用発電機(指揮所側)、緊急時対策所用発電機(持機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)までの移動を想定し、60分とする。</li> <li>可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に応じた時間とする。</li> <li>燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> <li>各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> </ul> <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順(緊急時対策所用発電機(指揮所側)、緊急時対策所用発電機(持機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移動(災害対策要員(緊急時対策所→保管エリア))</li> <li>移動(可搬型タンクローリー(保管エリア→燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</li> <li>⑦⑧⑨ 燃料汲み上げ(燃料油貯油槽→可搬型タンクローリー)</li> <li>⑩ 移動(可搬型タンクローリー(燃料油貯油槽→代替非常用発電機))、燃料補給</li> </ol>	<p>【大飯、女川】          設備名称の相違(可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】          設備の相違(可搬型タンクローリー)          設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽から大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットへのスプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p>	<p>11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーAの補給成立性</p> <p>(a) 注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）への補給成立性              注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）は、事象発生10時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセルスタートの復旧が完了する事象発生後4時間から注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）が起動する事象発生後10時間までに実施する。              注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）への1回目の補給（手順⑤）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後（⑤）に補給完了              2回目 1回目の補給後から140分後に補給する。              140分+⑥=170分              3回目 2回目の補給後から145分後に補給する。              145分+⑦=175分              4回目 ⑧+⑨+⑩+⑪=155分              5回目 ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲=230分              6回目以降は、5回目と同じサイクルを実施する。              したがって、注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(b) 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）への補給成立性              熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）への補給は、注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）へ補給後に実施する。              熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）への1回目の補給（手順⑳）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後（⑳）に補給完了              2回目 ㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚=230分              3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。              したがって、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(c) 熱交換器ユニットへの補給成立性              熱交換器ユニットは、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニットへの補給は、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）へ補給後に実施する。</p>	<p>準備</p> <p>⑤⑬ 燃料補給（可搬型タンクローリー→代替非常用発電機）              ⑥⑭ 移動（可搬型タンクローリー（代替非常用発電機→燃料油貯油槽）、燃料汲み上げ準備              ⑤⑯ 移動（可搬型タンクローリー（燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A）、燃料補給準備              ⑥⑰ 燃料補給（可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A）              ⑥⑱ 移動（可搬型タンクローリー（可搬型大型送水ポンプ車A→燃料油貯油槽）、燃料補給準備              ⑥⑲ 移動（可搬型タンクローリー（可搬型大型送水ポンプ車A→緊急時対策用発電機）、燃料補給準備              ⑥㉑ 燃料補給（可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機（指揮所側））              ⑥㉒ 燃料補給（可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機（待機所側））              ⑥㉓ 移動（可搬型タンクローリー（緊急時対策所→燃料油貯油槽）、燃料汲み上げ準備              ⑥㉔⑥⑳ 燃料汲み上げ（燃料油貯油槽→可搬型タンクローリー）              ⑥㉕⑥㉖ 移動（可搬型タンクローリー（燃料油貯油槽→代替非常用発電機）、燃料補給準備              ⑥㉗⑥㉘ 燃料補給（可搬型タンクローリー→代替非常用発電機）              ⑥㉙⑥㉚ 移動（可搬型タンクローリー（代替非常用発電機→燃料油貯油槽）、燃料汲み上げ準備              ⑥㉛⑥㉜ 移動（可搬型タンクローリー（燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A及びB）、燃料補給準備              ⑥㉝⑥㉞ 燃料補給（可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A）              ⑥㉟⑥㊱ 燃料補給（可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車B）              ⑥㊲ 移動（可搬型タンクローリー（可搬型大型送水ポンプ車A及びB→緊急時対策用発電機）、燃料補給準備              ⑥㊳ 燃料補給（可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機（指揮所側））              ⑥㊴ 燃料補給（可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機（待機所側））              ⑥㊵ 移動（可搬型タンクローリー（緊急時対策所→燃料油貯油槽）、燃料汲み上げ準備</p>	<p>【大飯、女川】              設備名称の相違（可搬型タンクローリー）              【大飯、女川】              設備の相違（可搬型タンクローリー）              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、第四十五条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。以下同じ。）を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために設置する。</p> <p>系統構成は、計測機器への給電のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失時に、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>熱交換器ユニットへの1回目の補給（手順⑤）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始70分後（③+④+⑤）に補給完了                  2回目 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮=230分                  3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。                  したがって、熱交換器ユニットの燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>d. 評価結果                  注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である300分以内に燃料補給は可能である。                  熱交換器ユニットの燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である900分以内に燃料補給は可能である。                  軽油の必要量は、上記3台全てに補給する場合が最大で990L+990L+990L=2,880Lであり、タンクローリーの容量は4,000Lを有していることから、必要量に対して余裕を有している。</p> <p>(2)タンクローリーB</p> <p>a. ガスタービン発電機の運転可能時間  <math>運転可能時間 = (V_0 + V_1) \div C_0 = (300kL + 160kL) \div 2.46kL/h = 186h</math>  <math>V_0</math>: ガスタービン発電設備軽油タンクの容量(kL) = 300kL  <math>V_1</math>: タンクローリーの補給量(kL) = 4 kL/回 × 40 回 = 160kL (補給回数=40 回)  <math>C_0</math>: 燃料消費率(kL/h) = 2.46kL/h</p> <p>b. 燃料補給手順                  ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し、20分とする。</li> <li>・タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとす。</li> <li>・軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し、105分とする。</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給時間は、軽油補給作業に余裕を見込んだ時間を想定し、40分とする。</li> </ul> <p>【タンクローリーBによる補給手順（ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給）】                  ①移動（重大事故等対応要員（緊急時対策所→保管エリア））：20分</p>	<p>タイムチャートは、「図57.5.1 可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型タンクローリーから直接補給する場合）タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性                  代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④は、事象発生約6時間までに実施する。                  代替非常用発電機への1回目の補給（手順⑤）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後（⑤）に補給完了                  2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。  <math>⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮=190分</math>                  3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。  <math>⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰=225分</math>                  4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。  <math>⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=240分</math>                  5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。  <math>⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=235分+余裕時間5分=240分</math>                  6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約5.5時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給（手順⑥）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違（可搬型タンクローリー）                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>から、タンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう設置する。重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じられるよう、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等対処設備として2個設置する。</p>	<p>②移動（タンクローリー（保管エリア⇨軽油タンク））：10分                  ③補給（軽油タンク⇨タンクローリー（4.0kL））：105分                  ④移動（タンクローリー（軽油タンク⇨ガスタービン発電設備軽油タンク））：10分                  ⑤補給（タンクローリー⇨ガスタービン発電設備軽油タンク）：40分                  ⑥移動（タンクローリー（ガスタービン発電設備軽油タンク⇨軽油タンク））：10分                  ⑦補給（軽油タンク⇨タンクローリー（4.0kL））：105分</p> <p>タイムチャートは、「図 57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは、「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーBの補給成立性                  ガスタービン発電設備軽油タンクは、事象発生10時間後に補給を開始するため、1回目の補給を行うのは事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセスルートの復旧が完了する事象発生後4時間からガスタービン発電設備軽油タンクに軽油を補給する事象発生後10時間までに実施する。                  ガスタービン発電設備軽油タンクへの1回目の補給（手順⑤）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後（⑤）に補給完了                  2回目 1回目の補給後から4時間以内に補給する。                  ⑤+⑦+④+⑤=105分+余裕時間75分=240分                  3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。                  したがって、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料補給時間は240分である。</p> <p>d. 評価結果                  ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給時間は240分（4時間）であり、7日間（168時間）の必要容量160kLについて、1回4kLの補給を40回実施することが可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠                  タンク内圧が上昇すると、20kPa[gage]&lt;タンク内圧≤24kPa[gage]の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa[gage]とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠                  タンクローリーの最高使用温度は、屋外温度が40℃を下回るため、40℃とする。</p>	<p>1回目 補給開始10分後（⑤）に補給完了                  2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。                  ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=190分                  3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。                  ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=225分                  4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=200分+余裕時間40分=240分                  5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=235分+余裕時間5分=240分                  6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給（手順②）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後（②）に補給完了                  2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。                  ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=200分+余裕時間40分=240分                  3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。                  ③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳=235分+余裕時間5分=240分                  4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(d) 緊急時対策所用発電機（指揮所側）への補給成立性                  緊急時対策所用発電機（指揮所側）は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機（指揮所側）の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。</p>	<p>【大阪、女川】                  設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p>【大阪、女川】                  設備の相違（可搬型タンクローリー）                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>1. 容量 (3,440 ㍻/個)</p> <p>タンクローリーの容量は、各機器類へ燃料を補給するために十分な容量である3,440 ㍻とし、個数を2個とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故対処時に、各機器の燃料タンクへ燃料を補給する。各機器に給油するタンクローリーは、4時間当たり1回燃料を汲み上げることができるため、タンクローリーの容量は、時間当たりの燃料消費量が最大となる事象において、4時間当たりの燃料消費量が5,692.8 ㍻であることから、3,440 ㍻のタンクローリーを2台配備し、6,880 ㍻を確保する。</p> <p>ディーゼル発電機を使用しない場合で時間当たりの燃料消費量が最大となる事象とは、大L.O.C.A及びE.C.C.S注入失敗、格納容器スプレイ失敗が生じた時において、次の機器を同時に使用した場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置 4台 (3号炉2台、4号炉2台)</li> <li>・電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 2台 (3号炉1台、4号炉1台)</li> <li>・電源車 (緊急時対策所用) 1台 (3号及び4号炉共用1台)</li> <li>・電源車 (緊急時対策所用) (待機側) 1台 (3号及び4号炉共用1台)</li> <li>・大容量ポンプ 1台 (3号及び4号炉共用1台)</li> </ul> <p>ディーゼル発電機を使用しない場合で時間当たりの燃料消費量が最大となる事象におけるタンクローリーの4時間当たりの燃料消費量は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="123 630 616 893"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>台数 (台)</th> <th>燃料消費量 (㍻ /h)</th> <th>燃料消費量 (㍻ /4h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>4</td> <td>248.2</td> <td>3,971.2</td> </tr> <tr> <td>電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>2</td> <td>49.2</td> <td>393.6</td> </tr> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>1</td> <td>18.0</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用) (待機側)</td> <td>1</td> <td>4.0</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>1</td> <td>310</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>5,692.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、タンクローリーで使用する7日間の燃料消費量は、約248.6k㍻である。</p> <p>タンクローリーへの燃料油補給は、タンクローリーによって、燃料油貯蔵</p>	使用機器	台数 (台)	燃料消費量 (㍻ /h)	燃料消費量 (㍻ /4h)	空冷式非常用発電装置	4	248.2	3,971.2	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2	49.2	393.6	電源車 (緊急時対策所用)	1	18.0	72.0	電源車 (緊急時対策所用) (待機側)	1	4.0	16.0	大容量ポンプ	1	310	1,240	計			5,692.8		<p>緊急時対策所用発電機 (指揮所側) への1回目の補給 (手順④) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後 (④) に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から475分以内に補給する。  <math>④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿+㉿+㊿=435分+余裕時間40分=475分</math></p> <p>3回目 2回目の補給後から480分以内に補給する。  <math>④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿+㉿+㊿=435分+余裕時間45分=480分</math></p> <p>4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。              したがって、緊急時対策所用発電機 (指揮所側) の燃料補給時間は最大で480分である。</p> <p>(c) 緊急時対策所用発電機 (待機側) への補給成立性</p> <p>緊急時対策所用発電機 (待機側) は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機 (待機側) の補給は、緊急時対策所用発電機 (指揮所側) への1回目の補給後に実施する。</p> <p>緊急時対策所用発電機 (待機側) への1回目の補給 (手順④) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後 (④) に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から475分以内に補給する。  <math>④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿+㉿+㊿=435分+余裕時間40分=475分</math></p> <p>3回目 2回目の補給後から480分以内に補給する。  <math>④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿+㉿+㊿=435分+余裕時間45分=480分</math></p> <p>4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。              したがって、緊急時対策所用発電機 (待機側) の燃料補給時間は最大で480分である。</p>	<p>【大飯、女川】              設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】              設備の相違 (可搬型タンクローリー)              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>
使用機器	台数 (台)	燃料消費量 (㍻ /h)	燃料消費量 (㍻ /4h)																												
空冷式非常用発電装置	4	248.2	3,971.2																												
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2	49.2	393.6																												
電源車 (緊急時対策所用)	1	18.0	72.0																												
電源車 (緊急時対策所用) (待機側)	1	4.0	16.0																												
大容量ポンプ	1	310	1,240																												
計			5,692.8																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンク及び重油タンクの燃料油を抜き取ることで行うが、地上から10mの深さまで重油を吸上げることが可能であることをタンクローリーの性能確認試験の結果において確認しており、使用可能量は燃料油時蔵タンクでは、600kℓ（号炉あたり300kℓ）である。又、重油タンクでは、640kℓ（号炉あたり320kℓ）であることから必要容量の燃料を確保している。</p> <p>2. 最高使用圧力（24kPa）                  タンクローリーの最高使用圧力は、タンクローリーが20kPa～24kPaの範囲で動作する安全装置を備えているため、24kPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  タンクローリーの最高使用温度は、屋外での温度が40℃を下回るため40℃とする。</p>		<p>d. 評価結果</p> <p>代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機（指揮所側）への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機（待機所側）への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,450分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げ手段を用いる場合</p> <p>a. 各機器の運転可能時間</p> <p>○ 可搬型大型送水ポンプ車                  運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 400L \div 74L/h = 5.4h(324min)</math>  <math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 400L  <math>C_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 74L/h                  保守的に320分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機（指揮所側）                  運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 470L \div 24.4L/h = 19.2h(1,152min)</math>  <math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 470L  <math>C_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 24.4L/h                  保守的に1,150分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機（待機所側）                  運転可能時間 = <math>V_t \div C_t = 470L \div 19.3L/h = 24.3h(1,458min)</math>  <math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 470L  <math>C_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 19.3L/h                  保守的に1,450分とする。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違（可搬型タンクローリー）                  設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間                      運転可能時間 = <math>V_0 \div C_0 = 1,620L \div 253L/h = 6.4h (384min)</math>  <math>V_0</math> : 燃料タンク容量 (L) = 1,620L  <math>C_0</math> : 燃料消費量 (L/h) = 253L/h                      保守的に380分とする。</p> <p>b. 燃料補給手順                      緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号が西側31mエリア及び2号が東側31mエリア (h) までの移動を想定し、60分とする。</li> <li>・ 可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に定した時間とする。</li> <li>・ 燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> <li>・ 各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> </ul> <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順 (緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 移動 (災害対策要員 (緊急時対策所⇒保管エリア))</li> <li>② 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (保管エリア⇒ホース敷設箇所))</li> <li>③ ホース敷設 (燃料油移送ポンプ出口ライン⇒燃料汲み上げ箇所)</li> <li>④ 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (ホース敷設箇所⇒燃料汲み上げ箇所))、燃料汲み上げ準備</li> <li>⑤⑥⑦ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー)</li> <li>⑧⑨ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機))、燃料補給準備</li> <li>⑩⑪ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機)</li> <li>⑫⑬ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</li> </ol>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)                      【大飯、女川】                      設備の相違 (可搬型タンクローリー)                      設備の相違                      ・ 設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑩⑪ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A) )、燃料補給準備</p> <p>⑩⑪ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>⑫ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒燃料油貯油槽) )、燃料補給準備</p> <p>⑫ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒緊急時対策所用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>⑬ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (指揮所側) )</p> <p>⑭ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (待機所側) )</p> <p>⑮ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>⑯⑰⑱ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー)</p> <p>⑲⑳ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>㉑㉒ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機)</p> <p>㉓㉔ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>㉕㉖ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A及びB) )、燃料補給準備</p> <p>㉗㉘ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>㉙㉚ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車B)</p> <p>㉛ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒燃料油貯油槽) )、燃料補給準備</p> <p>㉜ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒緊急時対策所用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>㉝ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (指揮所側) )</p> <p>㉞ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (待機所側) )</p> <p>㉟ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>タイムチャートは、「図57.5.2 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性</p> <p>代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④⑤⑥は、代替非常用発電機に燃料を補給する約6時間までに実施する。</p> <p>代替非常用発電機への1回目の補給(手順⑦)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始45分後(⑦)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。              ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮=200分+余裕時間40分=240分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。              ⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。              ㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。              ㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。              したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約7時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降である。可搬型大型送水ポンプ車Aの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給(手順⑩)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後(⑩)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から200分以内に補給する。              ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱=200分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。</p>	<p>【大飯、女川】              設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】              設備の相違 (可搬型タンクローリー)              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給(手順②)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(②)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>3回目 2回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=245分</p> <p>4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(d) 緊急時対策用発電機(指揮所側)への補給成立性                  緊急時対策用発電機(指揮所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策用発電機(指揮所側)の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。                  緊急時対策用発電機(指揮所側)への1回目の補給(手順②)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(②)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭=460分+余裕時間35分=495分                      3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。                      ⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲=455分+余裕時間35分=490分                      4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。                      したがって、緊急時対策所用発電機（指押所側）の燃料補給時間は最大で495分である。</p> <p>(g) 緊急時対策所用発電機（待機所側）への補給成立性                      緊急時対策所用発電機（待機所側）は、事象発生の約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機（待機所側）の補給は、緊急時対策所用発電機（指押所側）への1回目の補給後に実施する。                      緊急時対策所用発電機（待機所側）への1回目の補給（手順⑧）以降の燃料補給時間（n回補給完了から（n+1）回補給完了までの時間）は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後（⑧）に補給完了                      2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。                      ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲=460分+余裕時間35分=495分                      3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。                      ⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲=455分+余裕時間35分=490分                      4回目以降は3回目以降と同じサイクルを実施する。                      したがって、緊急時対策所用発電機（待機所側）の燃料補給時間は最大で495分である。</p> <p>d. 評価結果                      代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。                      可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。                      可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（可搬型タンクローリー）                      【大飯、女川】                      設備の相違（可搬型タンクローリー）                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

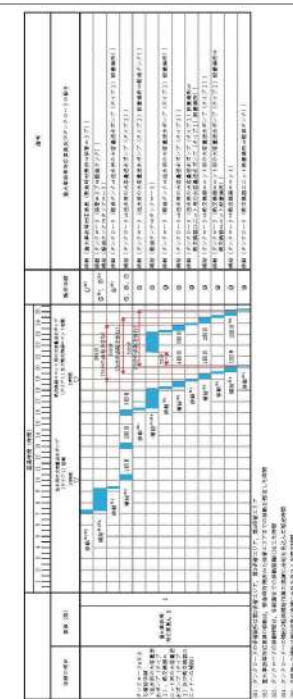
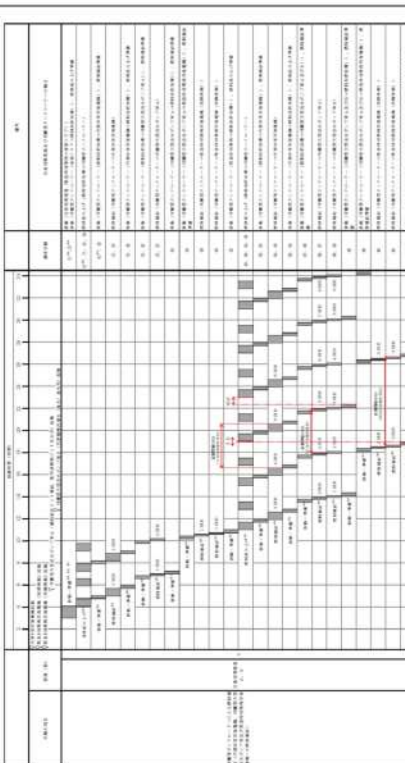
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>緊急時対策所用発電機（指揮所側）への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策所用発電機（待機所側）への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力                      可搬型タンクローリーのタンク内圧が上昇すると、20kPa [gauge] &lt; タンク内圧 ≤ 24kPa [gauge] の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa [gauge] とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      可搬型タンクローリーの最高使用温度は、屋外温度<sup>(注1)</sup>が40℃を下回るため、40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）とする。</p>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違（可搬型タンクローリー）                      設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5-1 タンクローリ A から注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図 57.5.1 可搬型タンクローリーから各機部への補給 (可搬型タンクローリーから直接補給する場合) タイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図 57.5.2 可搬型タンクローリーから各機器への補給              (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) タイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-5-1)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名</td> <td style="width: 10%;">称</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>kVA/個</td> <td>1,825</td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                  空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。                  外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。                  空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。                  また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p><b>1. 容量</b>                  最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,759kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。                  最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q：発電機の容量 (kVA)                  P：最大所要負荷 (kW) = 2,920                  pf：力率 = 0.80</p>	名	称		空冷式非常用発電装置	個	数	—	2	容	量	kVA/個	1,825	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">個</td> <td style="width: 10%;">個</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">ガスタービン発電機 (発電機)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td></td> <td>4,500 (連続定格：約 3,791.2)</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                  ガスタービン発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p><b>1. 容量</b>                  最大負荷は4,614.24kWである。また、その際の連続負荷は3,220.00kWである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時対策建屋</td><td>305.00 kW</td></tr> <tr><td>緊急用電気建屋</td><td>375.00 kW</td></tr> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プールの冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>90.00 kW</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器 pH調整系ポンプ</td><td>22.00 kW</td></tr> <tr><td>補機類</td><td>573.50 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>773.50 kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>3,220.00 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(4,614.24 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>：非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である4,614.24kWに対し、余裕を有する7,200kW (3,600kW×2台)とする。(連続定格：6,066kW (3,033kW×2台))                  なお、ガスタービン発電機1台あたりの容量は以下のとおり、4,500kVA (連続定格：3,791.2kVA)とする。  <math>Q = P \div pf = 3,600 \div 0.8 = 4,500</math> (連続定格：3,033×0.8≈3,791.2)                  Q：発電機の容量 (kVA)、P：発電機の出力 (kW) = 3,600 (連続定格：3,033)、                  pf：力率 = 0.80</p>	名称	個	個	2	ガスタービン発電機 (発電機)	容量	kVA/個		4,500 (連続定格：約 3,791.2)		負荷名称	負荷容量	緊急時対策建屋	305.00 kW	緊急用電気建屋	375.00 kW	125V 充電器	118.00 kW	125V 充電器	118.00 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	非常用照明	180.00 kW	非常用照明	180.00 kW	中央制御室送風機	110.00 kW	中央制御室再循環送風機	15.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	代替循環冷却ポンプ	90.00 kW	原子炉格納容器 pH調整系ポンプ	22.00 kW	補機類	573.50 kW	その他負荷	773.50 kW	合計 (連続負荷)	3,220.00 kW	(最大負荷)	(4,614.24 kW)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名</td> <td style="width: 10%;">称</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>kVA/個</td> <td>1,725<sup>(注1)</sup></td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                  代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。                  最大負荷は2,139kWである。また、その際の連続負荷は1,615kWである。<sup>(注2)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器 (A、B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A、B、C、D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>*1</sup></td><td>7 kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>1,615kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>：事故シナジェンシ上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である2,139kWに対し、余裕を有する2,760kW (1,380kW/個×2個)とする。                  なお、代替非常用発電機1台あたりの容量は以下のとおり、1,725kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{1,380}{0.8} = 1,725$ <p>Q：発電機の容量 (kVA)、P：発電機の定格出力 (kW)=1,380、                  pf：力率=0.8</p> <p>(注1)公称値                  (注2)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名	称		代替非常用発電機	個	数	—	2	容	量	kVA/個	1,725 <sup>(注1)</sup>	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器 (A、B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A、B、C、D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5 kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7 kW	合計 (連続負荷)	1,615kW	(最大負荷)	2,139kW	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p><b>運用の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナジェンシの負荷を選定している。</li> <li>泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナジェンシの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
名	称		空冷式非常用発電装置																																																																																																																						
個	数	—	2																																																																																																																						
容	量	kVA/個	1,825																																																																																																																						
名称	個	個	2	ガスタービン発電機 (発電機)																																																																																																																					
容量	kVA/個		4,500 (連続定格：約 3,791.2)																																																																																																																						
負荷名称	負荷容量																																																																																																																								
緊急時対策建屋	305.00 kW																																																																																																																								
緊急用電気建屋	375.00 kW																																																																																																																								
125V 充電器	118.00 kW																																																																																																																								
125V 充電器	118.00 kW																																																																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																								
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																								
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																								
中央制御室送風機	110.00 kW																																																																																																																								
中央制御室再循環送風機	15.00 kW																																																																																																																								
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																								
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																								
燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																																																								
非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW																																																																																																																								
非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW																																																																																																																								
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																								
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																								
代替循環冷却ポンプ	90.00 kW																																																																																																																								
原子炉格納容器 pH調整系ポンプ	22.00 kW																																																																																																																								
補機類	573.50 kW																																																																																																																								
その他負荷	773.50 kW																																																																																																																								
合計 (連続負荷)	3,220.00 kW																																																																																																																								
(最大負荷)	(4,614.24 kW)																																																																																																																								
名	称		代替非常用発電機																																																																																																																						
個	数	—	2																																																																																																																						
容	量	kVA/個	1,725 <sup>(注1)</sup>																																																																																																																						
負荷名称	負荷容量																																																																																																																								
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																																								
充電器 (A、B)	113kW																																																																																																																								
	113kW																																																																																																																								
計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																								
(A、B、C、D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																								
	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																								
	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																								
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																																																								
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																																								
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																																																								
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																																																								
中央制御室非常用循環ファン	5 kW																																																																																																																								
中央制御室照明等	23kW																																																																																																																								
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																																								
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7 kW																																																																																																																								
合計 (連続負荷)	1,615kW																																																																																																																								
(最大負荷)	2,139kW																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足-5-2)＞</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+BCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 255 627 582"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)其他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。</li> <li>・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A, B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室循環ファン	11																							
中央制御室非常用循環ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表                  【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】<sup>※1</sup></p> <table border="1" data-bbox="129 255 537 813"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量 (kW) <sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td>                     S A監視操作盤                      静的熱媒式水素再結合装置温度監視装置                      原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置                      原子炉格納容器水位                      原子炉下部キャビティ                      可搬型格納容器内水素濃度計測装置                      A, B, C, D計器用電源                      衛星電話(固定)                      安全パラメータ表示システム(S P D S)                      安全パラメータ伝達システム                      可搬型照明(S A)                 </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ(A, B)</td> <td>3<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充油電磁弁(A, B)</td> <td>1<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。                  ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。                  ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考)                  その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用)                  ① 大破断LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW                  ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温保護) 622kW                  ③ 燃料取出時のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p>	負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	S A監視操作盤 静的熱媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A, B, C, D計器用電源 衛星電話(固定) 安全パラメータ表示システム(S P D S) 安全パラメータ伝達システム 可搬型照明(S A)	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ(A, B)	3 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ充油電磁弁(A, B)	1 <sup>※3</sup>	合計(kW)	1,567			<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるとい点において同等である。</p> <p>運用の相違                  ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷を選定している。                  ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
S A監視操作盤 静的熱媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A, B, C, D計器用電源 衛星電話(固定) 安全パラメータ表示システム(S P D S) 安全パラメータ伝達システム 可搬型照明(S A)																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ(A, B)	3 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ充油電磁弁(A, B)	1 <sup>※3</sup>																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">&lt; 泊の記載箇所と比較(補足-5-4) &gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>MPa</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>kW</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p><b>【設定根拠】</b>                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。                      なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量1,400L/h (約24L/min) をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい50L/min (3.0m<sup>3</sup>/h) とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa (約27.6m) である。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">軽油タンク感応管下端及び燃料小出槽レベルHとの差</td> <td style="width: 40%;">： 約 4.6m</td> </tr> <tr> <td>配管圧損</td> <td>： 約 23.0m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>： 約 27.6m</td> </tr> </table> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPaを上回る0.5MPaとする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠                      上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり0.40kWとなる。</p> <math display="block">P = \frac{g \times \rho \times Q \times H}{\eta \times 60}</math> <math display="block">= \frac{9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6}{(\quad) \times 60}</math> <math display="block">= 0.40 \text{ kW}</math> <p>P：必要軸動力 (kW)    g：重力加速度 (m/s<sup>2</sup>)    Q：吐出量 (m<sup>3</sup>/min)                      ρ：比重 (t/m<sup>3</sup>)    H：全揚程 (m)    η：ポンプ効率 (-)                      *1：比重はJIS K 2204:2007より15℃における軽油密度0.86 (t/m<sup>3</sup>) を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は1.5kWとなる。よって、電動機として出力1.5kWの電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m <sup>3</sup> /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	軽油タンク感応管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	： 約 4.6m	配管圧損	： 約 23.0m	合 計	： 約 27.6m		<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p><b>【女川】</b>                      記載箇所の相違 (57-5-19 ~)</p>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																		
台	2																		
m <sup>3</sup> /h/個	3.0																		
MPa	0.5																		
kW	1.5																		
軽油タンク感応管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	： 約 4.6m																		
配管圧損	： 約 23.0m																		
合 計	： 約 27.6m																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="680 172 1223 826" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="757 836 1146 855" style="text-align: center;"> <p>図57-5-3 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ性能曲線</p> </div> <div data-bbox="860 919 1227 944" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は商業施設の観点から公開できません。</p> </div>		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-3)＞</p> <table border="1" data-bbox="85 228 638 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2 (予備1) (注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注1) 3・4号炉共用の予備1台含む</p> <p>【設 定 根 拠】                  電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手動で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対地設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。                  また、可能性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賄うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>2. 容量                  1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作可能なように発電機の出力は488kWとする。                  電源車の容量に従い、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{\rho f} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)                  P : 最大所要負荷 (kW) = 488                  ρ f : 力率 = 0.80</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="107 1021 638 1244"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>光電器(A,B)に含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>214</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		電源車	個 数	—	2 (予備1) (注1)	容 量	kVA/個	610	負荷名称	負荷容量 (kW)	光電器 (A、B)	77		77	計装用電源 (A、B、C、D)	光電器(A,B)に含む	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	214			<p>【大飯】                  記載箇所の相違 (57-5-4 へ)</p>
名 称		電源車																												
個 数	—	2 (予備1) (注1)																												
容 量	kVA/個	610																												
負荷名称	負荷容量 (kW)																													
光電器 (A、B)	77																													
	77																													
計装用電源 (A、B、C、D)	光電器(A,B)に含む																													
アニュラス空気浄化ファン	19																													
中央制御室空調ファン	19																													
中央制御室循環ファン	11																													
中央制御室非常用循環ファン	11																													
合計 (kW)	214																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																	
<table border="1" data-bbox="67 159 649 215"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>蓄電池(安全防護系用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A・h/組</td> <td>2,400(10時間率)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>・設計基準対象施設</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、2系列の非常用直流母線に分離独立して接続し、外部電源喪失時に1つの系列が作動しないと仮定した場合でも、運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく原子炉を停止し、冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失等の事故時において、炉心冷却を行い、かつ原子炉格納容器の健全性及びにその他の必要の系統及び機器の安全性を確保するのに十分な容量及び機能を有する設計としている。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設として各系列に1組、合計2組設置している。</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち、その他の電源装置として使用する蓄電池（安全防護系用）は、以下の機能を有する。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な工学的安全施設、タービン動補助給水ポンプ起動盤等の継電器、開閉器、電磁弁、無停電電源装置等への電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、直流分電盤を経由して必要な直流負荷に給電し、また、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、計装用電源、計装用分電盤を経由して必要な交流負荷に給電する設計としている。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準事故等対処設備として2組設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量 (2,400A・h (10時間率) /組)</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の容量は、中央制御室又はその隣室からの簡易な操作で負荷の切り離しを行い8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことができる容量に設定する。</p> <p>交流動力電源喪失時の負荷電流から、蓄電池（安全防護系用）の必要容量は以下の通り2,139A・hとなる。</p>	名称		蓄電池(安全防護系用)	容量	A・h/組	2,400(10時間率)	<table border="1" data-bbox="649 159 1232 215"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>125V 蓄電池 2A</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>8,000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>125V 蓄電池 2A は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V 蓄電池 2A から必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>125V 蓄電池 2A の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="649 383 1232 686"> <caption>125V 蓄電池 2A 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～60分</th> <th>60～570分*<!--3</th--> <th>570～1,440分*1</th> </th></tr> <tr> <th>I<sub>01</sub></th> <th>I<sub>10</sub></th> <th>I<sub>6020</sub></th> <th>I<sub>90</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td> <td>89.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td> <td>113.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系制御</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気遮り安全弁制御</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系制御</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁*2</td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1</td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,546.7</td> <td>579.7</td> <td>164.0</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1,994.7</td> <td>702.7</td> <td>287.0</td> <td>216.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では570分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*2：非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p>容量計算条件</p> <p>(1)蓄電池容量算定法は下記規格による。      電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)</p> <p>(2)蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p>(3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。</p> <p>(4)保守率は0.8とする。</p> <p>(5)容量算出の一般式</p>	名称		125V 蓄電池 2A	容量	Ah	8,000	負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分* 3</th <th>570～1,440分*1</th>	570～1,440分*1	I <sub>01</sub>	I <sub>10</sub>	I <sub>6020</sub>	I <sub>90</sub>	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0	原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0	中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0	2.0	主蒸気遮り安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0	直流駆動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0	非常用ディーゼル発電機初期励磁*2	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1	215.0	-	-	-	その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5	合計(A)	1,994.7	702.7	287.0	216.5	<table border="1" data-bbox="1232 159 1814 287"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">容量</td> <td rowspan="2">蓄電池（非常用）</td> <td>A蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>B蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後備蓄電池</td> <td>A後備蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>B後備蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池から必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1232 510 1814 798"> <caption>A蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1秒</th> <th>1～60秒</th> <th>1～5分</th> <th>5～60分</th> <th>60～510分*<!--1</th--> <th>510～1,000分*<!--2</th--> </th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>20.4</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>44.0</td> <td>42.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td> <td>59.4</td> <td>167.5</td> <td>47.5</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>A計装用インバータ</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>75.3</td> <td>62.9</td> </tr> <tr> <td>C計装用インバータ</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>3.5</td> <td>143.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>302.1*<!--3</td--> <td>548.2*<!--3</td--> <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td> </td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1：事象発生後8時間（480分）から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分（510分）まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*2：事象発生後17時間（1,020分）から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では17時間30分（1,050分）まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*3：容量計算では、より大きい1～60秒の電流値が60秒間流れたものとして計算する。</p>	名称		所内常設蓄電池式直流電源設備		容量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400	B蓄電池	2,400	後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400	B後備蓄電池	2,400	負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分* 1</th <th>510～1,000分*<!--2</th--> </th>	510～1,000分* 2</th	直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	20.4	遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0	タービン動補助給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4	A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9	C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流 (A)	302.1* 3</td <td>548.2*<!--3</td--> <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td> </td>	548.2* 3</td <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td>	253.2	208.1	115.0	99.1	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</li> </ul>
名称		蓄電池(安全防護系用)																																																																																																																																																																		
容量	A・h/組	2,400(10時間率)																																																																																																																																																																		
名称		125V 蓄電池 2A																																																																																																																																																																		
容量	Ah	8,000																																																																																																																																																																		
負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分* 3</th <th>570～1,440分*1</th>	570～1,440分*1																																																																																																																																																																
	I <sub>01</sub>	I <sub>10</sub>	I <sub>6020</sub>	I <sub>90</sub>																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0																																																																																																																																																																
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0																																																																																																																																																																
中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																
主蒸気遮り安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																																																																																																																
直流駆動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0																																																																																																																																																																
非常用ディーゼル発電機初期励磁*2	(177.0)	-	-	-																																																																																																																																																																
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1	215.0	-	-	-																																																																																																																																																																
その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5																																																																																																																																																																
合計(A)	1,994.7	702.7	287.0	216.5																																																																																																																																																																
名称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																																																																																																																																																		
容量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
		B蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
	後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
		B後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分* 1</th <th>510～1,000分*<!--2</th--> </th>	510～1,000分* 2</th																																																																																																																																																														
直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	20.4																																																																																																																																																														
遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																														
タービン動補助給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4																																																																																																																																																														
A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9																																																																																																																																																														
C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0																																																																																																																																																														
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																																																														
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9																																																																																																																																																														
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																																																														
合計電流 (A)	302.1* 3</td <td>548.2*<!--3</td--> <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td> </td>	548.2* 3</td <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td>	253.2	208.1	115.0	99.1																																																																																																																																																														
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>後述 (57-5-54～57-5-68)</p>	<p>(参考) 島根2号炉</p> <p>後述 (57-5-54～57-5-56)</p>																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																						
<p><math display="block">C = \frac{1}{L} (K_1 \times I_1)</math></p> <p><math display="block">C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h</math></p> <p>C<sub>1</sub>: 1分間給電での必要容量 (A・h)                  L: 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.38                  I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542</p> <p><math display="block">C = \frac{1}{L} \{ K_1 \times I_1 + K_2 (I_2 - I_1) \}</math></p> <p><math display="block">C = \frac{1}{0.9} \{ 1.46 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542) \} = 403A \cdot h</math></p> <p>C: 5分間給電での必要容量 (A・h)                  L: 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.45                  K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.43                  I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                  I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246</p>	<p><math display="block">C = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]</math></p> <p>ここに、                  C: +10℃における定格放電率換算容量(Ah)                  L: 保守率                  K: 放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)                  I: 放電電流(A)                  サフィックス1、2、3、……、n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間 K は下表の値及び計算値を用いた。                  制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math display="block">K = K_m - T_m + T</math>                  K<sub>m</sub>: 放電時間 T<sub>m</sub> (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <p>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th></th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K<sub>1m</sub></td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>K<sub>59m</sub></td> <td>1.83</td> </tr> <tr> <td>60 (1h)</td> <td>K<sub>60m</sub></td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>510 (8h30m)</td> <td>K<sub>510m</sub></td> <td>8.81</td> </tr> <tr> <td>569 (9h29m)</td> <td>K<sub>569m</sub></td> <td>9.54</td> </tr> <tr> <td>570 (9h30m)</td> <td>K<sub>570m</sub></td> <td>9.55</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K<sub>600m</sub></td> <td>9.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>14 時間 30 分 K<sub>1430m</sub> = 9.89 - 10 + 14.5 = 14.39                  23 時間 K<sub>23m</sub> = 9.89 - 10 + 23 = 22.89                  23 時間 59 分 K<sub>2359m</sub> = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87                  24 時間 K<sub>24m</sub> = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</p>	放電時間 (分)		容量換算時間	1	K <sub>1m</sub>	0.58	59	K <sub>59m</sub>	1.83	60 (1h)	K <sub>60m</sub>	1.85	510 (8h30m)	K <sub>510m</sub>	8.81	569 (9h29m)	K <sub>569m</sub>	9.54	570 (9h30m)	K <sub>570m</sub>	9.55	600 (10h)	K <sub>600m</sub>	9.89	<p>日蓄電池 負荷一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～</th> <th>1～</th> <th>1～</th> <th>5～</th> <th>60～</th> <th>510～</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1秒</td> <td>60秒</td> <td>5分</td> <td>60分</td> <td>510分<sup>*)</sup></td> <td>810分<sup>*)</sup></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>17.4</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>43.9</td> <td>41.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td> <td>59.4</td> <td>167.5</td> <td>47.5</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>78.9</td> <td>78.9</td> <td>78.9</td> <td>78.9</td> <td>69.2</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>81.4</td> <td>81.4</td> <td>81.4</td> <td>81.4</td> <td>68.2</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>3.5</td> <td>143.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>294.6<sup>*)</sup></td> <td>540.7<sup>*)</sup></td> <td>243.2</td> <td>198.1</td> <td>150.6</td> <td>124.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事象発生後8時間(480分)から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分(510分)まで給電を継続するものとしている。                  *2: 事象発生後13時間(780分)から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では13時間30分(810分)まで給電を継続するものとしている。                  *3: 容量計算では、より大きい1～60秒の電流値が60秒間流れたものとして計算する。</p> <p>A後備蓄電池 負荷一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,020～</th> <th>1,439～</th> </tr> <tr> <td></td> <th>1,439分</th> <th>1,440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>20.4</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>A計装用インバータ</td> <td>99.9</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>C計装用インバータ</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>6.9</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>99.1</td> <td>131.1</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	0～	1～	1～	5～	60～	510～		1秒	60秒	5分	60分	510分 <sup>*)</sup>	810分 <sup>*)</sup>	直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4	13.2	遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4	B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	69.2	46.8	D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	68.2	51.7	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5	3.5	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流 (A)	294.6 <sup>*)</sup>	540.7 <sup>*)</sup>	243.2	198.1	150.6	124.0	負荷名称	1,020～	1,439～		1,439分	1,440分	直流分電盤	20.4	20.4	遮断器操作回路	2.0	2.0	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4	A計装用インバータ	99.9	99.9	C計装用インバータ	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	99.1	131.1	<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
放電時間 (分)		容量換算時間																																																																																																																																							
1	K <sub>1m</sub>	0.58																																																																																																																																							
59	K <sub>59m</sub>	1.83																																																																																																																																							
60 (1h)	K <sub>60m</sub>	1.85																																																																																																																																							
510 (8h30m)	K <sub>510m</sub>	8.81																																																																																																																																							
569 (9h29m)	K <sub>569m</sub>	9.54																																																																																																																																							
570 (9h30m)	K <sub>570m</sub>	9.55																																																																																																																																							
600 (10h)	K <sub>600m</sub>	9.89																																																																																																																																							
負荷名称	0～	1～	1～	5～	60～	510～																																																																																																																																			
	1秒	60秒	5分	60分	510分 <sup>*)</sup>	810分 <sup>*)</sup>																																																																																																																																			
直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4	13.2																																																																																																																																			
遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9	1.9																																																																																																																																			
タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4																																																																																																																																			
B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	69.2	46.8																																																																																																																																			
D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	68.2	51.7																																																																																																																																			
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																																			
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5	3.5																																																																																																																																			
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																																			
合計電流 (A)	294.6 <sup>*)</sup>	540.7 <sup>*)</sup>	243.2	198.1	150.6	124.0																																																																																																																																			
負荷名称	1,020～	1,439～																																																																																																																																							
	1,439分	1,440分																																																																																																																																							
直流分電盤	20.4	20.4																																																																																																																																							
遮断器操作回路	2.0	2.0																																																																																																																																							
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4																																																																																																																																							
A計装用インバータ	99.9	99.9																																																																																																																																							
C計装用インバータ	0.0	0.0																																																																																																																																							
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																																																																																																																																							
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9																																																																																																																																							
地下水排水設備	4.5	4.5																																																																																																																																							
合計電流 (A)	99.1	131.1																																																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p> <math display="block">C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(1_2 - 1_1) + K_3(1_3 - 1_2) + K_4(1_4 - 1_3) \right\}</math> <math display="block">C = \frac{1}{0.9} \left\{ 2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216) \right\} = 618A \cdot h</math> <p>                     C<sub>1</sub>: 60分間 (1時間) 給電での必要容量 (A・h)                      L<sub>1</sub>: 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.54                      K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.53                      K<sub>3</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.45                      K<sub>4</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.38                      I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                      I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246                      I<sub>3</sub>: 負荷電流 (A) = 216                      I<sub>4</sub>: 負荷電流 (A) = 217                 </p> <math display="block">C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(1_2 - 1_1) + K_3(1_3 - 1_2) + K_4(1_4 - 1_3) + K_5(1_5 - 1_4) \right\}</math> <math display="block">C = \frac{1}{0.9} \left\{ 9.48 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 8.81 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217) \right\} = 1,166A \cdot h</math> <p>                     C<sub>1</sub>: 540分間 (9時間) 給電での必要容量 (A・h)                      L<sub>1</sub>: 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.48                      K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.47                      K<sub>3</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.42                      K<sub>4</sub>: 容量換算時間 (時) = 8.81                      K<sub>5</sub>: 容量換算時間 (時) = 8.80                      I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                      I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246                      I<sub>3</sub>: 負荷電流 (A) = 216                      I<sub>4</sub>: 負荷電流 (A) = 217                      I<sub>5</sub>: 負荷電流 (A) = 102                 </p> </p>	<p>125V 蓄電池 2A の容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 C<sub>1</sub></p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1,984.7]$ <p>= 1,439.0</p> <p>・1時間時の定格放電率換算容量 C<sub>2</sub></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{11} I_{11} + K_{12} (I_{11} - I_{10})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)]$ <p>= 1,657.1</p> <p>・9時間 30分時の定格放電率換算容量 C<sub>3</sub></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{1020} I_{10} + K_{1020} (I_{10} - I_{11}) + K_{1020} (I_{1020} - I_{11})]$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)]$ <p>= 3,826.7</p> <p>・24時間時の定格放電率換算容量 C<sub>4</sub></p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10} + K_{1020} (I_{10} - I_{11}) + K_{1020} (I_{1020} - I_{11}) + K_{1020} (I_{1020} - I_{1020})]$ $C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)]$ <p>= 7,854.1</p> <p>上記計算より、125V 蓄電池 2A の蓄電池容量は、7,854.1Ah を上回る 8,000Ah を選定する。</p>	<p>                     B 後備蓄電池 負荷一覧表                 </p> <table border="1" data-bbox="1361 212 1709 475"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>780~ 1,439 分</th> <th>1,439~ 1,440 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B 計装用インバータ</td> <td>46.8</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D 計装用インバータ</td> <td>51.7</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>3.5</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>124.0</td> <td>158.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>容量算出条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)</li> <li>蓄電池温度は +10℃ とする。</li> <li>放電終止電圧は 1.80V / セル とする。</li> <li>保守率は 0.9 とする。</li> <li>容量算出の一般式  <math display="block">C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]</math>                     ここに、                      C: +10℃ における定格放電率換算容量 (Ah)                      L: 保守率                      K: 放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時)                      I: 放電電流 (A)                      n: サフィックス 1, 2, 3, …, n: 放電電流の変化の順に付番                 </li> </ol>	負荷名称	780~ 1,439 分	1,439~ 1,440 分	直流分電盤	13.2	13.2	遮断器操作回路	1.9	1.9	タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4	2.4	B 計装用インバータ	46.8	46.8	D 計装用インバータ	51.7	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	3.5	38.0	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	124.0	158.5	<p>【大阪、女川】                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	780~ 1,439 分	1,439~ 1,440 分																															
直流分電盤	13.2	13.2																															
遮断器操作回路	1.9	1.9																															
タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4	2.4																															
B 計装用インバータ	46.8	46.8																															
D 計装用インバータ	51.7	51.7																															
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																															
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	3.5	38.0																															
地下水排水設備	4.5	4.5																															
合計電流 (A)	124.0	158.5																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p> <math display="block">C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) + K_5(I_5 - I_4) + K_6(I_6 - I_5) \right\}</math> <math display="block">C = \frac{1}{0.9} \left\{ 24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (59 - 102) \right\}</math> <math display="block">= 2,139A \cdot h</math> </p> <p> <math>C_1</math>: 1,440分間 (24時間) 給電での必要容量 (A・h)  <math>L_1</math>: 保守率 = 0.9  <math>K_1</math>: 容量換算時間 (時) = 24.05  <math>K_2</math>: 容量換算時間 (時) = 24.04  <math>K_3</math>: 容量換算時間 (時) = 23.97  <math>K_4</math>: 容量換算時間 (時) = 23.07  <math>K_5</math>: 容量換算時間 (時) = 23.05  <math>K_6</math>: 容量換算時間 (時) = 15.05  <math>I_1</math>: 負荷電流 (A) = 542  <math>I_2</math>: 負荷電流 (A) = 246  <math>I_3</math>: 負荷電流 (A) = 216  <math>I_4</math>: 負荷電流 (A) = 217  <math>I_5</math>: 負荷電流 (A) = 102  <math>I_6</math>: 負荷電流 (A) = 59                 </p> <p>(参考文献: 「据置蓄電池の容量算出法」 (SBA S 0601-2001) )</p> <p>以上より、蓄電池の容量は2,139A・hを上回る2,400A・hとする。</p>	<p>                     名称 125V 蓄電池 2B                      容量 Ah 5,000                 </p> <p><b>【設定根拠】</b>                      125V 蓄電池 2Bは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V 蓄電池 2Bから必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量                      125V 蓄電池 2Bの負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="672 383 1209 622"> <caption>125V 蓄電池 2B 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1~60分</th> <th>60~670分</th> <th>670~1,440分</th> </tr> <tr> <th><math>I_{10}</math></th> <th><math>I_{15}</math></th> <th><math>I_{60/24}</math></th> <th><math>I_{24}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注本系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁*2</td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1</td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,085.0</td> <td>597.1</td> <td>170.1</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,345.9</td> <td>631.5</td> <td>204.5</td> <td>133.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では670分まで給電を継続するものとしている。                      *2: 非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p>容量計算条件                      (1) 蓄電池容量算出法は下記規格による。                      電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)                      (2) 蓄電池温度は+10℃とする。                      (3) 放電終止電圧は1.75V/セルとする。                      (4) 保守率は0.8とする。                      (5) 容量算出の一般式</p>	負荷名称	0~1分	1~60分	60~670分	670~1,440分	$I_{10}$	$I_{15}$	$I_{60/24}$	$I_{24}$	高圧代替注本系制御	18.5	7.0	7.0	7.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0	中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0	主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4	非常用ディーゼル発電機初期励磁*2	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1	215.0	-	-	-	その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9	合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3	<p>                     なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。                      ベント式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、500分以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_0 - T_0 + T</math>  <math>K_0</math>: 放電時間<math>T_0</math> (時) に対応する容量換算時間 (Ah)                 </p> <table border="1" data-bbox="1366 287 1702 558"> <caption>ベント式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th><math>K_{100}</math></th> <th>容量換算時間K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><math>K_{100}</math></td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td><math>K_{100}</math></td><td>1.74</td></tr> <tr><td>5</td><td><math>K_{100}</math></td><td>1.77</td></tr> <tr><td>55</td><td><math>K_{100}</math></td><td>2.82</td></tr> <tr><td>59</td><td><math>K_{100}</math></td><td>2.90</td></tr> <tr><td>60 (1時間)</td><td><math>K_{100}</math></td><td>2.93</td></tr> <tr><td>300 (5時間)</td><td><math>K_{100}</math></td><td>7.32</td></tr> <tr><td>420 (7時間)</td><td><math>K_{100}</math></td><td>9.07</td></tr> <tr><td>450 (7時間30分)</td><td><math>K_{750/60}</math></td><td>9.47</td></tr> <tr><td>500 (8時間20分)</td><td><math>K_{300/20}</math></td><td>10.05</td></tr> </tbody> </table> <p>                     505分 (8時間25分) <math>K_{505/5} = 10.05 - (500/60) + (505/60) = 10.14</math>                      509分 (8時間29分) <math>K_{509/5} = 10.05 - (500/60) + (509/60) = 10.20</math>                      510分 (8時間30分) <math>K_{510/5} = 10.05 - (500/60) + (510/60) = 10.22</math>                      540分 (9時間) <math>K_{540} = 10.05 - (500/60) + (540/60) = 10.72</math>                      660分 (11時間) <math>K_{11h} = 10.05 - (500/60) + (660/60) = 12.72</math>                      750分 (12時間30分) <math>K_{750/30} = 10.05 - (500/60) + (750/60) = 14.22</math>                      805分 (13時間25分) <math>K_{805/5} = 10.05 - (500/60) + (805/60) = 15.14</math>                      809分 (13時間29分) <math>K_{809/5} = 10.05 - (500/60) + (809/60) = 15.20</math>                      810分 (13時間30分) <math>K_{810/60} = 10.05 - (500/60) + (810/60) = 15.22</math>                      990分 (16時間30分) <math>K_{990/30} = 10.05 - (500/60) + (990/60) = 18.22</math>                      1,045分 (17時間25分) <math>K_{1045/5} = 10.05 - (500/60) + (1,045/60) = 19.14</math>                      1,049分 (17時間29分) <math>K_{1049/5} = 10.05 - (500/60) + (1,049/60) = 19.20</math>                      1,050分 (17時間30分) <math>K_{1050/60} = 10.05 - (500/60) + (1,050/60) = 19.22</math> </p>	放電時間 (分)	$K_{100}$	容量換算時間K	1	$K_{100}$	1.62	4	$K_{100}$	1.74	5	$K_{100}$	1.77	55	$K_{100}$	2.82	59	$K_{100}$	2.90	60 (1時間)	$K_{100}$	2.93	300 (5時間)	$K_{100}$	7.32	420 (7時間)	$K_{100}$	9.07	450 (7時間30分)	$K_{750/60}$	9.47	500 (8時間20分)	$K_{300/20}$	10.05	<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	0~1分		1~60分	60~670分	670~1,440分																																																																																
	$I_{10}$	$I_{15}$	$I_{60/24}$	$I_{24}$																																																																																	
高圧代替注本系制御	18.5	7.0	7.0	7.0																																																																																	
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																																	
中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4																																																																																	
非常用ディーゼル発電機初期励磁*2	(177.0)	-	-	-																																																																																	
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し*1	215.0	-	-	-																																																																																	
その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9																																																																																	
合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3																																																																																	
放電時間 (分)	$K_{100}$	容量換算時間K																																																																																			
1	$K_{100}$	1.62																																																																																			
4	$K_{100}$	1.74																																																																																			
5	$K_{100}$	1.77																																																																																			
55	$K_{100}$	2.82																																																																																			
59	$K_{100}$	2.90																																																																																			
60 (1時間)	$K_{100}$	2.93																																																																																			
300 (5時間)	$K_{100}$	7.32																																																																																			
420 (7時間)	$K_{100}$	9.07																																																																																			
450 (7時間30分)	$K_{750/60}$	9.47																																																																																			
500 (8時間20分)	$K_{300/20}$	10.05																																																																																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p style="text-align: center;"><b>安全系蓄電池2.4時間給電評価</b></p> <p>【評価条件】                  蓄電池型式、容量：CS型、2,400A・h                  周囲温度：25℃                  最低終止電圧：1.80V/セル                  保守率：0.9</p> <p>【大飯3号炉】</p> <p>△△△△</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">評価に使用する算定値</td> <td style="font-size: small;">84.0</td> <td style="font-size: small;">247.0</td> <td style="font-size: small;">217.0</td> <td style="font-size: small;">215.0</td> <td style="font-size: small;">102.0</td> <td style="font-size: small;">87.0</td> </tr> </table> <p>1分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} \times (1.38 \times 543) = 833A \cdot h</math></p> <p>5分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} \times [1.45 \times 543 + 1.43 \times (247-543)] = 405A \cdot h</math></p> <p>60分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} \times [2.54 \times 543 + 2.53 \times (247-543) + 2.45 \times (217-247) + 1.38 \times (218-217)] = 821A \cdot h</math></p> <p>540分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} \times [8.48 \times 543 + 8.47 \times (247-543) + 8.42 \times (217-247) + 8.31 \times (218-217) + 8.30 \times (102-218)] = 1,167A \cdot h</math></p> <p>1,440分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} \times [14.05 \times 543 + 14.04 \times (247-543) + 13.97 \times (217-247) + 13.07 \times (218-217) + 13.05 \times (102-218) + 13.05 \times (87-102)] = 2,024A \cdot h</math></p> <p>以上より、24時間給電に必要な容量は2,024A・hとなる。</p>	評価に使用する算定値	84.0	247.0	217.0	215.0	102.0	87.0	$C = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]$ <p>ここに、                  C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)                  L：保守率                  K：放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)                  I：放電電流(A)                  サフィックス1, 2, 3, ……n：放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。                  制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_m - T_m + T</math>                  Km：放電時間Tm(時)に対応する容量換算時間(時)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間(分)</th> <th colspan="2">容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1m</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>K59m</td> <td>1.83</td> </tr> <tr> <td>60(1h)</td> <td>K1h</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>510(8h30m)</td> <td>K8h30m</td> <td>8.81</td> </tr> <tr> <td>569(9h29m)</td> <td>K9h29m</td> <td>9.54</td> </tr> <tr> <td>570(9h30m)</td> <td>K9h30m</td> <td>9.55</td> </tr> <tr> <td>600(10h)</td> <td>K10h</td> <td>9.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>14時間30分 K14h30m = 9.89 - 10 + 14.5 = 14.39                  23時間 K23h = 9.89 - 10 + 23 = 22.89                  23時間59分 K23h59m = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87                  24時間 K24h = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</p>	放電時間(分)	容量換算時間		1	K1m	0.58	59	K59m	1.83	60(1h)	K1h	1.85	510(8h30m)	K8h30m	8.81	569(9h29m)	K9h29m	9.54	570(9h30m)	K9h30m	9.55	600(10h)	K10h	9.89	<p>A蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1分時の定格放電率換算容量C<sub>1</sub>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (K_{1m} I_{1a})</math>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 548.2) = 987(Ah)</math></li> <li>5分時の定格放電率換算容量C<sub>5</sub>  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} [K_{5m} I_{5a} + K_{5n} (I_{5n} - I_{5m})]</math>  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 548.2 + 1.74 \times (253.2 - 548.2)]</math>  <math>= 508(Ah)</math></li> <li>60分時の定格放電率換算容量C<sub>60</sub>  <math>C_{60} = \frac{1}{0.9} [K_{60m} I_{60a} + K_{60n} (I_{60n} - I_{60m})]</math>  <math>C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 548.2 + 2.90 \times (253.2 - 548.2) + 2.82 \times (208.1 - 253.2)]</math>  <math>= 893(Ah)</math></li> <li>510分時の定格放電率換算容量C<sub>510</sub>  <math>C_{510} = \frac{1}{0.9} [K_{510m} I_{510a} + K_{510n} (I_{510n} - I_{510m}) + K_{510p} (I_{510p} - I_{510n}) + K_{510q} (I_{510q} - I_{510p})]</math>  <math>C_{510} = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 548.2 + 10.20 \times (253.2 - 548.2) + 10.14 \times (208.1 - 253.2) + 9.47 \times (115.0 - 208.1)]</math>  <math>= 1,395(Ah)</math></li> <li>1,050分時の定格放電率換算容量C<sub>1050</sub>  <math>C_{1050} = \frac{1}{0.9} [K_{1050m} I_{1050a} + K_{1050n} (I_{1050n} - I_{1050m}) + K_{1050p} (I_{1050p} - I_{1050n}) + K_{1050q} (I_{1050q} - I_{1050p}) + K_{1050r} (I_{1050r} - I_{1050q})]</math>  <math>C_{1050} = \frac{1}{0.9} [19.22 \times 548.2 + 19.20 \times (253.2 - 548.2) + 19.14 \times (208.1 - 253.2) + 18.22 \times (115.0 - 208.1) + 10.72 \times (99.1 - 115.0)]</math>  <math>= 2,381(Ah)</math></li> </ul>	<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
評価に使用する算定値	84.0	247.0	217.0	215.0	102.0	87.0																												
放電時間(分)	容量換算時間																																	
1	K1m	0.58																																
59	K59m	1.83																																
60(1h)	K1h	1.85																																
510(8h30m)	K8h30m	8.81																																
569(9h29m)	K9h29m	9.54																																
570(9h30m)	K9h30m	9.55																																
600(10h)	K10h	9.89																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯3号炉】</p> <p>図1-2-10</p> <p>直列接続 [9-10時] [10-09時] [1-09時] [5時-09時] [09時-09時] [09時-14時] [14時-14時]</p>  <p>1分積電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 547) = 831A \cdot h</math></p> <p>5分積電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542)) = 633A \cdot h</math></p> <p>10分積電  <math>C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216)] = 618A \cdot h</math></p> <p>30分積電  <math>C = \frac{1}{0.9} [9.48 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 8.81 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217)] = 1,166A \cdot h</math></p> <p>1,440分積電  <math>C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (09 - 102)] = 2,139A \cdot h</math></p> <p>以上より、24時間給電に必要な容量は2,139A・hとなる。</p>	<p>125V 蓄電池2Bの容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 <math>C_1</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10}]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [0.58 \times 1,345.9]$ $= 975.8$ <p>・1時間時の定格放電率換算容量 <math>C_2</math></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10})]$ $C_2 = \frac{1}{0.9} [1.85 \times 1,345.9 + 1.83 \times (631.5 - 1,345.9)]$ $= 1,478.3$ <p>・9時間30分時の定格放電率換算容量 <math>C_3</math></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{075} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{075} - I_{10})]$ $C_3 = \frac{1}{0.9} [9.55 \times 1,345.9 + 9.54 \times (631.5 - 1,345.9) + 8.81 \times (204.5 - 631.5)]$ $= 2,845.2$ <p>・24時間時の定格放電率換算容量 <math>C_4</math></p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_{075} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{075} - I_{10}) + K_{025} (I_{025} - I_{10}) + K_{025} (I_{025} - I_{075})]$ $C_4 = \frac{1}{0.9} [23.89 \times 1,345.9 + 23.87 \times (631.5 - 1,345.9) + 22.89 \times (204.5 - 631.5) + 14.39 \times (133.3 - 204.5)]$ $= 5,377.8$ <p>上記計算より、125V 蓄電池2Bの蓄電池容量は、5,377.8Ahを上回る6,000Ahを決定する。</p>	<p>B蓄電池の容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 <math>C_1</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10}]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [1.62 \times 510.7] = 971(Ah)$ <p>・5分時の定格放電率換算容量 <math>C_2</math></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10})]$ $C_2 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 510.7 + 1.74 \times (243.2 - 510.7)]$ $= 489(Ah)$ <p>・60分時の定格放電率換算容量 <math>C_3</math></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{10} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{075} - I_{10})]$ $C_3 = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 510.7 + 2.90 \times (243.2 - 510.7) + 2.82 \times (198.1 - 243.2)]$ $= 661(Ah)$ <p>・510分時の定格放電率換算容量 <math>C_4</math></p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_{075} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{075} - I_{10})]$ $C_4 = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 510.7 + 10.20 \times (243.2 - 510.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)]$ $= 1,761(Ah)$ <p>・810分時の定格放電率換算容量 <math>C_5</math></p> $C_5 = \frac{1}{L} [K_{075} I_{10} + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{10} - I_{10}) + K_{075} (I_{075} - I_{10}) + K_{025} (I_{025} - I_{075})]$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [15.22 \times 510.7 + 15.20 \times (243.2 - 510.7) + 15.14 \times (198.1 - 243.2) + 14.22 \times (150.6 - 198.1) + 7.32 \times (124.0 - 150.6)]$ $= 2,391(Ah)$	<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違（蓄電池の構成）          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>【大飯4号炉】</p> <p>表1-2</p> <table border="1"> <tr> <td>負荷系統</td> <td>9-10時</td> <td>10-10時</td> <td>1-3時</td> <td>3時-3時30分</td> <td>3時30分-4時</td> <td>4時-4時30分</td> <td>4時30分-14時</td> </tr> </table>  <table border="1"> <tr> <td>計画に使用する電流値</td> <td>300A</td> <td>450A</td> <td>212A</td> <td>214A</td> <td>100A</td> <td>30A</td> </tr> </table> <p>1分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 539) = 827A \cdot h</math></p> <p>5分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 539 + 1.42 \times (243 - 539)) = 288A \cdot h</math></p> <p>40分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} (2.54 \times 539 + 2.53 \times (243 - 539) + 2.45 \times (213 - 243) + 1.38 \times (214 - 213)) = 808A \cdot h</math></p> <p>540分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} (9.48 \times 539 + 9.47 \times (243 - 539) + 9.42 \times (213 - 243) + 8.81 \times (214 - 213) + 8.90 \times (102 - 214)) = 1,164A \cdot h</math></p> <p>1,440分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} (24.05 \times 539 + 24.04 \times (243 - 539) + 23.97 \times (213 - 243) + 23.07 \times (214 - 213) + 23.05 \times (102 - 214) + 13.05 \times (52 - 102)) = 2,019A \cdot h</math></p> <p>以上により、24時間給電に必要な容量は2,019A・hとなる。</p>	負荷系統	9-10時	10-10時	1-3時	3時-3時30分	3時30分-4時	4時-4時30分	4時30分-14時	計画に使用する電流値	300A	450A	212A	214A	100A	30A		<p>上記計算より、A蓄電池の蓄電池容量は2,381Ahを上回る2,400Ahを選定し、B蓄電池の蓄電池容量は2,394Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p> <p>A後備蓄電池の容量計算結果          ・1,440分時の定格放電率換算容量<math>C_1</math>  <math>C_1 = \frac{1}{T} (K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10h} - I_{10min}))</math>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (9.07 \times 99.1 + 1.62 \times (131.1 - 99.1))</math>  <math>= 1,057(Ah)</math></p> <p>B後備蓄電池の容量計算結果          ・1,440分時の定格放電率換算容量<math>C_1</math>  <math>C_1 = \frac{1}{T} (K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10h} - I_{10min}))</math>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (12.72 \times 124.0 + 1.62 \times (158.5 - 124.0))</math>  <math>= 1,815(Ah)</math></p> <p>上記計算より、A後備蓄電池の蓄電池容量は1,057Ahを上回る2,400Ahを選定し、B後備蓄電池の蓄電池容量は1,815Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p>	<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違（蓄電池の構成）          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷系統	9-10時	10-10時	1-3時	3時-3時30分	3時30分-4時	4時-4時30分	4時30分-14時											
計画に使用する電流値	300A	450A	212A	214A	100A	30A												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯4号炉】</p> <p>図1-2-2</p> <p>電流値 [6~10H] 119~409] 1~3H] 129~182] 189~609] 609~1409] 1409~1449]</p>  <p>1分航電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h</math></p> <p>5分航電  <math>C = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 542 + 1.43 \times (246-542)] = 483A \cdot h</math></p> <p>40分航電  <math>C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 542 + 2.53 \times (246-542) + 2.45 \times (216-246) + 1.38 \times (217-216)] = 618A \cdot h</math></p> <p>540分航電  <math>C = \frac{1}{0.9} [8.46 \times 542 + 8.47 \times (246-542) + 8.42 \times (216-246) + 8.81 \times (217-216) + 8.80 \times (192-217)] = 1,166A \cdot h</math></p> <p>1,440分航電  <math>C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 542 + 24.04 \times (246-542) + 23.97 \times (216-246) + 23.97 \times (217-216) + 23.95 \times (102-217) + 15.05 \times (59-102)] = 2,139A \cdot h</math></p> <p>以上により、24時間航電に必要な容量は2,139A・hとなる。</p>			<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
<p>3 A 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>相違内容</th> <th>操作種別</th> <th>容量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(A)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：本表記載の容量は、各設備の定格容量であり、実際の動作容量は、運転中の負荷状況によって異なる。</p>	設備名称	用途名称	相違内容	操作種別	容量(VA)	備考	20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	計装用電源(A)				100				<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>						
設備名称	用途名称	相違内容	操作種別	容量(VA)	備考																																																																																																																																														
20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
計装用電源(A)				100																																																																																																																																															
<p>3 C 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>相違内容</th> <th>操作種別</th> <th>容量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>○</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>○</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>○</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>○</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)</td> <td></td> <td>×</td> <td>停止制御</td> <td>100</td> <td>本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(A)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用電源(B)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：本表記載の容量は、各設備の定格容量であり、実際の動作容量は、運転中の負荷状況によって異なる。</p>	設備名称	用途名称	相違内容	操作種別	容量(VA)	備考	20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100		21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100		22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100		24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100		25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている	計装用電源(A)				100		計装用電源(B)				100				
設備名称	用途名称	相違内容	操作種別	容量(VA)	備考																																																																																																																																														
20号炉計装用電源(20F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100																																																																																																																																															
21号炉計装用電源(21F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100																																																																																																																																															
22号炉計装用電源(22F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
23号炉計装用電源(23F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100																																																																																																																																															
24号炉計装用電源(24F00-1) (2400形制御)		○	停止制御	100																																																																																																																																															
25号炉計装用電源(25F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
26号炉計装用電源(26F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
27号炉計装用電源(27F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
28号炉計装用電源(28F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
29号炉計装用電源(29F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
30号炉計装用電源(30F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
31号炉計装用電源(31F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
32号炉計装用電源(32F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
33号炉計装用電源(33F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
34号炉計装用電源(34F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
35号炉計装用電源(35F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
36号炉計装用電源(36F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
37号炉計装用電源(37F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
38号炉計装用電源(38F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
39号炉計装用電源(39F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
40号炉計装用電源(40F00-1) (2400形制御)		×	停止制御	100	本炉の計装用電源制御装置で必要の容量が確保されている																																																																																																																																														
計装用電源(A)				100																																																																																																																																															
計装用電源(B)				100																																																																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<p>3 B 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>設置位置</th> <th>機内電圧</th> <th>容量(kVA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3B計装用分電盤</td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>24</td> <td>保安用トリップ後のため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>150</td> <td>機器に設置しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>24</td> <td>機器に設置しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安用分電盤</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>40</td> <td>保安用電源であり、設置は保安用電源の設置時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用分電盤</td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>1040</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td>保安設備系機器に接続しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)</td> <td>○</td> <td>交流400V</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td>3760</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計装用電源容量(保安設備系) (kVA)</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：設置し、用途別の用途              ×：設置せず</p>	設備名称	用途名称	設置位置	機内電圧	容量(kVA)	備考	3B計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	300			3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	170			3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	24	保安用トリップ後のため不要		電圧計	○	交流400V	10			3号炉計装用分電盤	○	交流400V	100			3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	×	交流400V	150	機器に設置しないため不要		3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	100			3号炉計装用分電盤	×	交流400V	24	機器に設置しないため不要		保安用分電盤	○	交流400V	40	保安用電源であり、設置は保安用電源の設置時		3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	40		3B計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	1040			電圧計	×	交流400V	5			電圧計	○	交流400V	5			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)	×	交流400V	1000			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要		3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	200			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)	×	交流400V	400			合計容量(kVA)			3760			計装用電源容量(保安設備系) (kVA)			50				<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>												
設備名称	用途名称	設置位置	機内電圧	容量(kVA)	備考																																																																																																																																		
3B計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	300																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	170																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	24	保安用トリップ後のため不要																																																																																																																																		
	電圧計	○	交流400V	10																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤	○	交流400V	100																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	×	交流400V	150	機器に設置しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	100																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤	×	交流400V	24	機器に設置しないため不要																																																																																																																																		
	保安用分電盤	○	交流400V	40	保安用電源であり、設置は保安用電源の設置時																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	40																																																																																																																																			
3B計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	1040																																																																																																																																			
	電圧計	×	交流400V	5																																																																																																																																			
	電圧計	○	交流400V	5																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)	×	交流400V	1000																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3B000-2)(1200形制御)	○	交流400V	200																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)	×	交流400V	400																																																																																																																																			
	合計容量(kVA)			3760																																																																																																																																			
	計装用電源容量(保安設備系) (kVA)			50																																																																																																																																			
<p>3 D 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>設置位置</th> <th>機内電圧</th> <th>容量(kVA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3D計装用分電盤</td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>300</td> <td>その他の保安用電源設備設置のため</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>300</td> <td>保安設備系機器に接続しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td>機器に設置しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>150</td> <td>機器に設置しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>24</td> <td>保安用トリップ後のため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安用分電盤</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>40</td> <td>機器に設置しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3D計装用分電盤</td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td>保安設備系機器に接続しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>100</td> <td>保安設備系機器に接続しないため不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧計</td> <td>×</td> <td>交流400V</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計装用電源容量(保安設備系) (kVA)</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：交流400Vでの容量値について301計装用分電盤及び302計装用分電盤の設置は保安用電源容量の記載してない</p>	設備名称	用途名称	設置位置	機内電圧	容量(kVA)	備考	3D計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	300	その他の保安用電源設備設置のため		3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	300	保安設備系機器に接続しないため不要		電圧計	×	交流400V	10			電圧計	×	交流400V	10			3号炉計装用分電盤	×	交流400V	100	機器に設置しないため不要		3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	150	機器に設置しないため不要		3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	100			3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	24	保安用トリップ後のため不要		保安用分電盤	×	交流400V	40	機器に設置しないため不要		3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	40		3D計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	1000			3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要		電圧計	×	交流400V	5			電圧計	×	交流400V	5			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)	×	交流400V	1000			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要		3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	200			3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)	×	交流400V	400			電圧計	×	交流400V	10			合計容量(kVA)			300			計装用電源容量(保安設備系) (kVA)			50				
設備名称	用途名称	設置位置	機内電圧	容量(kVA)	備考																																																																																																																																		
3D計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	300	その他の保安用電源設備設置のため																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	300	保安設備系機器に接続しないため不要																																																																																																																																		
	電圧計	×	交流400V	10																																																																																																																																			
	電圧計	×	交流400V	10																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤	×	交流400V	100	機器に設置しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	150	機器に設置しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	100																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	24	保安用トリップ後のため不要																																																																																																																																		
	保安用分電盤	×	交流400V	40	機器に設置しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	40																																																																																																																																			
3D計装用分電盤	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	1000																																																																																																																																			
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要																																																																																																																																		
	電圧計	×	交流400V	5																																																																																																																																			
	電圧計	×	交流400V	5																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(1)	×	交流400V	1000																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ1(2)	×	交流400V	100	保安設備系機器に接続しないため不要																																																																																																																																		
	3号炉計装用分電盤(3D000-2)(1200形制御)	×	交流400V	200																																																																																																																																			
	3号炉分電盤(1号バス盤)3号炉グループ2)	×	交流400V	400																																																																																																																																			
	電圧計	×	交流400V	10																																																																																																																																			
	合計容量(kVA)			300																																																																																																																																			
	計装用電源容量(保安設備系) (kVA)			50																																																																																																																																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
<p>4 B 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>相違記号</th> <th>備考</th> <th>数量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4B計装用分電盤</td> <td>4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>776</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>24</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>電圧計</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>24</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>1040</td> <td></td> </tr> <tr><td>計装</td> <td>-</td> <td>※のみの機</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr><td>電圧計</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>合計数量(VA)</td> <td></td> <td></td> <td>4784</td> <td></td> </tr> <tr><td>計装用分電盤計装盤(A)</td> <td></td> <td></td> <td>881</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：記載し、本表のBWR F-NR計装</p>	設備名称	用途名称	相違記号	備考	数量(VA)	備考	4B計装用分電盤	4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	800		4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	776		4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため	電圧計	○	※のみの機	3		4号炉計装用分電盤	○	※のみの機	100		4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため	4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	100		4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため	4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40		4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40		4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	1040		計装	-	※のみの機	3		電圧計	○	※のみの機	6		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	1000		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため	4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	100		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100		合計数量(VA)			4784		計装用分電盤計装盤(A)			881				<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
設備名称	用途名称	相違記号	備考	数量(VA)	備考																																																																																																				
4B計装用分電盤	4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	800																																																																																																					
4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	776																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため																																																																																																					
電圧計	○	※のみの機	3																																																																																																						
4号炉計装用分電盤	○	※のみの機	100																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	100																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	1040																																																																																																						
計装	-	※のみの機	3																																																																																																						
電圧計	○	※のみの機	6																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	1000																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	100																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100																																																																																																						
合計数量(VA)			4784																																																																																																						
計装用分電盤計装盤(A)			881																																																																																																						
<p>4 D 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>相違記号</th> <th>備考</th> <th>数量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4D計装用分電盤</td> <td>4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>×</td> <td>※のみの機</td> <td>800</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>776</td> <td></td> </tr> <tr><td>計装</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>24</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>電圧計</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>24</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr><td>4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>1040</td> <td></td> </tr> <tr><td>計装</td> <td>-</td> <td>※のみの機</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr><td>電圧計</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td>※のみの機が可動のため</td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)</td> <td>○</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>4号炉計装用分電盤(2400機計装)</td> <td>+</td> <td>※のみの機</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr><td>合計数量(VA)</td> <td></td> <td></td> <td>4784</td> <td></td> </tr> <tr><td>計装用分電盤計装盤(A)</td> <td></td> <td></td> <td>881</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：記載し、本表のBWR F-NR計装</p>	設備名称	用途名称	相違記号	備考	数量(VA)	備考	4D計装用分電盤	4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	×	※のみの機	800	※のみの機が可動のため	4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	776		計装	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため	電圧計	+	※のみの機	3		4号炉計装用分電盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため	4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため	4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	100		4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため	4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40		4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40		4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	1040		計装	-	※のみの機	3		電圧計	○	※のみの機	6		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	1000		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため	4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	100		4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100		合計数量(VA)			4784		計装用分電盤計装盤(A)			881				
設備名称	用途名称	相違記号	備考	数量(VA)	備考																																																																																																				
4D計装用分電盤	4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	×	※のみの機	800	※のみの機が可動のため																																																																																																				
4号炉計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	776																																																																																																						
計装	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため																																																																																																					
電圧計	+	※のみの機	3																																																																																																						
4号炉計装用分電盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	100																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	+	※のみの機	24	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤	○	※のみの機	40																																																																																																						
4B計装用分電盤計装盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	1040																																																																																																						
計装	-	※のみの機	3																																																																																																						
電圧計	○	※のみの機	6																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	○	※のみの機	1000																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100	※のみの機が可動のため																																																																																																					
4号炉計装用分電盤(4BFB-2)(2400機計装)	○	※のみの機	100																																																																																																						
4号炉計装用分電盤(2400機計装)	+	※のみの機	100																																																																																																						
合計数量(VA)			4784																																																																																																						
計装用分電盤計装盤(A)			881																																																																																																						



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="89 231 638 303"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>蓄電池（非常用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>組</td> <td>2（1組あたり60個）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Ah/組</td> <td>1,600（10時間率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                  蓄電池（非常用）は、全交流動力電源喪失時において、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまで、直流の電気を供給するために設置する。                  また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、中央制御室に降接する計装室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給するために設置する。                  蓄電池（非常用）は、非常用電源設備として多重性を有するものとし、1組で十分な容量を有する蓄電池を、蓄電池A及び蓄電池Bの2組設置する。</p> <p>1. 容量                  蓄電池1組に必要な容量は、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまでの40分間、直流の電気を供給するために十分な容量とする（①）。                  また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、運転員が重大事故等の対応に専念できるよう、中央制御室に降接する計装室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給できる容量とする（②）。この場合、全交流動力電源喪失発生から8時間経過以降は、さらに不要な負荷を中央制御室と別フロアの電気室等で切り離すとともに、電源元を蓄電池（重大事故等対処用）に切り替えることで、全交流動力電源喪失発生から24時間以上にわたって直流の電気を供給できる。</p> <p>必要な蓄電池容量は、給電継続時間40分間の①より、給電継続時間8時間の②のほうが大きいので、容量設定根拠は②について示す。                  想定する給電パターンを図1に示す。</p>	名 称		蓄電池（非常用）	個 数	組	2（1組あたり60個）	容 量	Ah/組	1,600（10時間率）	<p style="text-align: center;">(参考) 島根2号炉</p> <table border="1" data-bbox="672 215 1220 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>Ah</td> <td colspan="2">3,000</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>Ah</td> <td colspan="2">1,500</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池(RCIC)</td> <td>Ah</td> <td colspan="2">1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                  B-115V系蓄電池及びB1-115V系蓄電池(SA)、は設計事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、負荷切離しを行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り10時間の合計24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。                  230V系蓄電池(RCIC)は設計事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、負荷切離しを行わずに24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量                  各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="694 574 1198 798"> <caption>B-115V系蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～510分<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C遮断器操作回路</td> <td>281</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>L/C遮断器操作回路</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁<sup>※1</sup></td> <td>0(230)<sup>※1</sup></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>制御電源（制御盤関係）</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>計装用無停電交流電源装置</td> <td>154</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>603</td> <td>269</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C遮断器操作回路電流（遮断器投入・開放電流）と重なって操作されることはなく、各動作時間は1分未満である。また、非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C制御電源電流より小さいため、電流値の大きいM/C及びL/C遮断器操作回路電流に1分間電源供給するものとして蓄電池容量を計算する。                  ※2：事象発生後8時間後から負荷切替作業を実施するが、作業時間を考慮し8.5時間電源給電を継続するものとして容量を計算する。</p>	名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備		B-115V系蓄電池	Ah	3,000		B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500		230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500		負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>※1</sup>	M/C遮断器操作回路	281	0	L/C遮断器操作回路	53	0	非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>※1</sup>	0(230) <sup>※1</sup>	0	非常用照明	50	50	制御電源（制御盤関係）	65	65	計装用無停電交流電源装置	154	154	合計(A)	603	269		<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池（非常用）																																																		
個 数	組	2（1組あたり60個）																																																		
容 量	Ah/組	1,600（10時間率）																																																		
名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																																		
B-115V系蓄電池	Ah	3,000																																																		
B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500																																																		
230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500																																																		
負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>※1</sup>																																																		
M/C遮断器操作回路	281	0																																																		
L/C遮断器操作回路	53	0																																																		
非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>※1</sup>	0(230) <sup>※1</sup>	0																																																		
非常用照明	50	50																																																		
制御電源（制御盤関係）	65	65																																																		
計装用無停電交流電源装置	154	154																																																		
合計(A)	603	269																																																		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>(参考) 伊方3号炉</p>	<p>(参考) 島根2号炉</p>																																																																
<p>(1) 蓄電池A 全次変動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷を表1~3に示す。</p> <p>表1 蓄電池負荷 (Aトレンジ給電の場合) (単位:A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">負荷名称</th> <th colspan="4">蓄電池Aでの給電</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">蓄電池C1での給電</th> </tr> <tr> <th>0~10分</th> <th>10~60分</th> <th>30分~2時間</th> <th>2~8時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>蓄電池容量であり、設備容量はNTPで行うため不明。</td> </tr> <tr> <td>メタラフ・パワーセンター電源</td> <td>約57</td> <td>約6</td> <td>約6</td> <td>約6</td> <td>交流電力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不明。</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3A</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約53</td> <td>第2参照。</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3C</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約44</td> <td>第2参照。</td> </tr> <tr> <td>ディゼルの発電機 (発電機、追加機)</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>交流電力電源喪失時には、ディゼルの発電機を使用し給電する必要がある。蓄電池容量の余裕で対応する。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動油圧ポンプ駆動機</td> <td>約59</td> <td>約167</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>30分中央、8時間電源喪失による設備稼働が行われるため、本設備は中央制御室で運転ストップが停止操作(30分)、電圧低下でNTP操作(8時間)を行う。</td> </tr> <tr> <td>補助給電系統分電盤</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>第3参照。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約486</td> <td>約403</td> <td>約238</td> <td>約121</td> <td>約79</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 運転開始時の負荷容量を考慮して仮に10分間隔以下を通過し、10分間の平均値を算出して記載。          注2) 当該設備の稼働により負荷が変動する場合は、蓄電池容量の余裕で対応する。          注3) 中央制御室での運転停止操作 (30分間隔まで) および中央制御室に隣接する計測室までの負荷は別参照 (30分間隔まで) を見込む。          注4) 8時間以降 : 中央制御室と別フロアでの負荷は別参照し、操作を見込む。</p>	負荷名称	蓄電池Aでの給電				備考	蓄電池C1での給電				0~10分	10~60分	30分~2時間	2~8時間	共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池容量であり、設備容量はNTPで行うため不明。	メタラフ・パワーセンター電源	約57	約6	約6	約6	交流電力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不明。	計測用インバータ装置3A	約104	約104	約104	約53	第2参照。	計測用インバータ装置3C	約110	約110	約110	約44	第2参照。	ディゼルの発電機 (発電機、追加機)	約144	約4	約4	約4	交流電力電源喪失時には、ディゼルの発電機を使用し給電する必要がある。蓄電池容量の余裕で対応する。	タービン駆動油圧ポンプ駆動機	約59	約167	約2	約2	30分中央、8時間電源喪失による設備稼働が行われるため、本設備は中央制御室で運転ストップが停止操作(30分)、電圧低下でNTP操作(8時間)を行う。	補助給電系統分電盤	約10	約10	約10	約10	第3参照。	合計	約486	約403	約238	約121	約79	<p>【設定根拠】(続き)</p> <p>・B1-115V系蓄電池の容量計算結果          ①24時間供給で必要となる蓄電池容量  <math display="block">C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]</math> <math display="block">= \frac{1}{0.8} \times [23.88 \times 30 + 15.88 \times (55 - 30) + 0.56 \times (155 - 55)] = 1,462 \text{ Ah}</math> <math>K_1 : 23.88 \text{ (1440分)}, K_2 : 15.88 \text{ (950分)}, K_3 : 0.56 \text{ (1分)}</math> <math>I_1 : 30 \text{ (A)}, I_2 : 55 \text{ (A)}, I_3 : 155 \text{ (A)}</math>                 上記計算より、B1-115V系蓄電池 (SA) の蓄電池容量は1,500Ahを決定する。                  ②24時間 (1440分) 供給で必要となる蓄電池容量  <math display="block">C_2 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [24.32 \times 286 + 24.32 \times (47 - 286)] = 1,429 \text{ Ah}</math> <math>K_1 : 24.32 \text{ (1440分)}, K_2 : 24.32 \text{ (1439分)}</math> <math>I_1 : 286 \text{ (A)}, I_2 : 47 \text{ (A)}</math>                 上記計算より、230V系蓄電池 (RCIC) の蓄電池容量は1,500Ahを決定する。                  ③8時間 (480分) で必要となる蓄電池容量  <math display="block">C_3 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [8.72 \times 286 + 8.72 \times (47 - 286)] = 513 \text{ Ah}</math> <math>K_1 : 8.72 \text{ (480分)}, K_2 : 8.72 \text{ (479分)}</math> <math>I_1 : 286 \text{ (A)}, I_2 : 47 \text{ (A)}</math> </p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池Aでの給電					備考																																																										
		蓄電池C1での給電																																																															
	0~10分	10~60分	30分~2時間	2~8時間																																																													
共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池容量であり、設備容量はNTPで行うため不明。																																																												
メタラフ・パワーセンター電源	約57	約6	約6	約6	交流電力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不明。																																																												
計測用インバータ装置3A	約104	約104	約104	約53	第2参照。																																																												
計測用インバータ装置3C	約110	約110	約110	約44	第2参照。																																																												
ディゼルの発電機 (発電機、追加機)	約144	約4	約4	約4	交流電力電源喪失時には、ディゼルの発電機を使用し給電する必要がある。蓄電池容量の余裕で対応する。																																																												
タービン駆動油圧ポンプ駆動機	約59	約167	約2	約2	30分中央、8時間電源喪失による設備稼働が行われるため、本設備は中央制御室で運転ストップが停止操作(30分)、電圧低下でNTP操作(8時間)を行う。																																																												
補助給電系統分電盤	約10	約10	約10	約10	第3参照。																																																												
合計	約486	約403	約238	約121	約79																																																												



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(参考) 伊方3号炉

表3 補助建屋直流分電盤負荷切り離し対象

負荷名	相違内容			操作条件	備考
	泊3号炉	伊方3号炉	大飯3号炉		
原子炉トリップ用制御盤A	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後にも必要。
原子炉トリップ用制御盤B	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後にも必要。
主タービン保護制御盤A	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後にも必要。
新製再処理工機機盤A	○	○	×	電気室	直流電源/電圧変動時には制御用交流圧縮機を運転できないため不調。
ポンプ分電盤A1	○	○	△	電気室	制御用を備えないため故障不可。
ポンプ分電盤A2	○	○	×	電気室	制御用を備えないため故障不可。
ポンプ分電盤A3	○	○	×	電気室	制御用を備えないため故障不可。
ポンプ分電盤A4	○	○	×	電気室	制御用を備えないため故障不可。

【備考欄】  
 △：電気室、中央制御室又は別フロアの電気室

全交流動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,400Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。

$$C = \frac{1}{L} (K_1 I_1)$$

$$= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 486)$$

$$= 745 \text{ Ah}$$

- C : 1分間給電での必要容量(Ah) = 745
- L : 保守率 = 0.9
- K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.38
- I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486

【大飯、女川】  
 設備・運用の相違（蓄電池の構成）  
 設備の相違  
 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

【女川】  
 記載方針の相違  
 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1)]$ $= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 486 + 1.94 \times (283 - 486)]$ $= 620 \text{ Ah}$ <p>                     C : 30分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.96                      K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 1.94                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486                      I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 283                 </p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 486 + 3.63 \times (283 - 486) + 3.11 \times (238 - 283)]$ $= 996 \text{ Ah}$ <p>                     C : 120分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 3.65                      K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 3.63                      K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 3.11                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486                      I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 283                      I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 238                 </p>			<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 486 + 8.78 \times (283 - 486) + 8.45 \times (238 - 283) + 7.30 \times (121 - 238)]$ $= 1.400 \text{ Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量 (Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間 (時) = 8.80                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間 (時) = 8.78                  K<sub>3</sub> : 容量換算時間 (時) = 8.45                  K<sub>4</sub> : 容量換算時間 (時) = 7.30                  I<sub>1</sub> : 負荷電流 (A) = 486                  I<sub>2</sub> : 負荷電流 (A) = 283                  I<sub>3</sub> : 負荷電流 (A) = 238                  I<sub>4</sub> : 負荷電流 (A) = 121</p>			<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>(2) 蓄電池B                      全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷を表1～3に示す。</p> <p>表1 蓄電池Bの負荷 (Bトレン給電の場合) (単位：A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="3">蓄電池B内の給電</th> <th rowspan="2">操作場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>① 0～10分</th> <th>② 10～30分</th> <th>③ 30分～24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約1</td> <td>約2</td> <td>電変室</td> <td>蓄電池であり、設備仕様は別添で行うため不詳。</td> </tr> <tr> <td>メタタカ・パワーセンタ割</td> <td>約57</td> <td>約4</td> <td>約6</td> <td>電変室</td> <td>交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不詳。</td> </tr> <tr> <td>制御用インバータ3B</td> <td>約106</td> <td>約106</td> <td>約47</td> <td>第5歩道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用インバータ3D</td> <td>約117</td> <td>約117</td> <td>約51</td> <td>第5歩道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 (3台)</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>電変室</td> <td>交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動給水ポンプ駆動機</td> <td>約59</td> <td>約4</td> <td>約2</td> <td>30分中央制御電室</td> <td>タービン駆動給水ポンプ駆動機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。</td> </tr> <tr> <td>補助電源系統分電盤</td> <td>約20</td> <td>約20</td> <td>約10</td> <td>第6歩道</td> <td>中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電変室で操作(15分)を行う。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約504</td> <td>約30</td> <td>約131</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：運転状態時の負荷容量を合算して、女川2号炉以下各炉の負荷とを合計して記載。              注2：③ 計装設備等により負荷が変動する場合は、蓄電池容量の余裕分を記載する。              注3：0～10分間：中央制御室での負荷切り出し操作 (30分経過まで) および中央制御室での負荷切り出し操作 (30分経過まで) を見込む。              注4：30分～24時間：中央制御室での負荷切り出し操作 (30分経過まで) を見込む。</p>	負荷名称	蓄電池B内の給電			操作場所	備考	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～24時間	共通電源	約2	約1	約2	電変室	蓄電池であり、設備仕様は別添で行うため不詳。	メタタカ・パワーセンタ割	約57	約4	約6	電変室	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不詳。	制御用インバータ3B	約106	約106	約47	第5歩道		制御用インバータ3D	約117	約117	約51	第5歩道		ディーゼル発電機 (3台)	約144	約4	約4	電変室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。	タービン駆動給水ポンプ駆動機	約59	約4	約2	30分中央制御電室	タービン駆動給水ポンプ駆動機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。	補助電源系統分電盤	約20	約20	約10	第6歩道	中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電変室で操作(15分)を行う。	合計	約504	約30	約131					<p>【大飯、女川】                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池B内の給電					操作場所	備考																																																				
	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～24時間																																																									
共通電源	約2	約1	約2	電変室	蓄電池であり、設備仕様は別添で行うため不詳。																																																							
メタタカ・パワーセンタ割	約57	約4	約6	電変室	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不詳。																																																							
制御用インバータ3B	約106	約106	約47	第5歩道																																																								
制御用インバータ3D	約117	約117	約51	第5歩道																																																								
ディーゼル発電機 (3台)	約144	約4	約4	電変室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。																																																							
タービン駆動給水ポンプ駆動機	約59	約4	約2	30分中央制御電室	タービン駆動給水ポンプ駆動機は、運転中の場合は、運転停止後、約30分程度経過してから起動し、約15分程度経過してから運転再開する。																																																							
補助電源系統分電盤	約20	約20	約10	第6歩道	中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電変室で操作(15分)を行う。																																																							
合計	約504	約30	約131																																																									



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表5 計装用インバータの負荷切り離し対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計装用インバータ</td> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ</td> <td>計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計装用電源</td> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> <tr> <td>計装用電源</td> <td>計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 8px;">(備考事項)                  ・計装用電源、計装用電源からの供給電圧                  ・電圧変動、電圧変動による影響</p> </div>	項目	設備	備考	計装用インバータ	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。	計装用電源	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。			<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
項目	設備	備考																																														
計装用インバータ	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
	計装用インバータ	計装用インバータは、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用インバータは停止する。																																														
計装用電源	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														
	計装用電源	計装用電源は、計装用電源から供給されるが、計装用電源が停止した場合は、計装用電源は停止する。																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(参考) 伊方3号炉

表6 補助建屋直流分電盤負荷切り離し対象

負荷名称	経過時間			発生場所	備考
	0分	1分	10分		
原子炉トリップ時蓄電池B	○	○	×	電機室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後是不変。
原子炉トリップ時蓄電池A	○	○	×	電機室	原子炉トリップ後是不変。
主タービン保護電源駆動	○	○	×	電機室	タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後是不変。
補助用空気圧縮機駆動	○	○	×	電機室	全交流動力電源喪失時に以前運転中空気圧縮機を運転できなかったため不変。
炉内炉外分電盤B1	○	○	△	電機室	補助用空気圧縮機での稼働不可、追加電源がしきり装置によって稼働可能。
炉内炉外分電盤B2	○	○	×	電機室	
炉内炉外分電盤B3	○	○	×	電機室	
炉内炉外分電盤B4	○	○	×	電機室	
最大電力供給設備制御電源	○	○	○		
最大電力供給設備制御電源	○	○	○		
冷却水供給設備電源	-	-	-		適用が「無」であり、女川(本発電所)に適用する予定に入らない。

【備考事項】  
 ・電機室/中央制御室とは別フロアの電機室

全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,511Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。

$$C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)$$

$$= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 504)$$

$$= 772 \text{ Ah}$$

- C : 1分間給電での必要容量(Ah)
- L : 保守率 = 0.9
- K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.38
- I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504

【大飯、女川】  
 設備・運用の相違（蓄電池の構成）  
 設備の相違  
 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

【女川】  
 記載方針の相違  
 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1)]$ $= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 504 + 1.94 \times (301 - 504)]$ $= 660 \text{ Ah}$ <p>C : 30分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.96                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 1.94                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 504 + 3.63 \times (301 - 504) + 3.11 \times (256 - 301)]$ $= 1069 \text{ Ah}$ <p>C : 120分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 3.65                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 3.63                  K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 3.11                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301                  I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 256</p>			<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

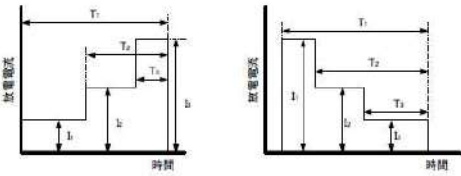
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{Z} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 504 + 8.78 \times (301 - 504) + 8.45 \times (256 - 301) + 7.30 \times (131 - 256)]$ $= 1,511 \text{Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量(Ah)                      Z : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 8.80                      K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 8.78                      K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 8.45                      K<sub>4</sub> : 容量換算時間(時) = 7.30                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                      I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301                      I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 256                      I<sub>4</sub> : 負荷電流(A) = 131</p>			<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>○容量計算方法について</p> <p>蓄電池容量の計算にあたっては、「据置蓄電池の容量算出法」(SDA S 0601-2001)を参考文献とし、以下の一般式を用いている。</p> $C = \frac{1}{I} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (U_2 - I_2) + K_3 (U_3 - I_3) + \dots + K_n (U_n - I_n)]$ <p>ここで <math>K_i</math> は時間 <math>T_i</math> における容量換算時間である。</p> <p>時間経過とともに放電電流が増減するような負荷特性では、電流が減少する直前までの負荷特性に区切って必要な蓄電池容量を求める。求めた容量のうち最大の値が必要容量である。</p> 			<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>蓄電池（重大事故等対処用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>組</td> <td>2（1組あたり60個）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Ah/組</td> <td>2,400（10時間率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                  蓄電池（重大事故等対処用）は、全交流動力電源喪失時に蓄電池（非常用）によって8時間の電気の供給を行った後、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間、電気の供給を行うために設置する。                  蓄電池（重大事故等対処用）は、十分な容量を有する蓄電池を1組に、予備として1組を加えて2組設置し、直流コントロールセンタAに接続するものを蓄電池C1、直流コントロールセンタBに接続するものを蓄電池C2とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>(1) 蓄電池C1                  表1に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C1の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,413Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 79)$ $= 1413 \text{ Ah}$ <p>C : 950分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 16.1                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 79</p>	名 称		蓄電池（重大事故等対処用）	個 数	組	2（1組あたり60個）	容 量	Ah/組	2,400（10時間率）			<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池（重大事故等対処用）										
個 数	組	2（1組あたり60個）										
容 量	Ah/組	2,400（10時間率）										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 蓄電池C2                      表4に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C2の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,610Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> <math display="block">C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)</math> <math display="block">= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 93)</math> <math display="block">= 1,663 \text{ Ah}</math> <p>C : 960分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 16.1                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 93</p> <p>○容量計算方法について                      蓄電池容量の計算にあたっては、蓄電池（非常用）と同様に「蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)を参考文献としている。</p> </div>			<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な負荷に電力を供給できる容量を確保している点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>名称 125V充電器 2A 出力 A 700</p> <p>【設定根拠】 125V 充電器 2A は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V 充電器 2A を経由し、125V 蓄電池 2A による 24 時間給電以降において、原子炉隔離時冷却系、原子炉格納容器フィルタベント系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流動力電源喪失から 24 時間後の 125V 充電器 2A の負荷は以下のとおりとなる。</p> <p>125V 充電器 2A 負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="761 383 1142 574"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td><td>45.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td><td>57.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系制御</td><td>3.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td><td>7.0 A</td></tr> <tr><td>中央制御室直流照明</td><td>2.0 A</td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁制御</td><td>1.0 A</td></tr> <tr><td>直流駆動低圧注水系制御</td><td>8.0 A</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>93.5 A</td></tr> <tr><td>合計</td><td>216.5 A</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件                      (1) 充電器容量計算は、負荷電流と、125V 蓄電池 2A への充電電流を加えたものとする。                      (2) 充電器容量計算は、125V 蓄電池 2A が放電している状態から 20 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V 充電器 2A 電流容量 (A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A) (216.5A)                      C : 125V 蓄電池 2A 容量 (8,000Ah)    20 : 充電時間 (20時間)</p> <p>125V 充電器 2A の容量計算結果</p> $I = 216.5 + \frac{8,000}{20} = 616.5$ <p>したがって、125V 充電器 2A の出力は所要負荷である、616.5A に対し、余裕を有する 700A とする。</p>	負荷名称	負荷電流	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A	原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A	中央制御室直流照明	2.0 A	主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A	直流駆動低圧注水系制御	8.0 A	その他負荷	93.5 A	合計	216.5 A	<p>名称 所内常設蓄電池式直流電源設備 出力 A A 充電器 700</p> <p>【設定根拠】 A 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、代替非常用発電機や可搬型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、A 充電器を經由し、蓄電池(非常用)および設備蓄電池による 24 時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流電源喪失から 24 時間後の A 充電器の負荷は以下の通りとなる。</p> <p>A 充電器 負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1388 446 1680 686"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>A 計装用インバータ</td><td>62.9</td></tr> <tr><td>C 計装用インバータ</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>35.9</td></tr> <tr><td>地下排水設備</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>131.1</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件                      (1) 充電器容量計算は、負荷電流と A 蓄電池への充電電流を加えたものとする。                      (2) 充電器容量計算は、A 蓄電池が放電している状態から 10 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{10}$ <p>ここに、                      I : 充電器電流容量 (A)                      I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A)                      C : 蓄電池容量 (2,400Ah)</p> <p>10 : 充電時間 (10時間)</p> <p>A 充電器の容量計算結果</p> $I = 131.1 + \frac{2,400}{10} = 371.1(A)$ <p>上記計算より、A 充電器の出力は所要の負荷である、371.1A を上回る 700A を確保する。</p>	負荷名称	負荷電流	直流分電盤	20.4	遮断器操作回路	2.0	タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4	A 計装用インバータ	62.9	C 計装用インバータ	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	35.9	地下排水設備	4.5	合計電流 (A)	131.1	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (充電器)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
負荷名称	負荷電流																																										
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A																																										
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A																																										
中央制御室直流照明	2.0 A																																										
主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A																																										
直流駆動低圧注水系制御	8.0 A																																										
その他負荷	93.5 A																																										
合計	216.5 A																																										
負荷名称	負荷電流																																										
直流分電盤	20.4																																										
遮断器操作回路	2.0																																										
タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4																																										
A 計装用インバータ	62.9																																										
C 計装用インバータ	0.0																																										
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																										
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	35.9																																										
地下排水設備	4.5																																										
合計電流 (A)	131.1																																										



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

名称 125V 充電器 2B

出力	A	700
----	---	-----

【設定根拠】  
 125V 充電器 2B は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、カスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V 充電器 2B を経由し、125V 蓄電池 2B による 24 時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。

1. 容量  
 全交流動力電源喪失から 24 時間後の 125V 充電器 2B の負荷は以下のとおりとなる。

負荷名称	負荷電流
高圧代替注水系制御	7.0 A
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.9 A
中央制御室直流照明	22.0 A
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4 A
その他負荷	98.9 A
合計	133.3 A

容量計算条件  
 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と、125V 蓄電池 2B への充電電流を加えたものとする。  
 (2) 充電器容量計算は、125V 蓄電池 2B が放電している状態から 20 時間で充電できるものとする。

$$I = I_L + \frac{C}{20}$$

I : 125V 充電器 2B 電流容量 (A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A) (133.3A)  
 C : 125V 蓄電池 2B 容量 (6,000Ah)    20 : 充電時間 (20時間)

125V 充電器 2B の容量計算結果

$$I = 133.3 + \frac{6,000}{20}$$

= 433.3

したがって、125V 充電器 2B の出力は所要負荷である、433.3A に対し、余裕を有する 700A とする。

名称 所内蓄電蓄電式直流電源設備

出力	A	B 充電器	700
----	---	-------	-----

【設定根拠】  
 B 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、代替非常用系発電機や可搬型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、B 充電器を經由し、蓄電池 (非常用) および後備蓄電池による 24 時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。

1. 容量  
 全交流電源喪失から 24 時間後の B 充電器の負荷は以下の通りとなる。

負荷名称	負荷電流
直流分電盤	13.2
遮断器操作回路	1.9
タービン駆動補助水ポンプ起動盤	2.4
B 計装用インバータ	46.8
D 計装用インバータ	51.7
ディーゼル発電機制御盤	0.0
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	33.0
地下水排水設備	4.5
合計電流 (A)	158.5

容量計算条件  
 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と B 蓄電池への充電電流を加えたものとする。  
 (2) 充電器容量計算は、B 蓄電池が放電している状態から 10 時間で充電できるものとする。

$$I = I_L + \frac{C}{10}$$

ここに、  
 I : 充電器電流容量 (A)  
 I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A)  
 C : 蓄電池容量 (2,400Ah)

10 : 充電時間 (10時間)

B 充電器の容量計算結果

$$I = 158.5 + \frac{2,400}{10}$$

= 398.5(A)

上記計算より、B 充電器の出力は所要の負荷である、398.5Aを上回る700Aを選定する。

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備名称の相違 (充電器)

【女川】  
 設備の相違  
 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">125V 代替蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 215 1232 343">【設定根拠】                      125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、125V 代替蓄電池から高圧代替注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。                      なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 359 1232 399">1. 容量                      125V 代替蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="739 414 1164 582"> <caption>125V 代替蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～510分<sup>*1</sup></th> <th>510～1440分<sup>*2</sup></th> </tr> <tr> <th>I<sub>1s</sub></th> <th>I<sub>30min</sub></th> <th>I<sub>5h</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流通照明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>981.8</td> <td>67.9</td> <td>45.9</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1002.7</td> <td>77.3</td> <td>55.3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 582 1232 622">*1：事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では510分まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="672 638 1232 941">容量計算条件                      (1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。                      電池工業会規格「掘置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)                      (2) 蓄電池温度は+10℃とする。                      (3) 放電終止電圧は1.75V/セルとする。                      (4) 保守率は0.8とする。                      (5) 容量算出の一般式  <math display="block">c = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]</math>                      ここで、                      C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)                      L：保守率                      K：放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)                      I：放電電流(A)                      サフィックス 1, 2, 3, …… n: 放電電流の変化の順に付番</p>	名称	125V 代替蓄電池		容量	Ah	2,000	負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>*1</sup>	510～1440分 <sup>*2</sup>	I <sub>1s</sub>	I <sub>30min</sub>	I <sub>5h</sub>	高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	中央制御室直流通照明	2.0	2.0	2.0	主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	その他負荷	981.8	67.9	45.9	合計(A)	1002.7	77.3	55.3		<p data-bbox="1836 135 2128 191">【女川】                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
名称	125V 代替蓄電池																																			
容量	Ah	2,000																																		
負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>*1</sup>	510～1440分 <sup>*2</sup>																																	
	I <sub>1s</sub>	I <sub>30min</sub>	I <sub>5h</sub>																																	
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0																																	
中央制御室直流通照明	2.0	2.0	2.0																																	
主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4																																	
その他負荷	981.8	67.9	45.9																																	
合計(A)	1002.7	77.3	55.3																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>なお、各容量換算時間Kは下表の値を用いた。                  制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math display="block">K = K_m - T_m + T</math>                 Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" data-bbox="813 268 1077 384"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1m</td> </tr> <tr> <td>509 (8h29m)</td> <td>K509m</td> </tr> <tr> <td>510 (8h30m)</td> <td>K510m</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K10m</td> </tr> </tbody> </table> <p>15時間30分 K15h30m = 9.89 - 10 + 15.5 = 15.39                  23時間59分 K23h59m = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87                  24時間 K24h = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</p> <p>125V代替蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1分時の定格放電率換算容量 C<sub>1</sub></li> </ul> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{1m} I_{1m}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1002.7]$ $= 727.6$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間30分時の定格放電率換算容量 C<sub>2</sub></li> </ul> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{509m} I_{10} + K_{510m} (I_{827m} - I_{10})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [8.81 \times 1002.7 + 8.80 \times (77.3 - 1002.7)]$ $= 862.9$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間時の定格放電率換算容量 C<sub>3</sub></li> </ul> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{24h} I_{10} + K_{23h59m} (I_{23h59m} - I_{10}) + K_{15h30m} (I_{24h} - I_{23h59m})]$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1002.7 + 23.87 \times (77.3 - 1002.7) + 15.39 \times (55.3 - 77.3)]$ $= 1,908.3$ <p>上記計算より、125V代替蓄電池容量は、1,908.3Ahを上回る2,000Ahを選定する。</p>	放電時間 (分)	容量換算時間	1	K1m	509 (8h29m)	K509m	510 (8h30m)	K510m	600 (10h)	K10m		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)	容量換算時間												
1	K1m												
509 (8h29m)	K509m												
510 (8h30m)	K510m												
600 (10h)	K10m												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1" data-bbox="674 177 1229 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="6">250V 蓄電池</th> </tr> <tr> <th>容量</th> <th>Ah</th> <th colspan="6">6,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池負荷一覧表</td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～30分</th> <th>30～31分</th> <th>31～70分<sup>1)</sup></th> <th>70～270分</th> <th>270～340分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>1,183</td> <td>977</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>340～341分</th> <th>341～400分</th> <th>400～470分</th> <th>470～471分</th> <th>471～530分</th> <th>530～600分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>600～601分</th> <th>601～660分</th> <th>660～730分</th> <th>730～731分</th> <th>731～790分</th> <th>790～860分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>860～861分</th> <th>861～920分</th> <th>920～990分</th> <th>990～991分</th> <th>991～1,050分</th> <th>1,050～1,120分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,120～1,121分</th> <th>1,121～1,180分</th> <th>1,180～1,250分</th> <th>1,250～1,251分</th> <th>1,251～1,310分</th> <th>1,310～1,380分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,380～1,381分</th> <th>1,381～1,440分</th> <th colspan="4"></th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		250V 蓄電池						容量	Ah	6,000						【設定根拠】								250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。								なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。								1. 容量								250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。								250V 蓄電池負荷一覧表								負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 <sup>1)</sup>	70～270分	270～340分		直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	1,641	771	771	771	0	0		合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0		負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分						直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206						その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0						合計(A)	412	206							<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		250V 蓄電池																																																																																																																																																																																																																																																																	
容量	Ah	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 容量																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池負荷一覧表																																																																																																																																																																																																																																																																			
負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 <sup>1)</sup>	70～270分	270～340分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	1,641	771	771	771	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分																																																																																																																																																																																																																																																																	
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計(A)	412	206																																																																																																																																																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*1：事象発生後 60 分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 70 分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*2：重大事故等時に使用しない負荷（タービン非常用油ポンプ、大型機器用非常用油ポンプ、タービン発電機初期励磁及び計算機用無停電電源装置等）</p> <p>容量計算条件                      (1)蓄電池容量算定法は下記規格による。                      電池工業会規格「棚置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)                      (2)蓄電池温度は+10℃とする。                      (3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。                      (4)保守率は0.8とする。                      (5)容量算定の一般式</p> $C = \frac{1}{1} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]$ <p>ここに、                      C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)                      L：保守率                      R：放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)                      I：放電電流(A)                      サフィックス 1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、全容量換算時間 R は下表の値及び計算値を用いた。                      制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math display="block">R = K_m - T_m + T</math>                     Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th></th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K1a</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>K59a</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60 (1h)</td><td>K1h</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>130 (2h10m)</td><td>K2h10m</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>189 (3h 9m)</td><td>K3h 9m</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>190 (3h10m)</td><td>K3h10m</td><td>4.21</td></tr> <tr><td>260 (4h20m)</td><td>K4h20m</td><td>5.30</td></tr> <tr><td>319 (5h19m)</td><td>K5h19m</td><td>6.14</td></tr> <tr><td>320 (5h20m)</td><td>K5h20m</td><td>6.16</td></tr> <tr><td>390 (6h30m)</td><td>K6h30m</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>449 (7h29m)</td><td>K7h29m</td><td>7.97</td></tr> <tr><td>450 (7h30m)</td><td>K7h30m</td><td>7.99</td></tr> <tr><td>520 (8h40m)</td><td>K8h40m</td><td>8.94</td></tr> <tr><td>579 (9h39m)</td><td>K9h39m</td><td>9.66</td></tr> <tr><td>580 (9h40m)</td><td>K9h40m</td><td>9.67</td></tr> <tr><td>600 (10h)</td><td>K10h</td><td>9.89</td></tr> <tr><td>650 (10h50m)</td><td>K10h50m</td><td>10.72</td></tr> <tr><td>709 (11h49m)</td><td>K11h49m</td><td>11.71</td></tr> <tr><td>710 (11h50m)</td><td>K11h50m</td><td>11.72</td></tr> <tr><td>780 (13h)</td><td>K13h</td><td>12.89</td></tr> <tr><td>839 (13h59m)</td><td>K13h59m</td><td>13.87</td></tr> <tr><td>840 (14h)</td><td>K14h</td><td>13.89</td></tr> <tr><td>910 (15h10m)</td><td>K15h10m</td><td>15.06</td></tr> <tr><td>969 (16h 9m)</td><td>K16h 9m</td><td>16.04</td></tr> <tr><td>970 (16h10m)</td><td>K16h10m</td><td>16.06</td></tr> <tr><td>1,040 (17h20m)</td><td>K17h20m</td><td>17.22</td></tr> <tr><td>1,099 (18h19m)</td><td>K18h19m</td><td>18.21</td></tr> <tr><td>1,100 (18h20m)</td><td>K18h20m</td><td>18.22</td></tr> <tr><td>1,170 (19h30m)</td><td>K19h30m</td><td>19.39</td></tr> <tr><td>1,380 (23h50m)</td><td>K23h50m</td><td>22.72</td></tr> <tr><td>1,409 (23h29m)</td><td>K23h29m</td><td>23.37</td></tr> <tr><td>1,410 (23h30m)</td><td>K23h30m</td><td>23.39</td></tr> <tr><td>1,439 (23h59m)</td><td>K23h59m</td><td>23.87</td></tr> <tr><td>1,440 (24h)</td><td>K24h</td><td>23.89</td></tr> </tbody> </table>	放電時間 (分)		容量換算時間	1	K1a	0.58	59	K59a	1.83	60 (1h)	K1h	1.85	130 (2h10m)	K2h10m	3.20	189 (3h 9m)	K3h 9m	4.20	190 (3h10m)	K3h10m	4.21	260 (4h20m)	K4h20m	5.30	319 (5h19m)	K5h19m	6.14	320 (5h20m)	K5h20m	6.16	390 (6h30m)	K6h30m	7.20	449 (7h29m)	K7h29m	7.97	450 (7h30m)	K7h30m	7.99	520 (8h40m)	K8h40m	8.94	579 (9h39m)	K9h39m	9.66	580 (9h40m)	K9h40m	9.67	600 (10h)	K10h	9.89	650 (10h50m)	K10h50m	10.72	709 (11h49m)	K11h49m	11.71	710 (11h50m)	K11h50m	11.72	780 (13h)	K13h	12.89	839 (13h59m)	K13h59m	13.87	840 (14h)	K14h	13.89	910 (15h10m)	K15h10m	15.06	969 (16h 9m)	K16h 9m	16.04	970 (16h10m)	K16h10m	16.06	1,040 (17h20m)	K17h20m	17.22	1,099 (18h19m)	K18h19m	18.21	1,100 (18h20m)	K18h20m	18.22	1,170 (19h30m)	K19h30m	19.39	1,380 (23h50m)	K23h50m	22.72	1,409 (23h29m)	K23h29m	23.37	1,410 (23h30m)	K23h30m	23.39	1,439 (23h59m)	K23h59m	23.87	1,440 (24h)	K24h	23.89		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)		容量換算時間																																																																																																										
1	K1a	0.58																																																																																																										
59	K59a	1.83																																																																																																										
60 (1h)	K1h	1.85																																																																																																										
130 (2h10m)	K2h10m	3.20																																																																																																										
189 (3h 9m)	K3h 9m	4.20																																																																																																										
190 (3h10m)	K3h10m	4.21																																																																																																										
260 (4h20m)	K4h20m	5.30																																																																																																										
319 (5h19m)	K5h19m	6.14																																																																																																										
320 (5h20m)	K5h20m	6.16																																																																																																										
390 (6h30m)	K6h30m	7.20																																																																																																										
449 (7h29m)	K7h29m	7.97																																																																																																										
450 (7h30m)	K7h30m	7.99																																																																																																										
520 (8h40m)	K8h40m	8.94																																																																																																										
579 (9h39m)	K9h39m	9.66																																																																																																										
580 (9h40m)	K9h40m	9.67																																																																																																										
600 (10h)	K10h	9.89																																																																																																										
650 (10h50m)	K10h50m	10.72																																																																																																										
709 (11h49m)	K11h49m	11.71																																																																																																										
710 (11h50m)	K11h50m	11.72																																																																																																										
780 (13h)	K13h	12.89																																																																																																										
839 (13h59m)	K13h59m	13.87																																																																																																										
840 (14h)	K14h	13.89																																																																																																										
910 (15h10m)	K15h10m	15.06																																																																																																										
969 (16h 9m)	K16h 9m	16.04																																																																																																										
970 (16h10m)	K16h10m	16.06																																																																																																										
1,040 (17h20m)	K17h20m	17.22																																																																																																										
1,099 (18h19m)	K18h19m	18.21																																																																																																										
1,100 (18h20m)	K18h20m	18.22																																																																																																										
1,170 (19h30m)	K19h30m	19.39																																																																																																										
1,380 (23h50m)	K23h50m	22.72																																																																																																										
1,409 (23h29m)	K23h29m	23.37																																																																																																										
1,410 (23h30m)	K23h30m	23.39																																																																																																										
1,439 (23h59m)	K23h59m	23.87																																																																																																										
1,440 (24h)	K24h	23.89																																																																																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>250V蓄電池の容量計算結果</p> <p>・24時間運転（開欠運転）時の定格放電率換算容量 <math>C_{24}</math></p> $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24}I_{24} + K_{20-24}(I_{20-24} - I_{24}) + K_{16-20}(I_{16-20} - I_{24}) \cdots \cdots K_{11}(I_{24} - I_{11})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [1,641 \times 23.89 + (771 - 1,641) \times 23.87 + (1,183 - 771) \times 23.39 + (977 - 1,183) \times 23.37 + (206 - 977) \times 22.72 + (0 - 206) \times 19.39 + (412 - 0) \times 18.22 + (206 - 412) \times 18.21 + (0 - 206) \times 17.22 + (412 - 0) \times 16.06 + (206 - 412) \times 16.04 + (0 - 206) \times 15.06 + (412 - 0) \times 13.89 + (206 - 412) \times 13.87 + (0 - 206) \times 12.89 + (412 - 0) \times 11.72 + (206 - 412) \times 11.71 + (0 - 206) \times 10.72 + (412 - 0) \times 9.67 + (206 - 412) \times 9.66 + (0 - 206) \times 8.94 + (412 - 0) \times 7.99 + (206 - 412) \times 7.97 + (0 - 206) \times 7.20 + (412 - 0) \times 6.16 + (206 - 412) \times 6.14 + (0 - 206) \times 5.30 + (412 - 0) \times 4.21 + (206 - 412) \times 4.20 + (0 - 206) \times 3.20 + (412 - 0) \times 1.85 + (206 - 412) \times 1.83]$ <p>= 4,596.9</p> <p>上記計算より、250V蓄電池容量は、4,599.9Ahを上回る6,000Ahを選定する。</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">75kVA 電源車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td style="text-align: center;">75 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】              75kVA 電源車は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）を供給するために必要な電力を確保するため、可搬型整流器と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。              75kVA 電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量              75kVA 電源車の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。              このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は 92.2A である。(注2)              したがって、最大所要負荷は以下のとおり 12.8kW となり、75kVA 電源車の出力は最大所要負荷である 12.8kW に対し十分な余裕を有する 60kW とする。</p> $P \geq \frac{I \times V}{\eta \times 1000} = \frac{92.2 \times 125}{0.9 \times 1000} = 12.8$ <p>P: 所要出力 (kW)              I: 所要負荷 (A) = 92.2              V: 整流器電圧 (V) = 125              η: 整流器効率 = 0.9</p> <p>(注1) 公称値              (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発電機の容量は以下のとおり 75kVA となる。</p> <math display="block">Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{12.8}{0.6} = 21.3</math> <p>Q: 発電機の必要容量 (kVA)              P: 最大所要出力 (kW) = 12.8              pf: 整流器力率 = 0.6</p> </div>	名称		75kVA 電源車	個数	個	2 (予備1)	容量	kVA/個	75 (注1)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">可搬型直流電源用発電機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">2 (予備2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td style="text-align: center;">125 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】              設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型直流電源用発電機を配備する。              最大負荷は、可搬型直流変換器の定格出力電力である30kWである。(注2)              したがって、発電機の出力は30kWに対し十分な余裕を有する100kWとする。発電機の容量は以下のとおり、125kVA/台となる。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{100}{0.8} = 125$ <p>P: 発電機の定格出力 (kW)=100、pf: 力率=0.8、              Q: 発電機の容量 (kVA)</p> <p>(注1) 公称値              (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流電源用発電機	個数	-	2 (予備2)	容量	kVA/個	125 (注1)	<p>【大飯、女川】              設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		75kVA 電源車																			
個数	個	2 (予備1)																			
容量	kVA/個	75 (注1)																			
名称		可搬型直流電源用発電機																			
個数	-	2 (予備2)																			
容量	kVA/個	125 (注1)																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型整流器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>100 (B1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  可搬型整流器は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気(直流)を供給するために必要な電力を確保するため、75kVA電源車と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。                  可搬型整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量                  可搬型整流器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。                  このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は92.2Aである。(B2)                  したがって、92.2Aに対し十分な余裕を有する100Aとする。</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型整流器	個数	個	2 (予備1)	容量	A/個	100 (B1)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">125V 代替充電器</th> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電源車を代弁所内電気設備へ接続することにより、125V 代替充電器を経由し、125V 代替蓄電池による24時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  全交流動力電源喪失から24時間後の125V 代替充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">125V 代替充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th colspan="2">負荷電流</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td colspan="2">7.0 A</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td colspan="2">2.0 A</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td colspan="2">0.4 A</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td colspan="2">45.9 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">55.3 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件                  (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V 代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。                  (2) 充電器容量計算は、125V 代替蓄電池が放電している状態から20時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V 代替充電器電流容量(A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流(A) (55.3A)                  C : 125V 代替蓄電池容量(2,000Ah)    20 : 充電時間(20時間)</p> <p>125V 代替充電器の容量計算結果</p> $I = 55.3 + \frac{2,000}{20} = 155.3$ <p>したがって、125V 代替充電器の出力は所要負荷である、155.3Aに対し、余裕を有する700Aとする。</p>	名称	125V 代替充電器		出力	A	700	125V 代替充電器負荷一覧表			負荷名称	負荷電流		高圧代替注水系制御	7.0 A		中央制御室直流照明	2.0 A		主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A		その他負荷	45.9 A		合計	55.3 A		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型直流変換器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>1 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>200 (B1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、可搬型直流電源用発電機と組み合わせて使用する可搬型代替直流電源設備として配備する。                  可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>1. 容量                  可搬型直流変換器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。                  このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型直流変換器の出力は158.5Aである。(B2)                  したがって、158.5Aに対し十分な余裕を有する200Aとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">可搬型直流変換器 負荷一覧表*</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流 (A)</th> </tr> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>158.5</td> </tr> </table> <p>*1: 負荷電流の大きいB系統の負荷を記載している</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流変換器	個数	個	1 (予備2)	容量	A/個	200 (B1)	可搬型直流変換器 負荷一覧表*		負荷名称	負荷電流 (A)	直流分電盤	13.2	遮断器操作回路	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	B計装用インバータ	46.8	D計装用インバータ	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0	地下水排水設備	4.5	合計電流 (A)	158.5	<p>【大飯】                  記載の充実(女川審査実績の反映)                  ・参考として他PWRで記載がある伊方を記載している。</p> <p>【女川】                  設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		可搬型整流器																																																																				
個数	個	2 (予備1)																																																																				
容量	A/個	100 (B1)																																																																				
名称	125V 代替充電器																																																																					
出力	A	700																																																																				
125V 代替充電器負荷一覧表																																																																						
負荷名称	負荷電流																																																																					
高圧代替注水系制御	7.0 A																																																																					
中央制御室直流照明	2.0 A																																																																					
主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A																																																																					
その他負荷	45.9 A																																																																					
合計	55.3 A																																																																					
名称		可搬型直流変換器																																																																				
個数	個	1 (予備2)																																																																				
容量	A/個	200 (B1)																																																																				
可搬型直流変換器 負荷一覧表*																																																																						
負荷名称	負荷電流 (A)																																																																					
直流分電盤	13.2																																																																					
遮断器操作回路	1.9																																																																					
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4																																																																					
B計装用インバータ	46.8																																																																					
D計装用インバータ	51.7																																																																					
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																																																					
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0																																																																					
地下水排水設備	4.5																																																																					
合計電流 (A)	158.5																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<table border="1" data-bbox="674 177 1229 217"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>250V 充電器</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>400</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  250V 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、250V 充電器を経由し、250V 蓄電池による24時間給電以降において、直流駆動低圧注水系の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  全交流動力電源喪失から24時間後の250V 充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="768 379 1135 456"> <tr> <th colspan="2">250V 充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>206.0 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>206.0 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件                  (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V 代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。                  (2) 充電器容量計算は、250V 蓄電池が放電している状態から40時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{40}$ <p>I : 250V 充電器電流容量(A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流(A)(206.0A)                  C : 250V 蓄電池容量(6,000Ah)    20 : 充電時間(40時間)</p> <p>250V 充電器の容量計算結果</p> $I = 206.0 + \frac{6,000}{40} = 356.0$ <p>したがって、250V 充電器の出力は所要負荷である、356.0A に対し、余裕を有する400A とする。</p>	名称		250V 充電器	出力	A	400	250V 充電器負荷一覧表		負荷名称	負荷電流	直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A	合計	206.0 A		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		250V 充電器															
出力	A	400															
250V 充電器負荷一覧表																	
負荷名称	負荷電流																
直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A																
合計	206.0 A																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 177 1232 220"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ガスタービン発電機接続盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電機接続盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      ガスタービン発電機接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機1台が接続可能であることから、ガスタービン発電機1台の定格電流<sup>1</sup>以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機1台分の定格電流である約377Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1:ガスタービン発電機1台分の定格電流: <math>4,500\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 377\text{A}</math></p>	名称		ガスタービン発電機接続盤	電流容量	A	1,200		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称		ガスタービン発電機接続盤							
電流容量	A	1,200							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 164 1232 204"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                      緊急用高圧母線は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      緊急用高圧母線 2F 系及び緊急用高圧母線 2G 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      緊急用高圧母線の母線電流容量は、最大でガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流<sup>*1</sup>以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1：ガスタービン発電機1台分の定格電流：4,500kVA ÷ (√3 × 6.9kV) = 約377A                      ガスタービン発電機2台分の定格電流：約377A × 2個 = 約754A</p>	名称	緊急用高圧母線		母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】                      設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
名称	緊急用高圧母線								
母線電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<table border="1" data-bbox="672 183 1232 231"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用動力変圧器</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>750</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 231 1232 303"> <b>【設定根拠】</b>                      緊急用動力変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      緊急用動力変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。                 </p> <p data-bbox="672 319 1232 359">                     1. 容量                      負荷は約340kVAである。                 </p> <table border="1" data-bbox="705 375 1198 454"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480V 原子炉建屋 MCC 2G-1</td> <td>約220kVA</td> </tr> <tr> <td>480V 原子炉建屋 MCC 2G-2</td> <td>約120kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約340kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 470 1232 494">したがって、約340kVAに余裕を考慮し、750kVAとする。</p>	名称	緊急用動力変圧器		容量	kVA	750	負荷名称	負荷容量	480V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA	480V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA	合計	約340kVA	<table border="1" data-bbox="1254 183 1814 263"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">代替所内電気設備変圧器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>300</td> </tr> </table> <p data-bbox="1254 263 1814 359"> <b>【設定根拠】</b>                      代替所内電気設備変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      代替所内電気設備変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。                 </p> <p data-bbox="1254 375 1814 422">                     1. 容量                      負荷は約167kVAである。(注1)                 </p> <table border="1" data-bbox="1310 446 1691 502"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> <td>約167kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1254 518 1814 550">したがって、約167kVAに余裕を考慮し、300kVAとする。</p> <p data-bbox="1254 598 1814 622">(注1)負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替所内電気設備変圧器		個数	-	1	容量	kVA	300	負荷名称	負荷容量	代替所内電気設備分電盤	約167kVA	<p data-bbox="1836 135 2139 199"> <b>【大飯】</b>                      記載の充実 (女川審査実績の反映)                 </p> <p data-bbox="1836 199 2139 255"> <b>【女川】</b>                      設備名称の相違 (代替所内電気設備)                 </p> <p data-bbox="1836 255 2139 399"> <b>【女川】</b>                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。                 </p>
名称	緊急用動力変圧器																													
容量	kVA	750																												
負荷名称	負荷容量																													
480V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA																													
480V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA																													
合計	約340kVA																													
名称	代替所内電気設備変圧器																													
個数	-	1																												
容量	kVA	300																												
負荷名称	負荷容量																													
代替所内電気設備分電盤	約167kVA																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<table border="1" data-bbox="674 164 1232 204"> <tr> <td>名称</td> <td>緊急用低圧母線 (パワーセンタ)</td> </tr> <tr> <td>母線定格電流</td> <td>A 3,000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  緊急用動力変圧器 (750kVA) からの電力を通电可能な母線容量とする。                  緊急用動力変圧器の電流約 942A (<math>=750kVA \div (\sqrt{3} \times 460V)</math>) に余裕を考慮し、3,000A とする。</p>	名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)	母線定格電流	A 3,000		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)						
母線定格電流	A 3,000						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

名称	緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)
母線定格電流	A 800

【設定根拠】  
 緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。

1. 緊急用低圧母線 2G-1 の容量  
 負荷は 183.7kW である。

負荷名称	負荷容量
復水移送ポンプ	45.00 kW
125V 代替充電器	118.00 kW
中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器	14.00 kW
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ	0.75 kW
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ	0.75 kW
FCVS pH 測定装置サンプルポンプ	1.50 kW
計測制御電源室排風機	3.70 kW
合計	183.70 kW

したがって、約 289A (= (183.7kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V)) に余裕を考慮し、800A とする。

2. 緊急用低圧母線 2G-2 の容量  
 負荷は 90.0kW である。

負荷名称	負荷容量
復水移送ポンプ	45.0 kW
復水移送ポンプ	45.0 kW
合計	90.0 kW

したがって、約 150A (= (90.0kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V)) に余裕を考慮し、800A とする。

なお、緊急用電源切替盤については、緊急用電源切替盤に接続される負荷の容量にあわせた定格電流値を設定する。

名称	代替所内電気設備分電盤
個数	1
定格電流	A 600

【設定根拠】  
 代替所内電気設備分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。

1. 容量  
 負荷は 140kW である。\*1)

負荷名称	負荷容量
A 蓄圧タンク出口弁	26kW*1
B 蓄圧タンク出口弁	26kW*1
C 蓄圧タンク出口弁	26kW*1
計装用電源 (安全系)	22kW
(A, B, C, D)	22kW
	22kW
	22kW
アニュラス空気浄化ファン	39kW
CV 水素濃度計電源盤	6 kW
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7 kW
合計	約 140kW

\*1: 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。

したがって、約 230A (= (140kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 440V)) に余裕を考慮し、600A とする。

(注1) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)  
 【女川】  
 設備名称の相違 (代替所内電気設備)  
 【女川】  
 設備の相違  
 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 188 1232 231"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>非常用高圧母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、ガスタービン発電機からの電力を通電可能な設計とする。                      具体的には、非常用高圧母線 2C 系 (又は非常用高圧母線 2D 系) の母線電流容量は、ガスタービン発電機の定格容量 4,500kVA と非常用ディーゼル発電機約 7,625kVA の容量の大きい非常用ディーゼル発電機の定格電流以上に設定する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機 1 個分の定格電流である約 639A (<math>7,625\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 639\text{A}</math>) に対し、十分余裕を有する約 1,200A とする。</p>	名称		非常用高圧母線	母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称		非常用高圧母線							
母線電流容量	A	1,200							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
		<table border="1" data-bbox="1256 172 1821 245"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 248 1821 341"> <b>【設定根拠】</b>                      代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために電力を供給可能な設計とする。                 </p> <p data-bbox="1256 368 1821 411"> <b>1. 容量</b>                      負荷は約209kVAである。                 </p> <table border="1" data-bbox="1317 435 1624 485"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>約209kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 512 1821 531">したがって、約209kVAに余裕を考慮し、1,000kVAとする。</p> <p data-bbox="1256 608 1821 627">(注1)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	個数	—	1	容量	kVA	1,000	負荷名称	負荷容量	代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA	<p data-bbox="1843 145 2157 164"><b>【大飯、女川】</b></p> <p data-bbox="1843 172 2157 191">設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p data-bbox="1843 199 2157 218">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 226 2157 309" style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>
名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤														
個数	—	1														
容量	kVA	1,000														
負荷名称	負荷容量															
代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
--	--

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-7 SAバウンダリ系統図（参考）	57-7 バウンダリ系統図	57-6 バウンダリ系統図	【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川、大阪】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

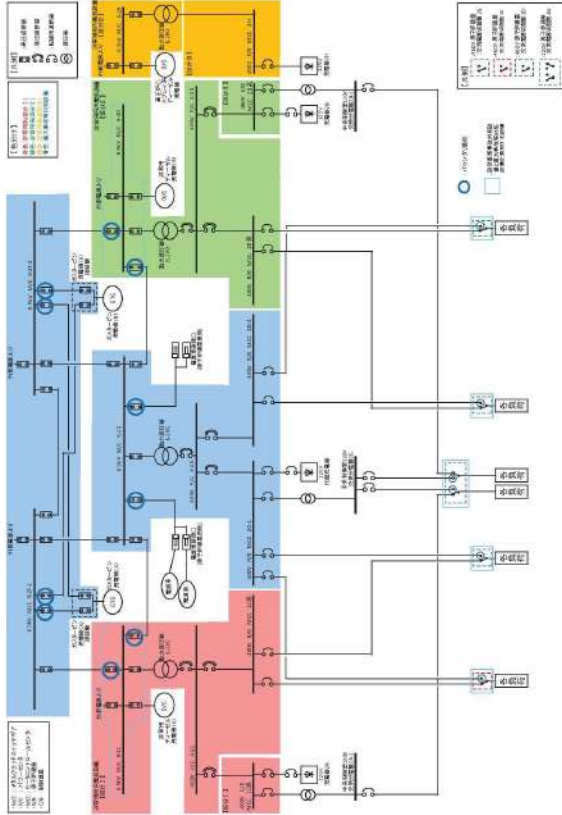
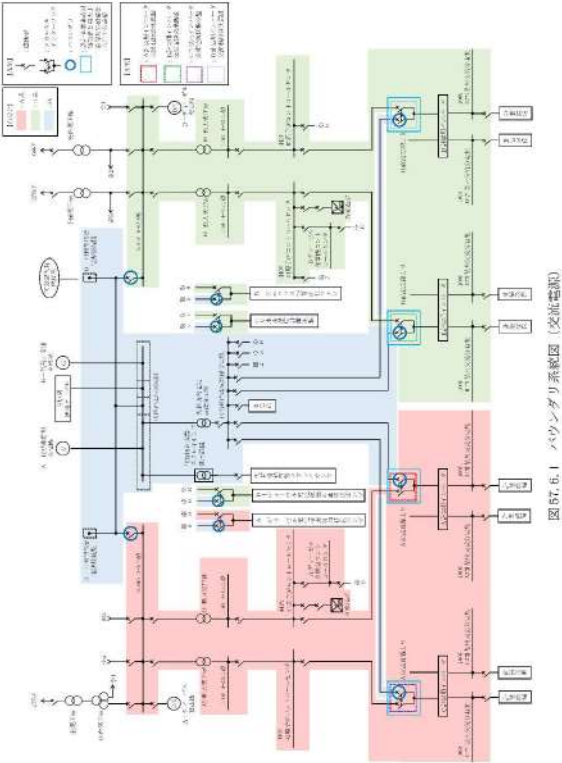
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

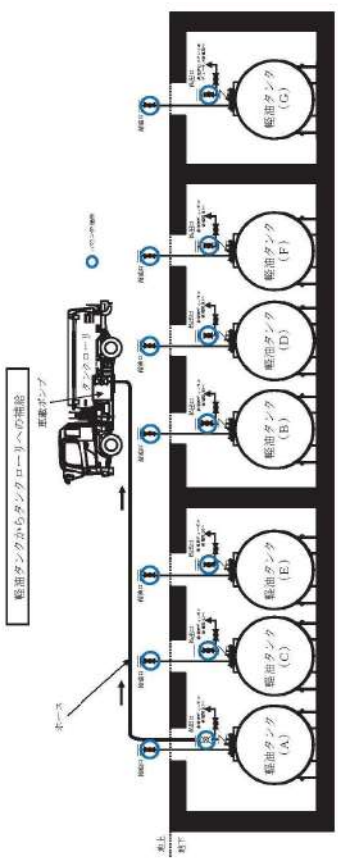
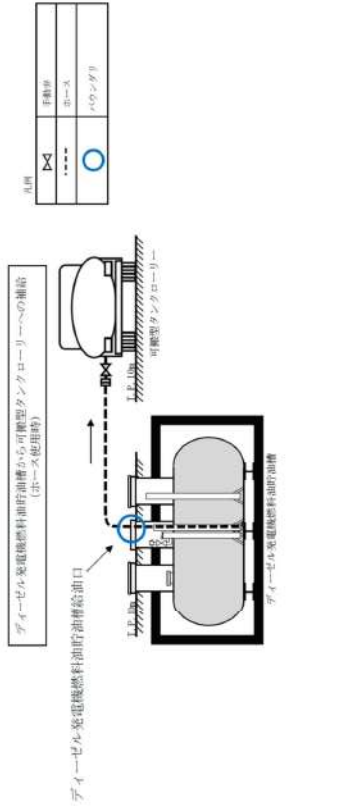
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 316 636 1090" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="120 1094 483 1110">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 1094 622 1110">57-7-2</p>	 <p data-bbox="786 1142 1099 1161">図 57-7-1 バウンダリ系統図 (交流電源)</p>	 <p data-bbox="1794 555 1816 810">図 67.6.1 バウンダリ系統図 (交流電源)</p>	<p data-bbox="1845 140 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 169 1928 189">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2157 336" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-7-2 バウンダリ系統図 (軽油タンク)</p>	 <p>図 57.6.2 バウンダリ系統図 (ホース使用時)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。</li> <li>・泊は美浜と同様に可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、複数のルートを確認している。</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

図 57.6.3 バウンダリ系統図 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>燃料タンク (SA) 給油口</p> <p>T.P. 30a</p> <p>T.P. 30b</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>※燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>図 57.6.4 バウンダリ系統図 (燃料タンク (SA) )</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

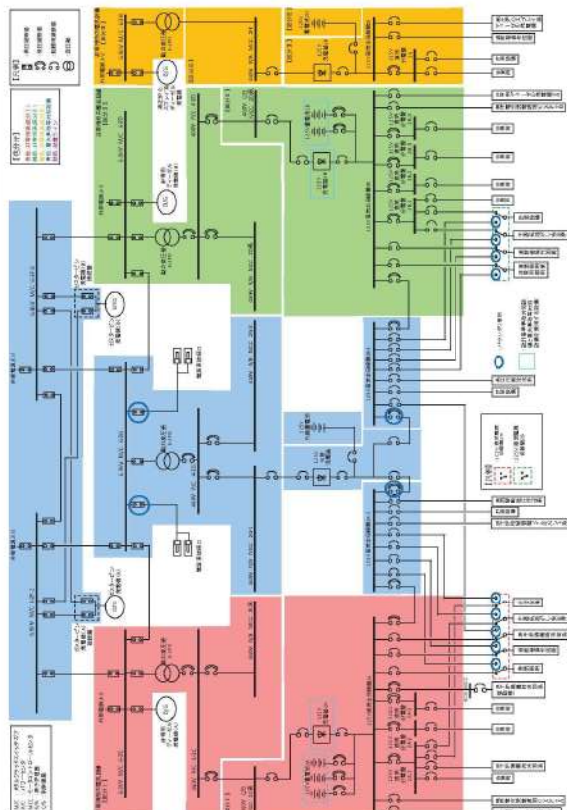
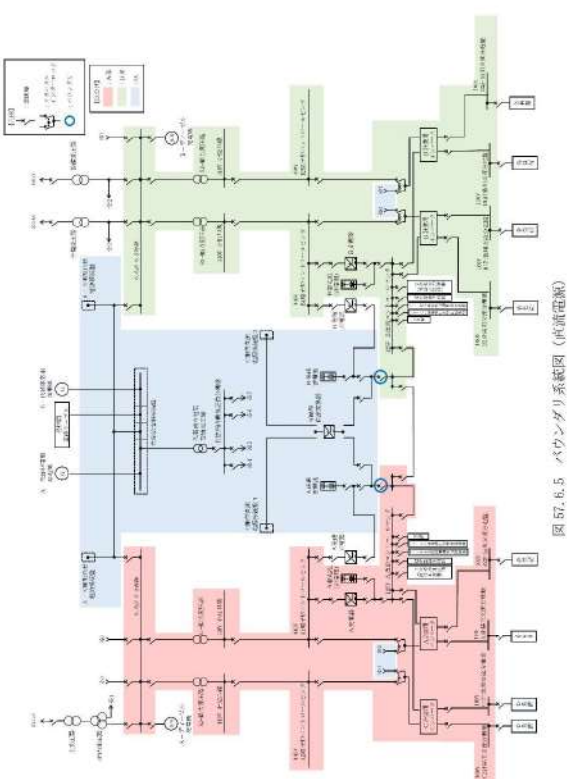
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-7-3 バウンダリ系統図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は軽油タンクに加えてSA設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。</li> <li>・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽 (美浜は燃料油貯蔵タンク) に燃料を確保している。</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-7-4 パウダリ系統図 (直流電源)</p>	 <p>図 57.6.5 パウダリ系統図 (直流電源)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="98 201 640 970" style="border: 2px solid black; height: 482px; width: 242px;"></div> <p data-bbox="107 976 501 995">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="591 976 636 995">57-7-4</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1966 194">記載方針の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 280" style="list-style-type: none"> <li>・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉 57-3 アクセスルート	女川原子力発電所2号炉 57-6 アクセスルート図	泊発電所3号炉 57-7 アクセスルート図	相違理由
			<p>【大飯】                      記載表現の相違（女川審査実績の反映）                      【女川、大飯】                      項目番号の相違</p>

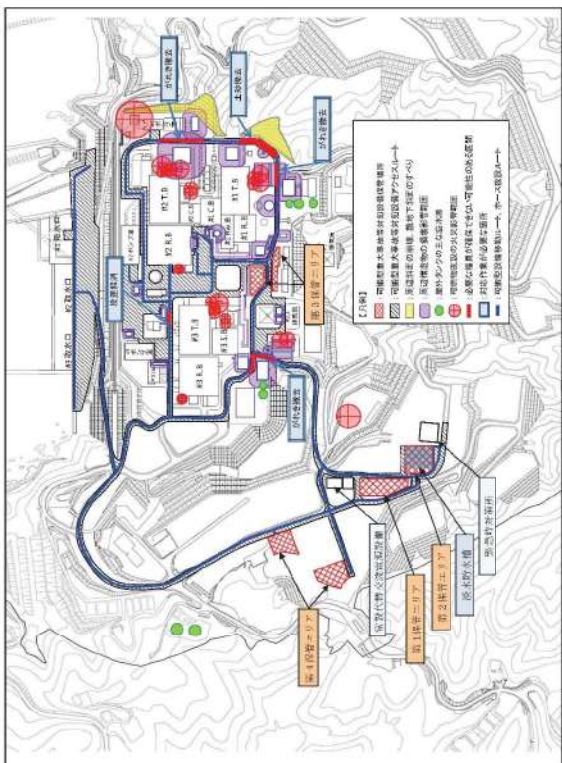
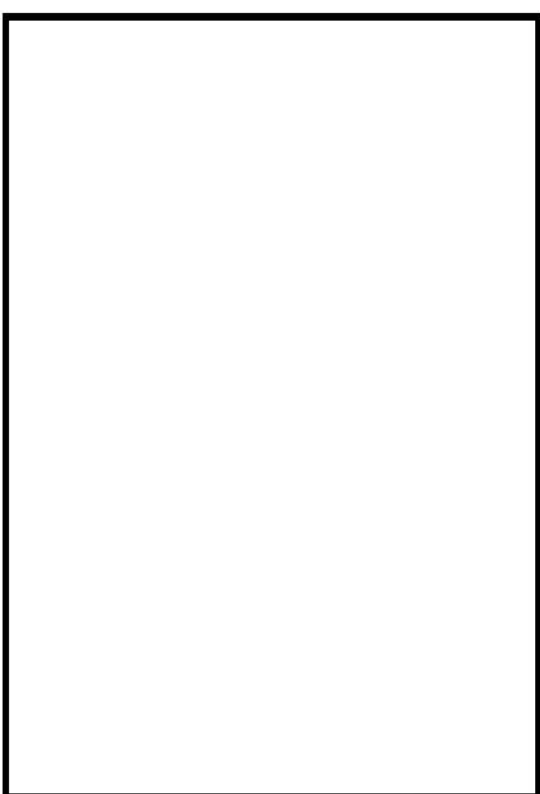
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足7-1)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; font-size: small;">57-3-8</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">図 57-6-1 保管場所及びアクセスルート図</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">図 57.7.1 保管場所及びアクセスルート図</p>	<p><b>【女川】</b>                  保管場所及びアクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等において、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

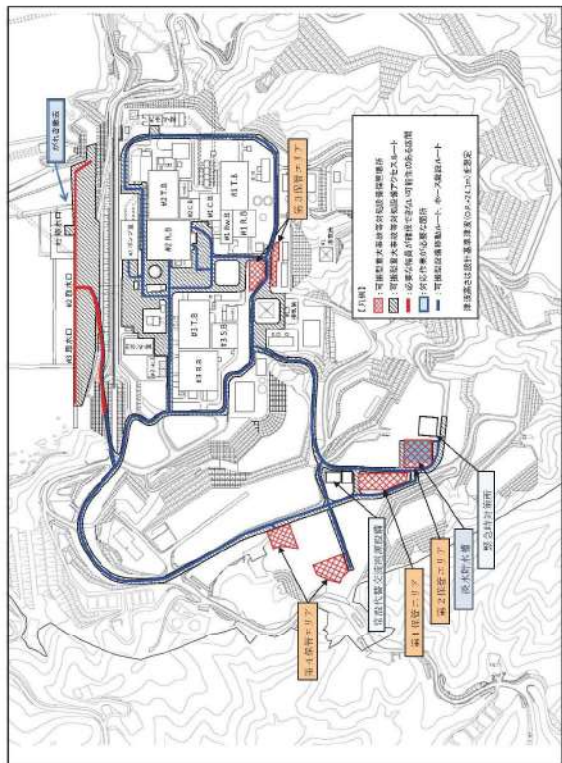
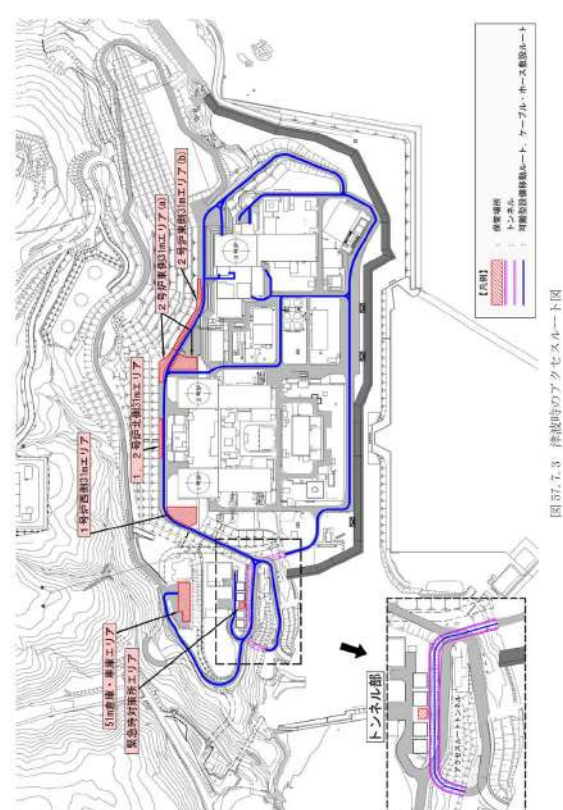
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6-2 地震時のアクセスルート図</p>	 <p>図 57-7.2 地震時のアクセスルート図</p> <p>参照みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に地震が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6-3 津波時のアクセスルート図</p>	 <p>図 57-7-3 津波時のアクセスルート図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に津波が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

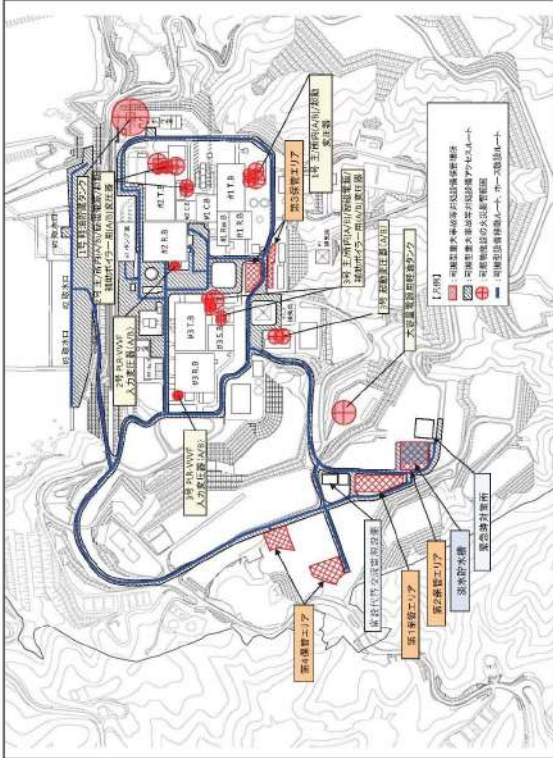
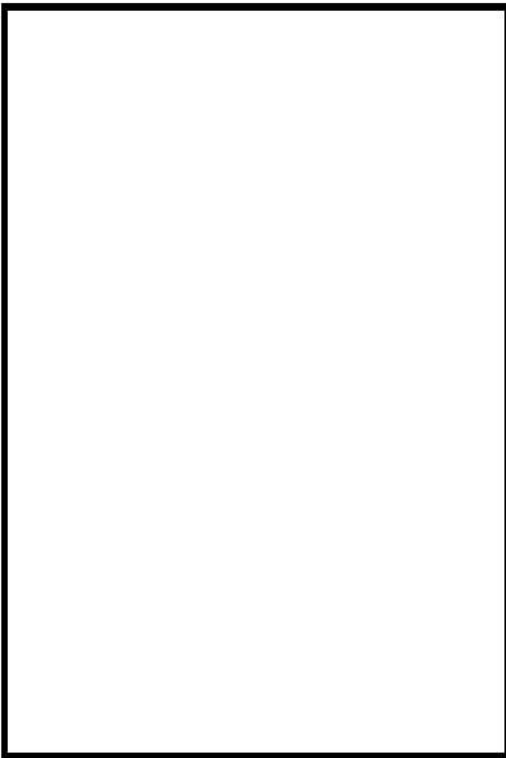
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 941 1086 965">図 57-6-4 火災時のアクセスルート図</p>	 <p data-bbox="1411 933 1780 957">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 196">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 2116 253">保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 399" style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に火災が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

図 57-6-4 火災時のアクセスルート図



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 164 613 957" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="613 403 636 786" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div> <div data-bbox="548 957 593 973" style="font-size: x-small;">57-9-1</div>	<div data-bbox="674 164 1229 930" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="808 941 1090 962" style="font-size: small;">図 57-6-5 屋内アクセスルート図 (1/4)</div> <div data-bbox="875 970 1218 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="1256 164 1783 962" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1792 432 1814 676" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: x-small;">図 57-7-5 屋内アクセスルート図 (1/2)</div> <div data-bbox="1406 970 1792 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  アクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

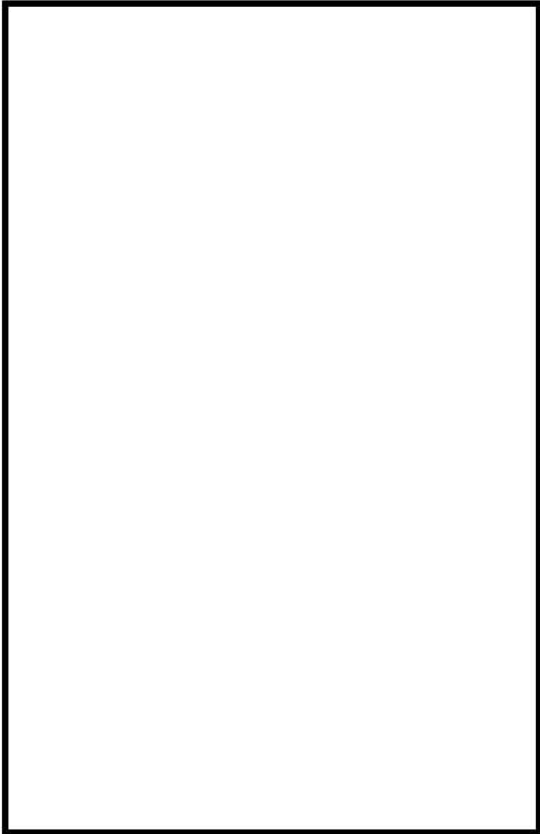
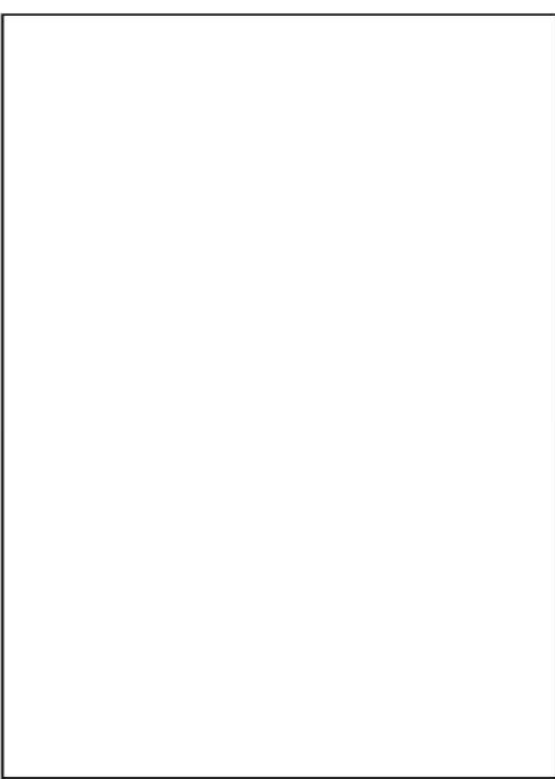

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 159 627 957" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="616 359 638 742" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですの公開できません。</div>	<div data-bbox="672 159 1220 933" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="806 941 1097 965" style="font-size: small;">図 57-6-6 屋内アクセスルート図 (2/4)</div> <div data-bbox="873 965 1220 997" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="1254 159 1769 965" style="border: 2px solid black; height: 505px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1792 438 1825 694" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">図 57.7.6 屋内アクセスルート図 (2/3)</div>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                  アクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57-6-7 屋内アクセスルート図 (3/4)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57.7.7 屋内アクセスルート図 (3/3)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                      アクセスルートの相違                      ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 145 629 932" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 240px;"></div> <div data-bbox="571 935 613 951" style="font-size: small;">57-3-4</div>	<div data-bbox="674 164 1229 932" style="border: 1px solid black; height: 481px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="808 943 1093 962" style="font-size: small;">図 57-6-8 屋内アクセスルート図(4/4)</div> <div data-bbox="875 975 1227 995" style="border: 1px solid black; font-size: x-small; padding: 2px;">挿入みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川、大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

挿入みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 161 629 932" style="border: 2px solid black; height: 483px; width: 240px;"></div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 159 629 954" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 243px;"></div> <div data-bbox="622 359 645 718" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">                     図面中の範囲は構図に係る事項での公開することとされています。                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="87 180 629 962" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 242px;"></div> <div data-bbox="568 962 613 978" style="font-size: small;">57-3-7</div> <div data-bbox="629 368 651 746" style="font-size: x-small; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足 7-1)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 95%; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="560 1085 616 1101" style="text-align: right;">57-3-8</p> </div> <p data-bbox="616 438 649 845" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">※この部分の記載は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2060 199">記載箇所の相違（57-7-2 へ）</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	57-8 電源車接続に関する説明書	57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び 可搬型直流変換器接続に関する説明書	【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）

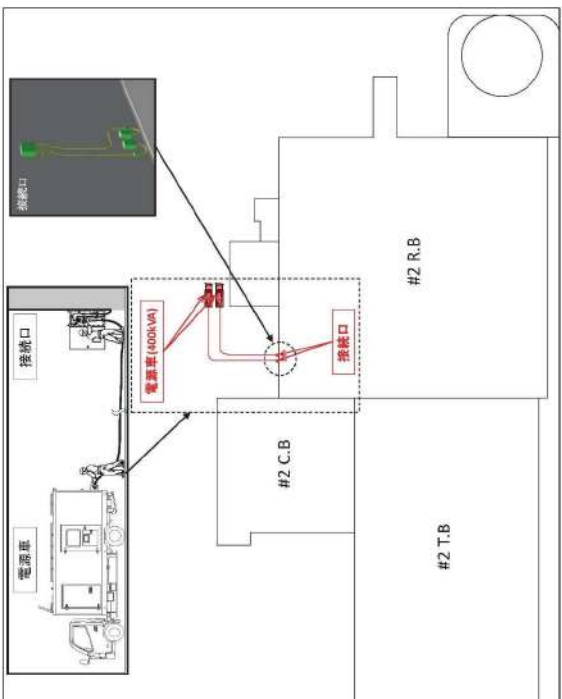
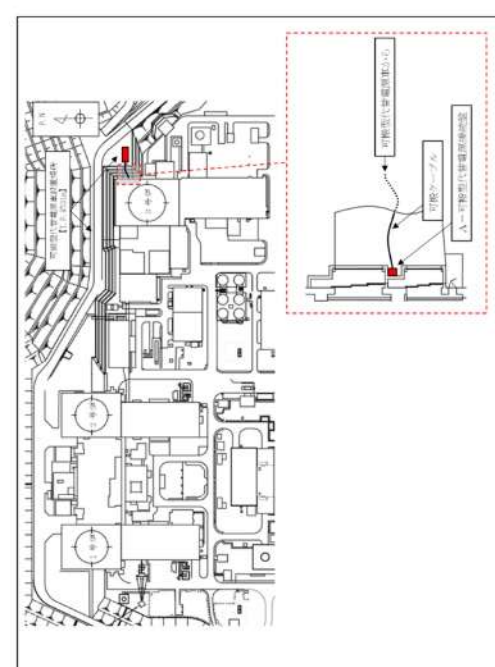
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 電源車接続方法について                      電源車は以下の4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)                      ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路                      電源車配置場所図 57-8-1                      系統接続図図 57-8-2</p> <p>② 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)                      ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路                      電源車配置場所図 57-8-3                      系統接続図図 57-8-4</p> <p>③ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)～緊急用低圧母線 2G 系電路                      電源車配置場所図 57-8-5                      系統接続図図 57-8-6</p> <p>④ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線 2G 系電路                      電源車配置場所図 57-8-7                      系統接続図図 57-8-8</p>	<p>1. 可搬型代替電源車接続方法について                      可搬型代替電源車は以下2ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤                      ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路                      可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.1                      系統接続図 図 57.8.2</p> <p>② 可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤                      ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路                      可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.3                      系統接続図 図 57.8.4</p> <p>2. 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続方法について                      可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は以下4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1                      ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.5                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.6                      系統接続図 図 57.8.7</p> <p>② 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1                      ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.8                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.9                      系統接続図 図 57.8.10</p> <p>③ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2                      ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.11                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.12                      系統接続図 図 57.8.13</p> <p>④ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2                      ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.14                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.15                      系統接続図 図 57.8.16</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：電源車→可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機</li> <li>・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)及び電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤およびB-可搬型代替電源接続盤、可搬型直流電源接続盤1及び可搬型直流電源接続盤2</li> <li>・女川：非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系→泊：非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B)</li> </ul> <p>【女川】                      設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替交流電源設備のルート数には相違ないが、可搬型直流電源設備の構成の相違による、ルート数に差異がある。</li> <li>・可搬型代替直流電源設備の設備構成として女川は緊急用低圧母線 2G 系を經由し代替直流電源設備に給電を行うが、泊は可搬型直流変換器、A又はB後備蓄電池接続盤及びA又はB直流母線に給電する構成である。</li> </ul>

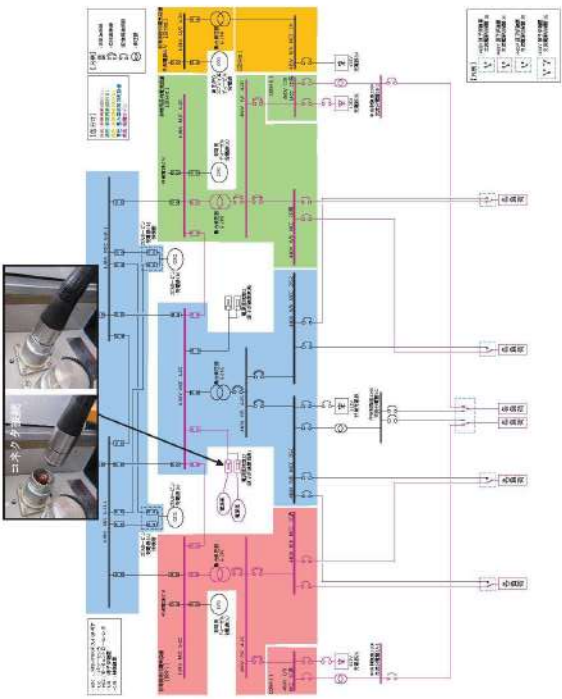
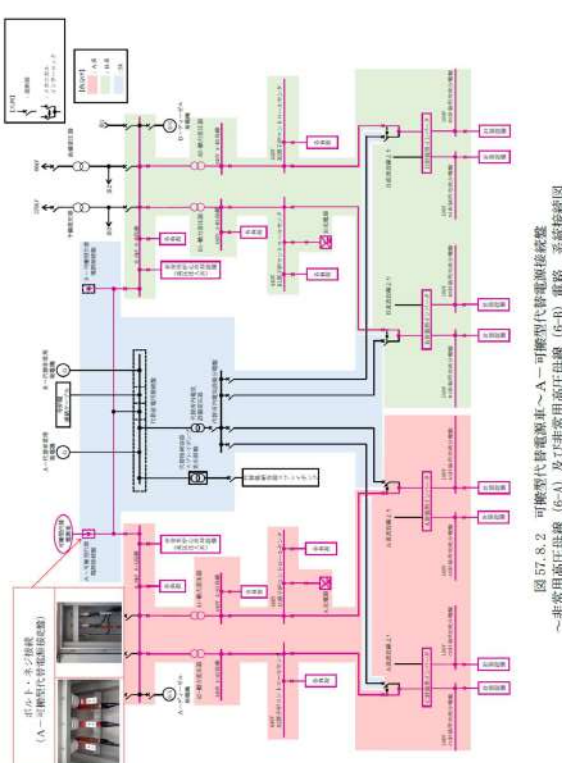
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-8-1 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所</p>	 <p>図57.8.1 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源車接続口              ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車設置場所</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

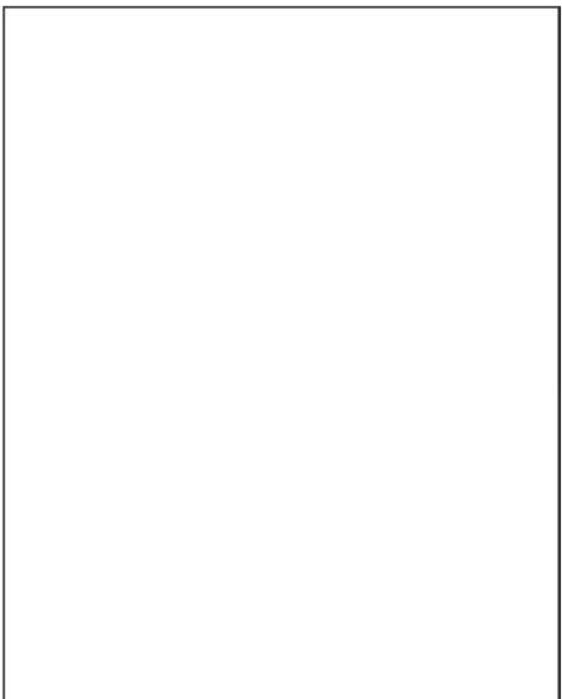
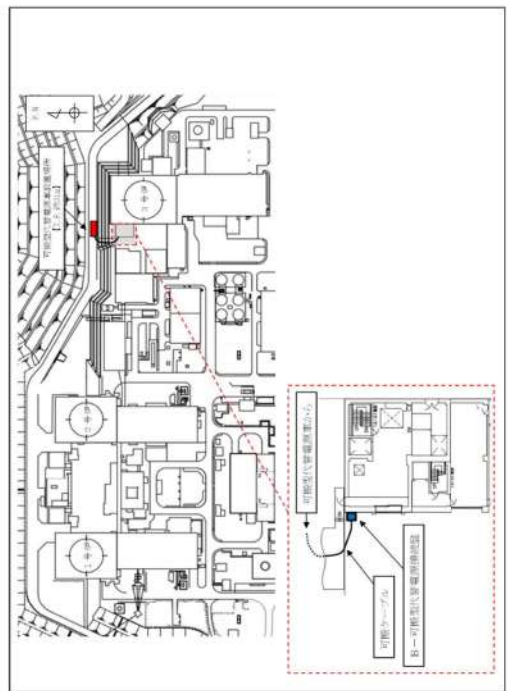
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-2 電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.2 可搬型代替電源車～A-1可搬型代替電源車後継線～非常用高圧母線 (0-A) 及び非常用高圧母線 (0-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

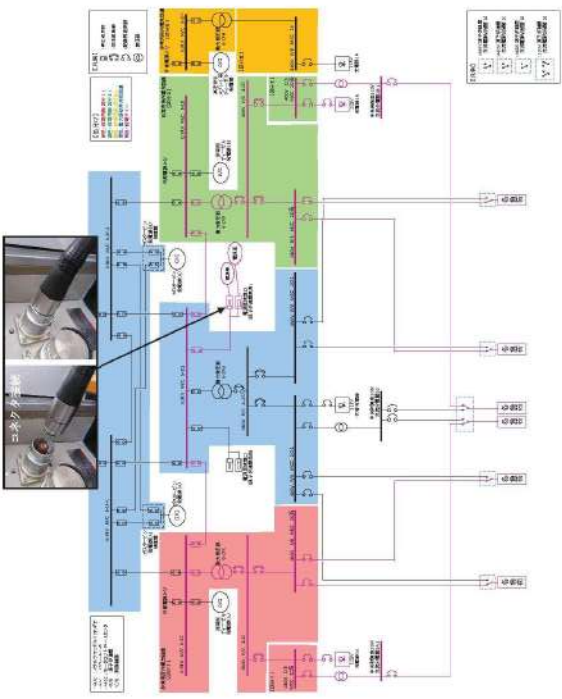
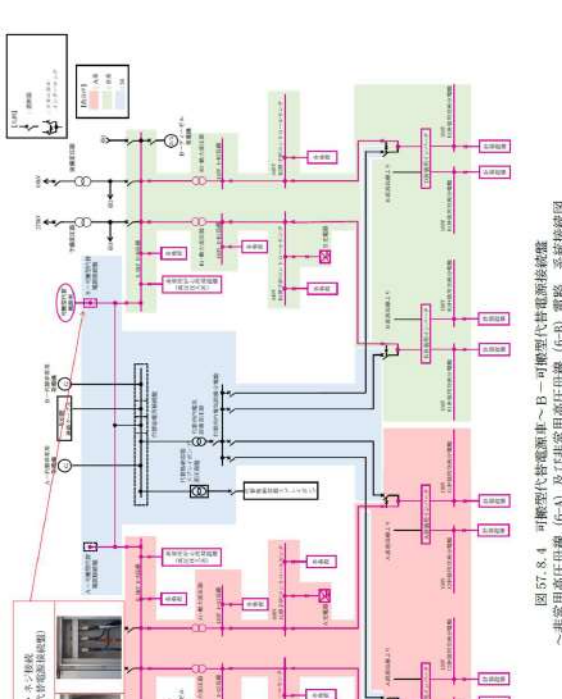
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 869 1220 933">図 57-8-3 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)                  ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所                  挿入みの内容に防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1780 287 1814 845">図 57-8-3 可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源車配線場所                  ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車配線場所</p>	<p data-bbox="1848 143 2161 343">【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)                  【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等                  対処設備として必要な設備を設けると                  いう点において同等である。</p>

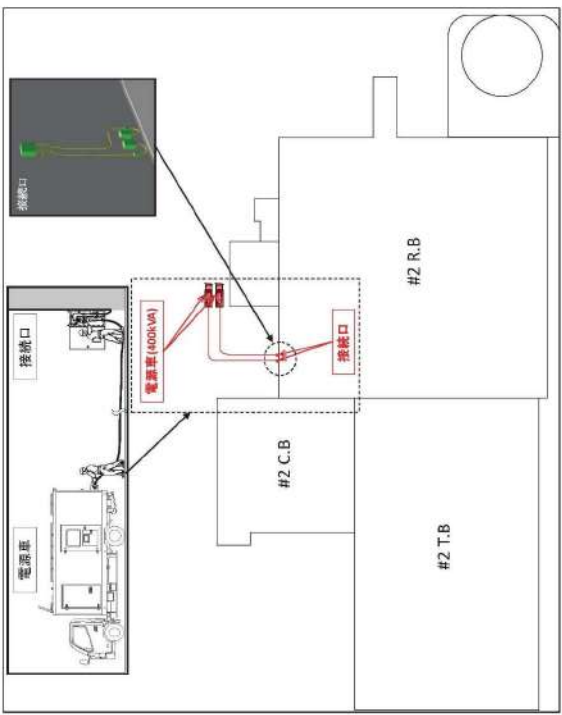
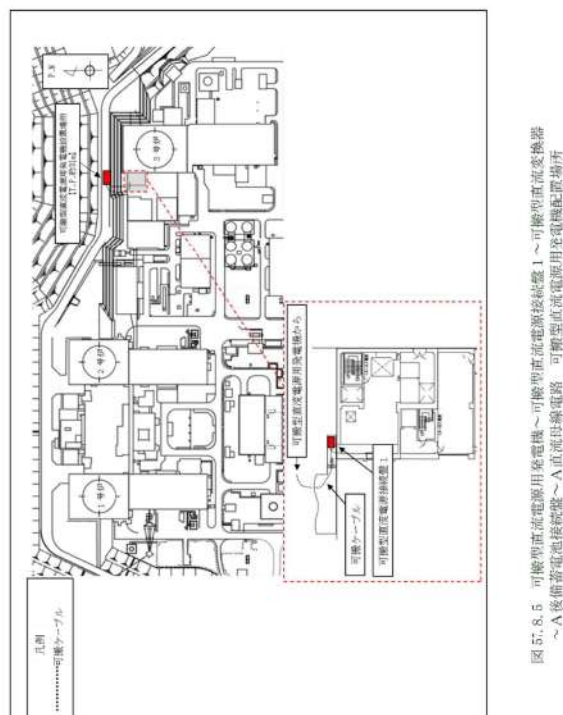
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-4 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.4 可搬型代替電源車～B-1可搬型代替電源車接続口～非常用高圧母線 (5-A) 及び非常用高圧母線 (5-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-8-5 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～緊急用低圧母線26系電路 電源車配置場所</p>	 <p>凡例              .....可搬ケーブル</p> <p>図57-8-5 可搬型直流電源用空変機～可搬型直流電源用空機配置場所              ～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路 可搬型直流電源用空機配置場所</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等              対処設備として必要な設備を設けると              いう点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

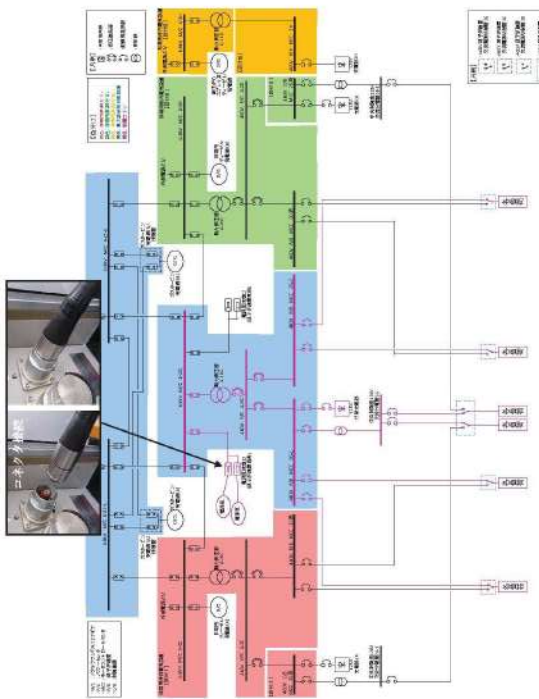
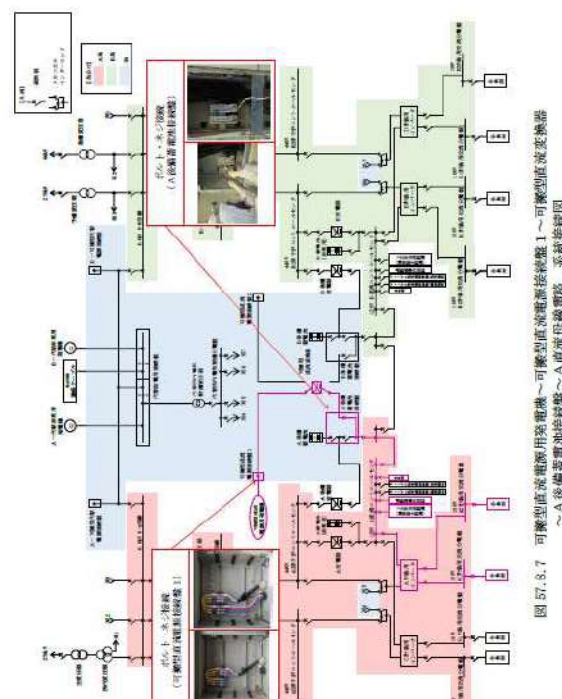
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.8.6 可搬型直電流電源装置用変電機～可搬型直電流電源装置1～可搬型直電流変換器          ～A後継蓄電池接続線～A直流母線電路 可搬型直電流変換器配置場所</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



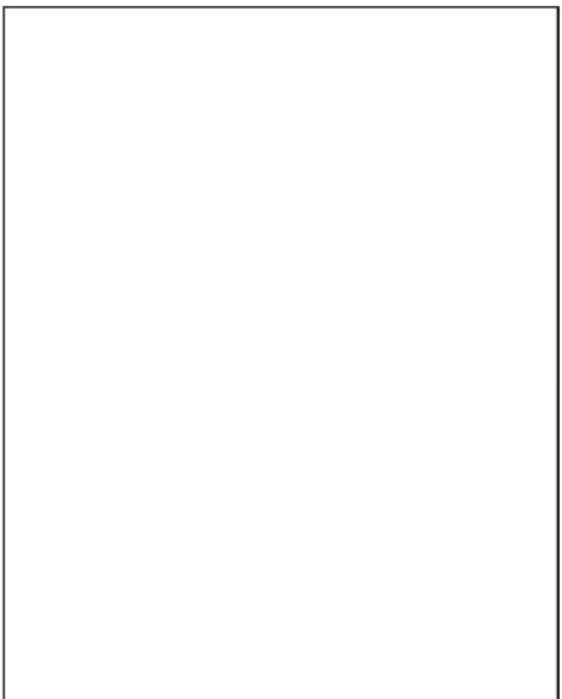
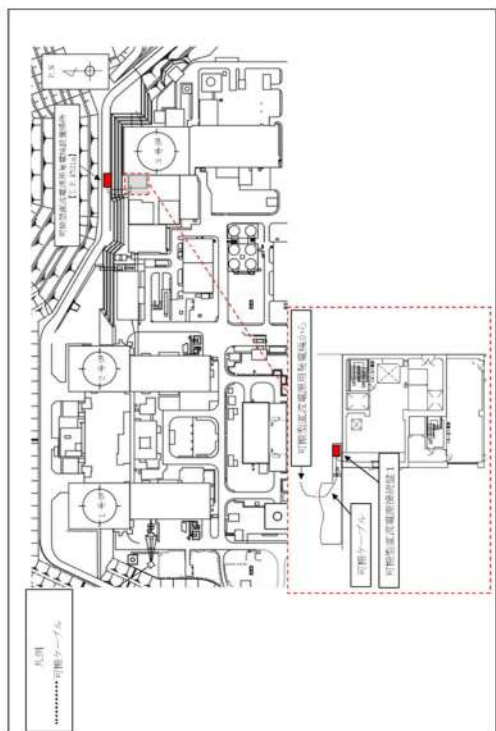
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-6 電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側)              ↳ 緊急用低圧母線 20 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.7 可搬型直流電源用充電機～可搬型直流電源接続線 1～可搬型直流電源              ～A 後継型電池充電機～A 直流母線 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 869 1220 933">図 57-8-7 電源車～電源車接続口(原子が建屋東側) ～緊急用起圧母線 20 系電路 電源車配置場所 枠組みの内容に防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1769 263 1814 821">図 57-8-8 可搬型直流電源用巻電機～可搬型直流電源接続総機1～可搬型直流電源用巻電機配置場所 ～B後備蓄電池接続総機～B直流母線電路 可搬型直流電源用巻電機配置場所</p>	<p data-bbox="1836 143 2150 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

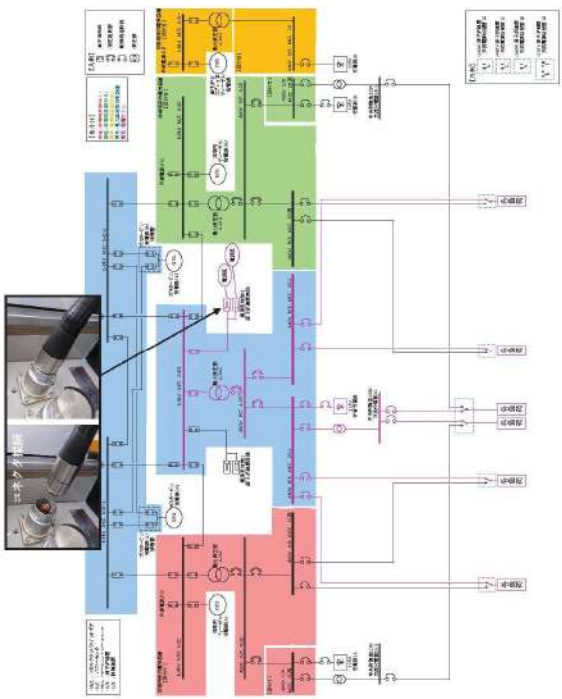
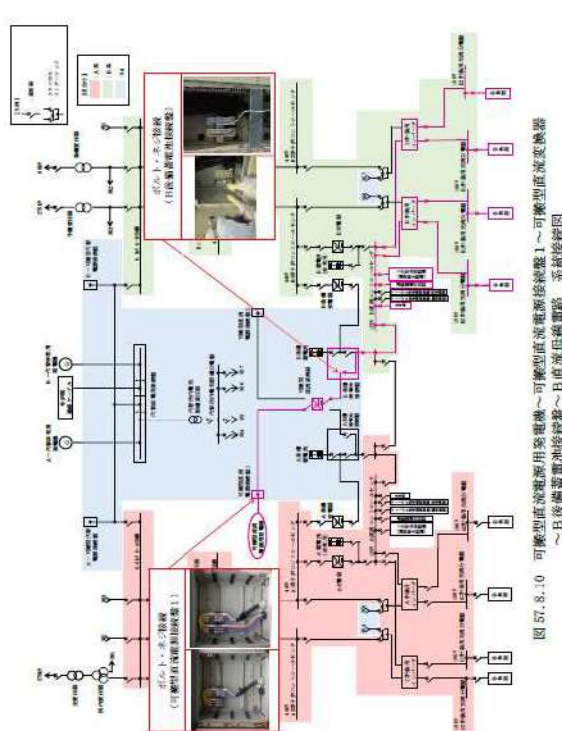
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.8.9 可搬型直流電源用昇電機～可搬型直流電源接続装置1～可搬型直流変換器～可搬型直流変換器配置場所          ～日風機用直流電源～日風機用直流電源接続装置～可搬型直流変換器配置場所</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-8 電源車へ電源車接続口 (原子炉建屋側)          ↳緊急用低圧母線2号電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.10 可搬型直流電源用急電線〜可搬型直流電源接続盤1〜可搬型直流変換器〜B後継普通電圧配線〜B直流停線電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

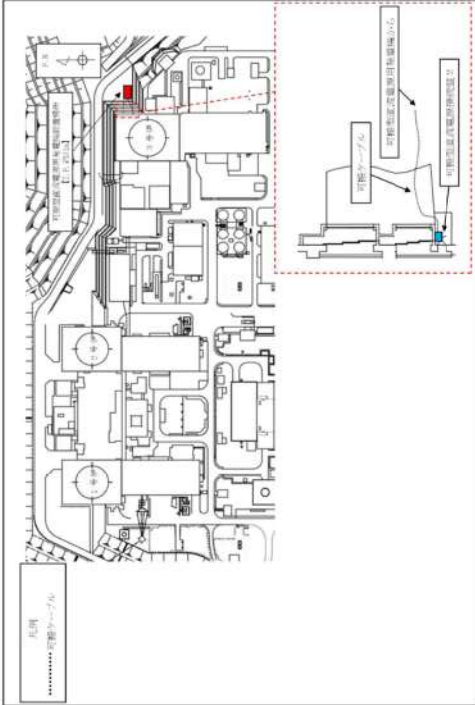
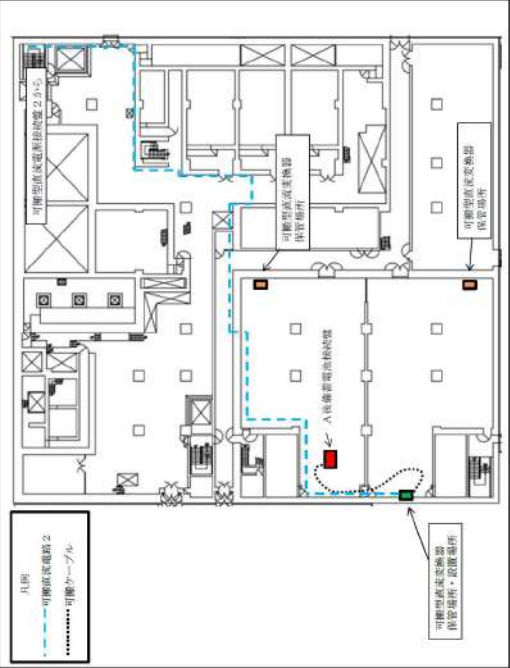
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例              .....可搬型直流電源</p> <p>可搬型直流電源接続機              可搬型直流電源              可搬型直流電源用発電機</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

図 57.8.11 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続機～可搬型直流電源用発電機設置場所  
 ～A後備蓄電池接続機～A直流母線電路 可搬型直流電源用発電機設置場所

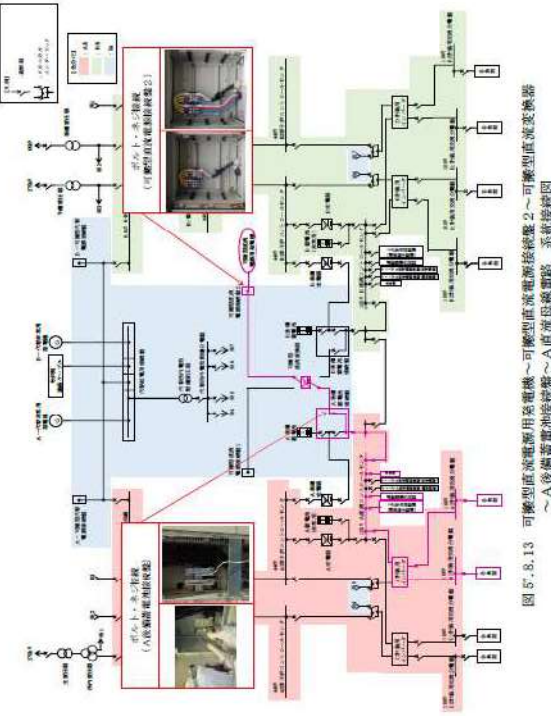
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.8.12 可搬型直流電源装置用充電機～可搬型直流電源装置系統2～可搬型直流電源装置～A後継蓄電池系統～A直流母線電路 可搬型直流電源装置配置場所</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図5.8.13 可換型直流蓄電池装置～可換型直流電源接続線2～A直流母線電路～A後備蓄電池装置～A直流母線電路 系統図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

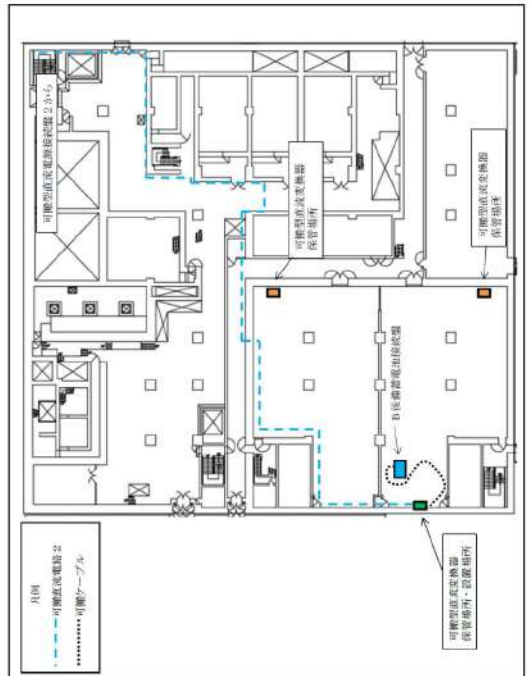
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.8.14 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源用発電機配線場 2～可搬型直流電源用発電機 可搬型直流電源用発電機配線場              B 後備蓄電池接続装置～B 直流母線電路</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.3.16 可搬型直流電源用母線～可搬型直流電源接続装置2～可搬型直流電源装置～B直流母線回路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-9 代替所内電気設備の設備構成について</p>	<p>57-9 代替電源設備について</p>	<p>57-9 代替電源設備について</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

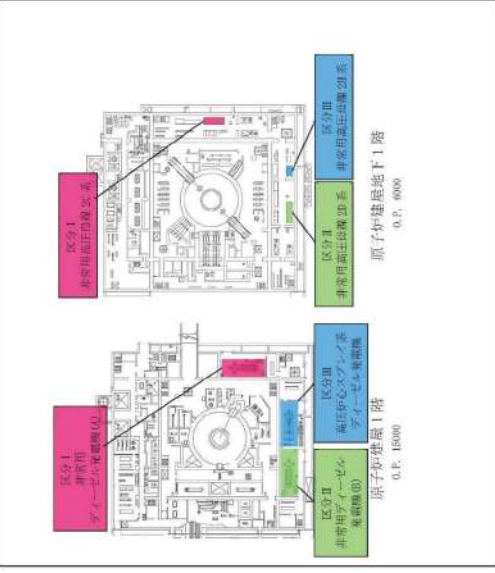
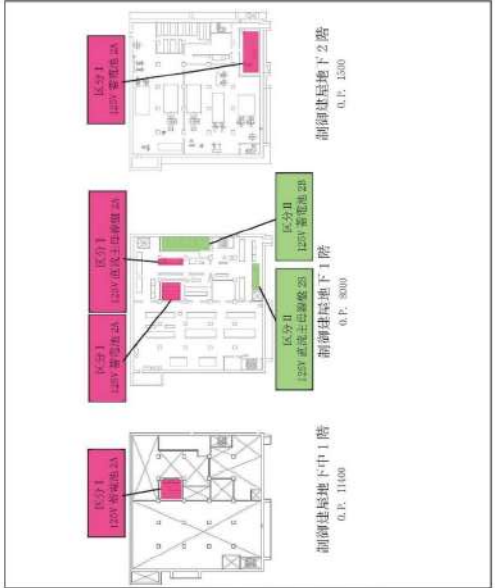
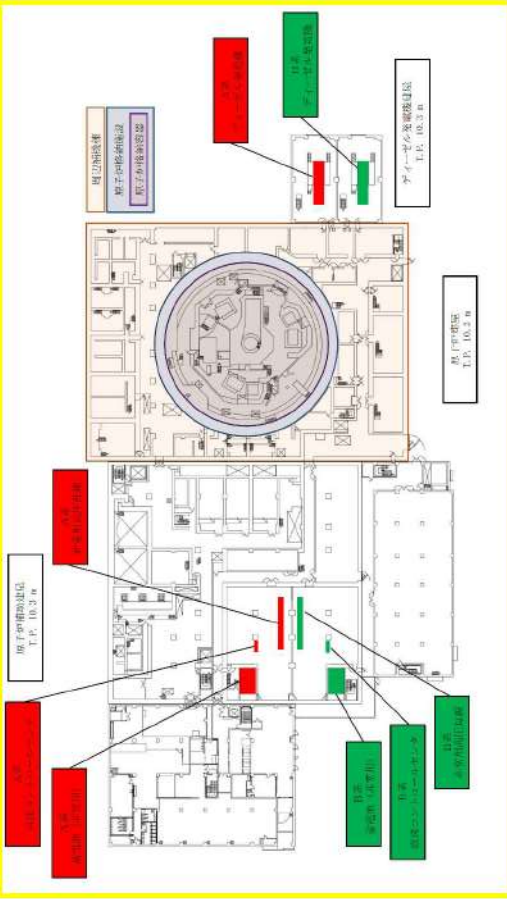
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>1. 代替電源設備について</p> <p>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故においては、津波によりディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、ディーゼル発電機及びメタクラ等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至った。</p> <p>伊方3号機においては、設計基準対象施設としてディーゼル発電機及びメタクラ等の電気設備を設置している。これら電気設備は、設計基準の津波高さよりも高所にあり、かつ隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図るとともに互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保できる設計としている。</p>	<p>1. 代替電源設備について</p> <p>東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、設計基準事故対処設備として非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。女川原子力発電所2号炉の敷地高さは、O.P.約+13.8mであり、設計基準津波 O.P.+23.1m より低い、高さ約 15m(O.P.約+29m)の防潮堤を設置する。また、隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57-9-1~3)</p> <p>*O.P.：女川 原子力発電所工事用基準面</p>	<p>1. 代替電源設備について</p> <p>東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>泊発電所3号炉においては、設計基準事故対処設備としてディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。泊発電所3号炉の敷地高さは、T.P.約 10.0m であり、設計基準津波 T.P. 約 16.5m より低い、高さ約 16.5m (T.P.約 26.5m)の防潮堤を設置する。また、障壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57.9.1)</p> <p>*T.P.：東京湾平均海面</p>	<p>【大飯】                  記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備名称の相違                  ・女川：女川原子力発電所2号炉→泊：泊発電所3号炉                  設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】                  プラント設置位置高さ等の相違                  ・女川：敷地高さ+13.8m→泊：+10.0m                  ・女川：防潮堤高さ約 15m(O.P.約+29m)→泊：約 16.5m (T.P.約+26.5m)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違                  ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統(区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ)である。                  ・泊は大飯及び他 PWR と同じ2系統(A系、B系)構成である。(以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。)</p> <p>【女川】                  記載表現の相違                  ・女川：O.P.→泊：T.P.                  ・女川：隔壁→泊：障壁</p> <p>図表番号の相違                  (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>「」の範囲については、第5条「津波による損傷の防止」の審査進捗を踏まえて今後修正を行う。</p>

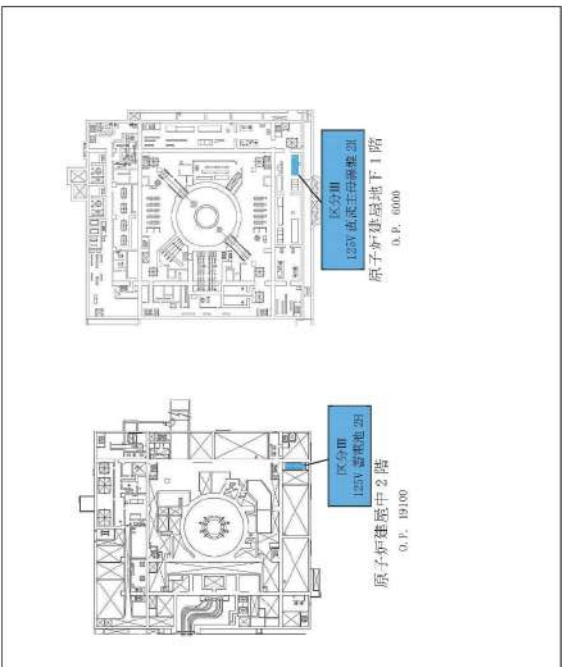
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-1 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機及び非常用高圧母線の配置</p>  <p>図 57-9-2 125V蓄電池 2A 及び 125V蓄電池 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の配置</p>	 <p>図 57.9.1 ディーゼル発電機、非常用高圧母線、蓄電池 (非常用) 及び直流母線の配置</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 850 1144 868">図 57-9-3 125V 蓄電池 2H 及び 125V 直流主母線盤 2H の配置</p>		<p data-bbox="1845 145 2130 193">【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57-9-1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条／技術基準規則第61条：図57-9-(46-1)～57-9-(46-2)</p> <p>設置許可基準規則第51条／技術基準規則第66条：図57-9-(51-1)～57-9-(51-2)</p> <p>設置許可基準規則第52条／技術基準規則第67条：図57-9-(52-1)～57-9-(52-2)</p> <p>設置許可基準規則第53条／技術基準規則第68条：図57-9-(53-1)～57-9-(53-2)</p> <p>設置許可基準規則第54条／技術基準規則第69条：図57-9-(54-1)～57-9-(54-2)</p> <p>設置許可基準規則第59条／技術基準規則第74条：図57-9-(59)</p> <p>設置許可基準規則第60条／技術基準規則第75条：図57-9-(60)</p> <p>設置許可基準規則第61条／技術基準規則第76条：図57-9-(61)</p> <p>設置許可基準規則第62条／技術基準規則第77条：図57-9-(62-1)～57-9-(62-2)</p>	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57.9.1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条／技術基準規則第61条：図57.9.2～図57.9.3</p> <p>設置許可基準規則第51条／技術基準規則第66条：図57.9.4</p> <p>設置許可基準規則第52条／技術基準規則第67条：図57.9.5～図57.9.6</p> <p>設置許可基準規則第53条／技術基準規則第68条：図57.9.7～図57.9.8</p> <p>設置許可基準規則第54条／技術基準規則第69条：図57.9.9～図57.9.10</p> <p>設置許可基準規則第59条／技術基準規則第74条：図57.9.11～図57.9.12</p> <p>設置許可基準規則第60条／技術基準規則第75条：図57.9.13</p> <p>設置許可基準規則第61条／技術基準規則第76条：図57.9.14</p> <p>設置許可基準規則第62条／技術基準規則第77条：図57.9.15～図57.9.16</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

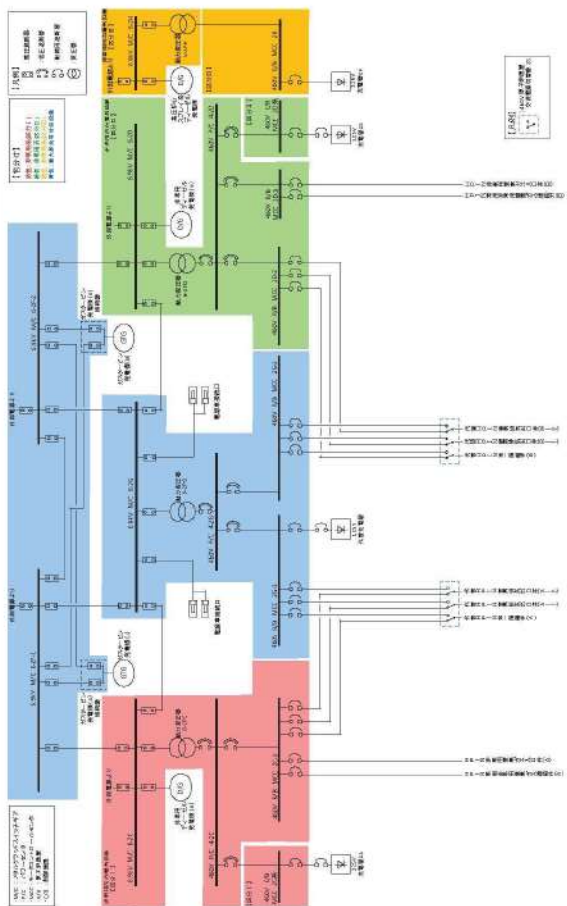
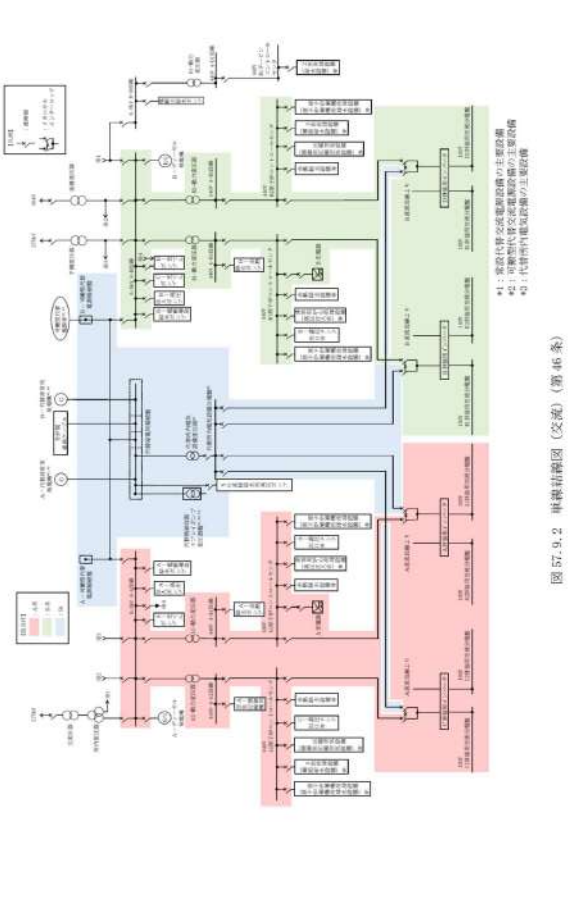
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>表 57-9-1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。		第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。		<p>表 57.9.1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td>緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。</td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。	第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。																																																														
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。																																																														
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。																																																													
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。																																																														



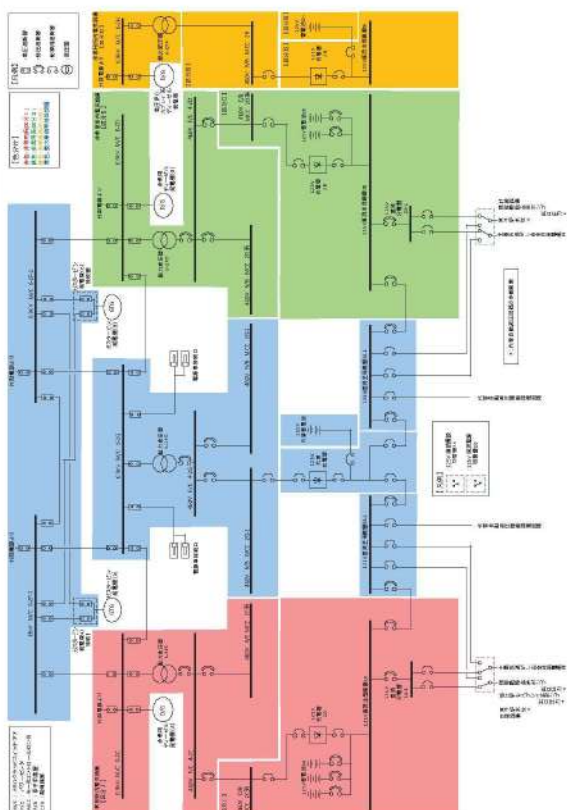
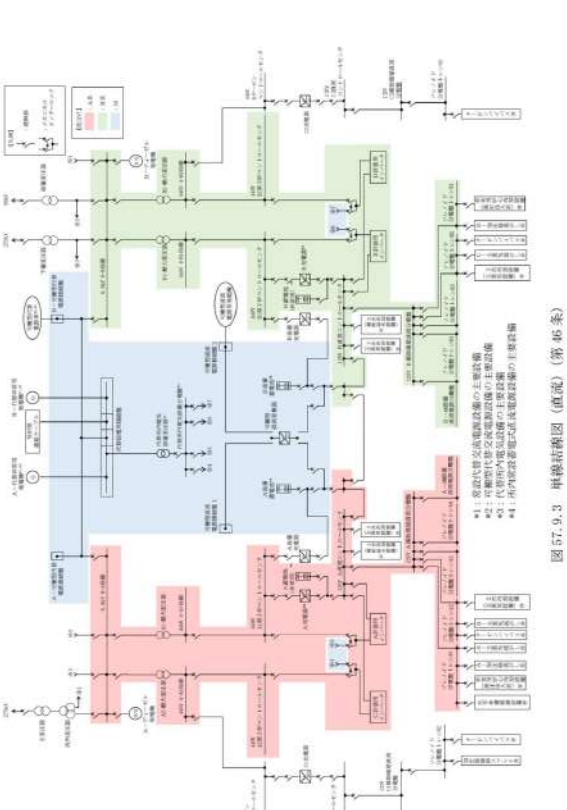
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(46-1) 単線結線図(交流)(第46条)</p>	 <p>図 57.9.2 単線結線図(交流)(第46条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(46-2) 単線結線図(直流)(第46条)</p>	 <p>図 57.9.3 単線結線図 (直流) (第46条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

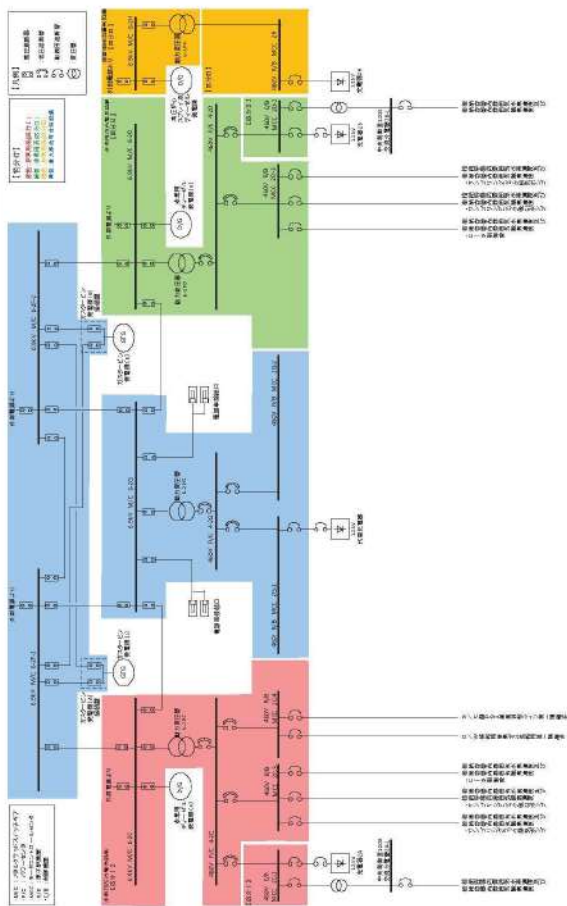
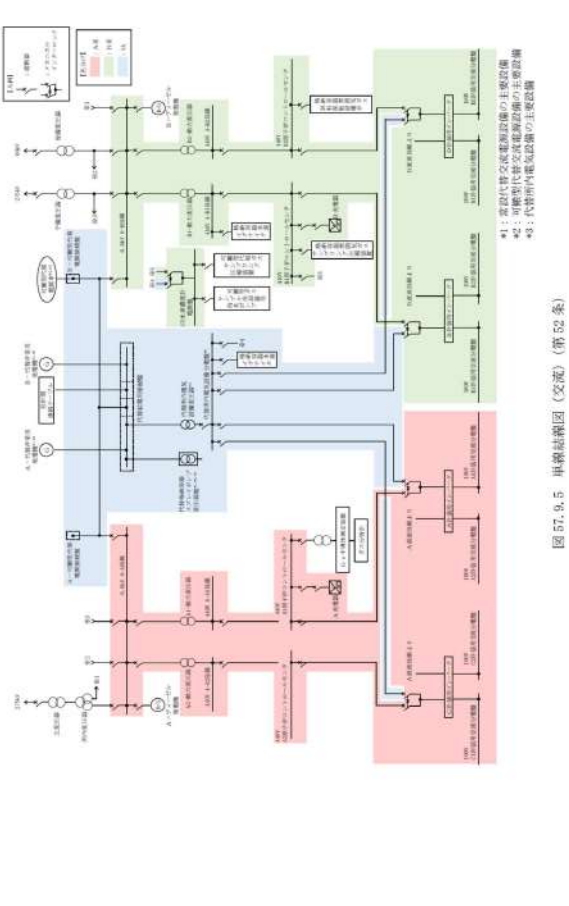
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-9-(B-1) 単線結線図(交流)(第51条)</p>	<p>図57-9-4 単線結線図(交流)(第51条)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>
	<p>図57-9-(B1-2) 単線結線図(直流)(第51条)</p>		

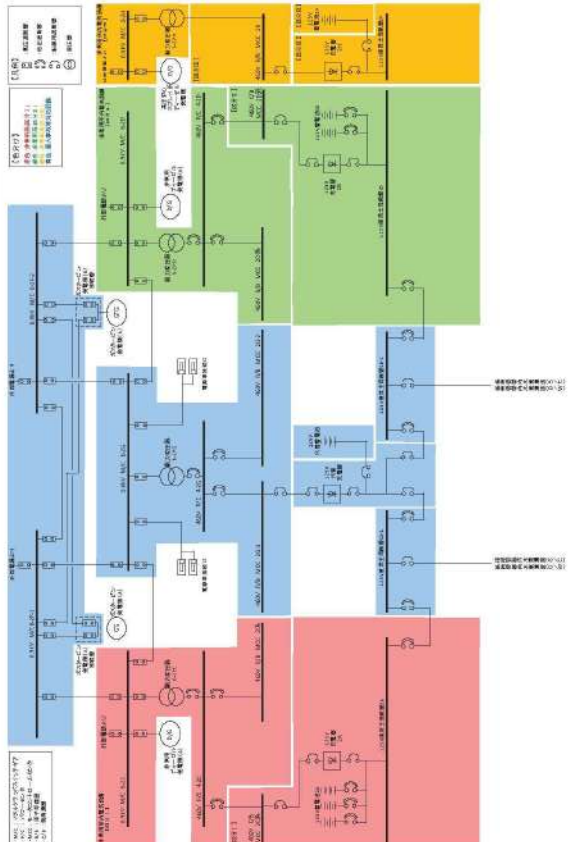
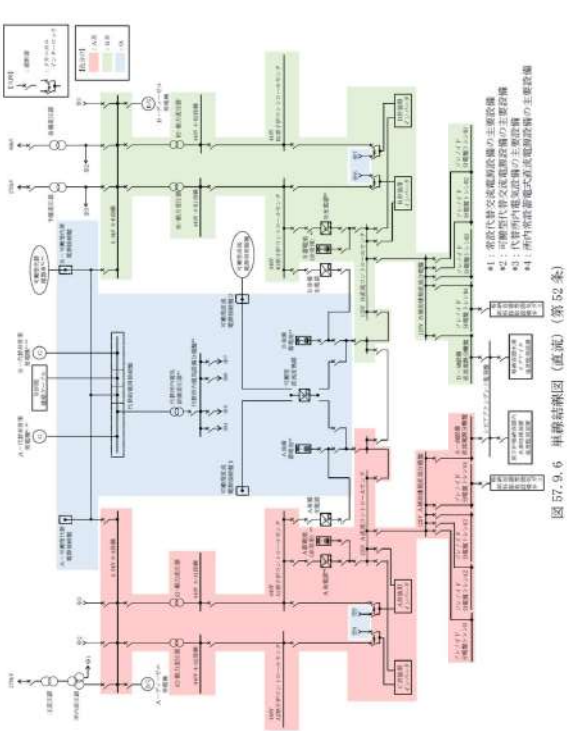
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-(52-1) 単線結線図(交流) (第52条)</p>	 <p>図57.9.5 単線結線図(交流) (第52条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

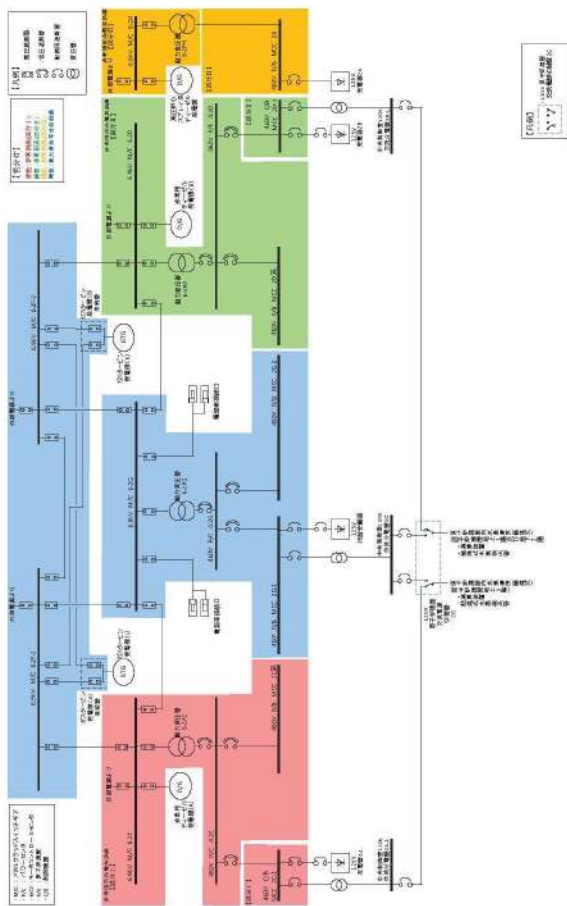
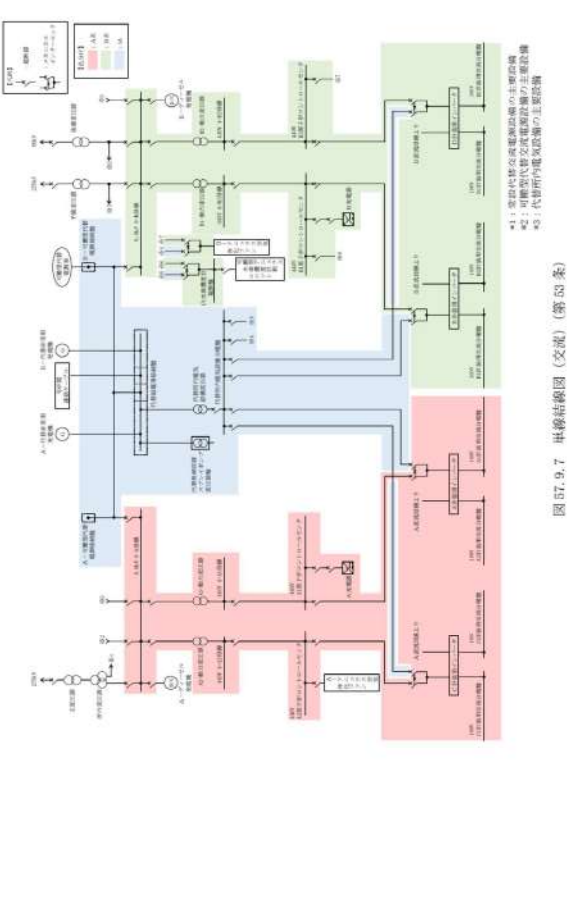
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(52-2) 単線結線図(直流) (第52条)</p>	 <p>図 57.9.6 単線結線図(直流) (第52条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

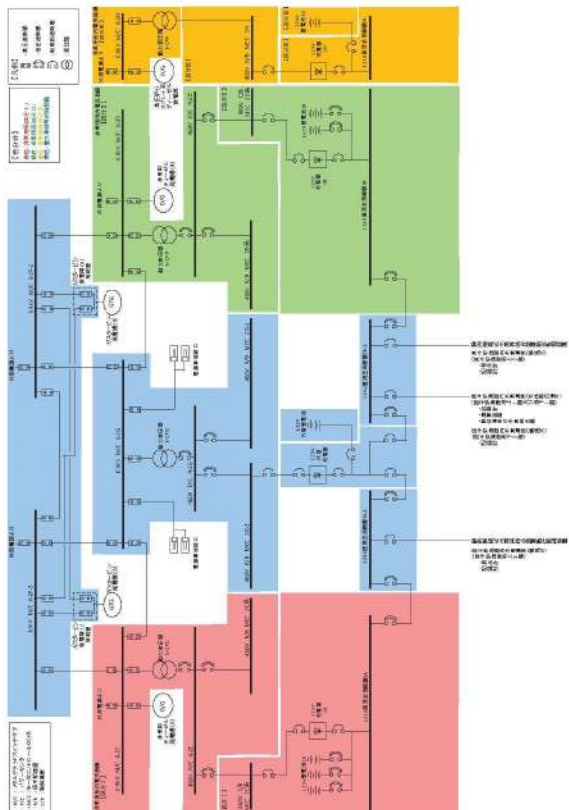
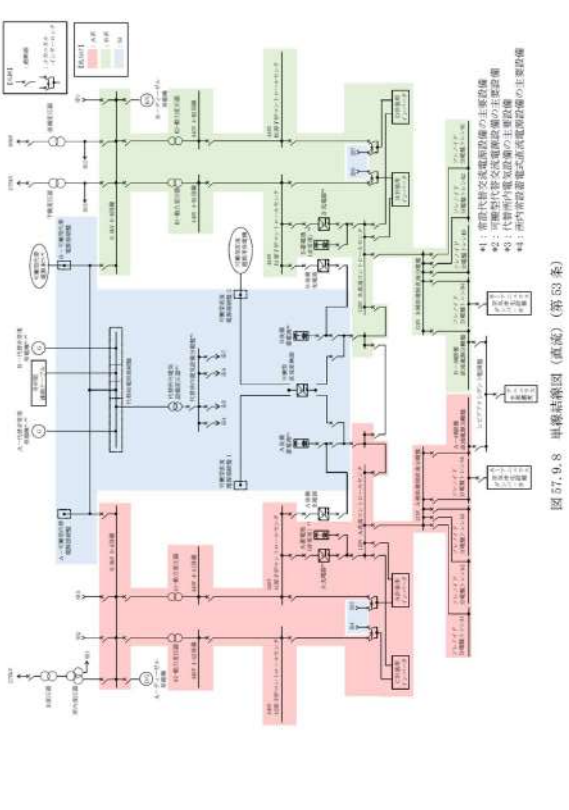
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-1) 単線結線図(交流)(第53条)</p>	 <p>図 57.9.7 単線結線図 (交流) (第53条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-2) 単線結線図(直流) (第53条)</p>	 <p>図 57.9.8 単線結線図 (直流) (第53条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

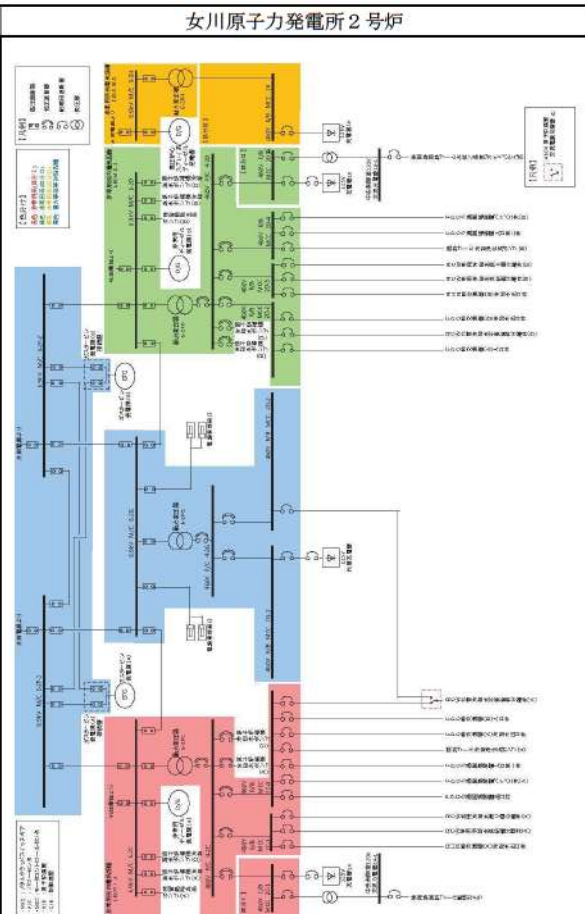
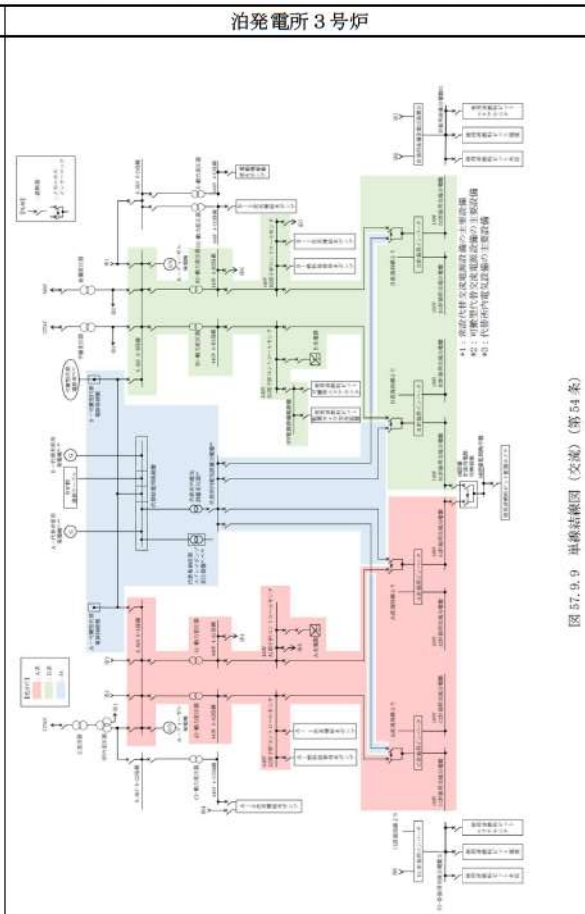
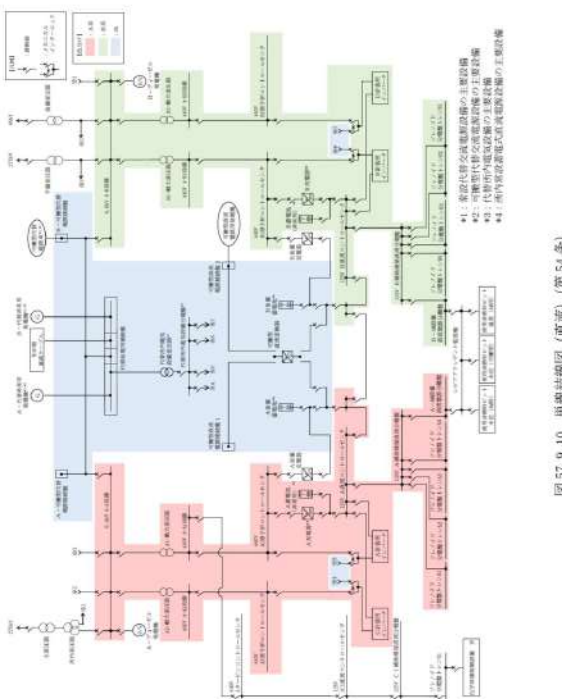
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 1029 1142 1061">図 57-9-(54-1) 単線結線図(交流)(第54条)</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 2105 199">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1836 199 1904 223">【女川】</p> <p data-bbox="1836 223 1926 247">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 255 2161 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

図 57.9.9 単線結線図 (交流) (第54条)



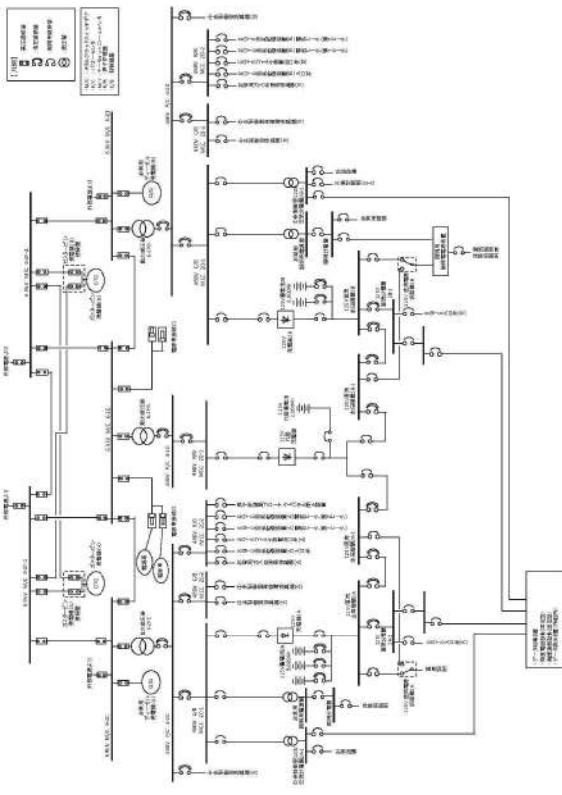
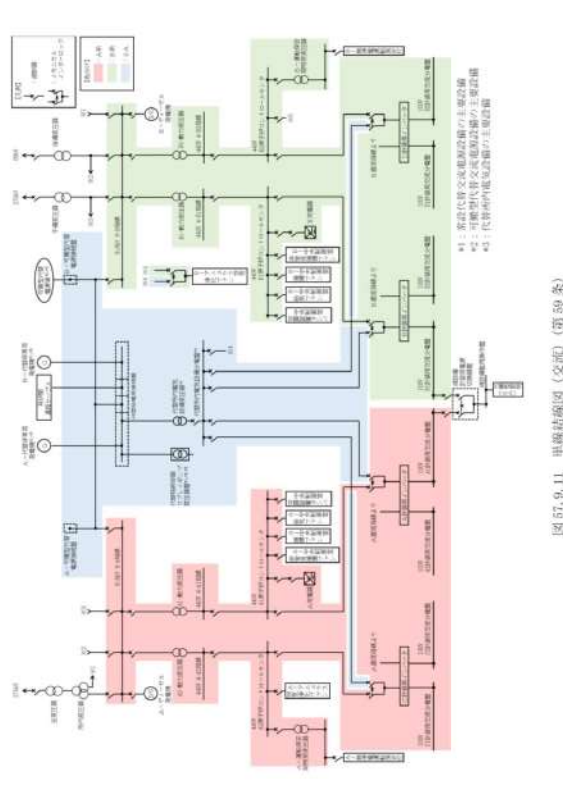
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(54-2) 単線結線図(直流) (第54条)</p>	 <p>図 57.9.10 単線結線図 (直流) (第54条)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

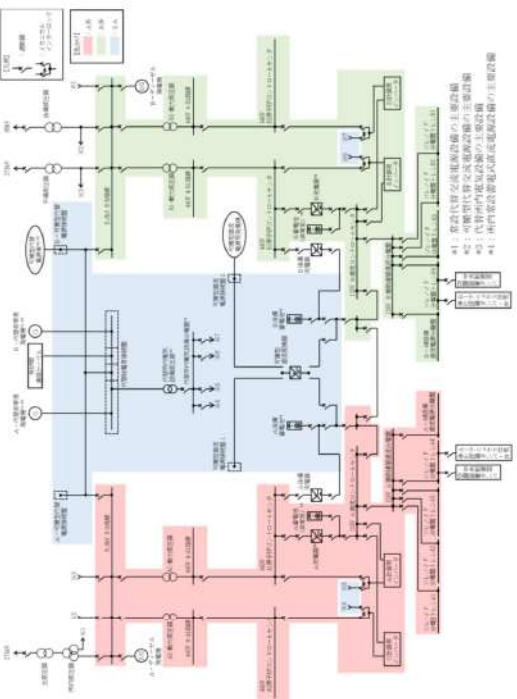
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(59) 単線結線図 (第59条)</p>	 <p>図 57.9.11 単線結線図 (交流) (第59条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.9.12 単線結線図 (直配) (第59条)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-(60) 単線結線図(交流) (第60条)</p>	<p>図 57.9.13 単線結線図 (第60条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

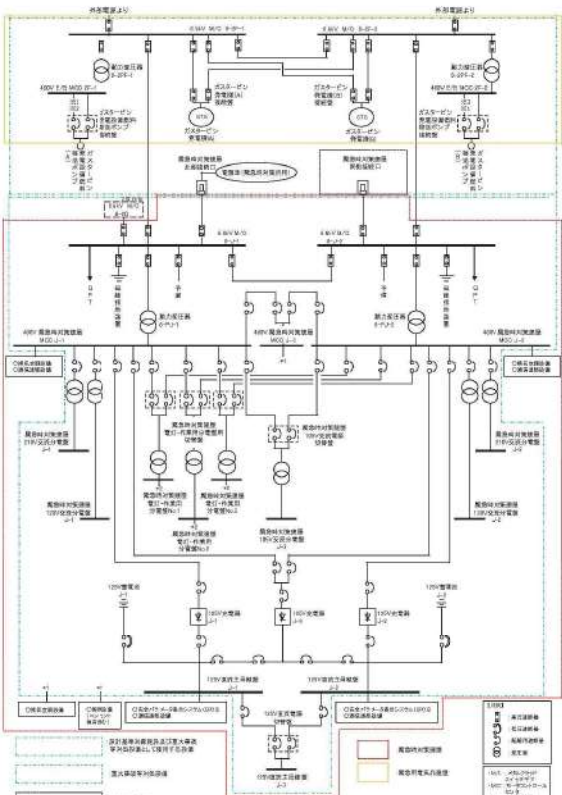
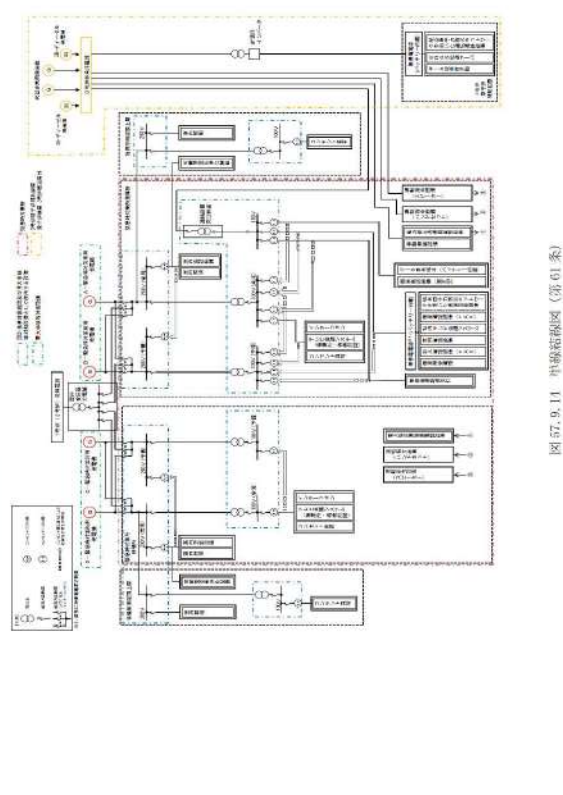
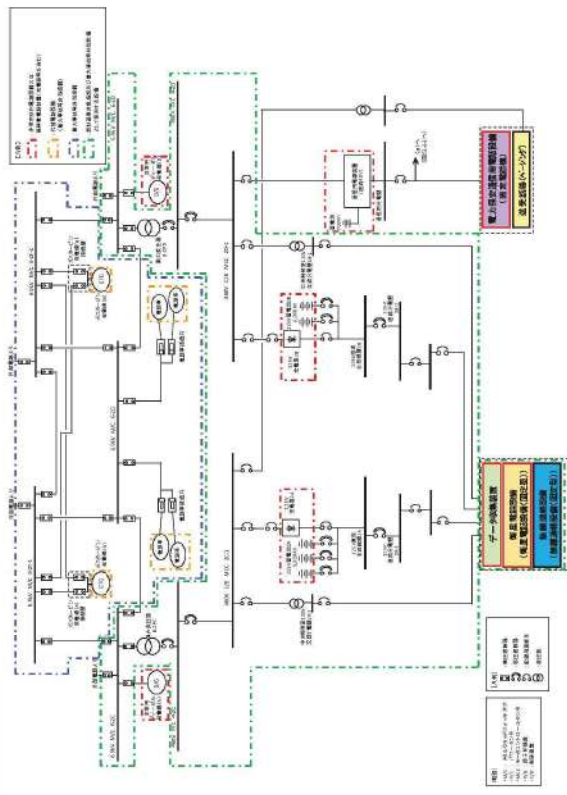
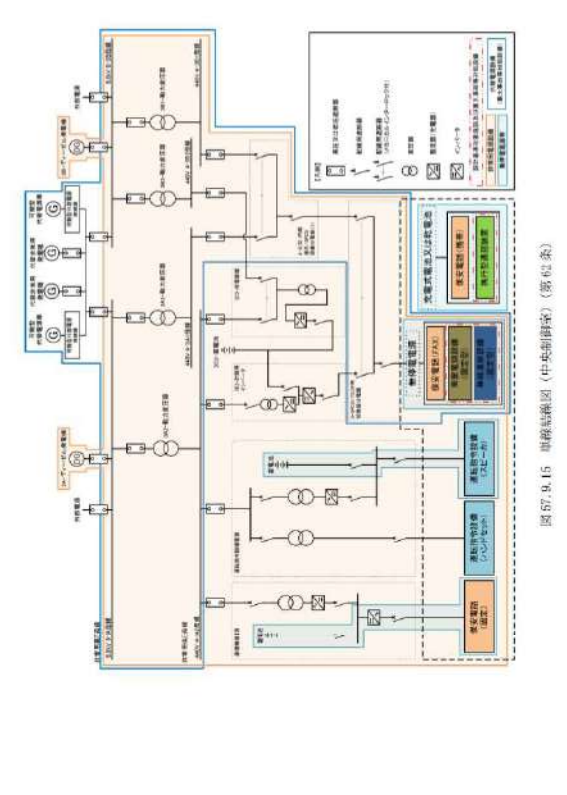
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-9-(61) 単線結線図(第61条)</p>		<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

図 57.9.11 単線結線図 (第61条)

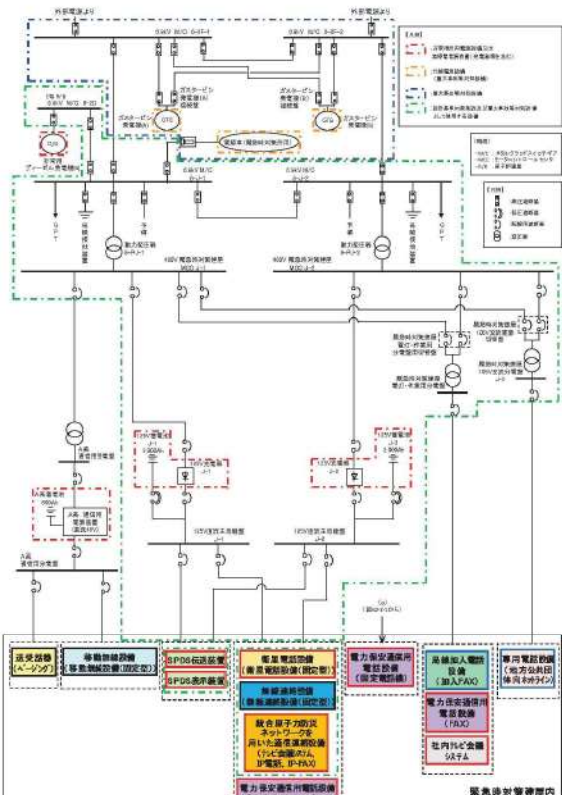
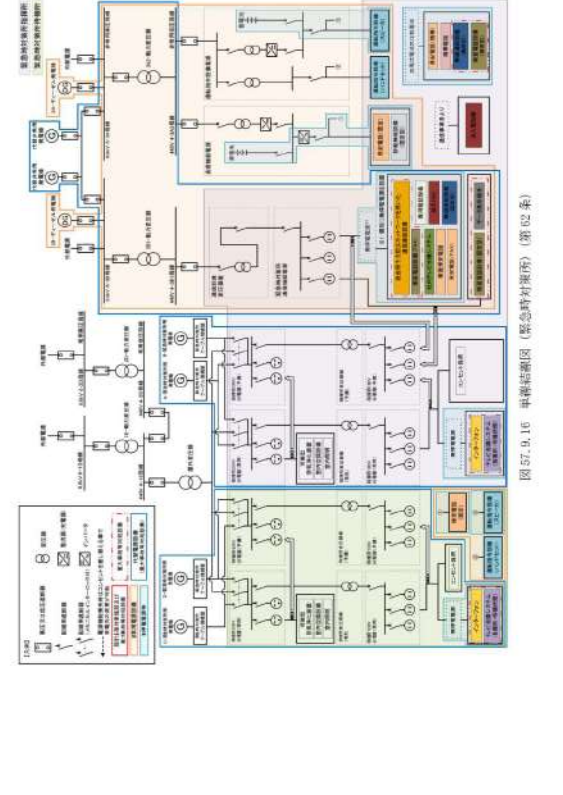
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(62-1) 単線結線図(中央制御室)(第62条)</p>	 <p>図 57-9-15 単線結線図(中央制御室)(第62条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(62-2) 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	 <p>図 57.9.16 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 ガスタービン発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、<b>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>を設置しており、<b>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>が故障した場合の常設代替交流電源設備として、<b>ガスタービン発電機</b>を設置する。</p> <p><b>ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料系統は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクとは独立したガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー及び軽油タンクから補給可能とすることから、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</b></p> <p><b>ガスタービン発電機は1台あたり非常用短時間仕様3,600kW(常用連続運用仕様:約3,033kW)の発電装置を2台(7,200kW)設置し、表57-9-2のとおり有効性評価において最大負荷となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約4,615kW、連続負荷約3,220kW)に対し、十分な容量を確保する。</b></p> <p>表57-9-2 ガスタービン発電機の負荷                      (雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合)                      (その他負荷を含む負荷の内訳は添付資料57-9-1参照)</p> <table border="1" data-bbox="772 869 1131 1380"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW) (停止負荷容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時発電機</td><td>305.00</td></tr> <tr><td>緊急用電気設備</td><td>375.00</td></tr> <tr><td>D 母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>32.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等*</td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>545.72</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(49.70)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(104.02)</td></tr> <tr><td>C 母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>32.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等*</td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>1,287.32</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(226.50)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(283.02)</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器 圧調整系ポンプ</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>蒸留脱塩去水ポンプ*</td><td>511.60</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>90.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>179.49</td></tr> <tr><td>2 回目停止負荷</td><td>(3.70)</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計・連続負荷</td><td>3,220.00</td></tr> <tr><td>最大負荷(図57-9-4参照)</td><td>4,614.24</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む                      *2：起動時負荷1,080.0kW</p>	負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)	緊急時発電機	305.00	緊急用電気設備	375.00	D 母線自動起動負荷		・125V 充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室 120V 交流分電盤	32.50	・非常用ガス処理系排風機等*	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	545.72	・1回目停止負荷	(49.70)	・3回目停止負荷	(104.02)	C 母線自動起動負荷		・125V 充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室 120V 交流分電盤	32.50	・非常用ガス処理系排風機等*	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	1,287.32	・1回目停止負荷	(226.50)	・3回目停止負荷	(283.02)	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	中央制御室送風機	110.00	中央制御室再循環送風機	15.00	原子炉格納容器 圧調整系ポンプ	22.00	蒸留脱塩去水ポンプ*	511.60	代替循環冷却ポンプ	90.00	その他負荷	179.49	2 回目停止負荷	(3.70)	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	合計・連続負荷	3,220.00	最大負荷(図57-9-4参照)	4,614.24	<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 代替非常用発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機を設置しており、ディーゼル発電機が故障した場合の常設代替交流電源設備として、<b>代替非常用発電機</b>を設置する。</p> <p><b>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料油設備はディーゼル発電機燃料油サービスタンクとは独立した可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)から補給可能とすることから、ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</b></p> <p><b>代替非常用発電機は1台あたり約1,380kWの発電装置を2台(2,760kW)設置し、表57.9.2のとおり有効性評価において最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シール LOCA が発生する事故」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約2,139kW、連続負荷約1,645kW)に対し、十分な容量を確保する。</b></p> <p>表57.9.2 代替非常用発電機の負荷                      (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シール LOCA が発生する事故)</p> <table border="1" data-bbox="1265 869 1814 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器 (A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td><td>22kW (A 充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B 充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A 充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B 充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*</td><td>7 kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷) (最大負荷) (図57.9.17)</td><td>1,645kW 2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：事故シークエンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器を含む)		22kW (B 充電器を含む)		22kW (A 充電器を含む)		22kW (B 充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*	7 kW	合計 (連続負荷) (最大負荷) (図57.9.17)	1,645kW 2,139kW	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                      炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料系統一泊：燃料油設備</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (タンクローリー)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】                      設備仕様の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な容量を確保しているという点において同等である。</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <p>・女川は負荷容量が最大となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」について記載している。</p> <p>・泊は大飯及び他 PWR 電力と同様に負荷が最大となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シール LOCA が発生する事故」について記載している。</p> <p>給電対象の相違</p> <p>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</p>
負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)																																																																																																							
緊急時発電機	305.00																																																																																																							
緊急用電気設備	375.00																																																																																																							
D 母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V 充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室 120V 交流分電盤	32.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等*	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	545.72																																																																																																							
・1回目停止負荷	(49.70)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(104.02)																																																																																																							
C 母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V 充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室 120V 交流分電盤	32.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等*	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	1,287.32																																																																																																							
・1回目停止負荷	(226.50)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(283.02)																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
中央制御室送風機	110.00																																																																																																							
中央制御室再循環送風機	15.00																																																																																																							
原子炉格納容器 圧調整系ポンプ	22.00																																																																																																							
蒸留脱塩去水ポンプ*	511.60																																																																																																							
代替循環冷却ポンプ	90.00																																																																																																							
その他負荷	179.49																																																																																																							
2 回目停止負荷	(3.70)																																																																																																							
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																																																							
その他負荷	1.50																																																																																																							
合計・連続負荷	3,220.00																																																																																																							
最大負荷(図57-9-4参照)	4,614.24																																																																																																							
負荷名称	負荷容量																																																																																																							
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																							
充電器 (A, B)	113kW																																																																																																							
	113kW																																																																																																							
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器を含む)																																																																																																							
	22kW (B 充電器を含む)																																																																																																							
	22kW (A 充電器を含む)																																																																																																							
	22kW (B 充電器を含む)																																																																																																							
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																																							
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																							
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																																							
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																																							
中央制御室照明等	23kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																							
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*	7 kW																																																																																																							
合計 (連続負荷) (最大負荷) (図57.9.17)	1,645kW 2,139kW																																																																																																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及び軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-7及び図57-3-8)参照のこと。</p>	<p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.6) 参照のこと。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)                      設備名称の相違(燃料油貯油槽)                      設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p>
	<p>図57-9-4 ガスタービン発電機負荷積上                      (雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合)</p>	<p>図57.9.17 代替非常用発電機負荷積上                      (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉車輪冷却機能の喪失及びRCPシールドLOCAが発生する事故)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<p>1.1.2 電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置するガスタービン発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として電源車を配備する。電源車は以下の2つのケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>(2) 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷への給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は表57-9-3のとおり、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWである。したがって、電源車2台分を必要容量(680kW=400kVA×力率0.85×2台)とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機が使用不能の場合、ガスタービン発電機の代替として電源車を使用するが、有効性評価のシナリオにおいて短時間に電源車を使用開始しなければならないため、電源車での対応が困難なケースもある。(添付資料57-9-2参照)</p> <p style="text-align: center;">表 57-9-3 電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="678 834 1229 1390"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>34.00</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>90.00</td></tr> <tr><td>その他負荷*</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計：連続負荷</td><td>669.30</td></tr> <tr><td>最大負荷(図57-9-5参照)</td><td>670.05</td></tr> </tbody> </table> <p>*：起動時負荷1.5kW</p>	負荷名称	容量(kW)	125V 充電器	118.00	非常用照明	34.00	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50	その他負荷	7.20	125V 充電器	118.00	非常用照明	22.00	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50	その他負荷	7.10	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	その他負荷	90.00	その他負荷*	1.50	合計：連続負荷	669.30	最大負荷(図57-9-5参照)	670.05	<p>1.1.2 可搬型代替電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置する代替非常用発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として可搬型代替電源車を配備する。可搬型代替電源車は以下のケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は表57.9.3のとおり、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWである。したがって、可搬型代替電源車1台分を必要容量(1,760kW=2,200kVA×力率0.8)とする。</p> <p style="text-align: center;">表 57.9.3 可搬型代替電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="1261 831 1818 1313"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器 (A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷) (図57.9.18)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量	充電器 (A, B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計 (連続負荷)	553kW	(最大負荷) (図57.9.18)	788kW	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：低圧代替注水系</li> <li>・泊：原子炉格納容器冷却等</li> </ul> <p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>
負荷名称	容量(kW)																																																																								
125V 充電器	118.00																																																																								
非常用照明	34.00																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50																																																																								
その他負荷	7.20																																																																								
125V 充電器	118.00																																																																								
非常用照明	22.00																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50																																																																								
その他負荷	7.10																																																																								
復水移送ポンプ	45.00																																																																								
復水移送ポンプ	45.00																																																																								
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																								
その他負荷	1.50																																																																								
その他負荷	90.00																																																																								
その他負荷*	1.50																																																																								
合計：連続負荷	669.30																																																																								
最大負荷(図57-9-5参照)	670.05																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																								
充電器 (A, B)	113kW																																																																								
	113kW																																																																								
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)																																																																								
	22kW (B充電器を含む)																																																																								
	22kW (A充電器を含む)																																																																								
	22kW (B充電器を含む)																																																																								
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																								
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																								
中央制御室給気ファン	21kW																																																																								
中央制御室循環ファン	13kW																																																																								
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																								
中央制御室照明等	23kW																																																																								
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																								
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																								
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																								
合計 (連続負荷)	553kW																																																																								
(最大負荷) (図57.9.18)	788kW																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 125V 充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V 代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V 充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V 代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V 充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×力率0.85×1台)とする。</p> <p>(1)及び(2)において、常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な電源車による受電を行う。(57-8 電源車接続に関する説明書)</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-1~4)参照のこと。</p>	<p>常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な可搬型代替電源車による受電を行う。</p> <p>(57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書)</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.1~2)参照のこと。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(可搬型代替電源車)                      設備名称の相違(燃料油貯油槽)                      設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】                      記載の充実(美浜審査実績を参照)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池である、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hとして構成する。非常用の常設蓄電池のうち、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(長期TB)」、「全交流動力電源喪失(TBU)」及び「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-12~14)参照のこと。</p>	<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池である、蓄電池(非常用)で構成する。非常用の常設蓄電池である蓄電池(非常用)は、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-4系統図(図57.4.10~14)参照のこと。</p>	<p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違                  設備・運用の相違 (設計基準拡張)</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違 (蓄電池(非常用))</p> <p>【女川】</p> <p>設備・対応手段の相違 (負荷切り離し)                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】</p> <p>想定事故シーケンスの相違</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.2 常設代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B)との多様化を図り、常設代替直流電源設備として125V代替蓄電池及び250V蓄電池を設置する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、交流電源及び直流電源の喪失直後に125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。また、全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池の容量は、24時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V蓄電池の容量は、24時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(TBD)」及び所内常設蓄電池式直流電源設備と組み合わせた「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件も満足するものである。各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>常設代替直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-15-18)参照のこと。</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.3 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型代替交流電源設備である電源車並びに 125V 代替充電器及び 250V 充電器並びに常設代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池の容量は、24 時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V 蓄電池の容量は、24 時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。なお、125V 代替充電器の容量は、高圧代替注水系等の必要な負荷容量(155.3A)を上回る容量(700A)を確保し、250V 充電器の容量は、直流駆動低圧注水系等の必要な負荷容量(356.0A)を上回る容量(400A)を確保し、また、電源車へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器及び 250V 充電器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図 57-3-19~26)参照のこと。</p>	<p>1.2.2 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる 蓄電池 (非常用) 及び所内常設蓄電池式直流電源設備の後備蓄電池)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の容量は、24 時間にわたり、直流電源を必要とする負荷容量(約 158.5A)を上回る容量(200A/個)を確保する設計とする。また、可搬型直流電源用発電機へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図 57.4.15~18)参照のこと。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備) 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽) 設備名称の相違(タンクローリ) 【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p>